

事務事業番号	事務事業名
28109	原動機付自転車の登録に関する事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の登録及び標識等の交付に関する事務	原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の登録及び標識等の交付に関する事務	
実施方法等	原動機付自転車等の所有者からの申告により、基幹業務システムに原動機付自転車等の情報を登録し、標識及び標識交付証明書を交付する。また、原動機付自転車を所有しなくなった者からの申告により、基幹業務システムから原動機付自転車等の情報を抹消し、標識及び標識交付証明書の回収、廃車証明書等の交付を行う。 他市町村で廃車の手続きを行わずに転入した原動機付自転車等に関する課税物件異動通知の処理、県公安委員会等からの原動機付自転車等の所有者に関する照会に関する回答等を行う。	原動機付自転車等の所有者からの申告により、基幹業務システムに原動機付自転車等の情報を登録し、標識及び標識交付証明書を交付する。また、原動機付自転車を所有しなくなった者からの申告により、基幹業務システムから原動機付自転車等の情報を抹消し、標識及び標識交付証明書の回収、廃車証明書等の交付を行う。 他市町村で廃車の手続きを行わずに転入した原動機付自転車等に関する課税物件異動通知の処理、県公安委員会等からの原動機付自転車等の所有者に関する照会に関する回答等を行う。	
水準	処理件数（新規・廃車・譲渡）	月平均360台	月平均100台
	ご当地ナンバー（課税標識）	導入していない。	ご当地ナンバー（金太郎ナンバー）と通常ナンバーのいずれかを選択可能
	希望標識番号の選択	50cc以下の原動機付自転車に限り、採番作成済の標識の中から希望する番号を選択することが可能	希望番号選択不可
	申告窓口	本庁に限る。	本庁に限る。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	処理件数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。	
水準	処理件数（新規・廃車・譲渡）	月平均460台
	ご当地ナンバー（課税標識）	導入しない。
	希望標識番号の選択	50cc以下の原動機付自転車に限り、採番作成済の標識の中から希望する番号を選択することを可能とする。
	申告窓口	本庁（小田原市役所）に限る。
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a: 合併時

事務事業番号		事務事業名	
29102		市税の口座振替に関する事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		納税者からの申込みにより、市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を口座振替する。	納税者からの申込みにより、市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を口座振替する。
実施方法等		口座振替の申込み方法は、金融機関の店頭受付、市県民税（普通徴収）及び固定資産税・都市計画税納税通知書に同封するはがき様式申込書又は市ホームページからダウンロードできる申込書による郵送受付の方法がある。 納税者から金融機関に提出のあった口座振替申込書の情報を基幹業務システムに登録し、新規申込者に対しては、口座振替開始通知書を郵送する。口座振替は、各税目の納期限の日に行い、口座振替データは、伝送方式により金融機関と受渡しを行っている。	口座振替の申込みは、金融機関の窓口で行う。 納税者から金融機関に提出のあった口座振替申込書の情報を基幹業務システムに登録する。 口座振替は、各税目の納期限の日に行い、口座振替データは、磁気ディスク授受方式により金融機関と受渡しを行っている。
水準	口座振替が可能な金融機関	14機関（横浜銀行、スルガ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、静岡銀行、三井住友銀行、静岡中央銀行、三井住友信託銀行、さがみ信用金庫、中南信用金庫、中央労働金庫、小田原第一信用組合、かながわ西湘農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局含む。））	8機関（横浜銀行、スルガ銀行、三井住友銀行、さがみ信用金庫、中央労働金庫、小田原第一信用組合、かながわ西湘農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局含む。））
	金融機関に支払う口座振替手数料	1件につき、10円（税抜）	1件につき、10円（税抜）
	申込処理件数（新規・廃止・変更）	月平均 約340件（ただし、5月～8月に集中）	月平均 約60件（ただし、5月～8月に集中）
	口座振替件数（期別件数）	年間約198,000件	年間約49,253件
	口座振替不能件数（期別件数）	年間約6,000件	年間約824件
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		処理件数の多い小田原市の方式に合わせる。	
水準	口座振替が可能な金融機関	14機関（横浜・スルガ・みずほ・りそな・静岡・三井住友・静岡中央・三井住友信託・ゆうちょ銀行、さがみ・中南信用金庫、中央労働金庫、小田原第一信用組合、かながわ西湘農業協同組合）	
	金融機関に支払う口座振替手数料	1件につき、10円（税抜）	
	申込処理件数（新規・廃止・変更）	月平均 約400件	
	口座振替件数（期別件数）	年間約247,000件	
	口座振替不能件数（期別件数）	年間約6,800件	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
31103		支所、地域センター住民窓口、連絡所、窓口コーナー、サービスセンター事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		戸籍・住民基本台帳等管理事務、印鑑登録関係事務の他に、小田原市事務分掌に関する規則（第5条）、小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則に基づく業務を行う。	戸籍・住民基本台帳等管理事務、印鑑登録関係事務の他に、南足柄市役所サービスセンター設置規則に基づく業務を行う。
実施方法等		支所7箇所、連絡所1箇所、地域センター住民窓口3箇所、窓口コーナー4箇所 戸籍・住民基本台帳等管理事務（31101）の内、支所、地域センター住民窓口、連絡所、窓口コーナーは、監督者1名（複数箇所の業務を含む）を含む正規職員と臨時職員の体制で、アークロード市民窓口を除く窓口コーナーは臨時職員のみで運営している。	サービスセンター2箇所 戸籍・住民基本台帳等管理事務（31101）の内、岡本サービスセンターは、所長1名（市民課長兼務）と正規職員と嘱託員の体制で、福沢サービスセンターは所長1名（市民課長兼務）と嘱託員及び臨時職員の体制で運営している。
水準	開設時間	別紙のとおり	別紙のとおり
	取扱事務	別紙のとおり	別紙のとおり
	取扱件数	届出業務44,249件 証明発行134,686件（内無料・公用件数 5,211件）収納業務255,392件	届出業務なし 証明発行11,311件（内無料・公用件数 0件）収納業務1,492件
調整方針（案）			
調整（案）内容		現行のとおりとする。ただし、南足柄市市民課の窓口は現在の小田原市支所等と同様の事務を取り扱う。 なお今後、小田原市、南足柄市の住民窓口の再編の検討状況に応じて調整し、合併に際しては、2市の方針を踏まえたと上で、改めて合併後の市における出先窓口のあり方を検討することとする。	
調整内容決定の考え方		2市の住民窓口施設のあり方を検討中であるが、方針が未定であるため。	
水準	開設時間	平日8:30～17:00	
	取扱事務	現行のとおりとする。ただし、南足柄市市民課の窓口は現在の小田原市支所等と同様の事務を取り扱う。	
	取扱件数	届出業務50,927件、証明発行178,599件、収納業務125,835件	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
032106		防犯事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小田原警察署や防犯指導員協議会と協力し、防犯啓発など各種事業の実施により、地域防犯力を向上させ、安全・安心なまちづくりを行う。	市防犯協会、暫金時隊等自主防犯組織（暫金時推進協議会）、足柄上地区防犯指導員、（松田警察署）等と協力し地域内から犯罪を抑止するため活動をしている。市は各事務局を担当している。
実施方法等		防犯協会による防犯啓発のための体制作りと啓発活動、防犯指導員による各地区における防犯パトロールや防犯キャンペーンの実施。	防犯キャンペーンや防犯パトロールを実施している。
水準	防犯協会事務	小田原警察署の指導のもと、会員（防犯指導員協議会や小田原地方金融機関防犯連絡会などの防犯団体など）が相互に連携を図りながら犯罪抑止や防犯意識啓発活動に1市3町で取り組んでいる。市が事務局を担当している。	松田警察署が管轄する足柄上地区1市5町が輪番（2年毎）で事務局となり、防犯意識の普及と犯罪の未然防止のために活動している。会長は事務局の自治会長連絡協議会会長であり、各首長が顧問となっている。市は補助金を交付している。
	防犯協会支部事務	小田原地方防犯協会の小田原支部である。防犯指導員や自治会などと連携を図りながら、安全・安心なまちを構築するため、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいる。市が事務局を担当している。	市長が会長、保潔司代表、民生委員代表、自治連代表、足柄上地区防犯指導員、松田警察署生活安全課職員等16名が役員となり、犯罪のない明るい社会の実現を目的として、防犯思想の普及徹底をはかり、道徳の高揚と自警心を喚起し各種犯罪を未然に防止し、もって治安維持に協力することを目的に啓発活動等を実施している。市は補助金を交付し、事務局も担当している。
	警察署管内防犯指導員協議会事務	小田原警察署が管轄する行政（1市3町）の防犯指導員47名で組織され、昭和53年4月に設置された。小田原地方防犯協会（小田原市長）及び小田原警察署長の連名で委嘱し、任期は2年である。小田原警察署の指導のもと、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいる。市が事務局を担当している。	松田警察署が管轄する行政（1市5町）の防犯指導員14名で組織されている。任期は2年である。松田警察署長の指導のもと、犯罪発生抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいる。1市5町が輪番で事務局を担当している。
	警察署管内防犯指導員協議会支部事務	小田原市内の防犯指導員26名で組織され、昭和53年8月に設置された。防犯指導員は26地区の自治会連合会から推薦された者で、地域自治会と連携を図りながら犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいる。毎月10日の「防犯の日」の青パトでの防犯広報パトロール、春と秋の地域安全運動期間での防犯啓発キャンペーンなど、地域に密着した防犯活動に取り組んでいる。市が事務局を担当している。	該当なし
	防犯啓発事業	防犯対策を普及徹底し、広く周知するため、小田原警察署管内防犯指導員と共に毎月10日及び安全・安心なまちづくり期間に青パトによる防犯パトロール及び広報活動を実施するとともに、街頭広報活動や自転車盗防止活動を行っている。	市防犯協会と暫金時推進協議会が協力して、防犯対策を普及啓発し、広く周知するため、街頭キャンペーンや防犯パトロール、自転車の施設確認等を行っている。また、毎月10日に足柄上地区防犯指導員が青パトによる防犯パトロール及び広報活動を実施するとともに、年金支給日（偶数月の15日）に防犯キャンペーンを実施している。
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原警察署と協力し、防犯活動を実施していく。	
調整内容決定の考え方		小田原市域が拡大すると想定した場合。	
水準	防犯協会事務	小田原警察署の指導のもと、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に新市及び3町で取り組んでいく。新市が事務局を担当する。	
	防犯協会支部事務	小田原警察署の指導のもと、新市が支部となり、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいく。	
	警察署管内防犯指導員協議会事務	小田原警察署が管轄する新市及び3町の防犯指導員で組織し、新市が事務局となり、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいく。	
	警察署管内防犯指導員協議会支部事務	新市の防犯指導員で組織し、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいく。	
	防犯啓発事業	小田原警察署や防犯指導員、関係団体等と共に、防犯パトロール及び広報活動を実施していく。	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
032119		交通安全推進事業	
事務事業の現況			
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		交通事故から市民を守るために、各関係機関・団体との連携のもとに、市民に対し交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図る。	交通事故から市民を守るために、各関係機関・団体との連携のもとに、市民に対し交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図る。
実施方法等		交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図るため、交通安全を謳うみ大会の開催や交通安全キャンペーン、交通安全ポスターコンクールの実施、交通安全功労者・団体の表彰等を行う。また、交通事故防止のため警察と連携を図りながら、危険箇所に通告啓発看板の設置等の交通安全対策を行う。市交通指導員により、月2回(1日・15日)の交通安全日と北條五代祭り、ツーデーマーチ等の公共事業での街頭指導を行う。 市内の保育園・幼稚園、小学校、自治会、老人クラブ等を対象に交通安全教室を開催し、交通ルールや交	交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図るため、警察や市交通指導員、市交通安全母の会と連携しながら、各種交通安全教室の実施や街頭監視、交通安全を謳うみ推進大会の開催、自転車大会へ参加等を行っている。また、交通事故防止のため危険箇所に通告啓発看板の設置等も実施している。
水準	交通指導員事務	交通指導員は神奈川県交通安全協会が委嘱した地区交通指導員を小田原市長が委嘱している。役割として、交通安全のための広報活動、毎月1日、15日の街頭指導、交通安全教室及び各種公共行事等における街頭指導を行っている。	交通指導員は条例で設置されており、定員は30名(現在は18名が在籍)で市の非常勤特別職員である。交通安全のため、街頭監視、各種交通安全教室、自転車大会の指導、各種行事における交通整理等を行っている。任期は2年で、報酬を支払っている。
	交通安全教育事業	交通安全教育指導員(非常勤職員)が4名体制により、交通安全教材を準備し、幼稚園、保育園、小学校、自治会等に対して、交通ルールの説明及び歩行・自転車の実技指導を実施している。	小学校や自治会においては交通指導員と警察が中心となり、実技訓練や自転車の乗り方指導等を実施している。保育園・幼稚園については、交通安全母の会や果、警察等と協力し実施している。
	交通安全要望事務	市内の交通事故多発地点や、地域住民からの要望に応じて、交通事故防止用立看板を設置している。また、信号や横断歩道の設置など地域住民からの交通規制に係る要望について、小田原警察署に伝えとともに、要望者へ回答している。	信号や横断歩道の設置など地域住民からの交通規制に係る要望について、松田警察署に要望するとともに、要望者に回答している。交通規制ができない箇所については必要に応じて交通事故防止用立看板等を設置している。
	交通安全の普及啓発事業	広く市民に交通安全思想・交通安全意識を普及徹底し、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、街頭広報活動(春・夏・秋・年末)や交通安全を謳うみ大会、交通安全ポスターコンクール、交通安全功労者の表彰等を行っている。	広く市民に交通安全思想・交通安全意識を普及徹底し、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、街頭監視や交通安全パレード、交通安全功労者の表彰等を実施している。
	交通整理員事務	なし	市の要綱で設置されており、市の非常勤嘱託員である。定員は20名以内で現在9名が勤務している。学童の通学する横断歩道その他の場所において、児童及び園児の通学の安全を確保するため必要な交通の整理、誘導を行うことを主たる任務とし、併せて一般歩行者の安全を図るため、必要な業務に従事している。年1回教育訓練を実施しているほか毎月報酬を支払っている。
調整方針(案)			
調整(案)内容		新市として交通安全推進事業を展開していく。	
調整内容決定の考え方		市民の生命、生活を守るため、交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及は、必須事業であることから、新市として交通安全推進事業を展開していく。交通指導員事務、交通安全教育事業、交通整理員事務については、特別職の身分の取扱いの方針案1による。	
水準	交通指導員事務	交通指導員は、新市域に拡大させて委嘱していく。	
	交通安全教育事業	小田原市の交通安全教育事業を適用し、市域の拡大に伴い、交通安全教育指導員を増員し実施していく。	
	交通安全要望事務	新市として交通安全要望に対応していく。	
	交通安全の普及啓発事業	正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発事業を展開していく。	
	交通整理員事務	新市全域に拡大することは無理があり、また小田原市では見守りボランティアが実施している箇所も多数あることから廃止とする。	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
32151	消費生活相談事業

事務事業の現況		
市 名	小田原市	
事務事業概要	専門知識を有する消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)が電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け、斡旋や適切な助言を行う。相談の対象者は本市、足柄下郡3町(箱根町、真鶴町、湯河原町)に在住・在勤・在学する方。	
実施方法等	専門知識を有する消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)が電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け、斡旋や適切な助言を行う。相談の対象者は本市、足柄下郡3町(箱根町、真鶴町、湯河原町)に在住・在勤・在学する方。相談日は、月～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く)。時間は9:30～12:00と13:00～16:00。	
水準	相談員現員数	5人(相談は原則2～3人体制)
	相談員	消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)
	開設日時	月曜日～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く) 午前9時30分～正午 13時～16時
	相談員報酬	日額 10,000円
	相談件数(H25～27)	H27...1,208件(苦情 1,120件 問合せ 88件) H26...1,434件(苦情 1,382件 問合せ 52件) H25...1,397件(苦情 1,329件 問合せ 68件)
南足柄市		
事務事業概要	専門知識を有する消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)が電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け、斡旋や適切な助言を行う。相談の対象者は本市、足柄上郡5町(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)に在住・在勤・在学する方。	
実施方法等	専門知識を有する消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)が電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け、斡旋や適切な助言を行う。相談の対象者は本市、足柄上郡5町(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)に在住・在勤・在学する方。相談日は、月～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く)。時間は9時30分～正午と13時～16時。	
水準	相談員 4名(平成28年10月1日現在) (月、水、金は、相談員2人体制、火、木は、相談員1人体制)	
	消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)	
	月曜日～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く) 午前9時30分～正午 13時～16時	
	相談員...日額10,000円(交通費は、実費を支給)	
	H27...456件(苦情 414件 問合せ 42件) H26...449件(苦情 390件 問合せ 59件) H25...447件(苦情 394件 問合せ 53件)	

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の現行を維持する。小田原市が足柄下郡3町(箱根町・真鶴町・湯河原町)南足柄市が足柄上郡5町(中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)と協定を結んで、広域連携をしているため、対象が2市8町となる予定である。	
調整内容決定の考え方	相談員現員数については類似団体事例から5人とする。窓口体制は相談件数の実績から小田原市の現行で対応可能とする。	
水準	相談員現員数	5人
	相談員	通常2人体制
	開設日時	月曜日～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く) 午前9時30分～正午 13時～16時
	相談員報酬	日額 10,000円
	相談件数(H25～27)	H27...1,664件(苦情1,534件 問合せ130件) H26...1,883件(苦情1,772件 問合せ111件) H25...1,844件(苦情1,723件 問合せ121件)
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
032159	市民相談事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市民が抱える日常生活上の諸問題の相談に応じ、問題解決の手助けを行う。 【日時】一般市民相談・・・休日を除く毎日 9時～正午 13時～16時 特別相談・・・随時 13時30分～16時 【場所】主に市民相談室(市役所2階)	市民が抱える日常生活上の諸問題の相談に応じ、問題解決の手助けを行う。相談対応は市民相談員(非常勤嘱託員1名)が行う。 【日時】月、水、木曜日(休日を除く) 9時～正午 13時～16時30分 【場所】市民相談室(市役所1階 議会棟)
実施方法等	一般市民相談は直接来所または、電話相談が可能。特別相談は電話相談は不可、直接来所相談のみ。	市民相談は直接来所または、電話相談が可能。特別相談は電話相談は不可、直接来所相談のみ。
水準	一般市民相談	市民が抱える日常生活上の諸問題の相談に応じ、問題解決の手助けを行う。相談対応は一般市民相談員(非常勤特別嘱託員2名)と職員(再任用1名)が行う。 【日時】休日を除く毎日 9時～正午 13時～16時 【場所】市民相談室(市役所2階)
	特別相談	法律相談、心配ごと相談、司法書士相談、税務相談、行政苦情相談、宅地建物取引相談、人権擁護相談、行政書士相談を実施。資格を持った弁護士等が市民が抱える諸問題の相談に応じ、法的または専門的な側面からのアドバイスを行う。 【日時】随時 13時30分～16時 法律相談のみ事前予約(2週間前から) 【場所】主に市民相談室(市役所2階)
	市民法律講座	離婚、相続をはじめ、成年後見、近隣トラブル、交通事故などテーマを決めて弁護士が講師となり講座を開催する。神奈川県弁護士会との共催事業。毎年10月から11月にかけて4回開催。
	各種相談会	総務省関東管区神奈川行政評価事務所が主催で関係機関と連携し、国・県・市合同相談会を毎年10月に開催。普段、市役所で実施している行政苦情相談、人権擁護相談、心配ごと相談を川東地区など特設会場で開催。
	行政相談員の推薦	総務省関東管区神奈川行政評価事務所長からの推薦依頼文書に基づき、市として委員候補者を推薦する。委員の任期は2年(再任可)。人数は4名。

調整方針(案)

調整(案)内容	小田原市の現行を維持する。	
調整内容決定の考え方	相談件数の実績や特別相談の開催状況から小田原市の現行の体制で実施可能とする。	
水準	一般市民相談	市民が抱える日常生活上の諸問題の相談に応じ、問題解決の手助けを行う。相談対応は一般市民相談員(非常勤特別嘱託員2名)と職員(再任用1名)が行う。 【日時】休日を除く毎日 9時～正午 13時～16時 【場所】本庁舎
	特別相談	法律相談、心配ごと相談、司法書士相談、税務相談、行政苦情相談、宅地建物取引相談、人権擁護相談、行政書士相談を実施。資格を持った弁護士等が市民が抱える諸問題の相談に応じ、法的または専門的な側面からのアドバイスを行う。 【日時】随時 13時30分～16時 法律相談のみ事前予約(2週間前から) 【場所】本庁舎
	市民法律講座	離婚、相続をはじめ、成年後見、近隣トラブル、交通事故などテーマを決めて弁護士が講師となり講座を開催する。神奈川県弁護士会との共催事業。毎年10月から11月にかけて4回開催。
	各種相談会	総務省関東管区神奈川行政評価事務所が主催で関係機関と連携し、国・県・市合同相談会を毎年10月に開催。普段、市役所で実施している行政苦情相談、人権擁護相談、心配ごと相談を川東地区など特設会場で開催。
	行政相談員の推薦	総務省関東管区神奈川行政評価事務所長からの推薦依頼文書に基づき、市として委員候補者を推薦する。委員の任期は2年(再任可)。人数は4名。
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
33104	地域活動功労表彰事業 自治会長永年勤続表彰

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		自治会活動を活性化するため、地域ぐるみで自主的に活潑な地域づくり事業に取り組み、顕著な成果をあげているものを表彰する。	南足柄市表彰条例の内規により、自治会長を通算3年以上務められた自治会長に、退任時に感謝状と記念品を贈る。
実施方法等		自治会長を12年以上もしくは地区自治会連合会長を8年以上務めた方が対象。7月に連合会長会議で推薦依頼を行い9月締切り。10月開催の自治会長大会にて表彰。	自治会長を通算3年以上務められた自治会長に、退任時に感謝状と記念品を贈る。
水準	予算額	平成28年度 29千円	平成28年度 10千円(一人5千円)
	人数	平成28年度表彰予定者 3人	平成28年度表彰者 2人
	表彰基準	自治会長を12年以上もしくは地区自治会連合会長を8年以上務めた方	自治会長を通算3年以上務められた方
	表彰時期	10月に開催される自治会長大会において表彰	新年度最初の(4月)自治会長会議時

調整方針(案)

調整(案)内容		自治会長を通算3年以上務められた自治会長に、退任時に感謝状と記念品を贈る。
調整内容決定の考え方		南足柄市でこれまでもっていた方と差がでないよう、年数の少ない南足柄市の基準を適用する。
水準	予算額	48千円
	人数	年間24人程度(平成28年度実績 小田原市22人、南足柄市2人)
	表彰基準	自治会長を通算3年以上務められた方(退任した時点)
	表彰時期	新年度最初の(4月)自治会長会議時もしくは自治会長大会時
調整方針の区分		南足柄市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
33115	おだわら地域力市民力表彰事務

事務事業の現況		
---------	--	--

市名	小田原市		南足柄市
事務事業概要	地域のために自主的・積極的に活動し、その地域に大きな貢献をしている個人または団体を表彰し、その活動を広く紹介することにより、一人でも多くの方が自分の住む地域の発展に貢献したいと思う心をはくむことを目的とする。		
実施方法等	7月に10月を締切りとして、各地区自治会連合会長から1名(団体)の推薦を依頼する。11月に受賞者を決定。1月に開催される地域活動シンポジウムにて表彰式を行う。		
水準	予算額	191千円	
	表彰者数	上限26人 (平成27年実績 16人)	

調整方針(案)	
---------	--

調整(案)内容	そのまま継続する。	
調整内容決定の考え方	各地区自治会連合会から1名を推薦してもらい、表彰を行う。南足柄市に地区自治会連合会が4~6地区設立された場合、1件あたり予算が若干減るが、現行の予算額の範囲内で事業を継続。	
水準	予算額	191千円
	表彰者数	上限30~32人 (平成27年実績 16人)
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
033138		市民活動団体交流事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域活動団体（自治会・地区社協）と登録団体とが連携することで地域生活の向上を図り、地域課題の解決へ結びつけるため、一堂に会し、交流を図る。また、同じテーマで活動する市内の市民活動団体が、それぞれの活動について情報交換を行い、新たな発展的活動の実施を図る。	市民活動団体相互の交流と情報の共有化を図るための市民活動フォーラムを社会福祉協議会と共同で事務局として運営する。
実施方法等		おだわら市民交流センター指定管理事業として、指定管理者が実施。 新春交流会は、UMECO登録団体及び自治会長等に参加を呼びかけ、第1部で講演会等を、第2部で質問交換会を行う。 テーマ型交流サロンは、同じテーマで活動する登録団体が、互いの活動内容を理解することで、つながりをつくり新たな発展的活動を目指す。 UMECO祭りは、登録団体が一同に介すイベントで活動の発表等を行う。終了後に交流会を行う。	年1回、毎年度11月頃に開催する。市民活動団体から選出された役員で構成する実行役員会を年数回開催し、実施方法や内容を協議する。決定した実施方法に基づき、市民活動団体に参加を呼びかける。準備等は事務局と実行役員が担う。
水準	事業名称	新春交流会 テーマ型交流サロン UMECO祭り	市民活動フォーラム
	開催時期・時間等	年1回 1月中旬～下旬 15:00～15:45研修・16:00～17:30質問交換会 年1回 3月中旬 10:00～12:00 年1回 11月下旬 10:00～15:00祭り・16:00～17:00交流会	年1回 11月上旬 11:00～15:00（平成28年度予定）
	開催場所	とも、おだわら市民交流センターUMECO	主に女性センター（平成28年度は中部公民館の予定）
	参加者	市民活動団体、自治会長、市長、指定管理者 約60団体・約150人 おだわら市民交流センター登録団体 おだわら市民交流センター登録団体、一般市民	市民活動団体（約40団体 60人）、市長、社会福祉協議会会長
	実施主体	おだわら市民交流センター指定管理者（はUMECO祭り実行委員会あり）	実行役員会（市民活動団体から事務局が選任した者8人）、事務局（市民協働課、社協）
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市、南足柄市、両方の事業を行う。	
調整内容決定の考え方		市民活動推進のため、さまざまなイベントを開催することにより、交流を促す。	
水準	事業名称	新春交流会 テーマ型交流サロン UMECO祭り 市民活動フォーラム	
	開催時期・時間等	いずれも、年1回	
	開催場所	おだわら市民交流センターUMECO 未定	
	参加者	市民活動団体、自治会長、市長、指定管理者 おだわら市民交流センター登録団体、一般市民 市民活動団体、市長、社会福祉協議会会長	
	実施主体	おだわら市民交流センターUMECO指定管理者、実行委員会（委員は市民活動団体の希望者、事務局は指定管理者）、実行委員会（委員は市民活動団体から選任、事務局は市及び社協）	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
033141	行政提案型協働事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市が提示した事業テーマに基づき、市民活動団体と市が適切な役割分担により、協働で実施する事業について、募集や審査にかかる事務及びコーディネートを行う。	
実施方法等	翌年度実施事業について、6月に庁内照会を行い、地域政策課によるヒアリングの上、理事者確認により事業を決定し、応募の手引きを作成。8月中旬から9月中旬まで募集を行う。 10月上旬に審査を実施し、通過事業について、所管課と調整の上、所管課が予算計上事務を行い、翌年4月から事業実施する（協定等の締結や事業実施は、事業担当課が行う）。 事業実施の翌年度の6月下旬に、事業報告会を行う。	
水準	対象となる事業	現在市が実施している事業及び今後市が担うべき事業のうち、市民活動団体と協働で行うことで効果が上がるものとして市が提示した事業テーマに基づいたものとする。
	企画提案できる団体	原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にあること。原則として応募時において1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがあること。営利を目的としていないこと。市その他の行政機関が構成団体に参加していないこと。ほか
	応募に必要な書類	小田原市行政提案型協働事業企画提案申請書 小田原市行政提案型協働事業企画提案収支予算書 その他参考となる資料
	審査員	小田原市市民活動推進委員会委員（部会5名）、企画部長、市民部長、事業所管の部局長
	審査項目	提案内容の妥当性、事業の実現性、費用の妥当性、相乗効果、役割分担、団体の実施能力、事業の発展性

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	実績のある小田原市の方式を適用する。	
水準	対象となる事業	現在市が実施している事業及び今後市が担うべき事業のうち、市民活動団体と協働で行うことで効果が上がるものとして市が提示した事業テーマに基づいたものとする。
	企画提案できる団体	原則として市民活動を行っている区域が市内にある。原則として応募時において1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがある。営利を目的としていない。市その他の行政機関が構成団体に参加していない。ほか
	応募に必要な書類	行政提案型協働事業企画提案申請書 行政提案型協働事業企画提案収支予算書 その他参考となる資料
	審査員	市民活動推進委員会委員（部会5名）、企画部長、市民部長、事業所管の部局長
	審査項目	提案内容の妥当性、事業の実現性、費用の妥当性、相乗効果、役割分担、団体の実施能力、事業の発展性
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
033192	男女共同参画啓発事業実行委員会事務

事務事業の現況		
---------	--	--

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市民公募によるおだわら男女共同参画啓発事業実行委員会を組織し、男女共同参画情報紙「おだわらの風」の発行するとともに、必要に応じて男女共同参画啓発イベントを行う。	該当なし
実施方法等	年度当初に男女共同参画啓発事業実行委員会の委員を公募する。年度末までに、男女共同参画情報紙「おだわらの風」を発行する。発行までの過程で、必要に応じて、啓発イベント等を行う。	
水準	委員会の委員	公募市民6人。男女は問わない。謝礼は年間の活動に対して1万円。
	会議回数	月1回、全10回程度。
	情報紙の発行	「おだわらの風」を年1回、3000部発行。A3サイズ両面2色刷。公共施設に設置するほか、委員の手により配布。
	研修	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議への派遣。市ホームページ等に記事を掲載。

調整方針（案）	
---------	--

調整（案）内容	南足柄市及び近隣他市の事務処理方式を適用し、市民委員による情報誌の発行を行わない。	
調整内容決定の考え方	情報誌の発行を廃止する。事業の廃止。	
水準	委員会の委員	
	会議回数	
	情報紙の発行	
	研修	
調整方針の区分	廃止 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
033196	女性相談事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		婦人相談員によるDV相談を主とする女性からの相談に対応する。	女性相談員によるDV相談を主とする女性からの相談に対応する。
実施方法等		婦人相談員によるDV相談を主とする女性からの相談に対応する。	女性が抱える様々な悩みごとに女性相談員（2名）が応じる。DV被害者の一時保護及び自立支援を図る。
水準	相談時間	(月)(水)～(金) 9:30～12:00 13:00～16:30	原則、水曜日を除く平日の午前10時から午後5時
	相談員数	常時1名	2名雇用し、毎日1名が勤務
	相談場所	市役所内 相談員の勤務場所：人権・男女共同参画課	南足柄市女性センター相談室
	受付体制	電話及び面談（面談は原則予約制）	電話及び面談（面談は原則予約制）
	相談件数	平成27年度実績 実件数：258件（来所85件・電話173件） のべ件数：373件（来所148件・電話225件）	一般相談： 386件（79人） DV相談： 289件（38人） うち一時保護・自立支援： 2件

調整方針（案）

調整（案）内容		相談の開設は、近隣他市にあわせて、(月)～(金)とする。 相談受付時間は、小田原市の事務処理方式を適用し、9:30～16:30とする。
調整内容決定の考え方		近隣他市にあわせて、相談の充実を図る。
水準	相談時間	(月)～(金) 9:30～16:30
	相談員数	2人任用（1日あたり2人程度を配置）
	相談場所	市役所内
	受付体制	電話及び面談（予約可。予約なしでも相談可）
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
033197	女性弁護士による無料法律相談

事務事業の現況		
市名	小田原市 南足柄市	
事務事業概要	女性弁護士によるDVなどに関係する法律を主とする女性からの相談に対応する。	
実施方法等	原則、毎月第2火曜日の午後に「無料法律相談」の相談事業を実施。 DVをはじめとする夫婦間の問題や子どもの親権に関することなど、女性が抱える悩みごとに法律的な手段の紹介や関係機関の案内をするなど、問題解決に向けた相談支援事業を行う。	
水準	弁護士の報酬	1回30,000円。予約がなければ実施はしない。
	予約の方法	対象は女性限定。市民は相談日の2か月前の同日（水曜日の場合は、翌日）から予約開始。市外の方は予約が空いている場合、相談日の1週間前の火曜日から予約可能。
	相談時間等	毎月第2火曜日 午後2時15分～5時15分 相談時間は、一人45分で4件まで。 H27年度：8回 23件実施

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	相談員で対応できない法律相談があるため。	
水準	弁護士の報酬	1回30,000円。予約がなければ実施はしない。
	予約の方法	対象は女性限定。市民は相談日の2か月前の同日（水曜日の場合は、翌日）から予約開始。市外の方は予約が空いている場合、相談日の1週間前の火曜日から予約可能。
	相談時間等	毎月第2火曜日 午後2時15分～5時15分 相談時間は、一人45分で4件まで。 H27年度：8回 23件実施
調整方針の区分	南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
33211	市民功労表彰事務 表彰審議会に関すること

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	小田原市に関する学術、文化、教育、福祉等について、特別な研究を行い、または功績のあった個人・団体、国や世界レベルで大きな記録を樹立したり、成果を上げたりすることで市民に明るい希望と誇りを与え、小田原の名を高めた個人・団体を表彰する。	市の政治、経済、教育、文化、社会その他各般にわたって、市の発展に寄与し、又は市民の模範と認められる行為があつた者を表彰し、もって市政の伸張と民風の高揚を図ることを目的とする。	
実施方法等	9月締切りで庁内に推薦依頼。10月に審査会を実施し、受賞者を決定する。1月の成人式と同じ日に市民会館にて表彰式を開催。	10月上旬締切りで庁内に推薦依頼。11月に表彰審議会を実施し、被表彰者を決定する。1月の賀詞交換会と同じ日に、文化会館にて表彰式を開催。	
水準	記念品	ほう賞金 功労賞100,000円×5 栄誉賞30,000×1 バッチ	功労表彰@10,800とバッチ、善行表彰@9,720、一般表彰@7,560
	人数	上限 6人(団体) 6人(平成27年度実績)	上限なし 功労表彰3人、善行表彰3人、一般表彰5人(平成27年度実績)
	対象	小田原の名を高めた個人・団体	市の発展に寄与し、又は市民の模範となる行為があつた者
	時期	推薦9月締切り、10月審査会、11月決定、1月表彰式	推薦10月上旬締切り、11月表彰審議会、11月決定、1月表彰式
	審査委員	副市長、理事、企画部長、総務部長、市民部長	副市長、審議会委員(知識経験を有する者4人以内)

調整方針(案)		
調整(案)内容	市民功労表彰と一般表彰を統合し、南足柄市の功労表彰、善行表彰を別の表彰事業と統合する。	
調整内容決定の考え方	市民功労表彰と一般表彰を統合し、南足柄市の功労表彰、善行表彰を別の表彰事業と統合する。 功労者の水準は小田原市と南足柄市で調整する。	
水準	記念品	10万円の範囲内で市長の定める額
	人数	上限 7人(団体)
	対象	市の名を高めた個人・団体
	時期	推薦9月締切り、10月審査会、11月決定、1月表彰式
	審査委員	副市長、理事、企画部長、総務部長、市民部長
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
42101		防災訓練参加者災害補償等共済基金負担金支出事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市や市内の自主防災組織や少年消防クラブ等が行う防火防災訓練の参加者が当該訓練で受けた障害に対する賠償や補償を補てんする、(公財)日本消防協会の「防火防災訓練災害補償等共済」に加入する。	該当なし
実施方法等		「防火防災訓練災害補償等共済」契約を継続し、掛金を支出する。	
水準	補償対象訓練	・市が行う防火防災訓練 ・自主防災組織、少年消防クラブ等民間防火防災組織が市や消防に計画書を届け出て行う防火防災訓練	
	てん補金額	・死亡、重度障害5000万円限度 ・1事故最大3億円	
	掛金額	国勢調査人口×1円(千円未満端数切捨て)	
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の契約を新市でも引き継ぐ。	
調整内容決定の考え方		防火防災訓練における参加者の負傷は想定されることから、新市に契約を引き継いでいく。	
水準	補償対象訓練	・市が行う防火防災訓練 ・自主防災組織、少年消防クラブ等民間防火防災組織が市や消防に計画書を届け出て行う防火防災訓練	
	てん補金額	・死亡、重度障害5000万円限度 ・1事故最大3億円	
	掛金額	国勢調査人口×1円(千円未満端数切捨て)	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
51114	アウトリーチ事業開催事務

事務事業の現況		
市 名	小田原市 南足柄市	
事務事業概要	小学校等に芸術家を派遣し、子どもたちが質の高い芸術に触れる機会を提供する。	
実施方法等	実施先との日程・内容の調整、出演者との調整、当日の会場設営・アンケートの実施	
水準	対象	小田原市内の小学校・病院・養護学校等
	回数	24箇所 33回
	時期	通年 主に9月から12月まで
	参加者数	6048人（H27： 生徒 5096人 先生、保護者等 952人 ）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する	
調整内容決定の考え方	小田原市の事務処理方式を適用するが、回数を増加	
水準	対象	市内の小学校・病院・養護学校等
	回数	30箇所（小田原市の実施実績＋南足柄市の小学校を想定）
	時期	通年 主に9月から12月まで
	参加者数	6500人程度
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
51128	海外姉妹都市青年交流事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	姉妹都市であるアメリカ・チュラピスタ市と青年を派遣し、受入をし、人材育成と市民の交流の場を提供するとともに、両市の相互理解と友好親善を図る。	
実施方法等	広報、募集事務、チュラピスタ市との連絡調整、事業企画、事前研修、国内・国外交流、事後研修の調整・実施	
水準	主催	小田原市海外市民交流会、小田原市
	参加対象者	市内在住、在学、在勤又は市内の高校を卒業した18歳から28歳までのもの
	期間	4月15日～募集開始 5月 選考会 6月 説明会の開催(2回) 6～7月 事前研修(研究課題、交流プログラム企画など) 7月 国内交流12日間(日本文化体験、社会見学など) 7～8月 海外交流12日間(社会見学、ボランティア活動など) 8～2月 事後研修(報告書作成、報告会準備など) 10月 報告会
	参加者数	チュラピスタ市、小田原市各4人

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する	
調整内容決定の考え方	小田原市の事務処理方式を適用するが募集範囲や活動範囲を拡大する	
水準	主催	市海外市民交流会、市
	参加対象者	市内在住、在学、在勤又は市内の高校を卒業した18歳から28歳までのもの
	期間	4月1日～募集開始 事前研修・事前説明会 7月22日～8月1日(11日間) 28年度 市内の学校施設、美術館の見学、ホームステイ
	参加者数	チュラピスタ市、市 各4人
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
51130	小田原海外市民交流会関係事務・南足柄市姉妹都市交流協会関係事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	「小田原海外市民交流会」としての事務	「南足柄市姉妹都市交流協会」事務局としての事務	
実施方法等	「小田原海外市民交流会」事務局として、交流会の活動に関する事務、姉妹都市との青年交流事業（派遣・受入）事務を取り扱う。	「南足柄市姉妹都市交流協会」事務局として、協会の活動に関する事務、姉妹都市（オランダ王国ティルブルグ市）との交流（派遣・受入）事務を取り扱う。	
水準	設立	昭和57年6月設立・昭和58年現在の名称に改称	平成元年4月
	会員数	個人96人 団体10団体	約250人（法人・団体会員を含む）
	姉妹都市	アメリカ合衆国チュラピスタ市	オランダ王国ティルブルグ市（平成元年6月締結）

調整方針（案）		
調整（案）内容	現行のまま存続	
調整内容決定の考え方	現行のまま引き継ぐが、姉妹都市のあり方も見ながら3年を目処にあり方を検討する	
水準	対象	南足柄市姉妹都市交流協会 小田原海外市民交流会
	事業	姉妹都市交流に関する事業 地域の国際化及び市民・会員相互の交流に関する事業 外国籍住民の交流支援に関する事業
	会員数	約250人+106名 法人・団体会員を含む
		「 」は、小田原海外市民交流会のみの事業
調整方針の区分	現行のまま存続 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
53106		各種行事・イベント	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		図書館奉仕の観点から、各種講座・イベント等についてボランティアや講師と協力しながら実施する。 平成27年度事業数：22 平成28年度から「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールを開催する。	図書館奉仕の観点から、各種講座・イベント等についてボランティアや講師と協力しながら実施する。 平成27年度事業数：16 イベントにはとしょかんまつりを含む。
実施方法等		直営事業（一部共催事業有）	直営事業（一部共催事業有）
水準	学習コンクール	平成28年度実施内容：図書館を使った調べる学習コンクール 募集期間：9月1日～10月15日、審査会：10月28日、表彰式：11月23日 （対象：市内在住・在学の小学生）	
	所蔵資料展示会	平成27年度実績：セピア色の写真展1,718人（開催期間：32日）	
	図書館まつり		平成27年度実績：としょかんまつり 946人（開催期間：2日間）
	その他、市主催講座・イベント（読み聞かせ・映画会等のボランティア事業含む）参加者数	平成27年度実績：延べ5,641人（実施事業数：21事業、開催回数：270回） 連続講座については1回と数える。	平成27年度実績：延べ1,856人（実施事業数：15事業、開催回数：109回） 連続講座については1回と数える。
正規職員の人工		2.55人	0.55人
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の開催事業にを引き継ぐ。	
調整内容決定の考え方		事業内容が類似しているため、開催事業数の多い小田原市の事業を引き継ぐ。	
水準	学習コンクール	図書館を使った調べる学習コンクール 募集期間：9月上旬～10月中旬、審査会：10月下旬、表彰式：11月下旬（対象：市内在住・在学の小学生）	
	所蔵資料展示会	セピア色の写真展	
	図書館まつり	廃止。 各館で企画事業的なことを実施することで調整。	
	その他、市主催講座・イベント（読み聞かせ・映画会等のボランティア事業含む）参加者数	開催事業数：20事業、開催回数：370回	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
53119	自動車文庫

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	図書館サービスを市域全体に波及させるため、図書館分館（4館）と配本所（32箇所）に定期的に配本する。 配本用資料は自動車文庫用として、図書館用とは別に購入等している。	
実施方法等	年度当初、各配本所から提出された配本申込書をもとに年間の配本計画を決定する。各配本所の希望日時を考慮して1ヶ月分の日程を作成。配本所ごとに決められた冊数の本を選書し、配本日程に従い、本を各配本所に配本する。配本の際に貸出中の本（前回配本した本）を回収して新たに用意してきた本とを入れ替える。 選書及び配本は業務委託。	
水準	申込時期	年度末に各配本所へ通知し、申込書の提出を依頼
	配本方法	配本所毎に決められた間隔で配本日程を組み、月に3日～5日で配本を行う。（H27年度実績）
	配本団体数	分館：4館、社会教育施設：3団体、自治会・家庭文庫：4団体、放課後児童クラブ：25団体（H27年度実績）
	配本間隔・配本日数	配本所により毎週、月2回、毎月、隔月、3ヶ月に1度、年3回配本、 配本合計日数：49日（H27年度実績）
	配本冊数・蔵書数	配本冊数：17,655冊・蔵書：27,848冊（H27年度実績）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事業を、南足柄市域にも拡充し実施する。	
調整内容決定の考え方	配本所については精査をする必要があるが、今後も図書館サービスを市内全域（南足柄市域を含める）で提供していくため、現行の事業内容を継続する。	
水準	申込時期	年度末に各配本所へ通知し、申込書の提出を依頼
	配本方法	配本所毎に決められた間隔で配本日程を組み、月に3日～5日で配本を行う。
	配本団体	分館、社会教育施設、団体、自治会・家庭文庫、放課後児童クラブ等
	配本間隔・配本日数	配本所により毎週、月2回、毎月、隔月、3ヶ月に1度、年3回配本等希望により実施する。
	配本冊数・蔵書数	小田原市の自動車文庫の蔵書と南足柄市の図書館の蔵書（約30,000冊）を配本日程に合わせ配本
調整方針の区分	小田原市の例により統合	b:合併後

事務事業番号	事務事業名
54101	ウォーキング大会開催事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	城下町おだわらツデーマーチ実行委員会に事業協力を行う	金太郎ウォークを開催する。主催は金太郎ウォーク実行委員会。実行委員会事務局として事業に参画する。	
実施方法等	実行委員会事務局として参加申し込みの受付、予算執行、当日の開催にかかる業務等を行う。所管課として実行委員会に負担金を支出する。	実行委員会事務局として参加申し込みの受付、予算執行、当日の開催にかかる業務等を行う。所管課として実行委員会に補助金を支出する。	
水準	大会名称	城下町おだわらツデーマーチ	金太郎ウォーク
	時期	毎年11月第3週の土日	11月ごろ
	場所	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	南足柄市内
	内容	2日間にわたり1市3町の30キロ～6キロのコースから好きなコースを選んで歩く。 参加は有料（事前申し込み1,500円、当日申し込み2,000円）	市内の史跡・名所を巡るウォーキング大会。当日申し込みの一般参加ウォークと事前申し込みで観光ボランティアガイド同行の歴史探訪ウォークがある。 参加無料 伊豆箱根鉄道との共同開催

調整方針（案）		
調整（案）内容	城下町おだわらツデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催する。	
調整内容決定の考え方	54022方針1のとおり、城下町おだわらツデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催する。	
水準	大会名称	今後検討
	時期	11月
	場所	小田原市域・南足柄市域・下郷3町
	内容	上記を歩くウォーキング大会。詳細は統合時検討
調整方針の区分		

事務事業番号	事務事業名
54140	施設開放団体登録事務

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	<p>体育施設開放：地域住民の社会体育の普及振興を図るため、スポーツ・レクリエーション活動を目的とし、市内小学校25校、中学校11校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で開放している。</p> <p>夜間照明施設開放：昼間スポーツを行う機会のない市民のため、小中学校のグラウンドに夜間照明施設を設置し、軟式野球、サッカー、ソフトボールの3種目について夜間の時間帯を開放している。</p>	<p>学校施設開放：体育館と校庭（校庭夜間照明施設含む）を、市内小学校6校、中学校3校において、学校教育に支障のない範囲で開放している。</p>	
実施方法等	<p>体育施設については受付は小田原アリーナで指定管理者が行い、登録は市で行う。</p> <p>学校施設開放については登録に際し、事前に学校長の許可が必要。</p> <p>夜間照明施設開放については毎月1回翌月分の抽選を行い、使用申請の際に使用料を納付する。</p>	<p>学校開放施設は、団体登録、使用申請の受付は所管課（文化スポーツ課）で行う。</p> <p>体育館と校庭は、前年度末に調整会議を行い、年間の予定の申請を受け付ける。また、校庭夜間照明施設については、3ヶ月に一度申請を受け付ける、または抽選する。</p> <p>体育館と校庭夜間照明施設については、使用料は事前納付。</p>	
水準	対象施設	<p>体育施設開放 市内全小中学校（体育館）、酒匂中学校・白山中学校（運動場）</p> <p>夜間照明施設開放 酒匂中学校、国府津小学校、豊川小学校</p>	<p>体育館 市内小学校6校、中学校3校</p> <p>校庭 市内小学校6校</p> <p>校庭夜間照明施設 市内中学校2校</p>
	利用状況（平成27年度）	<p>体育施設開放 194,096人</p> <p>夜間照明施設開放 4,761人</p>	<p>体育館 57,100人</p> <p>校庭 40,452人</p> <p>校庭夜間照明施設 4,308人</p>
	開放日時	<p>体育施設開放平日：午後5時～午後9時30分/休業日：午前9時～午後9時30分</p> <p>夜間照明施設開放（4月～11月）酒匂中：午後7時～午後9時 国府津・豊川小：午後6時30分～午後9時</p>	<p>体育館、校庭 平日：午後5時～午後9時30分/休業日：午前9時～午後9時</p> <p>校庭夜間照明施設 午後6時30分～午後9時</p>

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の事務取り扱い方法に統一する	
調整内容決定の考え方	学校施設の多い小田原市の事務取り扱い方法に統一する	
水準	対象施設	<p>体育館 小学校31校 中学校3校</p> <p>運動場 小学校6校 中学校2校</p> <p>夜間照明施設 小学校2校 中学校3校</p>
	利用見込	<p>体育施設開放 291,648人</p> <p>夜間照明施設 9,069人</p>
	開放日時	<p>体育施設開放平日：午後5時～午後9時30分/休業日：午前9時～午後9時30分</p> <p>夜間照明施設開放（4月～11月）午後6時30分～午後9時 （各校ごとの詳細は学校長の運判断による）</p>
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
55101	行政講座・生涯学習講座

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	生涯学習に関する学習講座の提供事務。	南足柄市新生涯学習推進プランに基づく生涯学習に関する講座の提供。(中部公民館の自主事業を含む)
実施方法等	キャンパスおだわらの中で、民間と役割分担をしており、本市では行政目的実現のために必要な生涯学習講座のみを市民に提供する。	豊かな生涯学習社会の実現に向け、生涯学習課・中部公民館主催の各種講座を市民に提供する。
水準	実施目的	郷土学習・現代的課題解決・人材育成・地域連携(平成28年度)
	講座数	10講座(平成27年度)
	受講者数	495人(平成27年度)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	担当課で行っている講座を精選し、南足柄市中部公民館で行っている自主事業は、キャンパスおだわらに統合するなど、スリム化を図る。	
水準	実施目的	現代的課題解決、人材育成、地域・民間等との連携を図る。
	講座数	10講座程度
	対象	市民全般
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
55104	キャンパスおだわら運営事務

事務事業の現況		
市名	小田原市 南足柄市	
事務事業概要	市民主体で運営するキャンパスおだわらに関する事務。	
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスおだわら運営委員会を開催する。 ・市内で実施されている生涯学習（市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座）全体を把握し、「キャンパスおだわら認定講座」として認定する。 ・キャンパスおだわらの運営に関わる団体・ボランティアとの連絡調整を行う。 ・生涯学習センター本館及びマロニエ内まなびの相談室にて学習相談を実施する。 	
水準	運営委員会開催回数	年5回程度
	講座認定範囲	市内で実施されている市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座
	運営団体数	1団体（特定非営利法人小田原市生涯学習推進員の会）
	相談窓口開設期間等	生涯学習センター本館（休館日及び年末年始を除く毎日9:00～17:00） まなびの相談室（休館日及び年末年始を除く毎週水曜日9:00～17:00）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事業を継続して実施する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市で実施されている生涯学習活動（市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座）も対象として、事業を実施する。	
水準	運営委員会開催回数	年5回程度
	講座認定範囲	小田原市・南足柄市で実施されている市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座
	運営団体数	1団体（特定非営利法人小田原市生涯学習推進員の会）
	相談窓口開設期間等	生涯学習センター本館（休館日及び年末年始を除く毎日9:00～17:00） まなびの相談室（休館日及び年末年始を除く毎週水曜日9:00～17:00）
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
55107	学習情報の収集及び発信事務

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	市内で行われている生涯学習情報の一元化した収集及び発信する事務	市民が幅広い学習情報を得られるよう、人材バンク及び団体・サークルの情報を収集し整理したものを総合的な学習情報誌として発行している。(年1回)	
実施方法等	以下の業務を特定非営利活動法人小田原市生涯学習推進員の会に委託 <ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスおだわらHPの作成・更新 ・講座情報等を一元化した情報誌の毎月発行 ・施設情報や団体・サークル情報等を掲載した「自分時間手帖」の発行(年1回) ・PLANETかながわへの情報提供 	次の業務を生涯学習課で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動ガイドブック～生涯学習編～の作成・更新(年1回) 	
水準	月刊誌発行部数	10,000部/月 誌名「キャンパスおだわら」	該当なし
	年刊誌発行部数	10,000部/年 誌名「自分時間手帖」	300部(平成27年度)
	HP作成更新、PLANETかながわへの情報提供頻度	情報を得次第随時(情報誌、自分時間手帖等発行時等)	情報を得次第随時更新(市民活動ガイドブック～生涯学習編～については、情報誌発行後の加除修正はHPのみ)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	生涯学習情報の一元化した収集及び発信できるため、市民も検索しやすくなる。	
水準	月刊誌発行部数	11,000部
	年刊誌発行部数	11,000部
	HP作成更新、PLANETかながわへの情報提供頻度	情報を得次第随時(情報誌、自分時間手帖等発行時等)
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
55110	生涯学習支援者育成・活動支援、保育ボランティア支援 事務

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	生涯学習に関する市や民間主催事業に参加を希望する幼児等の親への支援者、生涯学習センター本館の図書室及び子どもに関する事業の支援者を育成する事務。	保育ボランティア「ひまわりSUN」（市登録制）による市主催事業等における託児サービスに係る事務局業務及び、保育ボランティアを育成する事務。	
実施方法等	託児ボランティア育成講座を3年に1回開催する。また、託児ボランティア育成講座修了生で組織する「はちの会」及び図書室事業のボランティアで組織する「生涯学習センターサポーターティングスタッフの会」の事務局業務を行う。	保育ボランティア養成講座を毎年1回開催する。また、保育ボランティア「ひまわりSUN」の事務局業務を行う。	
水準	託児・育児ボランティア事務局業務	「はちの会」への託児依頼申込みの取りまとめの一部及び総会、定例会（月1回）対応。依頼者との調整、出納管理は「はちの会」が行う。	「ひまわりSUN」への託児依頼申込みの取りまとめ、人員確保、当日立会い（最初と最後のみ）、保育料徴収、謝礼支出事務及び連絡会（年1回）開催。依頼者との調整、出納管理は事務局が行う。
	託児・育児ボランティア育成・養成講座	3年に1回開催する。直近では平成26年度に実施（全10回）。受講料は無料（教材費等は実費）。	年に1回開催する。1～2月に実施（全5回）。受講料は無料（教材費等はなし）。
	図書室事業等ボランティア事務局業務	「生涯学習センターサポーターティングスタッフの会」が行う読み聞かせ、図書整理、映写会の調整及び総会対応。	なし
	会員数	60人（はちの会51人、生涯学習センターサポーターティングスタッフの会9人）	33人
	謝礼	2時間1,500円/人	1回1,300円/人（受益者負担：1回300円/子ども1人）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事業を適用する。	
調整内容決定の考え方	託児・育児ボランティア活動については、「はちの会」と「ひまわりSUN」を統合し自主運営させるとともに、託児・育児ボランティア育成・養成講座の開催回数を減らす。なお、行政が調整等を行う南足柄市と違い、小田原市では団体に自立を促し、自主的な運営ができつつあることから、本業のみとする。	
水準	託児・育児ボランティア事務局業務	統合後の新たな託児・育児ボランティア団体への託児依頼申込みの取りまとめ及び総会、定例会（月1回）対応。依頼者との調整、出納管理は新団体が行う。
	託児・育児ボランティア育成・養成講座	3年に1回開催する。受講料は無料（教材費等は実費）。
	図書室事業等ボランティア事務局業務	「生涯学習センターサポーターティングスタッフの会」が行う読み聞かせ、図書整理、映写会の調整及び総会対応。
	会員数	93人（はちの会84人、生涯学習センターサポーターティングスタッフの会9人）
	謝礼	2時間1,500円/人
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
55112	生涯学習フェスティバル事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市民が、ふれあい、学びあい、交流できるきっかけとするため、生涯学習を推進する市民団体が組織する実行委員会を主体として、市民団体等の活動や学習成果を発表する機会を広く提供するフェスティバルを開催する事務。	
実施方法等	音楽・舞踏などの発表、美術、工芸などの展示、体験講座を実施する。生涯学習を推進する市民団体が実行委員会を組織し、例年事業の運営を委託して、参加団体の協力を得ながら自主的に企画運営を行っている。	
水準	実行委員会等事務局業務	企画委員会及び実行委員会をそれぞれ5回程度開催し、調整や資料作成等を行う。
	開催日数	2日間
	参加団体数	24団体（平成27年度）
	参加者数	2,699人（平成27年度）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市の生涯学習活動団体にも参加を促し、事業内容は変更せず継続して実施する。	
水準	実行委員会事務局業務	企画委員会及び実行委員会をそれぞれ5回程度開催し、調整や資料作成等を行う。
	開催日数	2日間
	参加団体数	24団体（平成27年度）
	参加者数	2,699人（平成27年度）
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
55123	地区公民館いきいきフェスタ事務

事務事業の現況		
---------	--	--

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小田原市公民館連絡協議会に加入する地区公民館を利用して文化・学習活動を行っている団体の活動成果を発表する場と各参加団体及び各地区公民館の交流及び相互理解を図る場を設けるためにフェスタを開催する事務。	
実施方法等		参加団体による音楽・舞踊などの発表や美術、工芸などの展示、模擬店において飲食物の販売を行う。小田原市公民館連絡協議会役員及び参加団体が利用している地区公民館の館長による実行委員会を組織し、例年、事業の運営を委託している。	
水準	実行委員会事務局業務	実行委員会を4回程度開催し、調整や資料作成等を行う。	
	開催日数	2日	
	参加団体数	49団体(平成27年度)	
	参加者数	4,185人(平成27年度)	
	平成27年度予算額(千円)	委託料(10) 平成28年度は生涯学習センター本館耐震改修工事のため、休止	

調整方針(案)	
---------	--

調整(案)内容		小田原市の事務処理方法を適用する。
調整内容決定の考え方		南足柄市の生涯学習活動団体にも参加を促し、事業内容は変更せずに継続して実施する。
水準	実行委員会事務局業務	実行委員会を4回程度開催し、調整や資料作成等を行う。
	開催日数	2日
	参加団体数	49団体(平成27年度)
	参加者数	4,185人(平成27年度)
	平成27年度予算額(千円)	委託料(10) 平成28年度は生涯学習センター本館耐震改修工事のため、休止
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
55169		家庭教育学級開設事業	
事務事業の現況			
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		子育て期の養育者を対象に、心身ともに健全な子どもの育成を図るために必要な、家庭教育に関する知識や技能を修得してもらうことを目的に、PTAや子育てサークル等で実施される学習会等の機会に、専門家を講師に招いた、家庭教育の重要性を啓発する講座を開設する。	公立小学校（6校）、幼稚園（公立5園、私立4園）及び保育園（1園）のPTAに対し、家庭教育学級の開催を委託する。
実施方法等		各校（園）及びPTAが、保護者や教職員を対象として、基本的な生活習慣や社会性、公共性など家庭教育の基礎的な内容の講座を企画し、それに基づき講師派遣の依頼等をし家庭学級講座を開設する。	各PTA成人教育委員会を中心に、各校の実態に応じた課題やテーマに関する家庭教育学級を開催
水準	学級開設数	25～40程度	各校2回以上
	参加者数	全体で約1,500～2,000人程度	2,537人
	申込期間	4月上旬から5月末頃まで	各年度5月～3月（4月に委託説明会を開催）
	講師謝礼	一講座16,000円以内	1校35,000円×16＝計560,000円（横溝教育基金特別会計より歳出）
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		各小中学校・幼稚園等で実施している家庭教育学級については、従前のとおり各PTAを中心に企画、市が講師等の派遣を実施する。年1回、市・教育委員会共催の家庭教育講演会を開催する。	
水準	学級開設数	40程度	
	参加者数	のべ2,000人程度	
	申込期間	4月上旬から5月末頃まで	
	講師謝礼	一講座16,000円以内 家庭教育学級講演会 30,000円以内	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
55173	P T A 研修事業

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		子育て世代の中心的な団体である P T A に対して、各家庭、地域に共通する問題の解決方法を研究したり、情報交換の機会を創出する研究会や P T A 役員に対する研修会を行ったりする。	小・中学校 P T A の委員会委員を対象として、P T A の意義や各委員の役割について研修会を開催する。
実施方法等		市内小中学校の P T A 役員や広報担当者、及び成人教育担当者を対象として、学校の垣根をこえた共通の問題を取り上げて研究・討論したり、学習したりする機会を提供する。	成人教育委員会、広報委員会、学年・学級委員会を対象に、講義や演習をとおして、他校や他学年の委員とのコミュニケーションを図り、委員としての自覚を高める。
水準	実施回数	3 回（P T A 研究会・P T A 広報担当者研修会・P T A 成人教育担当研修会が各 1）	4 回（成人教育委員小中各 1 回、広報委員小中合同 1 回、学年・学級委員対象小中合同 1 回）
	実施方法	研究会は市 P T A 連絡協議会へ委託して実施。その他は講師調達等も含め市が実施。	市社会教育主事が講義、演習を実施。
	実施時期及び会場	研究会は 9 月上旬、川東タウンセンターマロニエで開催。 広報担当者研修会と成人教育担当者研修会は 5 月上旬、市役所大会議室で開催。	4 月中旬～5 月初旬に市役所大会議室等で開催。
	参加者及び参加者数	研究会は 250～300 人程度。 広報担当者研修会：各市立幼・小・中の広報担当者 100 名程度。 参加者は各市立幼・保・小・中、私立幼・保の成人教育等担当者 80 名程度。	成人教育委員：35 人程度 広報委員：25 人程度 学年・学級委員：45 人程度

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	小田原市の実施方法を適用するが、会場を固定しない。	
水準	実施回数	3 回（P T A 研究会・P T A 広報担当者研修会・P T A 成人教育担当研修会が各 1）
	実施方法	研究会は市 P T A 連絡協議会へ委託して実施。その他は講師調達等も含め市が実施。
	実施時期及び会場	研究会は 9 月上旬、広報担当者及び成人教育担当者研修会は 5 月上旬に開催。 会場は、隔年で小田原会場、南足柄会場を留意する。
	参加対象	研究会は 250～300 人程度。 広報担当者研修会：各市立幼・小・中の広報担当者 100 名程度。 成人教育担当者研修会：各市立幼・保・小・中、私立幼・保の成人教育等担当者。
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
55184	生涯学習関連単位取得者奨励事業

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	生涯学習の奨励と学習活動の促進を図るため、一定単位を取得した方を表彰するもの。(みなみナビスト50)	
実施方法等	所管課および公共施設で開催される生涯学習事業に出席1回(1時間以上)1単位とし、単位取得希望者の申告に基づきそのつど主催者がマナビストスタンプを押す。スタンプ台紙は体育センター・生涯学習課に保管。 50単位取得後、生涯学習課まで提出し、後日参加の講座で表彰を行う。	
水準	予算額(円)	副賞：13,000円(@500×26枚)(平成27年度) 5,840円(@292×20個)(平成28年度)
	決算額(円)	14,000円(平成27年度) 達成者が予想を越えたため予算流用
	達成人数	28人(平成27年度) 4人(平成28年8月30日時点)
	贈呈品	賞状 教育長名 副賞 500円図書カード(平成27年度) ボールペン・シャーペンセット(平成28年度)
	所管課および施設	生涯学習課、健康づくり課、高齢介護課 体育センター、社会福祉協議会、中部公民館、福沢コミュニティセンター、市立図書館、女性センター、文化会館、運動公園、丸太の森、地域包括センター

調整方針(案)		
調整(案)内容	廃止	
調整内容決定の考え方	平成9年度より実施しており、生涯学習奨励と学習活動の促進は果たせていると思われるため、合併を期に廃止する方向で調整する。 なお本事業については、合併後、小田原市のキャンパスおだわら事業(民間委託)の中で検討する。	
水準	予算額(円)	
	決算額(円)	
	達成人数	
	贈呈品	
	所管課および施設	
調整方針の区分	廃止	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
61110		環境学習推進事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市立小学校を対象に、自然にふれあう機会を設け、市域の自然の状況を知ることによって環境保全意識を高めるとともに、資源の地域内循環や、林業・漁業などの経済活動との関わりに対する理解を深める。また、将来における環境活動への自主的な参加を促す。	該当なし
実施方法等		特に手入れ不足の森林を、体験学習フィールドとして活用し、間伐体験や自然観察教室等を実施し、自然のありようや生活との関わり、地球温暖化問題との関わり、林業や漁業など経済活動との関わりなどを学ぶ。また、森林資源の活用を体験し、木工業等との関わりを学ぶため、間伐した木を製材し、それを材料としたペン立て製作などの木工体験等を行う。 また、森林以外についても、各学校が取り組んでいる環境保全活動のフィールドを活かして、学校のニーズに合わせた学習プログラムを提供していく。	
水準	対象	市内小学校（3校程度）	
	協力団体	森林組合	
調整方針（案）			
調整（案）内容		継続実施	
調整内容決定の考え方		小田原市事業であるが、小学生が、自然にふれあい、市域の自然の状況を知ることによって環境保全意識を高めるとともに、資源の地域内循環や、林業・漁業などの経済活動との関わりに対する理解が深まる。	
水準	対象	市内小学校	
	協力団体	森林組合	
調整方針の区分		現行のまま存続	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
61111		省エネ研修会開催事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		省エネライフアドバイザー等を講師として、地球温暖化防止啓発のため、白熱電球とLED照明などの対照実験などを通じて、幅広い世代に地球温暖化防止への関心を高める事業に取り組む。	該当なし
実施方法等		省エネ研修会や出前講座において、太陽光発電や燃料電池を使った実験キットを教材として活用するとともに、エコクッキングなどの体験を通じ省エネについての理解を深める。	
水準	開催回数	省エネ研修会（2回）、出前講座（5回）（H27年度実績） 出前講座の一部は「おだわらスマートシティプロジェクト」が実施	
	対象	市民	
	参加者数	省エネ研修会（2回：59人）、出前講座（5回：170人）（H27年度実績）	
調整方針（案）			
調整（案）内容		継続実施	
調整内容決定の考え方		小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量を増やさずに実施できる。引き続き、地球温暖化防止啓発のため、幅広い世代に地球温暖化防止への関心を高める事業（身近なテーマ）に取り組む。	
水準	開催回数	省エネ研修会（2回）、出前講座（5回）（H27年度実績）	
	対象	市民	
	参加者数	省エネ研修会（2回：59人）、出前講座（5回：170人）（H27年度実績）	
調整方針の区分		現行のまま存続	a: 合併時

事務事業番号	事務事業名
61112	省エネナビ貸出事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	コンセントに家電を差し込んで作動させると瞬時に消費電力が表示される「ワットアワーメーター」の貸出	該当なし
実施方法等	コンセントに家電を差し込んで作動させると瞬時に消費電力が表示される「ワットアワーメーター」貸出事業のほか、省エネライフアドバイザーが、希望した家庭に赴き、省エネナビの設置・取り外し作業を行う際に、省エネについて実践的なアドバイスを行う、また、省エネ研修会やイベントに講師等として参画し、地域社会における地球温暖化対策の取組を紹介する。	
水準	保有台数	10台(省エネナビ)、10台(ワットアワーメーター)
	対象	市民
	貸出期間	1ヶ月

調整方針(案)		
調整(案)内容	継続実施	
調整内容決定の考え方	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。引き続き、省エネに向けた意識啓発を図るため実施する。	
水準	保有台数	10台(省エネナビ)、10台(ワットアワーメーター)
	対象	市民
	貸出期間	1ヶ月
調整方針の区分	現行のまま存続	a: 合併時

事務事業番号	事務事業名
061113	地域環境認証推進事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	環境に関する市民・事業者等の取組を認証・評価することで、取り組む方々の意識を高揚させるだけでなく、取り組んでいない方々にも成功事例をみせることにより、取り組む意識を醸成していくことを目的としている。対象分野は、「生ごみ堆肥で育成した野菜の苗コンテスト」「小学校部門（おだわらっこエコアワード）」の2分野とする。また、きっかけづくりとして、グリーンカーテン用ゴーヤ苗を無料配布している。（H26年度まで写真コンテスト実施（現在休止中））	神奈川県西部広域行政協議会環境部会においてJAかながわ西湘から寄贈されたゴーヤの苗を市民50世帯、保育園、幼稚園及び小中学校に配布する。	
実施方法等	生ごみ堆肥で育成した野菜の苗（200株）を希望者（段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取り組んでいる市民）に配布し野菜を栽培してもらう。収穫した野菜を出品してもらい、コンテストを開催。入賞者に対し認証盾を贈呈する。 教育委員会の情報をもとに、環境に関する小学校での取組を認証する。認証された小学校へは、認証盾を贈呈し、広報おだわらにて掲載し、顕彰する。 ゴーヤの「苗」を50世帯（ひとり4株）200株に配布。市内公立小学校・幼稚園・保育園に300株を配布（平成27年度実績）。また、県西地域1市8町にも寄贈を受けたゴーヤの「苗」を配布し、広域的に取り組むを進める。	ゴーヤの苗を希望する市民に対して広報誌で募集し、配布する。	
水準	対象	段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取り組んでいる市民（5,000世帯）	なし
	入賞者数	6名（H27年度実績）	なし
	小学校の認証	年に1校～3校	なし
	認証基準	環境に関する取り組みが5項目程度	なし
	配布数	500株	市民各3本（150本） 保育園、幼稚園及び小中学校（50本）

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の水準を適用し実施する。	
調整内容決定の考え方	合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。	
水準	対象	段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取り組んでいる市民（5,000世帯）
	入賞者数	5名程度
	小学校の認証	年に1校～3校
	認証基準	環境に関する取り組みが5項目程度
	配布数	200株 700株（500株（小田原市）200株（南足柄市））
調整方針の区分	小田原市の例により統合 b:合併後	

事務事業番号	事務事業名
61152	自治会・ボランティア清掃受付事務

事務事業の現況		
市名	南足柄市	
事務事業概要	きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推し進めるとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動の支援をし、美化促進の啓発をする。	
実施方法等	自治会やボランティア団体等による清掃活動において収集したごみを最終処分場及び清掃工場において受付し、手数料免除で処理する。また、ボランティア用ごみ袋（可燃用、不燃用）を必要数配付する。	
水準	地図作成（集積場所等）	ごみ等の集積場所については、ごみ集積車で集積場所に通行できるように道路の道幅等に注意し、一般ごみ集積場所を使用しない場合は、道路や公民館等の公共の場で交通等の妨げにならないようにする。
	分別方法	土砂（ヘドロ）・袋には入れない。葉や草が混在している場合は、取り除く。葉・草・落葉・必ず土・ヘドロをよく落とし、水気をよく切ってから可燃のボランティア用ごみ袋に入れる。木の枝等・長さ50センチ以内、太さ30センチ以内の束にし、紐でしばる。紙、布、ペットボトル、トレー、プラスチック・汚れているものは、全て可燃のボランティア用ごみ袋に入れる。カン、びん その他燃せないごみ・汚れているものは、全て不燃のボランティア用ごみ袋に入れる。蛍光灯、スプレー缶など・不燃のボランティア用ごみ袋に入れる。
	注意事項	ボランティア用ごみ袋は、自治会清掃・ボランティア清掃以外に使用できない。可燃用ごみ袋・不燃用ごみ袋問わず、家庭用のごみ排出には使用しない。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の水準を適用し実施する。	
調整内容決定の考え方	現行の小田原市の水準を変更し、南足柄市の水準を適用すると、すべての自治会が環境事業センターへゴミを持ち込むことになり、混乱が生じるため、小田原市の水準を適用し実施する。	
水準	地図作成（集積場所等）	ごみ等の集積場所については、ごみ集積車で集積場所に通行できるように道路の道幅等に注意し、一般ごみ集積場所を使用しない場合は、道路や公民館等の公共の場で交通等の妨げにならないようにする。
	分別方法	土砂（ヘドロ）・袋には入れない。葉や草が混在している場合は、取り除く。葉・草・落葉・必ず土・ヘドロをよく落とし、水気をよく切ってから可燃のボランティア用ごみ袋に入れる。木の枝等・長さ50センチ以内、太さ30センチ以内の束にし、紐でしばる。紙、布、ペットボトル、トレー、プラスチック・汚れているものは、全て可燃のボランティア用ごみ袋に入れる。カン、びん その他燃せないごみ・汚れているものは、全て不燃のボランティア用ごみ袋に入れる。蛍光灯、スプレー缶など・不燃のボランティア用ごみ袋に入れる。
	注意事項	ボランティア用ごみ袋は、自治会清掃・ボランティア清掃以外に使用できない。可燃用ごみ袋・不燃用ごみ袋問わず、家庭用のごみ排出には使用しない。
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
61154	落書き消去支援事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市民ニーズに合った公共サービスを提供し、地域に生じる課題に柔軟に対応していくことを目指して、市と環境ボランティアが互いの特性を理解し、対等な関係のもとに、それぞれ自主性と自立性をもって協働事業に取り組むために必要な事項を定め、落書き消去活動という事業目的を共有する。	該当なし
実施方法等	市の役割分担は、消耗品の支給、参加者の募集等広報活動、管理者等との連絡調整を主とし、環境ボランティアの役割分担は落書き消去、落書き消去方法指導、相談を主とする。市と環境ボランティアは、具体的な事業の企画及び実施について、協議の上決定することとする。本事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、市と環境ボランティア協議の上処理するものとし、この場合において、市と環境ボランティアは、相互に誠意を持って解決のための適切な措置を講ずるものとする。	
水準	経費負担	役割分担に基づき、市が経費を負担する
	提出書類	実施報告書、収支決算書等の必要書類を市に提出する
	連絡調整	相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催する
	成果の帰属	当該事業の実施を通じて新たに得られた成果は、市とパートナーの双方に帰属する
	実績	1932箇所（平成27年度 実績）

調整方針（案）		
調整（案）内容	継続実施。	
調整内容決定の考え方	小田原市事業であるが、地域の環境美化にとって必要な事業であり、かつパートナーと協働で事業に取り組むために必要があるため、継続実施する。	
水準	経費負担	役割分担に基づき、市が経費を負担する
	提出書類	実施報告書、収支決算書等の必要書類を市に提出する
	連絡調整	相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催する
	成果の帰属	当該事業の実施を通じて新たに得られた成果は、市と環境ボランティアの双方に帰属する
	実績	1,932箇所（平成27年度 実績）
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
62103		燃せるごみの減量推進事業	
事務事業の現況			
市名	小田原市		南足柄市
事務事業概要	燃せるごみの減量に向け、分別状況調査等を実施して実態をつかむとともに、指定ごみ袋制を導入するなど、燃せるごみに含まれる資源化可能なごみの分別を図り減量を推進する。特に燃せるごみの約4割を占める生ごみについては、段ボールコンポストを使った家庭での排出抑制を象徴的な取組として、企業、地域、学校、クラブ等と協力して進める。また、西湘地域全体でごみの減量意識を高めていく。		燃えるごみの減量に向け、調査等を実施して実態をつかむとともに、燃えるごみに含まれるごみの分別を図り減量を推進する。段ボールコンポストを使った家庭での排出抑制を取組として進める。
実施方法等	ごみ減量の効果的な方策の一つとして、指定ごみ袋制を導入している。さらに市民団体である生(いき)ごみクラブ、障がい者施設ありんこホーム、各大型店、地域、学校、県西地域1市8町などと協力し、生ごみの排出抑制を図るとともに、各分別品目の分別を推進する。		ごみ減量の効果的な方策の一つとして、指定ごみ袋制を導入している。
水準	燃せるごみの実態把握事業	年3回の分別状況調査を実施し、結果を自治会へ公表。	実態を把握するため調査を実施。
	指定ごみ袋販売事業	450、300、200、100の4種類の燃せるごみ用の指定ごみ袋を製作し、登録販売店へ販売する。 【歳出64、204千円、歳入100、822千円】	450、300、200、100の4種類の燃せるごみ用の指定ごみ袋を製作し、登録販売店へ販売する。
	ごみの分別の区分	9分別18品目(燃せるごみ、紙・布類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙、布類)、ペットボトル、トトレ類・プラ表示のあるもの、かん類、びん類、燃せないごみ(金属類、プラスチック製品、電気製品、小型家電、陶器類、ガラスくずを含む)、スプレー缶など(スプレー缶、蛍光灯、乾電池ほか、ビデオテープ等、廃食用油) 大型ごみ)	6分別21分類(燃えるごみ、ペーパーサイクル(新聞チラシ、雑誌類、ダンボール、布類、飲料用紙パック、ミックスペーパー)、ペット・プラ(ペットボトル、プラスチック容器)、燃えないごみ(かん類、金物類、小型家電類、ビン・ガラス類、プラスチック類、スプレー缶類、セトモノ類、乾電池、蛍光管類、廃食用油)、剪定枝、粗大ごみ) 剪定枝に係る経費(収集3700千円、処理2942千円)
	報徳小地区モデル事業	報徳小地区モデル事業は、週2回程度、地域で集めた生ごみ(70世帯分)を小学校の生ごみ処理機を使い堆肥化し、できた堆肥を地域で活用している。 【歳出878千円】	該当事業なし。
	段ボールコンポスト推進事業	段ボールコンポストの配布 本市の世帯数の約1割に当たる8000世帯に段ボールコンポストを配布することを目標に、生(いき)ごみクラブ等と協力して商業施設店頭での説明会等を実施中。年30回程度実施。 【歳出1,662千円、歳入473千円】 生ごみサロン等開催事業 段ボールコンポストを配布した方へのフォローとして、生(いき)ごみクラブが年に3回×9地区のサロン活動と年3回程度の生(いき)ごみ通信の発行等を行っている。 【歳出100千円】 企業、地域、学校等との連携事業 事業者や地域、学校から協力を得て、ごみ減量や段ボールコンポスト推進をそれぞれの実情に合わせて実施。広域への展開事業 燃せるごみの減量を西湘地域2市8町で協力して実施する。まずは段ボールコンポストの浸透を図る。	環境課において段ボールコンポストを販売。
調整方針(案)			
調整(案)内容	段階を追って、小田原市の水準で実施する。 剪定枝に関しては、再資源化方法等を検討する。		
調整内容決定の考え方	小田原市の水準で検討するが、取り組み内容は、指定ごみ袋の販売店制度、段ボールコンポストの生(いき)ごみクラブ、学校、企業との連携など、市民による活動、地域による取り組み、地域、企業、学校との協力による部分が多く含まれるため、合併時にどらわらず時間をかけて徐々に小田原市の水準に近づけていく。		
水準	燃せるごみの実態把握事業	小田原市の水準で実施	
	指定ごみ袋販売事業	規格、販売価格、登録販売店制度等、小田原市に準ずるが、特に、南足柄市内の事業者等への説明に時間を要する。	
	ごみの分別の区分	小田原市の水準で調整する。 剪定枝については量の問題があり、新たな収集方法、処理方法を検討する。 それぞれの収集方法、処理方法も小田原市の水準を適用するため、処理内容、処分先等について検討に時間を要する。	
	報徳小地区モデル事業	小田原市の水準で実施	
	段ボールコンポスト事業	2市とも取り組んでいる事業なので小田原市の水準で実施。 南足柄市民にも生(いき)ごみクラブへの参加を促していく。	
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編		b:合併後

事務事業番号	事務事業名
62117	古紙リサイクル事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		本市の古紙回収システムは自治会、小田原市古紙リサイクル事業組合（以下古紙組合という）、行政の三者の協力により実施しており、住民は、ごみステーションに紙布類を搬出し、古紙組合は確実に収集を行い、行政は紙布類の収集量と相場に応じて協力を支払うというシステムとなっている。 また、この協力体制のもとで、古紙回収量の減少対策として、燃せるごみに含まれる紙類の分別を進めるため、小さな紙も紙の日にし出していただくよう、その他紙の分別や高齢世帯の戸別収集等の施策を実施している。	該当なし
実施方法等		このシステムは、収集量に応じた売却益を収集費に充てる方法で、不足分を協力金として市から古紙組合へ支出している。新聞離れなどにより、古紙の回収量が減少しているため、その他紙等、燃せるごみに含まれる紙布類を確実に分別するため、小さな紙も紙の日にし出していただくよう、その他紙の分別に力を入れてその他紙用袋の配布事業に取り組んでいる。 高齢者のごみ出し対策、紙布類の収集量確保、自治会加入のメリットなど、それぞれの目的から、古紙リサイクル事業組合、自治会と協力し、高齢世帯の紙布類の戸別収集を平成27年度から登録制で始めた。	古紙に関してはペーパーリサイクル業務委託で対応している。
水準	古紙リサイクル事業	自治会、古紙組合、行政の三者の協力による古紙布類の回収リサイクル事業の確立。 組合は、確実に収集する。 住民は家庭内で発生する紙をごみステーションに排出する。 行政は紙布類の収集量と相場に応じて協力を支払う。	該当なし
	その他紙分別推進事業	燃せるごみに含まれる紙類の分別を進めるため、特に、その他紙に力を入れ、その他紙用袋の配布協力店を募るなど、全市を挙げた活動展開を進めている。 市広報やごみ減量説明会等でのその他紙分別、高齢世帯戸別収集の説明。 希望者へその他紙用袋の配布。その他紙用袋配布協力店 30店舗程度。	該当なし
	高齢者世帯戸別収集事業	高齢世帯戸別収集登録件数 200件程度。 対象を70才以上の高齢者または、高齢者と障がい者、障がい者だけの世帯。	該当なし

調整方針（案）

調整（案）内容		小田原市の水準を適用する。 古紙リサイクル事業組合による収集業務を行う。
調整内容決定の考え方		ごみステーションによる現在の収集サービスと「その他紙」等の分別区分を小田原市の水準を適用し、かつ、コストを安く抑えるためには、本市の水準に合わせ、小田原市古紙リサイクル事業組合との協定による紙布類のリサイクルが望ましい。
水準	古紙リサイクル事業	3者協力による収集システムの確立。 家庭で発生する紙布類を徹底してごみステーションで回収する。
	その他紙分別推進事業	「その他紙」の収集を推進し、燃せるごみに含まれる紙布類の分別を進める。
	高齢者世帯戸別収集事業	高齢世帯向けのサービスとして、75才以上の高齢者のみ、または、高齢者と障がい者のみの世帯を登録制で、古紙布類の戸別収集を実施する。
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
62152	受入れごみ計量・処理業務

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	・搬入一般廃棄物及び排出物の計量（焼却灰ほか）及び手数料の収納 ・計量データの管理 ・一般廃棄物管理票の販売 ・土曜搬入業者の車両登録 ・一般廃棄物収集運搬許可業者及び土曜搬入業者の車両登録 ・プラットフォームでの廃棄物の受入れ・破碎処理	・搬入一般廃棄物の計量及び手数料の収納 ・計量データの管理 ・一般廃棄物収集運搬業者の車両登録（重量） ・プラットフォームでの廃棄物の受入れ・破碎処理 ・金属類を使っている物の解体分別処理	
実施方法等	一般廃棄物及び排出物の計量ごみの受付及び計量を行い、料金の徴収を行うとともに、計量データの取りまとめ・管理を実施する。 小動物の持ち込み手数料の収納 一般廃棄物管理票の受理（多量排出事業者が事業系一般廃棄物を市の処理施設に持ち込む際に提出が必要）及び販売、売り捌き金の収納を行う。 土曜搬入業者の（申請受付）車両登録及び一般廃棄物収集運搬許可業者の車両登録を実施する。 また、本人による持込を原則としているため、本人以外（代理人や業者）による持込の際は、委任状を提出を求めている。 プラットフォームでの廃棄物の受入れのため、ごみ収集車や一般車等のごみピットへの誘導・搬入補助を実施し、プラットフォーム内での安全管理に努めるとともに、清掃・用具の整理整頓等の管理を行う。 また、火災廃材等の破碎処理を実施する。	一般廃棄物の受付及び計量を行い、料金の徴収を行うとともに、計量データの取りまとめ・管理を実施する。 小動物の持ち込み手数料を収納する。 一般廃棄物収集運搬業者の車両登録を実施する。 プラットフォームでの廃棄物の受入れ、破碎を要するゴミが溜まってきたら破碎処理をする。 清掃・用具の整理整頓等の管理を行う。 火災廃材等の破碎処理を実施する。 ベッドマットや座椅子等金属類を使用しているゴミを解体し金属を分別する。（手作業）	
水準	持込み受付時間（月曜日～金曜日）	午前8時20分～11時30分 午後1時00分～4時00分	午前8時30分～午後4時00分（祝日は除く）
	持込み受付時間（祝日の月曜日～金曜日と土曜日）	第2土曜日・祝日 午前8時20分～11時00分	毎週土曜日 午前8時30分～午前11時30分
	持込み処理手数料	1kgにつき25円（5kg単位）、廃材木の場合は1kgにつき30円（5kg単位）、小動物は1匹1700円	破碎を要するごみ（1辺が50cmを超える）10kgにつき360円（秤は四捨五入） その他のごみ10kgにつき240円、小動物は1匹1,200円
	一般廃棄物管理票	一冊1,500円（100セット4枚複写）	無し
	破碎処理の取扱い基準	植木、枝、板くずは、長さ50cm以下、直径30cm以下にひもで束ねる。	火災廃材等受け入れ基準（破碎を要するごみ）；長さ2m以内、太さ20cm以内

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の実施方法を新市に引き継ぐ。	
調整内容決定の考え方	2市間で基本的な業務内容は変わらないが、土曜・祝日の受入れや一般廃棄物管理票の取り扱いが異なるため、小田原市の実施方法を引き継ぐこととする。	
水準	持込み受付時間（月曜日～金曜日）	午前8時20分～11時30分 午後1時00分～4時00分
	持込み受付時間（祝日の月曜日～金曜日と土曜日）	第2土曜日・祝日 午前8時20分～11時00分
	持込み処理手数料	Aランクで協議
	一般廃棄物管理票	一冊1,500円（100セット4枚複写）
	調整方針の区分	小田原市の例により統合

事務事業番号	事務事業名
62160	ごみ特定申告受付等事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	ごみ特定制度（事業系一般廃棄物について、一定量について、ごみ集積場に排出できる制度）における申告書の受理、排出量の認定を行う	該当なし
実施方法等	ごみ特定制度を新規で利用する事業者、排出量変更認定を受ける事業者、廃止する事業者から申告書を受理する。 受理した事業者について、清掃指導員が排出量を調査する。 （認定された排出量に基づき、清掃手数料が賦課される。） また、申請者からの申請主義のため、事業を廃止しながらも廃止手続きが取られていないものについては、廃止時期等を調査の上、職権消除による遡及廃止を行なっている（調定についても減額調定処理）。	
水準	ごみ特定制度の排出量	月300kgまで
	賦課される清掃手数料	100kgまでは0円、100kgを超える部分について1kgあたり40円
	様式	条例施行規則に規定の様式 任意様式

調整方針（案）		
調整（案）内容	廃止する。	
調整内容決定の考え方	2市を比較すると、南足柄市には「ごみ特定」の制度がないことから、ごみ特定申告受付の事務は廃止とする。	
水準	ごみ特定制度の排出量	0kg
	賦課される清掃手数料	なし
	様式	なし
調整方針の区分	廃止	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
62161		大型ごみコール制事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 委託業者による大型ごみの収集、運搬 大型ごみ収集業務の電話受付 委託業者との連絡調整 実績データの管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者による粗大ごみの収集、運搬 大型ごみ収集業務の電話受付 委託業者との連絡調整 実績データの管理
実施方法等		<p>毎年3月に、入札により、翌年度分の大型ごみの収集運搬業務の委託契約を締結する。大型ごみ収集業務の電話受付については市直営で実施（リサイクルセンター）。電話予約は事前申込み制とし、氏名、住所、電話番号、排出する品目、大きさ、個数を聴取。必要な証紙の枚数を決定し、申込者に案内。受付けた大型ごみ収集予約をまとめた表を、収集前日に委託業者にFAXで送信する。委託業者から大型ごみ収集実績データを受け取って管理する。</p>	<p>毎年3月に、入札により、翌年度分の粗大ごみの収集運搬業務の委託契約を締結する。粗大ごみ収集業務の電話受付については市直営で実施（環境課）。電話予約は事前申込み制とし、氏名、住所、電話番号、排出場所、排出する品目、個数を聴取。必要な証紙の枚数を決定し、申込者に案内（環境課、女性センター、福沢サービスセンター、岡本サービスセンターのみ購入可）。受付けた大型ごみ収集予約をまとめた表を、収集日の前の週の水曜日までに委託業者にメールで送信する。委託業者から粗大ごみ収集実績データを受け取って管理する。</p>
水準	1日あたりの平均収集回数	40件程度	毎週月曜日回収（祝日の場合次の日）15件
	収集日・時間・場所	平日の午前8時30分から午後4時まで（時間指定はできないが、立会いの必要はない） 収集場所は原則として玄関先（家の中までは立ち入らない）	平日の午前8時30分から午後4時まで（時間指定はできないが、立会いの必要はない） 収集場所は原則として玄関先（家の中までは立ち入らない）
	収集予約の電話受付時間	平日の午前9時から12時までと、午後1時から4時まで（受付当日の収集はできない）	平日の午前8時30分から午後5時まで（毎週水曜日が締め日）
	個人情報の取り扱い	市条例（個人情報保護条例）に基づき基本方針等で適正な取り扱いについて定めている。その中で、委託業者には、廃棄方法や管理体制についての届出等を求めている。	契約書の中で（秘密の保持）という形で謳っている。
	大型ごみ処理手数料	1点につき1,000円（2,000円を超えない範囲内で規則で定める額） 条例別表1による	1点につき1,200円、特定家電製品は2,400円 南足柄市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例による
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法を新市に引き継ぐ。	
調整内容決定の考え方		2市間で、事務の取り扱いに大きな違いはないが、現在の小田原市の実施方法を新市に引き継ぐこととする。（収集は、祝日を除く月曜日から金曜日）	
水準	1日あたりの平均収集回数	予約制（1日最大64件若しくは100個まで）	
	収集日・時間・場所	平日の午前8時30分から午後4時まで（時間指定はできないが、立会いの必要はない） 収集場所は原則として玄関先（家の中までは立ち入らない）	
	収集予約の電話受付時間	日曜・年末年始（概ね12月31日～1月3日）を除く日、午前8時～午後4時45分	
	個人情報の取り扱い	市条例（個人情報保護条例）に基づき基本方針等で適正な取り扱いについて定めている。その中で、委託業者には、廃棄方法や管理体制についての届出等を求めている。	
	大型ごみ処理手数料	Aランクで協議	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a: 合併時

事務事業番号		事務事業名	
62162		小動物事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託による小動物の処分及び収集（清掃手数料として、徴収金あり） ・委託業者との連絡調整 ・実績データの管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託による小動物の収集（所有者のいないものに限る） ・所有者のいるものは自己搬入または許可業者へ委託 ・委託業者との連絡調整 ・実績データの管理
実施方法等		<p>毎年3月に、入札により、翌年度分の小動物収集及び焼却処理等業務の委託契約を締結する。 小動物収集の電話受付は小動物棟で委託業者が受付ける。 必要に応じて、委託業者との連絡調整(打ち合わせ)を実施。 委託業者から小動物処理の実績データを受け取って管理する。 清掃手数料は、持込分については、計量棟の営業時間内は計量棟で当日徴収し、収集分及び計量棟の時間外の持込は後日納付書を送付する。</p>	<p>毎年3月に、随意契約により翌年度分の小動物収集委託契約を締結する。 小動物収集の電話受付は環境課が受ける。 必要に応じて、委託業者との連絡調整(打ち合わせ)を実施。 委託業者から小動物処理の実績データを受け取って管理する。</p>
水準	受付及び収集日・時間	1月1日を除く毎日 午前8時45分から午後5時15分まで (受付当日でも午後4時15分までに受け付けたものは収集する)	所有者のいないものの収集受付に関しては年中無休(日直、守衛対応)
	取り扱う小動物及び減免	<p>小田原市民の飼育していた愛玩用小動物(有料 持込1,700円 収集3,400円) 小田原市域及び市境にあり、飼い主が不明な小動物(免除) 市内の公共施設で飼育していた小動物(免除) (行政手続条例による審査基準あり) 市外の小動物は取り扱い不可</p>	<p>南足柄市内の飼い主が不明な小動物(委託業者が回収) 市外の小動物は取り扱い不可 所有者がいる愛玩用小動物(有料 持込1,200円 公共施設等に関しては減免)</p>
	その他	希望者には焼骨を引き渡す(10日間までの保管とする)。 ただし、1匹ずつ焼くわけではないので、1匹分の完全な形で引き渡しはできない	<ul style="list-style-type: none"> ・収集委託業は所有者のいないものに限るため、所有者のいるものは清掃工場へ自己搬入(1頭1,200円)または許可業者へ依頼する。 ・清掃工場でごみと一緒に焼却(骨は引き渡せない)
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施方法を新市に引継ぐ(焼却処分の際は、小田原市の動物専用炉を使用する)。 料金については新市で検討する。	
調整内容決定の考え方		2市間での大きな差異は、動物専用炉の有無と業務委託の内容等だが、市民サービス等を考慮し小田原市の実施方法を採用するものとする。	
水準	受付及び収集日・時間	1月1日を除く毎日 午前8時45分から午後5時15分まで (受付当日でも午後4時15分までに受け付けたものは収集する)	
	取り扱う小動物及び減免	<p>小田原市民の飼育していた愛玩用小動物 (有料 持込1,700円 収集3,400円) 小田原市域及び市境にあり、飼い主が不明な小動物(免除) 市内の公共施設で飼育していた小動物(免除) (行政手続条例による審査基準あり) 市外の小動物は取り扱い不可</p>	
	その他	小動物専用の炉で焼却処分 希望者には焼骨を引き渡す(10日間までの保管とする)。 ただし、1匹ずつ焼くわけではないので、1匹分の完全な形で引き渡しはできない	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
063120	害虫駆除事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		ユスリカの発生を抑制するため、年間契約による水路消毒を実施。スズメバチ、茶毒蛾も駆除を行う。市民からの要望により、ユスリカの成長抑制剤及び家庭用殺菌剤の配布を行う。	ねずみ、昆虫等の衛生害虫の駆除に関する事務
実施方法等		ユスリカ駆除については、市内を5地区に分け、消毒する水路を指定する。市民より苦情があった箇所について、現地確認のうえ、直営又は委託業者での消毒を実施する。スズメバチについては、駆除対象を民家の持家のみとしている。スズメバチで駆除対象外の方やスズメバチ以外のハチについては、防護服を借りて自分で駆除を行うことを希望する方については、無料で防護服の貸し出しを行っている。原則直営対応だが、困難な場合には、委託業者による駆除を実施。茶毒蛾についても同様。	自分で駆除できる場合は、ハチの防護服を無料で貸出をする。自分で駆除できない場合は、駆除業者の連絡先を紹介をする。
水準	契約内容（ユスリカ）	年間委託契約を年度当初に締結。全て指名競争入札。12ヶ月の分割支払。	なし
	予定と報告（ユスリカ）	前月に指示書を委託業者に渡し、委託業者から予定表を受ける。当該月終了後、実績報告書を提出させる。	なし
	スズメバチ処理	電話にて営業場所、大きさ、色などを確認。原則立会いのため、現場職員と日程調整を実施。アシナガバチ等スズメバチ以外の場合は駆除を行わない。直営が困難な場合には委託業者対応。	自分で駆除できる場合は、ハチの防護服を無料で貸出をする。自分で駆除できない場合は、駆除業者の連絡先を紹介をする。
	茶毒蛾	同上	なし
	防護服の貸出	あり	あり

調整方針（案）

調整（案）内容	南足柄市の水準を適用し実施する。 ただし、殺菌剤及びユスリカ抑制剤の配布は行う。	
調整内容決定の考え方	南足柄市の水準を新市全体に適用する。 ユスリカ駆除の消毒、スズメバチの駆除は新市で対応しない	
水準	実施内容	害虫駆除は市で実施をしない
	配布・貸与	蜂駆除用防護服の貸与、殺菌剤及びユスリカ抑制剤の配布
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
063125	し尿収集事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		し尿・浄化槽汚泥の収集を行う。	し尿の収集を行う。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の依頼に基づき、委託業者が収集作業を行う。 ・清掃確認伝票を基に当月の作業件数等を把握し、別途使用者に手数料の納付を求める。 ・住民票の異動によって使用者の状況・世帯人員等を把握し、変更を修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の依頼に基づき、委託業者が収集作業を行う。 ・清掃確認伝票を基に当月の作業件数等を把握し、別途使用者に手数料の納付を求める。 ・住民票の異動によって使用者の状況・世帯人員等を把握し、変更を修正する。
水準	委託料種別	くみ取り(定額)...住民票がある一般家庭のし尿くみ取り(3人以下世帯:1回/月、7人以下世帯:2回/月、8人以上世帯:3回/月) くみ取り(従量)...住民票を持たない一般家庭及び事業所のし尿くみ取り くみ取り(超過)...規定回数を超えた定額世帯のし尿くみ取り くみ取り(臨時)...仮設トイレ等臨時的なし尿くみ取り くみ取り(定額臨時)...定額世帯による臨時的なくみ取り 浄化槽...浄化槽の清掃 加算...車両の運行が困難な箇所において、ホースを50m以上使用した収集時の加算金 市有施設くみ取り(従量・臨時・浄化槽)...市有施設に設置されたトイレのし尿くみ取り及び浄化槽清掃	定額製のし尿汲み取り家庭については、月一回汲み取りを行い搬入する 従量制の家庭及び業者については、家庭及び業者又は市からの連絡により汲み取りを行い搬入する 新規の申込み、届出の変更、廃止については、市の指示に従って対応する
	委託料(27年度)	し尿:22,502千円 浄化槽:282,529千円	21,600千円
	例月処理件数(8月)	くみ取り(定額)...989世帯1,724人 くみ取り(臨時)...約130件 くみ取り(従量)...約100世帯 浄化槽...約1,100件	例月処理件数(6月) くみ取り(定額制)...255世帯 425人 くみ取り(従量制)...45件

調整方針(案)

調整(案)内容		小田原市の水準を適用する。ただし浄化槽汚泥は許可業者制とする
調整内容決定の考え方		し尿収集のみ新市で行い、浄化槽汚泥は許可業者制とする。 くみ取りに行く回数・申込方法などは小田原市の水準とする。
水準	委託料種別	くみ取り(定額)...住民票がある一般家庭のし尿くみ取り(3人以下世帯:1回/月、7人以下世帯:2回/月、8人以上世帯:3回/月) くみ取り(従量)...住民票を持たない一般家庭及び事業所のし尿くみ取り くみ取り(超過)...規定回数を超えた定額世帯のし尿くみ取り くみ取り(臨時)...仮設トイレ等臨時的なし尿くみ取り くみ取り(定額臨時)...定額世帯による臨時的なくみ取り 加算...車両の運行が困難な箇所において、ホースを50m以上使用した収集時の加算金 市有施設くみ取り(従量・臨時)...市有施設に設置されたトイレのし尿くみ取り
	委託料(27年度)	44,102千円
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
71116		赤十字事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		日本赤十字社神奈川県支部小田原市地区の事務局として各種赤十字事業を実施	日本赤十字社神奈川県支部南足柄市地区の事務局として各種赤十字事業を実施。
実施方法等		赤十字社員増強運動 災害救護活動 義援金・救済金活動 赤十字奉仕団活動 講習会・研修会の開催	赤十字社員増強運動 災害救護活動 義援金・救済金活動 日赤救急法等普及事業の実施 日赤倉庫に関すること
水準	赤十字社員増強運動	4月下旬に地区自治会連合会長、地区民生委員長、地区社会協議会会長が出席いただく「全体会議」を開催し、運動の趣旨等を説明し、社資集金の協力を依頼する。 社資の集金活動は、各地区協賛員（地区自治会会長、地区民生委員、地区社会協議会長）が実施。 社資の回収方法は、市役所へ持参、市職員が訪問、口塵搬入の3種類。 事務協力補助金として集金額の8%に該当する額を地区に配分。	4月の自治会長会議にて運動の趣旨等を説明し、社資集金の協力を依頼する。 社資の集金活動は、自治会長が実施。 社資の回収方法は、市役所へ持参。 5月に自治会長に日赤の活動を理解していただくために、日赤神奈川県支部または本部を視察。
	災害救護活動	家屋火災等の災害にあった方へ見舞金を給付（市の被災者支援事業と連動）。 全壊・全焼・流出：10,000円 半壊・半焼・半流出：5,000円 消火による水損：10,000円 床上浸水：5,000円	家屋火災等の災害にあった方へ見舞金を給付（市の被災者支援事業と連動）。 全壊・全焼・流出：（一人）10,000円（二人以上）20,000円 半壊・半焼・半流出：10,000円 負傷（1か月）：10,000円 床上浸水：5,000円 弔慰金：20,000円
	義援金・救済金活動	日本赤十字社が受け付けている義援金・救済金等の受付を実施（募金箱設置個所は、4～6か所）	日本赤十字社が受け付けている義援金・救済金等の受付を実施（募金箱設置個所は、2～15か所）
	赤十字奉仕団活動	小田原市赤十字奉仕団の事務局を務めるほか、関係団体へ活動補助金を4団体（小田原市赤十字奉仕団、小田原点駅赤十字奉仕団、小田原緑音奉仕会、小田原市赤十字奉仕団教護部）に交付	奉仕団なし
	講習実施回数	地域等の要望に応じて、健康生活支援講習会等の日本赤十字社が実施している講習会等を開催。 健康生活支援講習会：2回	自治会等の要望に応じて、また市の自主事業として日赤救急法等講習会を実施 ・救急法基礎講習1件 ・救急法短期講習3件 ・幼児安全法短期講習1件 ・災害時高齢者生活支援講習3件 ・幼児安全法ミニ講習1件
調整方針（案）			
調整（案）内容		より良い水準項目の事務処理方式を適用する 統一に課題の多い「赤十字社員増強運動」に移行期間を設ける。	
調整内容決定の考え方		双方の実施水準を比較し、より住民への利益があると思われる現況に統一する	
水準	赤十字社員増強運動	移行期間（2～3年程度）を設け、当面の間双方の現況を継続。	
	災害救護活動	支給額の多い南足柄市の現況に統一	
	義援金・救済金活動	双方の現況を継続	
	赤十字奉仕団活動	実際に活動を行っている小田原市の現況に統一	
	講習実施回数	実施回数の多い南足柄の現況に統一	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
71120	避難行動要支援者名簿及びマップ作成事業

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害時に支援を要する方々の所在を把握し、安否確認や避難誘導及び救出をするために必要な情報等を記載した地図等を作成する。	ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害時に支援を要する方々の所在を把握し、安否確認や避難誘導及び救出をするために必要な情報等を記載した地図等を作成する。	
実施方法等	要支援者より民生委員の協力のもと、同意書を提出。 避難行動要支援者管理システムに情報を登録し、名簿、マップを作成。 自主防災組織代表（自治会長）、民生委員、消防に情報提供 災害対策基本法により名簿の作成が義務付けられている。	・災害時要支援者として登録した人の情報を自治会等地域住民と共有し、災害の避難支援を円滑に行うために、名簿及びマップを作成する。 ・月1回、異動情報を反映させ名簿の更新を行う。更新した名簿は民生委員・児童委員に配布。 ・登録申請は、障害者手帳の交付時や高齢者の対象年齢到達時に市の窓口や民生委員・児童委員の訪問時に受け付けている。 ・年1回、民生委員・児童委員が登録者を戸別訪問して内容確認を行い、名簿とマップを更新する。	
水準	登録者数	3,496人（平成28年8月現在）	2,375件（平成28年8月現在）
	対象者	高齢者（一人暮らし、寝たきり、認知症又は虚弱の高齢者で名簿登録に同意したもの） 障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳所持者で名簿登録に同意したもの） その他（災害発生時に支援を必要とする者で名簿登録に同意したもの）	高齢者（65歳以上で名簿登録に同意したもの） 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で名簿登録に同意したもの） その他（災害発生時に支援を必要とする者で名簿登録に同意したもの）
	項目	対象者情報（氏名、生年月日、住所等） 本人及び世帯状況（寝たきり、一人暮らし等） 緊急連絡先 特記事項 地区担当民生委員	対象者情報（氏名、生年月日、住所等） 本人及び世帯状況（寝たきり、一人暮らし等） 緊急連絡先 特記事項 地区担当民生委員
	小田原市避難行動要支援者管理システム保守管理	324,000円/年	該当なし
	名簿及びマップ作成	名簿：月1回 マップ：年2回更新	名簿：月1回 マップ：年1回更新

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。 ただし、現在の対象者を継続。	
調整内容決定の考え方	小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	登録者数	5,871人（3,496人+2,375人） 現在の登録者の合計
	対象者	高齢者（一人暮らし、寝たきり、認知症又は虚弱の高齢者で名簿登録に同意したもの） 障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳所持者で名簿登録に同意したもの） その他（災害発生時に支援を必要とする者で名簿登録に同意したもの）
	項目	対象者情報（氏名、生年月日、住所等） 本人及び世帯状況（寝たきり、一人暮らし等） 緊急連絡先 特記事項 地区担当民生委員
	小田原市避難行動要支援者管理システム保守管理	324,000円/年
	名簿及びマップ作成	名簿：月1回 マップ：年2回更新
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
71121	福祉避難所協定事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	災害時における要配慮者の避難施設として、民間の福祉施設を福祉避難所として利用できるよう協定を締結し、要配慮者の避難場所を確保する。	南足柄市地域防災計画に基づく福祉避難所として施設利用に関する協定を締結し、災害時に要援護者の避難場所を確保する。高齢者関係施設は高齢介護課が、障害者施設は福祉課が行う。	
実施方法等	小田原市内に福祉施設を有する社会福祉法人に対して、協定の締結をお願いする。	南足柄市内に福祉施設を有する社会福祉法人に対して、協定の締結をお願いする。	
水準	協定法人数	11法人	6法人
	受入期間	原則30日以内	原則7日以内
	受入手続	事前に電話等で受入可能人数を確認の上、書面により行う。記載内容は、住所、氏名、心身の状況、連絡先、受入を要する期間等。	受入可能人数を確認の上、書面により行う。記載内容は、住所、氏名、心身の状況、連絡先、受入を要する期間等。
	協定の期間	書面による意思表示がない限り継続	書面による意思表示がない限り継続

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の現況を適用	
調整内容決定の考え方	市民サービス向上のため、小田原市の実施水準を適用	
水準	協定法人数	受け入れ期間の相違から、協定を見直す法人も想定されるため
	受入期間	原則30日以内
	受入手続	事前に電話等で受入可能人数を確認の上、書面により行う。記載内容は、住所、氏名、心身の状況、連絡先、受入を要する期間等。
	協定の期間	書面による意思表示がない限り継続
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
71130	福祉・健康協議会事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		なし	福祉関係全般について協議する。
実施方法等			地域福祉計画などの策定や福祉施策について協議することから、年2回から4回実施している。
水準	附属機関名称		南足柄市福祉・健康協議会
	定数及び現員数		18人（現員14人）
	任期		2年
	職名及び報酬額		非常勤の職員、7500円
	選出方法		医療機関の関係者、地域団体の役員、福祉保健関係組織の代表、学識経験者、福祉団体の役員、市民代表

調整方針（案）

調整（案）内容		廃止
調整内容決定の考え方		類似団体にも同様の組織がなく、必要性が乏しいため廃止する。
水準	定数	
	現員数	
	任期	
	職名及び報酬額	
	選出方法	
調整方針の区分		廃止 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
71191	生きがいふれあいフェスティバル開催事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	明るい長寿社会の実現をテーマに、市民と関係諸団体の協力のもとに、世代を越えて市民がふれあうイベントを開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図る。	なし
実施方法等	10月中旬の土日に実施。	
水準	対象者	生きがいふれあいセンターいそぎ利用団体（高齢者半数以上）
	関係諸団体	シルバー人材センター・老人クラブ連合会・小田原市障害者地域事業所連絡会・小田原鍼灸マッサージ師会

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する	
調整内容決定の考え方	現行の方式が事業目的を達成する上で最適と考えるため、現行を継続する。 また、類似団体事例もなく現行が最適のため、他案なし。	
水準	対象者	生きがいふれあいセンターいそぎ利用団体（高齢者半数以上）
	関係諸団体	シルバー人材センター・老人クラブ連合会・小田原市障害者地域事業所連絡会・小田原鍼灸マッサージ師会
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072101	独居老人等緊急通報システム事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、要介護3以上の方を対象に、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与する。なお、電話回線を使用し受託者（現在はセコム）に通報するため、電話加入権を有していない者については、老人用電話を貸与する。	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常注意を要する状態にある方に、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与する。	
実施方法等	対象者は、民生委員及び介護支援専門員の確認を受け、高齢介護課に申請書を提出する。高齢介護課は、対象者の状況を確認し、事業の適用の可否を決定し、対象者へ通知する。事業の適用を決定した時は、高齢介護課は、受託者へ連絡する。受託者は、対象者へ携帯用無線発信機、無線受信器、及び専用通報機を貸与する。対象者は、緊急事態等が発生した時に、貸与されたペンダント型無線発信機のボタンを押すことにより一般加入電話回線を通じ、警備保障会社に通報される。警備保障会社は、必要に応じ、家族等への連絡や現地へ急行し、救援活動を行う。	対象者は、高齢介護課地域包括支援班に申請書を提出する。地域包括支援班は、対象者の状況を確認し、事業の適用の可否を決定し、対象者へ通知する。事業の適用を決定した時は、市は、受託者へ連絡する。受託者は、対象者へペンダント型発信機、専用通報機を貸与し、事業を実施する。	
水準	対象	要介護認定で要介護3以上の方で、満65歳以上のひとり暮らしの方が、満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方。	慢性疾患等により日常注意を要する状態にあるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者。
	利用料金	無料。ただし、機器点検のため月100円程度の通信料がかかる。	所得等による階層区分により負担有。
	老人電話貸与対象者	電話加入権を有していない者で、前年度所得税非課税である満80歳以上のひとり暮らしの方、前年度所得税非課税であるおおむね65歳以上のひとり暮らしの老人、または老人のみの世帯に属する者で身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者。	該当事業無。

調整方針（案）		
調整（案）内容	老人電話については小田原市の事務処理方法を適用する。その他の実施方法については、両市差異がないため現行を引継ぐ。	
調整内容決定の考え方	市民サービスの維持・向上のため	
水準	名称	独居老人等緊急通報システム事業
	要件（対象、減免等）	要介護認定で要介護3以上の方で、満65歳以上のひとり暮らしの方が、満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方。
	単価	無料。ただし、機器点検のため月100円程度の通信料がかかる。
	老人電話貸与対象者	電話加入権を有していない者で、前年度所得税非課税である満80歳以上のひとり暮らしの方、前年度所得税非課税であるおおむね65歳以上のひとり暮らしの老人、または老人のみの世帯に属する者で身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者。
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072103	高齢者救急要請カード配付事業・あしがら安心キット交付事業

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	在宅で生活しているおおむね75歳以上の高齢者に対して、あらかじめ持病やかかりつけ医などの緊急時に必要となる情報を記載し、緊急搬送時に利用するための「救急要請カード」を配付することで、救急活動の円滑化を図るとともに、見守り体制の強化を図る。	救急隊員などが救急医療活動に活用するため、持病やかかりつけの医療機関、服用している薬の情報、緊急連絡先などを入れるキットを配布。	
実施方法等	敬老行事の名簿に基づき、民生委員が75歳以上の高齢者へ戸別訪問し救急要請カードを配付する。カードの記入は本人又は家族が行うことを基本とするが、必要に応じて民生委員がその支援を行う。民生委員は、配付状況について市へ報告する。また、高齢介護課、障がい福祉課、支所等の窓口で希望者に対し随時配付する。	随時申請受付を行う。申請は、高齢介護課窓口、地域包括支援センター、岡本サービスセンター、福沢サービスセンターで受け付けている。民生委員による代理申請も行っている。受付終了後、該当者へ安心キットを配布。	
水準	対象	小田原市に住所を有し、在宅で生活している75歳以上（ただし、平成29年度については満76歳以上、平成30年度以降については満77歳以上）の高齢者。（ただし希望者には配付している。）	持病があり、65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、ひとり暮らし障害者の世帯、障害者のみの世帯、障害者と高齢者のみの世帯の方
	利用料金	無料	無料
	配付内容	救急要請カード（家庭保存用）、救急要請カード（携帯用）、ステッカー、保管用ビニールケース	救急・災害時の医療情報記入用紙、ステッカー、保管用ビニールケース

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	高齢者への周知徹底を図る観点から、一定の年齢を迎えた高齢者全員に交付する。	
水準	対象	小田原市に住所を有し、在宅で生活しているおおむね75歳以上（ただし、平成29年度については満76歳以上、平成30年度以降については満77歳以上）の高齢者
	利用料金	無料
	配付内容	救急要請カード（家庭保存用）、救急要請カード（携帯用）、ステッカー、保管用ビニールケース
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072116	アクティブシニア応援ポイント事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	高齢者の社会参加や生きがいづくりを奨励し支援するため、高齢者のボランティア活動実績にポイントを付与し、ポイントに応じた商品と交換する。	該当なし
実施方法等	対象者は、社会福祉協議会又は高齢介護課に申請して登録を受け、アクティブシニア応援ポイント手帳の交付を受ける。その後、市に登録された高齢者施設等と直接日程調整を行い、ボランティア活動を行い、活動分のスタンプを手帳に押印してもらう。活動は年度単位となるが、翌年度、ポイント交換手続きを行い、希望の商品が参加者のもとに届く。	
水準	対象者	市内在住の満60歳以上の者
	対象施設等	介護保険施設等と、市の施設及び市の主催事業。
	対象活動	入所者の話し相手、送迎や散歩の補助、ゲーム、囲碁・将棋等の相手、歌や音楽の指導や披露、食事介助の補助等、散髪、着替えの補助等、お茶出し、配膳の補助等、洗濯物の整理等、清掃、植栽の世話、草むしり等、その他。
	スタンプ押印対象	1日1回において、1時間以上の活動にあつては1個、2時間以上行った場合又は2か所以上（1か所当たり1時間以上行った場合に限る。）で行った場合にあつては2個を押印する。
	商品の内容と該当ポイント	商品の内容：地場産品を中心に、干物、かまぼこ、お菓子などの食品、寄木細工、鋳物、ちょうちんなどの工芸品、せっけんなどの日用品、商店会の商品券、防災グッズ等。 該当スタンプ：10～19スタンプで千円相当、20～29スタンプで2千円相当、30～39スタンプで3千円相当、40～49スタンプで4千円相当、50スタンプ以上で5千円相当の商品と交換できる。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	60歳以上の高齢者に社会参加を促すことは、介護予防やプロダクティブ・エイジングの視点から、今後ますます必要になる。	
水準	対象者	市内在住の満60歳以上の者
	対象施設等	介護保険施設等と、市の施設及び市の主催事業。
	対象活動	入所者の話し相手、送迎や散歩の補助、ゲーム、囲碁・将棋等の相手、歌や音楽の指導や披露、食事介助の補助等、散髪、着替えの補助等、お茶出し、配膳の補助等、洗濯物の整理等、清掃、植栽の世話、草むしり等、その他。
	スタンプ押印対象	1日1回において、1時間以上の活動にあつては1個、2時間以上行った場合又は2か所以上（1か所当たり1時間以上行った場合に限る。）で行った場合にあつては2個を押印する。
	商品の内容と該当ポイント	商品の内容：地場産品を中心に、干物、かまぼこ、お菓子などの食品、寄木細工、鋳物、ちょうちんなどの工芸品、せっけんなどの日用品、商店会の商品券、防災グッズ等。 該当スタンプ：10～19スタンプで千円相当、20～29スタンプで2千円相当、30～39スタンプで3千円相当、40～49スタンプで4千円相当、50スタンプ以上で5千円相当の商品と交換できる。
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072118	外出支援サービス事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	該当なし (要介護認定3以上の高齢者に対して、在宅高齢者福祉タクシー利用助成事業を実施)	市単独事業で実施。 ハンディキャップ車輛で、医療施設、福祉施設等への送迎を行う。社会福祉協議会に委託。距離に応じた利用者負担あり(～は社会福祉協議会事業) ・対象者・・・65歳以上の在宅の方 介護保険要介護認定3～5の方 身体障害者手帳の視覚障害1、2級の方 下肢不自由で人工透析を必要とする方 60歳以上の方 身体障害者手帳下肢障害1、2級の方
実施方法等		申請書の様式等を作成し、随時申請受付を行う。申請は、南足柄市地域包括支援センターで受け付けている。(対象以外の方は社会福祉協議会で受付)受付終了後、該当、非該当を判定し、申請者に結果を通知する。利用者は利用日予約等について、社会福祉協議会へ連絡をし、予約する。
水準	申込時期	4月に更新申請を受付。新規は随時
	申請方法等	申請を受け、交付決定。その後、利用者は直接社会福祉協議会へ連絡をし、予約する。
	処理人数	H27年度登録者45名、利用延回数220回

調整方針(案)		
調整(案)内容	廃止する。	
調整内容決定の考え方	同事業は高齢者や障がい者を対象に実施しており、南足柄市社会福祉協議会へ委託しているが(高齢介護課からは高齢者分を委託)、高齢者の利用者は減少しているため、高齢者分の委託を廃止する。	
水準	申込時期	-
	申請方法等	-
	処理人数	-
調整方針の区分	廃止	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072119	障害者控除対象者認定書交付事務

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	所得税法施行令及び地方税法施行令に規定する障害者又は特別障害者に係る認定書を交付する。	所得税法施行令及び地方税法施行令に規定する障害者又は特別障害者に係る認定書を交付する。
実施方法等	対象者又はその親族が、高齢介護課に申請書を提出する。高齢介護課は、要介護認定に係る調査結果を基に審査し、障害者控除対象者認定書又は非該当通知書を申請者に交付する。	対象者又はその親族が、高齢介護課に申請書を提出する。高齢介護課は、要介護認定に係る調査結果又は訪問調査を基に審査し、障害者控除対象者認定書又は非該当通知書を申請者に交付する。
水準	対象	市内に住所を有する65歳以上の介護保険法の規定による要介護認定を受けている者で、かつ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付及び原子爆弾被爆者援護法の認定を受けていない者
	認定基準	(1)障害者…要介護1以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がA以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度が以上 (2)特別障害者…要介護4以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がB以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度が以上

調整方針(案)

調整(案)内容	南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	認定基準が広い(市民に有利)南足柄市の基準を採用する。	
水準	対象	市内に住所を有する65歳以上の介護保険法の規定による要介護認定を受けている者で、かつ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付及び原子爆弾被爆者援護法の認定を受けていない者
	認定基準	(1)障害者…要介護1以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がA以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度が以上 (2)特別障害者…要介護3以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がB以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度が以上
調整方針の区分	南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072121	福寿カード交付事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市内に住む60歳以上の方が公共施設を利用等を利用する際に優待サービスを受けられるように、福寿カードを交付する。	該当なし
実施方法等	対象者は、高齢介護課に住所及び生年月日を証明する公的な資料を添えて申出を行い、福寿カードの交付を受ける。 対象者は、対象の公共施設等を利用する際に福寿カードを提示し、サービスを受ける。	
水準	対象	次のすべての要件を満たすもの。 ・小田原市内に住所を有する者であること。 ・年齢が満60歳以上の者
	優待サービス内容	・小田原城天守閣、松永記念館などの観光施設や文化施設において、福寿カード所持者と付き添い(1名限り)が無料で入場できる。市営御幸の浜プール等のスポーツ関連施設においては、福寿カード所持者のみ無料入場できる。 ・市と協定を締結した民間保養所において、福寿カード所持者が4名以上で利用した場合に、協定料金での宿泊等ができる。
	交付回数及び有効期限	申請は随時受付けており、一度交付を受けると、対象要件を満たし事業が存続する限り有効。再発行も可能である。

調整方針(案)

調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	現在利用している市民に対して、サービスの提供を保ちつつ、市域が広がることにより、対象施設等も増やす。	
水準	対象	次のすべての要件を満たすもの。 ・市内に住所を有する者であること。 ・年齢が満60歳以上の者
	優待サービス内容	・小田原城天守閣、松永記念館などの観光施設や文化施設において、福寿カード所持者と付き添い(1名限り)が無料で入場できる。市営御幸の浜プール等のスポーツ関連施設においては、福寿カード所持者のみ無料入場できる。 ・市と協定を締結した民間保養所において、福寿カード所持者が4名以上で利用した場合に、協定料金での宿泊等ができる。
	交付回数及び有効期限	申請は随時受付けており、一度交付を受けると、対象要件を満たし事業が存続する限り有効。再発行も可能である。
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072123	成年後見制度利用支援事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	市長が行う後見開始等の審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬を助成。 市民後見人の養成・活動支援等について、学識経験者、弁護士等による推進会議の開催。	任意事業（その他事業）として実施。 市長が行う後見開始等の審判請求及び後見人等への報酬助成	
実施方法等	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う民法第7条等に規定する後見開始等の審判請求を行うとともに、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬を支弁する。 小田原市における市民後見人の養成・活動支援等に関する事項について、情報・意見交換及び連絡調整を行う。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う民法第7条等に規定する後見開始等の審判請求を行うとともに、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬を支弁する。	
水準	助成対象者	・生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者	・生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者
	対象費用	申立手数料（収入印紙）、登記手数料（収入印紙）、郵便切手代、診断書料、鑑定費用、後見人等報酬	申立手数料（収入印紙）、登記手数料（収入印紙）、郵便切手代、診断書料、鑑定費用、後見人等報酬
	後見人等報酬助成額	在宅：月額28,000円、施設：月額18,000円（上限）	在宅：月額28,000円、施設：月額18,000円（上限）
	市民後見に対する取組	あり	なし

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	現在、成年後見制度利用支援事業（申立費用・後見人等報酬助成）は小田原市及び南足柄市ともに、同様の方法で事業を実施しているが、市民後見人の養成・活動支援等の推進にかかる事業は南足柄市では実施していないため、合併後、同様に実施する。	
水準	助成対象者	・生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 ・成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者
	対象費用	申立手数料（収入印紙）、登記手数料（収入印紙）、郵便切手代、診断書料、鑑定費用、後見人等報酬
	後見人等報酬助成額	在宅：月額28,000円、施設：月額18,000円（上限）
	市民後見に対する取組	あり（推進）
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
072125		家族介護用品支給事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		要介護3以上の在宅で生活している高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となっている介護用品を支給することにより、家族の経済的負担の軽減を図る。	任意事業（家族介護支援事業）として実施。 要介護3以上の市民税非課税世帯の方（同一住所に課税世帯の親族がいない等）で、一人で排尿又は排便が困難なねたきりや認知症の方に紙おむつ等の日常生活介護用品を支給する。 購入に要する費用年間6万5千円分を限度に支給 利用者負担 10%
実施方法等		事業の対象者から提出された申請内容を基に、紙おむつ等の介護用品の支給を行なう。（業務委託）	4月に入札を行い、指定業者を決定する。継続希望者は4月、新規は随時申請を受付する。申請は南足柄市地域包括支援センターで受け付けている。受付終了後、該当、非該当の判定を行い、申請者へ通知する。指定業者が訪問し、サンプル等で必要物品を確定、月1回物品配布。
水準	支給回数	年2回	年12回（毎月）
	基準日	（1回目）6月1日 （2回目）12月1日	無
	対象者	（1回目）要介護3～5の住民税非課税世帯に属する市内在住の者を介護する家族 （2回目）要介護4・5の住民税非課税世帯に属する市内在住の者を介護する家族	世帯全ての世帯員が地方税法の規定による市町村民税が課されていないものであって、要介護3～5で排尿又は排便の後始末を行うことができないもの。
	支給用品	紙おむつ等の介護用品 1回につき100枚程度	紙おむつ等の介護用品（年間購入に要する費用が65,000を限度）
	周知方法	基準日時点で要件を満たす対象者に対し、申請書類等を送付する。	地域包括支援センターパンフレットに記載し、介護申請者へ配布。
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		行政改革の方針を踏まえ、年間支給額、支給回数ともに少ない小田原市の水準を適用する。	
水準	支給回数	年2回	
	基準日	（1回目）6月1日 （2回目）12月1日	
	対象者	（1回目）要介護3～5の住民税非課税世帯に属する市内在住の者を介護する家族（2回目）要介護4・5の住民税非課税世帯に属する市内在住の者を介護する家族	
	支給用品	紙おむつ等の介護用品 1回につき100枚程度（年間約14,000円）	
	周知方法	基準日時点で要件を満たす対象者に対し、申請書類等を送付する。	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a: 合併時

事務事業番号	事務事業名
072126	家族介護教室開催事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	在宅で高齢者等を介護する家族を対象に、身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護方法を学ぶ講座（家族介護教室）を開催する。	在宅で要介護高齢者を介護している方、これから介護を考えている方、介護に興味がある方を対象に、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を開催。	
実施方法等	5日間1コースの家族介護教室を川東地区で1回、川西地区で1回開催する。 家族のニーズを把握するため、要介護認定1～3で居宅介護サービス受給者の家族に対し、無作為抽出にてアンケート調査（500件）を実施する。	2日間1コースの家族介護教室を、保健医療福祉センターで1回開催する。	
水準	家族介護教室講師	外部講師報償費1回1万円	外部講師報償費1回最大6万円（講師の職種・人数によって決定）
	ニーズ調査	平成28年度は、第7期の計画調査があるため見送り	なし

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	家族介護者の身体的・精神的負担軽減のため、現状を保ち開催する。	
水準	家族介護教室開催規模	5日間1コースの家族介護教室を川東地区で1回、川西地区で1回、南足柄地区で1回開催する。
	家族介護教室講師	外部講師報償費1回1万円
	ニーズ調査	家族のニーズを把握するため、要介護1～3で居宅介護サービス受給者の家族に対し、無作為抽出にてアンケート調査を行う。
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
072127		認知症家族のつどい	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		在宅で認知症高齢者を介護する家族を対象に、精神的負担の軽減を図るため、家族同士が日頃の悩み等を意見交換する交流会を開催する。	包括的支援事業（認知症地域支援・ケア向上事業）として実施。認知症の知識・介護方法などの講話を行い、家族間の交流を図る（社協と共催）
実施方法等		小田原保健福祉事務所と共催で認知症の家族を対象にしたおだわら家族会を年12回開催する。	南足柄市社会福祉協議会と共催で年11回開催する。家族側は座談会を実施し、その間本人側は、別部屋でスタッフがレクリエーションを提供。市内グループホームにて施設見学を兼ねた家族座談会の実施、医師や他市の家族会の方による講話、市のバスを利用した外出等のイベント実施している。
水準	保健福祉事務所との共催	1市3町からの参加あり。会場は、保健福祉事務所の会議室を利用。広報、申込は市で受けている。	市内に住む認知症患者及びその家族（他市町村より講師が来る際は他市町村民の参加可能）会場は社会福祉協議会の会議室を利用。広報にて周知、申込は地域包括支援班で受けている。
	医師の出席	市から年1回、小田原医師会精神科医に出席依頼している。報償費1万円。	市から年1回、医師に出席依頼している。報償費5万円。
調整方針（案）			
調整（案）内容		新たな実施水準に再編する。 （実施方法や開催回数、開催場所等を見直す）	
調整内容決定の考え方		小田原市は小田原保健福祉事務所と共催で実施、南足柄市は南足柄市社協と共催で実施しているので、共催している関係機関との調整を図りつつ、実態に沿った実施方法に見直す。	
水準	保健福祉事務所との共催	国の「認知症施策等総合支援事業の実施について」（老発0331号第4号平成28年3月31日付厚生労働省老健局長通知）により、県には、「認知症施策普及・相談・支援事業実施要綱」に基づき、認知症の人や家族を支えることを目的とした交流集會等開催の役割があるため、保健福祉事務所の考えについては要確認。	
	医師の出席	医師の役割の確認。必要であればどこから派遣してもらうのがよいか検討する。	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072128	認知症支援推進事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	認知症に関する正しい知識を普及・啓発するため、市内在住・在勤・在学者等を対象に認知症サポーター養成講座を実施する。 また、サポーター養成講座を修了した者等を対象にフォローアップ研修会を開催する。	認知症に関する正しい知識を普及・啓発するため、市内在住・在勤・在学者等を対象に認知症サポーター養成講座を実施する。	
実施方法等	「認知症サポーター養成講座」を各地域包括支援センター圏域の市民及び市内介護事業所や企業などを対象に、年に概ね66回(予定)開催する。 市職員を対象に平成28年度から5年計画で「認知症サポーター養成講座」を職員研修として実施している。	「認知症サポーター養成講座」を市民及び市内介護事業所や企業、市内の小中学校などを対象に、随時申込を受け付け開催する。(現在約3000人のサポーターを養成) 市職員を対象とした「認知症サポーター養成講座」は、平成22年度に実施。平成28年度も実施予定。	
水準	企画	市主催のもの：年16回 キャラバンメイト企画：年30回予定 出前講座：年20回予定	市とキャラバンメイトによる実施：年4回 目標値2000人を達成しているため、出前講座は随時対応。
	フォローアップ	講座を修了した者のうち、今後も希望した者へフォロー研修会を年2回開催。	実施未定
	市職員対象	平成27年度に福祉健康部職員は受講済。今までに受講していない市職員で各係から1名推薦してもらい受講していく。講座は年3回開催。	平成22年度に市職員を対象に4回実施(244名受講) 平成28年度に4回実施予定。

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を運用する。	
調整内容決定の考え方	サポーター養成講座終了者等を対象としたフォローアップ研修の実施等を行なっている小田原市の事務処理方法を運用する。	
水準	企画	市主催のもの：年16回 キャラバンメイト企画：年30回予定 出前講座：年20回予定
	フォローアップ	講座を修了した者のうち、今後も希望した者へフォロー研修会を年2回開催。
	市職員対象	今までに受講していない市職員で各係から1名推薦してもらい受講していく。講座は年3回開催。
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072132	食の自立支援事業（任意事業分）

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		栄養改善が必要なひとり暮らし等の高齢者に対し、介護保険給付対象外である配食サービスを提供することにより、在宅生活を援助するとともに、定期的な配達により安否の確認を行う。	生活維持能力が低下し、調理及び栄養管理を行うことが困難な高齢者に対して、食の自立支援として、安否確認を兼ねて食事を配達する。
実施方法等		地域包括支援センターのアセスメントを基に審査し、利用が適当と認められた者に対し、調理された食事を対象者の自宅に届け、安否の確認をするとともに、健康状態等に異常が見受けられる場合は、関係機関に連絡を行う。業務委託により実施。食事の調理、配達及び利用者の安否確認及び健康状態の確認については、再委託が可能	南足柄市地域包括支援センター職員が訪問審査し、利用が適当と認められた者に対し、調理された食事を対象者の自宅に届け、安否の確認をする。業務委託により実施。毎年、入札を行う。
水準	実施曜日・回数	原則月曜日から土曜日、1人1日1食（昼食または夕食）	月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始除く）。週4食まで。（昼食または夕食）
	委託単価	1食につき400円（普通食/特別食）	1食につき226円（普通食/選食/カロリー・塩分調整食）
	利用者負担/支払い方法	1食につき500円/食券方式により実施。配達時に食券と食事を引き換える食券の販売は小田原市社会福祉協議会が実施（業務委託）	1食につき400円/配達時に配食券半券と食事を引き換える配食券の配布は、開始時は南足柄市地域包括支援センター職員、その後は民生委員が行う。
	対象者	65歳以上の市内居住者のうち、ひとり暮らしもしくは高齢者世帯に属している栄養状態の改善が必要と認められる者	おおむね65歳以上の市内ひとり暮らしもしくは高齢者世帯であり、調理することが困難であり、かつ、扶養義務者等から食事の提供をうけることが困難なもの。
	判断基準	該当する地区の地域包括支援センターによるアセスメント	南足柄市地域包括支援センター職員によるアセスメント

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	実績の多い小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	実施曜日・回数	原則月曜日から土曜日、1人1日1食（昼食または夕食）
	委託単価	1食につき400円（普通食/特別食）
	利用者負担/支払い方法	1食につき500円/食券方式により実施。配達時に食券と食事を引き換える。食券の販売は社会福祉協議会が実施（業務委託）
	対象者	65歳以上の市内居住者のうち、ひとり暮らしもしくは高齢者世帯に属している栄養状態の改善が必要と認められる者
	判断基準	該当する地区の地域包括支援センターによるアセスメント
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072133	認知症予防事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		脳と体を刺激することで認知症の予防を図るため、有酸素運動やグループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。	健康運動指導士・音楽療法士等の指導の下、体操や音楽等を中心に生きがい型プログラムを行い、認知症予防を図る脳活性教室を開催。
実施方法等		市内の公共施設等を利用し、全12回（約3ヶ月）の教室を業務委託により開催する。	年1回実施。全9回コース（2時間）開催前に、教室案内と身体状況・認知機能簡易テスト（参加前）を行うため事前面接をし、参加同意を得て開催している。
水準	対象者	市内在住の65歳以上の方	市内在住の65歳以上の方
	参加費	無料	1,000円（資料、食材費）
	評価方法	集団式松井10単語記憶テスト<即時再生>、山口漢字符号変換テスト、語想起テスト、集団式松井10単語記憶テスト<遅延再生>、体力測定（TUG、5m歩行（最大・通常））	長谷川式認知機能テスト 体力測定（10m最大歩行、10m障害歩行、握力、長座体前屈、開眼片足立ち60秒）
	定員	30名程度	20名程度
	実施内容	認知症予防についての基礎知識、頭脳ゲーム、ラダートレーニング、旅の計画、コラージュ作成、認知症サポーター養成講座、回想法等	認知症予防についての基礎知識、コグニサイズ、脳活性レクリエーション、音楽レクリエーション、飾りすし調理実習、栄養士による講話、歯科衛生士による講話、介護予防サポーターによる体操等

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	参加者及び評価方法が多い小田原市の事務処理方法を適用する。（実施回数については、両市合わせて年10回を想定）	
水準	対象者	市内在住の65歳以上の方
	参加費	無料
	評価方法	集団式松井10単語記憶テスト<即時再生>、山口漢字符号変換テスト、語想起テスト、集団式松井10単語記憶テスト<遅延再生>、体力測定（TUG、5m歩行（最大・通常））
	定員	30名程度
	実施内容	認知症予防についての基礎知識、頭脳ゲーム、ラダートレーニング、旅の計画、コラージュ作成、認知症サポーター養成講座、回想法等
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072136	高齢者筋力向上トレーニング事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	<基幹型> 65歳以上の高齢者を対象に、機能低下のみられる高齢者に対して運動型及び日常生活機能の維持、向上を支援するために、マシン教室及びストレッチ教室を開催する。また、夏季のみプール教室を合わせて開催する。 <地域型> 介護予防に関する自主的かつ主体的な活動が広く実施されるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や活動の支援等を行う。	事務事業番号072137と同じ。一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）として実施。65歳以上の高齢者を対象に、介護予防を目的とした運動・栄養・口腔等に係る転倒骨折予防教室を開催。1コース3ヶ月（週1・全10回）で、一般参加型は市の公民館で1コース行い、地域型は地域の公民館で2コース行い、地域型は教室終了後、自主活動を継続する自主グループを立ち上げている。	
実施方法等	<基幹型> いそしぎ、アリーナを会場として、マシン教室とストレッチ教室の4コースを開催し、市報にて各教室とも年4回の申込受付をし実施する。なお、定員を超えた場合は、選考にて参加決定する。また、夏季のみプール教室を受託業者のプールを使用して開催する。 <地域型> 市の地域型教室終了後に、自主活動を継続しているグループ（28団体）に対し、正しい運動法の指導を行うため指導者を派遣するほか、体力測定を実施する。	<一般参加型 10回×1コース> 広報で参加者を募集。事前面接を行い、既往歴や生活機能評価の聞き取り及び教室の説明を行う。教室は会場準備片付け・受付・健康チェック・進行を行い、講話や体操は委託業者が行う。委託業者が来ない回は、介護予防サポーターと市保健師が行う。 <地域型 10回×2コース> 前年度に自治会・老人会・地域福祉会に教室開催の打診をし、同意を得たら打合せを行う。自治会回覧で募集し、申込は自治会等で取りまとめてもらう。受付後は一般参加型と同様。教室中に参加者と継続教室について話し合い、教室終了後は介護予防サポーターが継続教室を2回行う。市はサポーターからの相談やフォローを行う。	
水準	<基幹型> 参加定員及び選考方法	いそしぎ会場（マシン教室、ストレッチ教室）は、各教室とも定員20名、アリーナ会場（マシン教室、ストレッチ教室）は各定員30名。プール教室は20名。各教室の定員を超えた場合は、「お身体に関するチェックリスト」により選考。選考基準は同チェックリストによる。	一般参加型：20人定員、地域型：40人定員（20人×2コース） 選考なし
	<基幹型> 参加費	参加者が負担をする費用は、傷害保険料として月500円を負担する。（1コース3ヶ月のため、受付時に1,500円を徴収する） 保険の加入手続き等は、受託者が行う。	参加者負担金：1,000円
	<基幹型> 申請書及び誓約書の提出	緊急時等の場合に連絡先等を記載した申請書及び誓約書を提出する。	事前面接の際、緊急時連絡先の聞き取りおよび参加同意書の提出をしてもらう。
	<基幹型> 事前・事後面接及び体力測定の実施	参加前と参加最終日に各各参加者に対し面接を行うとともに体力測定を実施し効果を図る。	事前面接：教室が始まる前に面接日を設け、事前面接を行う。 体力測定：教室開始時（2回目）と終了時（9回目）に体力測定を行い、効果を図る。
	<地域型> 対象団体及び派遣回数	対象団体：市の地域型教室終了後に、自主活動を継続しているグループ（28団体） 派遣回数：1団体につき年間6回を上限とする。ただし、体力測定については年1回を上限とする。	地域型転倒骨折予防教室終了後、介護予防サポーターが月2回継続教室を実施している団体は14グループあり、グループ毎に年1回体力測定及び年1~2回フォロー教室を実施している（詳細はいそしぎ健康事業）。

調整方針（案）

調整（案）内容	新たな実施水準に再編する。 （両市で実施しているそれぞれの事業を、新市において再編して実施する）	
調整内容決定の考え方	利用者の多い小田原方式を取り入れるが、地域に根付いた活動を広げるため、南足柄市の転倒骨折予防教室地域型を取り入れる。（筋力向上トレーニング（ストレッチ・マシン・プール）を南足柄市域でも1箇所行い、転倒骨折予防教室の地域型を小田原市域でも行う。）	
水準	参加定員及び選考方法	いそしぎ会場（マシン・ストレッチ）は各20名、アリーナ会場（マシン・ストレッチ）は各30名、プール20名、南足柄市会場（マシン・ストレッチ）は各20名。地域型転倒骨折予防教室20名。各教室の定員を超えた場合は「お身体に関するチェックリスト」により選考。
	参加費	傷害保険料月500円（1コース3ヶ月のため受付で1,500円徴収）
	申請書及び誓約書の提出	緊急時等の場合に連絡先等を記載した申請書及び誓約書を提出する。
	事前・事後面接及び体力測定の実施	事前面接：教室が始まる前に面接日を設け、事前面接を行う。 体力測定：教室開始時と終了時に行い、効果を図る。
	地域型のフォロー	地域型転倒骨折予防教室終了後、自主活動を継続しているグループに対し、年1回体力測定及び年1~2回講師派遣を行う。
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072137	高齢者体操教室開催事業

事務事業の現況			
市名	南足柄市		
事務事業概要	65歳以上の高齢者を対象に、健康維持増進・仲間作りを促進するために、リズム体操やストレッチ体操を実施する。なお、参加者の事前事後のアセスメントは行わない。		
実施方法等	<p>65歳以上の高齢者を対象に、健康維持増進・仲間作りを促進するために、リズム体操やストレッチ体操を実施する。なお、参加者の事前事後のアセスメントは行わない。</p> <p>会場を固定（3会場）し、ストレッチやリズム体操を中心に、1コースを4ヶ月間、年3回実施する。なお、申込は市報に掲載して、電話での申込先着順とする。また、高齢者筋力向上トレーニング事業（筋トレ教室）に参加している者は、申込不可とする。</p> <p>事務事業番号072136と同じ。一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）として実施。65歳以上の高齢者を対象に、介護予防を目的とした運動・栄養・口腔等に係る転倒骨折予防教室を開催。1コース3ヶ月（週1・全10回）で、一般参加型は市の公民館で1コース行い、地域型は地域の公民館で2コース行い、地域型は教室終了後、自主活動を継続する自主グループを立ち上げている。</p> <p><一般参加型 10回×1コース> 広報で参加者を募集し、申込の受付を行う。受付終了後、事前面接を行い、既往歴や生活機能評価の聞き取り及び教室の説明を行う。教室は会場準備片付け・受付・健康チェック・進行を行い、講話や体操は委託業者が行う。委託業者が来ない回は、介護予防サポーターと市保健師が行う。</p> <p><地域型 10回×2コース> 前年度に自治会・老人会・地域福祉会に教室開催の打診をし、同意を得たら打合せを行う。自治会回覧で募集し、申込は自治会等で取りまとめてもらう。受付終了後は一般参加型と同様。教室中に参加者と継続教室について話し合い、教室終了後は介護予防サポーターが継続教室を月2回行う。市はサポーターからの相談やフォローを行う。</p>		
水準	参加定数	いそぎ会場（70名）、おだわら総合医療福祉会館（60名）、こゆるぎ会場（20名）	一般参加型：20人定員、地域型：40人定員（20人×2コース）
	申込方法	年3回の市報にて公募し、全て電話での先着順とする。窓口での受付は不可。	一般参加型：広報誌で募集し、電話及び窓口で受付。地域型：自治会回覧で募集し、老人会等で取りまとめる。
	参加費	参加者が負担をする費用は、傷害保険料として月500円を負担する。（1コース4ヶ月のため、受付時に2,000円を徴収する） 保険の加入手続き等は、委託者が行う。	参加者負担金：1,000円
	申請書及び誓約書の提出	緊急時等の場合に連絡先等を記載した申請書及び誓約書を提出させる。	事前面接の際、緊急時連絡先の聞き取りおよび参加同意書の提出をしてもらう。

調整方針（案）		
調整（案）内容	新たな実施水準に再編する。 （両市で実施しているそれぞれの事業を、新市においても実施する）	
調整内容決定の考え方	一般参加型については、南足柄市域においても会場を固定して実施するとともに、小田原市域においても、地域型での実施について調整する。	
水準	参加定数	いそぎ会場（70名）、おだわら総合医療福祉会館（60名）、こゆるぎ会場（20名）、南足柄市域<一般参加型>、南足柄市域<地域型>、小田原市域<地域型>
	申込方法	年3回の市報にて公募し、全て電話での先着順とする。窓口での受付は不可。
	参加費	参加者が負担をする費用は、傷害保険料として月500円を負担する。（1コース4ヶ月のため、受付時に2,000円を徴収する） 保険の加入手続き等は、委託者が行う。
	申請書及び誓約書の提出	緊急時等の場合に連絡先等を記載した申請書及び誓約書を提出させる。
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072139	介護予防普及啓発事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	地域のサロン老人クラブ、地域公民館等に向いての、高齢者向け介護予防ミニ講座の開催や、おだわら総合医療福祉会館内の介護予防対策室において、高齢者の閉じこもり予防を図るための囲碁・将棋・カラオケ等を実施する。 おくちの健康フェスティバルに参加し、口腔機能維持のための普及啓発を図る。	一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）として実施。 老人会等に対し、介護予防の普及啓発のための健康教育を随時実施。 また、健康フェスタできんたろう体操（介護予防の体操）を普及している。	
実施方法等	地域のサロンや老人クラブ等地区公民館などに向き、歯科衛生士による口腔機能向上指導、栄養士による栄養指導、保健師による認知症予防指導。また、介護予防対策室運営事業は、おだわら総合医療福祉会館4階の介護予防対策室等で囲碁・将棋・カラオケ等を行えるスペースとして開放し高齢者の閉じこもり予防を図る。 おくちの健康フェスティバルについては小田原歯科医師会と共催で実施している。	年度初めの老人会長会議で事業について説明し、申し込み用紙を配布。その後、年間を通して随時申込を受け付け、健康教育の内容を打ち合わせる。内容に合わせ、当日までにパワーポイントや紙芝居・資料等を準備。当日は、保健師・看護師・社会福祉士1～2名で公民館等に向き、30分～1時間程度の講話や体操、体力測定を行う。 健康フェスタは、介護予防サポーターのブースで市の介護予防体操「きんたろう体操」を普及している。	
水準	ミニ講話実施回数	H25...31回（参加者705人）、H26...96回（参加者1605人）、H27...26回（参加者501人）	H25:16回（参加者495名）、H26：19回（660名）、H27：19回（532名）
	介護予防対策室の主な業務内容	介護予防対策室の施設 介護予防対策室等でのカラオケ、囲碁、将棋等の利用に必要な諸準備、整理整頓 利用者の案内、安全管理	
	介護予防対策室の従事者数	本業務に従事する人員3名選任し、交代で従事させる。	
	介護予防対策室の就業人員	1日につき1名の人員を業務場所に就業させる。	
	おくちの健康フェスティバル	小田原歯科医師会との調整は健康づくり課が主となっている。	H27ブース来場者：34名

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	実施回数や参加者数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	ミニ講話実施回数	45回（1,033人）
	介護予防対策室の主な業務内容	介護予防対策室の施設 介護予防対策室等でのカラオケ、囲碁、将棋等の利用に必要な諸準備、整理整頓 利用者の案内、安全管理
	介護予防対策室の従事者数	各市本業務に従事する人員3名（計6名）選任し、交代で従事させる。
	介護予防対策室の就業人員	各市1日につき1名（計2名）の人員を業務場所に就業させる。
	おくちの健康フェスティバル	小田原歯科医師会との調整は健康づくり課が主となっている。
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072141	地域介護予防活動支援事業・生きがいと健康づくり推進事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	「高齢者が住み慣れた地域で自立的に自己実現的な暮らしを続けられるようにする」という介護予防の目標を実現するため、高齢者を最も身近な場所で支える「地域」において、介護予防意識を高め、住民の主体的な取り組み・活動を活性化させる。	概ね市内60歳以上の高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、市老人クラブ連合会に事業委託し4事業を実施。	
実施方法等	<地域介護予防活動支援講座> 高齢者を最も身近な場所で支える「地域」において、介護予防意識を高め、住民の主体的な取り組み・活動を活性化するため、講座を開催する。 <公設通いの場運営> 短期集中型サービス修了者等を自主グループへ繋ぐまでの受け皿として、通いの場を確保する。	・趣味の講座(2講座) 高齢者向けの趣味の講座を2年ごとに種目を変更しながら実施。 ・歩け歩け運動(年1回) 現地(範茂史跡公園)に集合し、ニュースポーツや介護予防体操、ゲーム等を実施 ・高齢者文化祭(年1回) 芸能大会・作品展(当日の運営の準備から実施を市老連で実施) ・老人大学(3回/年) 高齢者向けの教養を深める内容や健康防犯防災等の講演	
水準	講演回数	年4回～6回 H27・H28年度は、老人クラブ主催の老人大学において、講演を開催しており、医師等の講演3回及び市職員による講演2回を実施	趣味の講座(2講座)・歩け歩け運動(1回)・高齢者文化祭(1回)・老人大学(3回)
	受講人数	100名以上	趣味の講座(30～40人程度)・歩け歩け運動(400人程度)・高齢者文化祭(500人程度)・老人大学(延べ760人程度)
	講師謝礼	医師...1回につき30,000円(予算)、歯科衛生士・管理栄養士等...1回につき5,000円(予算)	趣味の講座(1講座(3万円)・老人大学(概ね1講座(2～3万円))
	<公設通いの場>受託者	民間のフィットネス、介護事業所(特養、通所介護等)を想定している。	市女性センター・南足柄市文化会館
	<公設通いの場>運営方法	事業委託により実施。期間は概ね半年～1年程度	市担当課による管理(女性センター)・市の指定管理による管理(市文化会館)

調整方針(案)		
調整(案)内容	新たな事務事業に再編する。	
調整内容決定の考え方	介護予防意識を高め、住民の主体的な取り組み・活動を活性化するため、既存事業を再編して実施する。	
水準	講演回数	年4回～6回 事業内容については両市既存事業を再編
	受講人数	各回100名以上
	講師謝礼	医師...1回につき30,000円(予算)、歯科衛生士・管理栄養士等...1回につき5,000円(予算)
	<公設通いの場>受託者	民間のフィットネス、介護事業所(特養、通所介護等)を想定している。
	<公設通いの場>運営方法	事業委託により実施。期間は概ね半年～1年程度
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072163	介護給付費通知事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	介護（介護予防）サービスを利用している被保険者に対し、利用したサービスに係る総費用額等を通知することで、介護事業者による介護報酬の請求誤りや架空請求等を発見する契機とする。	介護（介護予防）サービスを利用している被保険者に対し、利用したサービスに係る総費用額等を通知することで、介護事業者による介護報酬の請求誤りや架空請求等を発見する契機とする。	
実施方法等	毎年2回（2月・8月）、過去半年間におけるサービス利用に係るサービス提供事業所、利用回数、費用総額、利用者負担額を、各サービス利用者に通知する。通知は、市の介護保険事務処理システムにより発行する。	H28.3月は市のシステムにより発行したが、H28.9月以降は神奈川県国民健康保険団体連合会への委託により、毎年4回（6月・9月・12月・3月）発行する。利用者には、過去3か月間におけるサービス利用に係るサービス事業所名、サービス種類、日数、サービス費用額、利用者負担額を通知する。	
水準	事業区分	地域支援事業（任意事業）	地域支援事業（任意事業）
	発送通数 （平成27年度実績）	6,942通（H27.8）、7,065通（H28.2）	1,558通（H28.3）

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	事務量削減のため、国保連合会に委託し、給付費通知の発送を年4回にする。	
水準	事業区分	地域支援事業（任意事業）
	発送通数 （平成27年度実績）	15,115通
調整方針の区分	南足柄市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072169	居宅介護支援事業者補助事業（住宅改修支援）

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	本市の介護保険被保険者のうち、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要支援・要介護認定者に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者に対し、事務費用の一部を助成する。	本市の介護保険被保険者のうち、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要支援・要介護認定者に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者に対し、事務費用の一部を助成する。	
実施方法等	「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者から、四半期ごとに事務費補助金交付申請書を受け付ける。市は、関係書類を審査し、補助金の交付を決定したら、申請者に対して、補助金交付決定通知書により通知するとともに補助金を交付する。	「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者から、年度末に事務費補助金交付申請書を受け付ける。市は、関係書類を審査し、補助金の交付を決定したら、申請者に対して、補助金交付決定通知書により通知するとともに補助金を交付する。	
水準	事業区分	地域支援事業（任意事業）	地域支援事業（任意事業）
	助成額	理由書作成1件につき2,000円	理由書作成業務1件につき2,000円
	助成対象者	居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者	居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者
	助成方法	四半期ごとに、事業者からの申請に基づき補助金を交付	年度末に、事業者からの申請に基づき補助金を交付

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	法人が市に行う申請回数を年に1回とする、南足柄市の事務処理方法を適用する。	
水準	事業区分	地域支援事業（任意事業）
	助成額	理由書作成1件につき2,000円
	助成対象者	居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者
	助成方法	年度末に、事業者からの申請に基づき補助金を交付
調整方針の区分	南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072172	介護予防把握事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	生活機能の低下が見られ、要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者を早期に発見し、介護予防事業への参加を促すとともに、今後の介護予防事業の基礎評価資料とするため、高齢者の現状を把握する。	一般介護予防事業（介護予防把握事業）として実施。高齢介護班や民生委員等関係機関と連携し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とする。	
実施方法等	調査票の配布・回収及び結果アドバイス票の送付、結果の分析を業務委託により行う。把握したデータについては、地域包括支援センターに情報提供する等、生活機能の低下が見られる者を介護予防事業に繋げる等のアプローチを実施していく。	高齢介護班や民生委員からの情報提供・相談により、閉じこもりや何らかの支援を要する者を把握し、必要時介護予防サポート隊の介護予防体操教室等につなぎ、閉じこもり予防の一助としている。	
水準	対象者	市内在住の要介護等認定を受けていない高齢者	高齢者（一般高齢者、要支援者）
	項目	基本チェックリストに沿うような運動、栄養、口腔、閉じこもり、うつ、認知症の項目ほか	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	詳細に要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者を早期に発見することができる小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	対象者	市内在住の要介護等認定を受けていない高齢者。
	項目	基本チェックリストに沿うような運動、栄養、口腔、閉じこもり、うつ、認知症の項目ほか。
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072173	地域リハビリテーション活動支援事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	地域支援事業（一般介護予防事業）として実施。 地域における介護予防の取り組みを総合的に支援できるよう、知識・技術向上のための研修会を開催する。（県西地区リハビリテーション連絡協議会へ委託）	未実施。
実施方法等	リハビリテーション専門職と地域包括支援センターの職員が事例検討を行う。（研修会1回・事例検討会4回）	
水準	回数	4回
	委託料	100千円
	0	
	0	
	0	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	リハビリテーション専門職の視点での助言・指導の機会を設けるため、小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	回数	7回（包括14か所）
	委託料	150千円
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072175	訪問型サービス事業

事務事業の現況		
市名	小田原市 南足柄市	
事務事業概要	<p>地域支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）として実施。 介護予防訪問介護相当サービス事業（国基準訪問型サービス） 基準緩和型サービス事業 住民主体型サービス事業 短期集中型サービス事業（閉じこもり・認知症・うつ等訪問型介護予防事業、食の自立支援事業）</p> <p>地域支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）として実施。 介護予防訪問介護相当サービス事業（国基準訪問型サービス） 住民主体型サービス事業（検討中）</p>	
実施方法等	<p>事業概要の については、介護サービス提供者からの請求（介護サービス費用から利用者負担を除いた額）に対して支給する。（ は国保連経由） については、「閉じこもり、認知症、うつ等訪問型介護予防事業」、「食の自立支援事業」を事業委託により実施する。</p> <p>事業概要の については、介護サービス提供者からの請求（介護サービス費用から利用者負担を除いた額）に対して支給する。（国保連経由）</p>	
水準	<p>国基準訪問型サービス事業の単位 週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月</p> <p>基準緩和訪問型サービス事業の単位 週1回利用：219単位/回、月4回を超える場合962単位/月 週2回利用：219単位/回、月8回を超える場合1,894単位/月 週3回以上利用：219単位/回、月12回を超える場合2,846単位/月</p> <p>住民主体訪問型サービス事業の金額 1,000円/回（利用券方式）</p> <p>閉じこもり、認知症、うつ等訪問型介護予防事業の訪問回数 「こころのケア訪問」「栄養改善訪問相談事業」「口腔機能改善訪問相談事業」があり、それぞれ利用者宅を月2回程度、3か月間訪問。</p> <p>食の自立支援事業の配食費用 普通食、特別職ともに、委託単価400円/1食、利用者負担500円/1食。</p>	<p>週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月</p> <p>実施予定なし</p> <p>検討中</p> <p>実施予定なし</p> <p>実施予定なし</p>
	<p>国基準訪問型サービス事業の単位 週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月</p>	<p>週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月</p>
	<p>基準緩和訪問型サービス事業の単位 週1回利用：219単位/回、月4回を超える場合962単位/月 週2回利用：219単位/回、月8回を超える場合1,894単位/月 週3回以上利用：219単位/回、月12回を超える場合2,846単位/月</p>	<p>実施予定なし</p>
	<p>住民主体訪問型サービス事業の金額 1,000円/回（利用券方式）</p>	<p>検討中</p>
	<p>閉じこもり、認知症、うつ等訪問型介護予防事業の訪問回数 「こころのケア訪問」「栄養改善訪問相談事業」「口腔機能改善訪問相談事業」があり、それぞれ利用者宅を月2回程度、3か月間訪問。</p>	<p>実施予定なし</p>

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。
調整内容決定の考え方	既に小田原市にて実施している制度が多いので、小田原市の事務処理方法を適用する。
水準	<p>国基準訪問型サービス事業の単位 週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月</p> <p>基準緩和訪問型サービス事業の単位 週1回利用：219単位/回、月4回を超える場合962単位/月 週2回利用：219単位/回、月8回を超える場合1,894単位/月 週3回以上利用：219単位/回、月12回を超える場合2,846単位/月</p> <p>住民主体訪問型サービス事業の金額 1,000円/回（利用券方式）</p> <p>閉じこもり、認知症、うつ等訪問型介護予防事業の訪問回数 「こころのケア訪問」「栄養改善訪問相談事業」「口腔機能改善訪問相談事業」があり、それぞれ利用者宅を月2回程度、3か月間訪問。</p> <p>食の自立支援事業の配食費用 普通食、特別職ともに、委託単価400円/1食、利用者負担500円/1食。</p>
	<p>国基準訪問型サービス事業の単位 週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月</p>
	<p>基準緩和訪問型サービス事業の単位 週1回利用：219単位/回、月4回を超える場合962単位/月 週2回利用：219単位/回、月8回を超える場合1,894単位/月 週3回以上利用：219単位/回、月12回を超える場合2,846単位/月</p>
	<p>住民主体訪問型サービス事業の金額 1,000円/回（利用券方式）</p>
	<p>閉じこもり、認知症、うつ等訪問型介護予防事業の訪問回数 「こころのケア訪問」「栄養改善訪問相談事業」「口腔機能改善訪問相談事業」があり、それぞれ利用者宅を月2回程度、3か月間訪問。</p>
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072176	通所型サービス事業

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	地域支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）として実施。 介護予防訪問通所相当サービス事業（国基準通所型サービス） 基準緩和型サービス事業 住民主体型サービス事業 短期集中型サービス事業（複合型介護予防教室）	地域支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）として実施。 介護予防訪問通所相当サービス事業（国基準通所型サービス） 住民主体型サービス事業（検討中）	
実施方法等	事業概要の については、介護サービス提供者からの請求（介護サービス費用から利用者負担を除いた額）に対して支給する。（ は国保連経由） については、「複合型介護予防教室」を事業委託により実施する。	事業概要の については、介護サービス提供者からの請求（介護サービス費用から利用者負担を除いた額）に対して支給する。（国保連経由）	
水準	国基準通所型サービス事業の単位	要支援1・事業対象者（週1回）：378単位/回、月4回を超える場合1,647単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：389単位/回、月8回を超える場合3,377単位/月	要支援1・事業対象者（週1回）：378単位/回、月4回を超える場合1,647単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：389単位/回、月8回を超える場合3,377単位/月
	基準緩和通所型サービス事業の単位	要支援1・事業対象者（週1回）：257単位/回、月4回を超える場合1,119単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：266単位/回、月8回を超える場合2,313単位/月	実施予定なし
	住民主体通所型サービス事業の金額	1,000円/回（利用券方式）	検討中
	複合型介護予防教室実施回数	市内8か所で、それぞれ週1回・合計12回の教室を、送迎付きで実施する。	実施予定なし

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	事務事業概要の ~ の全てを実施している小田原市の事務処理方法を適用する。一部しか実施していない南足柄市の事務処理方法を適用する場合、小田原市で実施している ~ の事業を廃止することは現実的に難しい。	
水準	国基準通所型サービス事業の単位	要支援1・事業対象者（週1回）：378単位/回、月4回を超える場合1,647単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：389単位/回、月8回を超える場合3,377単位/月
	基準緩和通所型サービス事業の単位	要支援1・事業対象者（週1回）：257単位/回、月4回を超える場合1,119単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：266単位/回、月8回を超える場合2,313単位/月
	住民主体通所型サービス事業の金額	1,000円/回（利用券方式）
	複合型介護予防教室実施回数	市内8か所で、それぞれ週1回・合計12回の教室を、送迎付きで実施する。
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072179	高齢者栄養改善事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	高齢者の低栄養状態の予防・改善を目的に、栄養教室を開催し、生活機能の維持・向上を図り、自分らしい生活と自己実現を支援する。	実施無し。
実施方法等	管理栄養士を講師に招き、栄養に関する講話及び調理実習を市内各地で行う。	
水準	参加費	1回500円(食材費として)
	関連団体	小田原市老人クラブ連合会(女性部)と共催により実施 実施会場は、老人クラブのブロックに準ずる圏域を設定し開催しているほか、各地区の地区長がサポーターとして事前研修(4月)を受講、当日の準備・受付業務を担当している
	講師	管理栄養士 講師のサポート役として、平成28年度は試験的に食生活改善推進員を補助スタッフとして導入

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	高齢者の低栄養状態の予防・改善のため、新市においても実施するが、会場等については老人クラブ連合会と調整する。	
水準	参加費	1回500円(食材費として)
	関連団体	老人クラブ連合会(女性部)と共催により実施 実施会場は、老人クラブのブロックに準ずる圏域を設定し開催しているほか、各地区の地区長がサポーターとして事前研修(4月)を受講、当日の準備・受付業務を担当している
	講師	管理栄養士 講師のサポート役として、平成28年度は試験的に食生活改善推進員を補助スタッフとして導入
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
73101		障がい者相談支援事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		日常生活から障害福祉サービスの利用まで障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援体制を整える。国庫の補助金、3町の負担金を財源に、4事業所に委託している。 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会を共同して設置する。 障害者虐待防止法に基づいて設置されている、虐待防止センターへの通報に対する対応を行う。	日常生活から障害福祉サービスの利用まで障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援体制を整える。国庫の補助金、5町の負担金を財源に、1事業所に委託している。5町へ負担金を請求する。 足柄上地区地域自立支援協議会を足柄上地区1市5町で共同して設置する。 障害者虐待防止法に基づいて設置されている、虐待防止センターにおける業務を行う。
実施方法等		おだわら総合医療福祉会館のおだわら障がい者総合相談支援センターにて一般相談業務を障害種別ごとに4事業所と委託契約のうえ実施。 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会において、地域の課題に対応する部会を設置し、関係機関と共にその検討を行い、またその成果の地域へのフィードバックに努める。 虐待防止センター（障がい福祉課）への通報に対し、事実確認や県への通報等の対応のほか、県への報告等を行う。	・事業所への委託に係る事務（契約手続き等） ・出張訪問の手配/広報紙への掲載 実施主体は委託事業所 自立支援協議会：運営会議で議題の調整を行い、代表者会議でその議題について協議、決定を行う。5つの専門部会は部会ごとに会議を開催し、地域の諸問題について検討する。 障害者虐待に関する通報、届出の受理を随時行う。国、県のマニュアルに沿い、コアメンバー会議開催や事実確認調査の実施等の必要な対応を行う。
水準	予算額(千円)	39,204,000円 56(小田原市29千円、箱根町9千円、真鶴町8千円、湯河原町10千円)	8,400,000円(1市5町) なし
	対象者数	小田原市及び足柄下郡在住の障がい者及びその関係者等 7件(障がい者虐待防止対策)	179名(うち南足柄市91名) 2件(障がい者虐待防止対策)
	基準	障害福祉サービスにつながらない相談等	1市5町に住所を有する障害者等(登録者数:179名)
	処理時期及び回数	年末年始を除く月から土の午前9時から午後5時 全体会 2回/年 運営会議 3回/年 各部会 3回/年(自立支援協議会)	相談総件数:3,873件 出張相談:のべ69件 代表者会議:年2回 専門部会:各部会により決定 運営会議:随時(自立支援協議会)
調整方針(案)			
調整(案)内容		2市の相談支援事業所より新たに委託事業所を選定する。	
調整内容決定の考え方		全ての事業所に公平に機会を与える。	
水準	予算額(千円)	43,735千円	
	対象者数	市内在住の障がい者、家族、支援者等	
	基準	委託相談支援事業所(4事業所)	
	処理時期及び回数	年末年始を除く月から土の午前9時から午後5時 全体会 2回/年 運営会議 3回/年 各部会 3回/年(自立支援協議会)	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
073107	ノーマライゼーション理念普及啓発事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	障がい者が、自身が住んでいる地域で当たり前のように過ごすために、障がい者への理解を深める啓発事業を行う。	該当なし
実施方法等	ノーマライゼーション理念普及啓発事業 障がい者団体等から、広く一般市民を対象としたノーマライゼーション理念普及に資する事業を募集し、市で選定したうえ応募団体へ事業委託、実施する。 地域ミーティング 平成28年度からは、小学校のPTAを対象とし、地域や近隣にある障がい者施設を見学し、障がい者に対する理解を深め交流を促進する機会とする。 精神保健福祉地域交流会 行政、事業所、病院等関係機関で実行委員会を設置し、一般市民を対象とした啓発イベントを市内大型商業施設にて開催する。	
水準	予算額(千円)	150千円(ノーマライゼーション理念普及啓発事業) 80千円(地域ミーティング) 50千円(精神保健福祉地域交流会)
	対象者数	150名(平成27年度:松本ハウス講演会参加者数) 市内小学校PTA ダイナシティウエスト来場者
	基準	ノーマライゼーション理念普及啓発事業募集要項:地域社会で障がい者が安心して暮らすことができるまちづくりに資するため、障がいや障がい者に関する市民の理解の裾野を広げることを促進する事業也
	処理時期及び回数	年1事業 市内小学校4校(年度) 年1回

調整方針(案)		
調整(案)内容	現行の方法(予算)で実施。	
調整内容決定の考え方	サービス水準の維持(歳出増の抑制)。	
水準	予算額(千円)	280千円
	対象者数	・ノーマライゼーション理念普及啓発事業(150人:H27) ・地域ミーティング(33人:H27) ・精神保健福祉地域交流会
	基準	・ノーマライゼーション理念普及啓発事業:市民 ・地域ミーティング:小学校PTA ・精神保健福祉地域交流会:市民
	処理時期及び回数	年1事業 市内小学校4校(年度) 年1回
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
73142		手話通訳者等派遣事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		<p>【派遣事業】 音声又は言語機能障がい者の家庭並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行う為、手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。 派遣費用：無料</p> <p>【通訳者設置事業】聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者が市役所で不自由なく手続等を行うため、手話通訳士資格を持つ職員を採用（現在は、任期付正規職員：職員採用）し、障がい福祉課に配置している。</p> <p>【養成講座】聴覚障がい者を理解すると共に、手話技術の向上と普及を図ることにより、聴覚障がい者が円滑な社会生活を送るのに必要な手話専任職員を養成し地域福祉の充実に図る。</p>	<p>聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行う為、手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。 派遣の範囲：県内 派遣費用：無料</p>
実施方法等		<p>【派遣事業】 手話通訳や要約筆記を必要とする聴覚や音声・言語機能に障がいのある方が、社会生活上必要とする官公署ほか関係機関等との意思の疎通を行おうとする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、そのコミュニケーションの支援を行う。</p> <p>【設置事業】障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置し聴覚障がい者の情報保障に対応する。</p> <p>【養成講座】聴覚言語障害者福祉会および登録手話通訳者と共同で、聴覚障害者の生活、自立、社会参加を支援する専任職員の養成講座を行う。</p>	<p>聴覚障害者等からの申請を随時受け、手話通訳者を派遣する。月1回、報酬の支払を行う。年1回、手話通訳者の登録証の発行と保険加入事務を行う。</p>
水準	予算額(千円)	【派遣事業】1,585千円 【養成講座】327千円	報償費 390千円
	対象者数	【派遣事業】平成27年度 289件 【養成講座】20名	平成27年度派遣回数 98回
	基準	<p>【派遣事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 病院等における医療、診断等 学校、幼稚園等における子弟の教育、保育等 会社等における就職、転職 日常生活を営む上で必要な手続等 小田原市主催事業 	<p>市内在住で、次のいずれかの要件により派遣が必要な、日常生活において意思の疎通が困難な聴覚障害者等</p> <ol style="list-style-type: none"> 病院、保健所等における医療、診断等に関すること。 学校、幼稚園等における子弟等の教育、保育等に関すること。 職場、会社等における就職、転職等に関すること。 その他日常生活上に課題に関する相談通訳であつて、市長が適当と認めたこと。
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務を継続する。 派遣事業については、統合して実施。 設置事業については、現行の1名を維持。 手話要請講座についても継続して行う。	
調整内容決定の考え方		市民サービスの低下を防ぎ、歳出額も現行を維持する。	
水準	予算額(千円)	2,302千円	
	対象者数	聴覚障害者で情報保障が必要な方	
	基準	<p>【派遣事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 病院等における医療、診断等 学校、幼稚園等における子弟の教育、保育等 会社等における就職、転職 日常生活を営む上で必要な手続等 市主催事業 	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
73148	重度障がい者緊急通報システム事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	緊急通報システム業務を実施する業者に委託し、対象者に当該業者の携帯用無線発信機を貸与して電話回線に接続することにより、緊急事態発生時に委託業者へ通報できるようにする。	該当なし
実施方法等	地域を担当する民生委員の確約を受け、申請書を提出する。対象者の健康状態、家庭状況等を調査の上、事業の適用の要否を決定し、申請者、担当民生委員及び受託者に通知する。	
水準	予算額（平成28年度）	570千円
	対象者数	約25名
	対象基準	市内に居住する65歳未満の単身、重度障がい者のみの世帯、対象者以外の者が高齢者のみである世帯に属する在宅の重度障がい者
	処理時期と回数	随時 数回

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の基準で実施する。実施方法も同様。	
調整内容決定の考え方	類似団体のうち2市がほぼ同じ条件で実施しており、小田原市の給付水準を維持するため。	
水準	予算額（平成28年度）	684千円
	対象者数	30人
	対象基準	市内に居住する65歳未満の単身、重度障がい者のみの世帯、対象者以外の者が高齢者のみである世帯に属する在宅の重度障がい者
	処理時期と回数	随時 数回
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
73152	重度障がい者訪問入浴サービス

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴車で利用者宅を訪問して入浴サービスを実施して、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。	在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴車で利用者宅を訪問して入浴サービスを実施して、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。	
実施方法等	申請により、その内容を審査し、利用の可否を決定し、当該申請者に通知するとともに、受給者証を交付する。	事業者の入札を担当課に依頼する。事業者と委託契約を行う。利用申請書の受付を行う。委託業者から翌月10日までに前月分の実施状況報告書の提出を受け、委託料を支払う。	
水準	予算額（平成28年度）	7,036千円	委託料 3,105千円
	対象者数	約10人	平成28年度 3人
	対象基準	市内在住で65歳未満の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級受給資格者	家庭において入浴が困難な重度障害者及び障害児 ・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、又はIQ35以下・身体3級かつIQ50以下
	処理時期と回数	随時 約10回	利用申請：随時 支払：月1回
	金額	訪問入浴サービスに要した金額の10/100 (低所得者は、自己負担なし)	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の実施方法により実施（事業者からの請求により地域生活支援事業費として支払い、本人負担分は事業者に直接支払う）。申請の際には個人番号（マイナンバー）を記載させる（条例に規定）。	
調整内容決定の考え方	歳出及び事務の削減。	
水準	予算額（平成28年度）	8,795千円
	対象者数	13人
	対象基準	市内在住で65歳未満の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級受給資格者
	処理時期と回数	随時 約13回
	金額	訪問入浴サービスに要した金額の10/100 (低所得者は、自己負担なし)
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
073159	心身障害者歯科検診事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	該当なし	足柄歯科医師会の障害者歯科検診事業につき負担金納入、準備、運営補助を行う。
実施方法等		毎年9月初旬に障害者歯科検診を実施する。足柄歯科医師会主催の実務者会議への出席や、周知と参加申し込みのとりまとめ、準備、運営補助、負担金の納入を行う。
水準	平成28年度予算額	負担金、補助及び交付金 95,160円
	対象者数(概算)	平成27年度 13名
	対象基準	足柄上郡1市5町在住の身体障害者、知的障害者、精神障害者
	事務処理時期と回数	年1回 7月から9月

調整方針(案)		
調整(案)内容	廃止する。	
調整内容決定の考え方	小田原市は、小田原歯科医師会と協議し廃止した経緯がある。また、類似団体3市とも実施していないため。	
水準	平成28年度予算額	
	対象者数(概算)	
	対象基準	
	事務処理時期と回数	
調整方針の区分	廃止 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
073172	障がい者スポーツ・レクリエーション事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	NPO法人小田原市障害者福祉協議会が主催するレクリエーション大会に合わせて、障がい者が気軽に社会参加するきっかけになるエントリー事業を実施（委託）する。	該当なし
実施方法等	NPO法人小田原市障害者福祉協議会が主催するレクリエーション大会に合わせて、障がい者が気軽に社会参加するきっかけになるエントリー事業を実施（委託）する。	
水準	予算額(千円)	200千円
	対象者数	約400名(平成28年度)
	基準	市内在住の障がい者

調整方針(案)		
調整(案)内容	現行の方法(予算)で実施。実施方法等についても同様。	
調整内容決定の考え方	小田原市のみで行っている事業のため。	
水準	予算額(千円)	200千円
	対象者数	480人
	基準	市内在住の障がい者
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
073173	知的障がい者サークル活動事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	在宅の知的障がい者に対し、余暇の有効な利用を促すため、NPO法人に委託。	該当なし
実施方法等	NPO法人に委託し、年間計画に沿って知的障がい者の余暇活動を実施する。	
水準	予算額(千円)	525千円
	対象者数	405人(平成26年度)
	処理時期及び回数	月1回

調整方針(案)		
調整(案)内容	現行の方法(予算)で実施。実施方法等についても同様。	
調整内容決定の考え方	歳出額の増加を抑える。	
水準	予算額(千円)	525千円
	対象者数	486人
	処理時期及び回数	月1回
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
74118	食生活改善推進団体育成研修

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	小田原市食生活改善推進団体の活用を図るため、生活習慣病予防のための健康づくり、食に関することなどの研修会を実施する。	南足柄市食生活改善推進団体規約の目的に基づき、会員が自主的に活動を実践し、広く南足柄市民に広がるよう研修会を実施し、育成する。 また運営委員会にも出席し活動支援を行う。	
実施方法等	小田原市食生活改善推進団体に対し、生活習慣病予防のための医師・保健師の講話や、健康運動指導士による運動の実技、栄養士による調理実習、栄養計算などの研修会を開催する。	南足柄市食生活改善推進団体に対し、生活習慣病予防のための講話や栄養価計算などの研修会を年1回開催する。	
水準	研修回数	年7回	年1回
	研修内容	生活習慣病予防のための医師・保健師の講話や、健康運動指導士による運動の実技、栄養士による調理実習、栄養計算など。	生活習慣病予防のための講話や栄養価計算、先進自治体視察等
	費用	無料	無料

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方	南足柄市で実施している内容は小田原市でも実施しているため、小田原市の研修内容を行う。	
水準	研修回数	年7回
	研修内容	生活習慣病予防のための医師・保健師の講話や、健康運動指導士による運動の実技、栄養士による調理実習、栄養計算
	費用	市主催のものは無料 他に団体主催で研修会を実施している（年会費あり）。
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
74127	健康手帳交付事業

事務事業の現況		
市 名	小田原市 南足柄市	
事務事業概要	特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に資するために希望者に健康手帳を交付する。該当なし	
実施方法等	保健センターや、支所・連絡所、市役所窓口において、希望者に配布する。冊子は購入せずに、在庫や民間事業者から提供をされた冊子を配布。	
水準	対象	市内に居住する40歳以上の者で、手帳の交付を希望する者
	発行場所	保健センター、支所など17か所
	交付数 (平成27年度)	146冊(再交付含む)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方	健康増進法において市町村は冊子を配布することになっている	
水準	対象者	40歳以上の方で手帳の交付を希望される方
	交付場所	保健センターや、支所・連絡所、市役所窓口など
	交付数 (平成27年度)	小田原市146冊、南足柄市0冊
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
074133	自殺予防事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	自殺予防として、広報、ポスター、パネル展示などで、自殺予防の知識の普及啓発を図る。庁内連絡会を年1回程度開催。	自殺予防として、広報、ポスター、パネル展示などで、自殺予防の知識の普及啓発を図る。ゲートキーパー研修の開催。	
実施方法等	自殺予防として、広報、ポスター、パネル展示などで、自殺予防の知識の普及啓発を図る。庁内連絡会を年1回程度開催。	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー養成講座 自殺予防講演会 メンタルチェックシステム「こころの体温計」管理（ホームページ） 若者向け普及啓発（チラシ配布） 市役所等での啓発品等展示 	
水準	平成28年度予算額	0千円	92千円
	時期/回数等	【平成28年度事業予定】 ・ゲートキーパー養成講座 1～2回 ・庁内連絡会議 1回 ・自殺予防キャンペーンの実施 2回 ・相談窓口案内パンフレット（庁内向け）の作成	【平成28年度事業予定】 ・ゲートキーパー養成講座 1回 ・自殺予防講演会 1回 ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」管理（ホームページ） 通年 ・若者向け普及啓発（チラシ配布） 2回（成人式、中学校1箇所） ・市役所等での啓発品等展示 2回（市役所、市立図書館）

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の実施水準を適用する	
調整内容決定の考え方	自殺予防講演会を実施するなど、内容の濃い事業が実施できる。	
水準	平成28年度予算額（千円）	92千円
	時期/回数等	ゲートキーパー養成講座 1回 自殺予防講演会 1回 メンタルチェックシステム「こころの体温計」管理（ホームページ） 通年 若者向け普及啓発（チラシ配布） 2回（成人式、中学校1箇所） 市役所等での啓発品等展示 2回（市役所、市立図書館）
調整方針の区分	南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74136		乳幼児予防接種事業（個別）	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要		<p>伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児予防接種（個別：BCG、Hib小児用肺炎球菌、四種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん）を実施する。</p> <p>伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児予防接種（個別：BCG、Hib小児用肺炎球菌、四種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎（H28.10～））を実施する。A類疾病90%交付税措置</p>	
実施方法等		<p>小田原医師会、足柄下郡三町と調整のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、年度初めに業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は通年。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月20日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、翌々月18日（18日が土・日、祝日の場合は、その前日の営業日）に医療機関へ委託料を支払う。毎年6月に小田原医師会の予防接種部会で前年の実施報告を行う。出生届出時に「予防接種と子どもの健康」を配布するとともに、学校経由または個別通知で対象者に接種勧奨を行う。随時、予防接種履歴の問合せに対応する。</p> <p>足柄上医師会、足柄上郡5町と調整（交渉・取りまとめを行う幹事市町は持ち回り）のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、年度初めに業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は通年。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月10日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、書類を受領した日から30日以内に医療機関へ委託料を支払う。毎年1回に南足柄市医師連盟との医療懇談会で前年の実施報告を行う。出生届出時に「予防接種と子どもの健康」を配布するとともに、学校経由または個別通知で対象者に接種勧奨を行う。随時、予防接種履歴の問合せに対応する。また、里帰り接種には償還払いで対応している。</p>	
水準	予防接種の種類・回数	予防接種法等に基づく	
	対象者	市内に住民票がある者のうち、予防接種法施行令に定められた者	
	実施方法・実施期間	取扱医療機関での個別接種（（一社）小田原医師会、（一社）足柄上医師会、個別医療機関に業務委託）で、通年実施	
	延べ接種件数（平成27年度）	30,724件（予診のみを含む、里帰り接種（償還払い）は適用外）	
		6,610件（里帰り接種（償還払い）、予診のみを含む）	
調整方針（案）			
調整（案）内容		南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		小田原市民に対しても償還払いを行うため、接種について市民の差がなくなり、市民サービスの向上になる。	
水準	予防接種の種類・回数	予防接種法等に基づく	
	対象者	市内に住民票がある者のうち、予防接種法施行令に定められた者	
	実施方法・実施期間	取扱医療機関での個別接種（（一社）足柄上医師会、（一社）小田原医師会、個別医療機関に業務委託）で、通年実施	
	里帰り接種（償還払い）の適用有無	適用あり	
	延べ接種件数（平成27年度）	37,334件	
調整方針の区分		南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74137		高齢者予防接種事業（個別：季節性インフルエンザ）	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要			
個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防するため、高齢者インフルエンザ予防接種を実施する。		個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防するため、高齢者インフルエンザ予防接種を実施する。B類疾病30%交付税措置	
実施方法等			
小田原医師会、足柄下郡三町と調整のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は10月初旬から翌年2月末まで。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月20日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、翌々月18日（18日が土・日、祝日の場合は、その前日の営業日）に医療機関へ委託料を支払う。 また、自己負担金は1,700円だが、市民税非課税世帯、生活保護世帯の者は、市に申請し、発行を受けた負担金免除確認書を医療機関に提出することにより免除となる。		足柄上医師会、足柄上郡5町と調整（交渉・取りまとめを行う幹事市町は持ち回り）のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は10月初旬から翌年2月末まで。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月10日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、書類を受理した日から30日以内に）に医療機関へ委託料を支払う。 また、自己負担金は1,700円だが、生活保護世帯の者または中国残留邦人等の支援給付を受給している者は、市に申請し、発行を受けた負担金免除確認書を医療機関に提出することにより免除となる。	
水準	対象者	接種日に、市内に住民票のある65歳以上の者 接種日に、市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等障害者等（身体障害者手帳1級程度）	接種日に、市内に住民票のある65歳以上の者 接種日に、市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等障害者等（身体障がい1級程度）
	実施時期	10月初旬から翌年2月末まで	10月初旬から翌年2月末まで
	実施方法	取扱医療機関での個別接種（（一社）小田原医師会、（一社）足柄上医師会、個別医療機関に業務委託）	取扱医療機関での個別接種（（一社）足柄上医師会、（一社）小田原医師会、個別医療機関に業務委託）
	自己負担	1,700円 ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除となる。	1,700円 ただし、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除となる。
	延べ接種件数（平成27年度）	23,475件（予診のみを含む）	6,206件（遠隔地接種者の償還払い、予診のみを含む）
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		南足柄市民の非課税世帯の者を負担金免除の対象とすることで、サービスが向上する。	
水準	対象者	接種日に、市内に住民票のある65歳以上の者 接種日に、市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等障害者等（身体障がい1級程度）	
	実施時期	10月初旬から翌年2月末まで	
	実施方法	取扱医療機関での個別接種（（一社）小田原医師会、（一社）足柄上医師会、個別医療機関に業務委託）	
	自己負担	1,700円 ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除。	
	延べ接種件数（平成27年度）	29,678件（遠隔地接種者の償還払いを除く）	
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74138		高齢者予防接種事業（個別：高齢者肺炎球菌）	
市名			
		小田原市	南足柄市
事務事業概要			
		個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防するため、高齢者肺炎球菌予防接種を実施する。	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防するため、B類疾病30%交付税措置
実施方法等			
		小田原医師会、足柄下郡三町と調整のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月20日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、翌々月18日（18日が土・日、祝日の場合は、その前日の営業日）に医療機関へ委託料を支払う。また、自己負担金は1,700円だが、市民税非課税世帯、生活保護世帯の者は、市に申請し、発行を受けた負担金免除確認書を医療機関に提出することにより免除となる。	足柄上医師会、足柄上郡5町と調整（交渉・取りまとめを行う幹事市町は持ち回り）のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月10日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、書類を受領した日から30日以内に医療機関へ委託料を支払う。
水準	対象者	年度末に、65、70、75、80、85、90、95、100歳の、市内に住民票があり、過去に接種歴がない者。または、市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等不完全者等（身体障害者手帳1級程度）で、過去に接種歴のない者。	定期接種は年度末に、65、70、75、80、85、90、95、100歳の、市内に住民票があり、過去に接種歴がない者。市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等不完全者等（身体障がい1級程度）で、過去に接種歴のない者。任意接種は75歳以上で過去5年間に接種していない者。
	実施時期	通年	通年
	自己負担	3,000円（市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除）	3,000円（生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除）
	延べ接種件数（平成27年度）	4,405件（予診のみを含む）	715件（遠隔地接種者の償還払い、予診のみを含む）
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		南足柄市民の非課税世帯の者を負担金免除の対象とすることで、サービスが向上する。県内類似団体と水準は変わらないので、最善の方法であると考えます。	
水準	対象者	年度末に、65、70、75、80、85、90、95、100歳の、市内に住民票があり、過去に接種歴がない者。市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等不完全者等（身体障がい1級程度）で、過去に接種歴のない者。	
	実施時期	通年	
	自己負担	3,000円（市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除）	
	延べ接種件数（平成27年度）	4,939件（75歳以上の任意接種、遠隔地接種者の償還払いを除く）	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
74139		風しん予防接種事業（個別）	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要			
伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、大人の風しん予防接種を実施する。		伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、大人の風しん予防接種を実施する。	
実施方法等			
小田原医師会、足柄下郡三町と調整のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、年度初めに業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は通年。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月20日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、翌々月18日（18日が土・日、祝日の場合は、その前日の営業日）に医療機関へ委託料を支払う。対象経費については、神奈川県風しん予防接種事業費補助金の申請、実績報告をし、交付を受ける。		足柄上医師会、足柄上郡5町と調整（交渉・取りまとめを行う幹事市町は持ち回り）のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月10日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、書類を受領した日から30日以内に医療機関へ委託料を支払う。対象経費については、神奈川県風しん予防接種事業費補助金の申請、実績報告をし、市負担額の1/3の交付を受ける。	
水準	対象者	これまで風しんに罹患したことのない、市内に住民票がある平成7年4月1日以前に生まれた者で、次の要件に該当する者（ただし、風しん予防接種を2回受けた者及び平成25年度以降に風しん予防接種の費用の助成を受けたことがある者は除く）。妊娠を予定又は希望している女性、妊娠している女性のパートナー、のパートナー	これまで風しんに罹患したことのない、市内に住民票がある次の要件に該当する者（ただし、風しん予防接種を2回受けた者及び平成25年度以降に風しん予防接種の費用の助成を受けたことがある者は除く）。妊娠を予定又は希望している女性、妊娠している女性のパートナー、のパートナー
	実施時期	通年	通年
	接種費用の助成	接種費用のうち、麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合は8,000円、風しん単独ワクチンを接種した場合は4,000円を助成する。	接種費用のうち、麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合は8,000円、風しん単独ワクチンを接種した場合は4,000円を助成する。
	延べ接種件数（平成27年度）	439件	90件
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方		限られた予算の中では、風しんの抗体を持っている人の割合が少ない年代に効果的に接種を実施する。	
水準	対象者	これまで風しんに罹患したことのない、市内に住民票がある平成7年4月1日以前に生まれた者で、次の要件に該当する者（ただし、風しん予防接種を2回受けた者及び平成25年度以降に風しん予防接種の費用の助成を受けたことがある者は除く）。妊娠を予定又は希望している女性、妊娠している女性のパートナー、のパートナー	
	実施時期	通年	
	接種費用の助成	接種費用のうち、麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合は8,000円、風しん単独ワクチンを接種した場合は4,000円を助成する。	
	延べ接種件数（平成27年度）	529件	
調整方針の区分		現行のまま存続 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74140		健康相談事業	
市名			
		小田原市	南足柄市
事務事業概要			
		心身の健康や生活習慣病などに関する個別の相談に応じ、生活改善のための指導及び助言を行い、家庭における健康管理や疾病予防に役立てる。	特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な方を対象に個別に栄養相談を開催し、生活改善のための指導及び助言を行う。また、医療機関からの依頼にも対応する。
実施方法等			
		保健センターで定例相談や地区公民館等で身体計測、血圧・血管年齢測定、健康相談、栄養相談など健康教室やイベント等で健康相談を実施する。	特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な方に勧奨の手紙を郵送し、希望者に実施。 保健師による病態・運動の説明 栄養士による食事指導 6か月後にフォローレター郵送し評価を行う
水準	定例大人相談	【すこやか健康相談】保健センターで毎月1回予約制で保健師・栄養士の相談 スタッフ 保健師1、栄養士1	保健医療福祉センターで年9回予約制で実施 スタッフ 保健師2人、栄養士4人
	地区で定例相談	【はつらつ健康相談】市内26の自治会連合ごとに、年1回、公民館等で血管年齢、血圧測定、保健師・栄養士相談 スタッフ 保健師2～4人、栄養士1～2人、健康おだわら普及員2～5人、健康づくりサポーター1～2人	
	地区依頼やイベント	113回	
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用するが、新たに南足柄市内の小学校区6か所で健康相談を実施する。	
調整内容決定の考え方		特定健診のフォローは健康相談事業以外でもできるので、地域での健康相談の機会を増やす。	
水準	定例大人相談	【すこやか健康相談】小田原市保健センターで毎月1回予約制で保健師・栄養士の相談。スタッフは常勤の保健師、栄養士の計2人。	
	地区で定例相談	【はつらつ健康相談】小田原市内26地区及び南足柄市内6小学校区において、年1回、公民館等で血管年齢、血圧測定、保健師・栄養士相談を実施する。 スタッフ 保健師2～4人、栄養士1～2人、健康おだわら普及員2～5人、健康づくりサポーター1～2人	
	地区依頼やイベント	随時	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編	b:合併後

事務事業番号		事務事業名	
74141		骨密度測定事業	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要		該当なし	
実施方法等		<p>【対象者】市内に住所を有する当該年度20～69歳の者</p> <p>【実施方法】集団 骨密度単独2回/年 婦人がん検診と同時4回/年 開催</p> <p>【実施内容】骨密度測定・結果説明</p>	
水準	自己負担	なし	
	周知	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。骨密度単独開催の場合は、1週間前に案内および問診票を健康づくり課より送付。婦人がん検診と同時開催の場合は、婦人がん検診問診票に、骨密度受診案内及び問診票を同封して送付。	
	申し込み方法	開催日の2週間前までに健康づくり課窓口もしくは電話にて申し込み制。	
	従事者	測定者1名、結果説明者3名（保健師2名・栄養士1名）	
調整方針（案）			
調整（案）内容		廃止	
調整内容決定の考え方		平成27年度備品登録を高年齢介護課に変更したため、合併後は使用できない可能性有。合併後の骨密度測定器の活用方法は、南足柄市高年齢介護課が決定する。	
水準	対象者		
	実施方法		
	実施内容		
	自己負担		
	従事者		
調整方針の区分		廃止 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74143		胃がん検診事業	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要		胃がんの早期発見、早期治療により、市民の胃がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。昭和34年度から開始。	
実施方法等		胃がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の胃がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。昭和40年度から開始。	
実施方法等		<p>集団検診のみ。市内14会場で実施。(財)神奈川県労働衛生福祉協会に委託。電話申し込み制。ただし、前年度胃がん検診受診者のうち、異常なしの者で、当該年度胃がんバリウム検診対象者の場合は、同時期、同会場で自動予約される。</p> <p>検査内容は、問診・胃部レントゲン間接撮影。結果は、後日郵送。</p> <p>H28年度より、検査前に血圧測定実施(義務化)委の看護師が測定している。市職員は、受付等業務のため毎回1名(必要に応じて2名)従事。</p>	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者(胃がんリスク検診対象者及び管理中のものを除く)	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者
	実施期間	6月1日～3月31日のうち、市が指定した日 H28年度34回	6月1日～3月31日 集団健診はそのうち市が指定した日(H28年度28回)
	委託料・自己負担	<p>【委託料】4,719円/件、医師立会分64,800円/回、H29年度から看護師立会分16,200円/回</p> <p>【自己負担】1,400円(70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)</p> <p>当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行</p>	<p>【委託料】個別21,211円/件 集団4,536円/件</p> <p>【自己負担】個別3,000円 集団1,500円、(身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料)当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行。</p>
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。受診者(自動予約、電話予約)には、事前に受診案内及び問診票を送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。集団健診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
	精度管理	一次検診で、要精密検査になったもののうち、市内二次検診取扱い医療機関で精密検査を受けたものについては、胃がん・大腸がん読影会(小田原医師会運営)において指導医とともに二重読影し判定する。精度管理委託料2,240,000円(200人まで)超過分1件6,900円 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う	個別検診の場合、胃がんの一次検診結果について、全件、医師会が運営する読影会(足柄上医師会運営)において、指導医または読影医とともに二重読影を行い、検討・判定することにより精度管理を行う。胃がん・肺がん読影会(足柄上医師会運営)精度管理委託料300,000円/回 集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「胃がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う。
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方		胃がん検診については、今後、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れ検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに未実施の胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。	
水準	対象者	40歳以上(胃がんリスク検診対象者は除く)	
	実施方法(集団・個別)	集団検診:業者委託	
	検査内容	問診・胃部レントゲン関節撮影	
	委託料	<p>集団検診:4,719円/件、医師立会分64,800円/回、</p> <p>H29年度から看護師立会分16,200円/回</p>	
	自己負担	<p>集団検診:1,400円</p> <p>(70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)</p>	
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74144		胃がんリスク検診事業	
市名			
		小田原市	南足柄市
事務事業概要		胃がんの早期発見、早期治療により、市民の胃がんによる死亡率の減少を図る。かねてから胃がんの受診率が低かったこと、医師会の強い要望もあり、簡易な検査方法（血液検査）で受診率向上をめざし平成25年度から開始した。	
実施方法等		（一社）小田原医師会に委託。市内71医療機関で実施。 検査内容は、問診・血清ペプシノゲン検査・血清ヘリコバクターピロリ抗体検査。 結果は、実施医療機関で説明。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40・45・50・55・60・65・70歳の者	
	実施期間	6月1日～3月31日	
	委託料・自己負担	【委託料】健康診査と同時実施の場合3,499円/件、単独実施の場合7,592円/件 【自己負担】2,000円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。	
	精度管理	一次検診で、要精密検査になった者のうち、市内二次検診取扱い医療機関で精密検査を受けた者については、胃がん・大腸がん読影会（小田原医師会運営）において指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料 7,097円/件 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う	
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方		リスク検診を含む胃がん検診については、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れて検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40・45・50・55・60・65・70歳の者	
	実施方法（集団・個別）	個別検診：小田原医師会に委託	
	検査内容	問診・血清ペプシノゲン検査・血清ヘリコバクターピロリ抗体検査	
	委託料	健康診査と同時実施の場合3,499円/件 単独実施の場合7,592円/件	
	自己負担	2,000円 （70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除）	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
74145		肺がん検診事業	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要			
肺がんの早期発見、早期治療により、市民の肺がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。昭和62年度から開始。		肺がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の肺がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。	
実施方法等			
（一社）小田原医師会に委託。市内60医療機関で実施。 検査内容は、問診・胸部レントゲン撮影検査。 50歳以上で、喫煙指数（1日平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上または、血痰の出るものに喀痰細胞診を実施。 結果は、全件読影会で二重読影後、実施医療機関で説明。		個別検診は足柄上医師会に委託。市内9医療機関で実施。直接医療機関へ申し込み制。 集団検診はH28年度は宗教法人寒川神社寒川病院に委託。健康づくり課窓口もしくは電話にて申し込み制。 検査内容は、問診、胸部レントゲン撮影検査。喫煙指数（1日平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上または、血痰の出るものに喀痰検査を実施。 結果については、個別検診の場合は読影会後、実施医療機関から直接説明、集団検診の場合は後日郵送。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日 集団検診はそのうち市が指定した日（H28年度28回）
	委託料・自己負担	【委託料】健康診査と同時実施の場合2,268円/件、喀痰検査実施6,480円/件 単独実施の場合6,091円/件、喀痰検査実施10,303円/件 【自己負担】500円 喀痰検査実施の場合は+600円 （70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】個別の場合：直接撮影・一般5,302円/件、直接撮影・CR(B4)6,134円/件、直接撮影CR(半切)6,328円/件、喀痰細胞診3,672円/件 集団の場合：1,296円/件、喀痰細胞診1,836円/件 【自己負担】900円、喀痰検査実施の場合+1,300円（身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団検診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
	精度管理	全件、肺がん読影会（小田原医師会運営）に提出され、指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料895円/件 精密検査連絡票返送時には、210円/件の手数料を支払う	個別検診の場合、肺がんの一次検診結果について、全件、医師会が運営する読影会（足柄上医師会運営）において、指導医または読影医とともに二重読影を行い、検討・判定することにより精度管理を行う。胃がん・肺がん読影会精度管理委託料300,000円/回 集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「肺がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う。
	実施機関(委託先)	一般社団法人 小田原医師会（取扱医療機関 60医療機関）	個別：一般社団法人 足柄上医師会（取扱医療機関 9医療機関） 集団：宗教法人寒川神社寒川病院
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	
調整内容決定の考え方		一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減できる。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者	
	実施方法（集団・個別）	集団検診：業者委託 個別検診：小田原医師会に委託	
	検査内容	問診・胸部レントゲン撮影検査。 50歳以上で、喫煙指数（1日平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上または、血痰の出るものに喀痰細胞診を実施。	
	委託料	個別 同時実施：2,268円/件、喀痰検査6,480円/件 単独実施：6,091円/件、喀痰検査10,303円/件 集団検診：1,296円/件、喀痰検査1,836円/件	
	自己負担	500円 喀痰検査実施の場合は+600円 （70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除）	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74146		大腸がん検診事業	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要		大腸がんの早期発見、早期治療により、市民の大腸がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。平成元年度から開始。	
実施方法等		大腸がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の大腸がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。	
実施方法等		個別検診は足柄上医師会に委託。市内13医療機関で実施。直接医療機関へ申し込み制。集団検診はH28年度は宗教法人寒川神社寒川病院に委託。健康づくり課窓口もしくは電話で申し込み制。検査内容は、問診、便潜血検査（免疫便潜血検査2日法）結果は、実施医療機関で説明。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日 集団検診はそのうち市が指定した日（H28年度28回）
	委託料・自己負担	【委託料】健康診査と同時実施の場合1,166円/件 単独実施の場合4,989円/件 【自己負担】900円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】個別1,166円/件 集団1,296円/件 【自己負担】700円（身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団検診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
	精度管理	一次検診で、要精密検査になった者のうち、市内二次検診取扱い医療機関で精密検査を受けた者については、胃がん・大腸がん読影会（小田原医師会運営）において指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料7,097円/件 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う	集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「大腸がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う。
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	
調整内容決定の考え方		一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者	
	実施方法（集団・個別）	集団検診：業者委託 個別検診：小田原医師会に委託	
	検査内容	問診・便潜血検査（免疫便潜血検査2日法）	
	委託料	健康診査と同時実施の場合1,166円/件 単独実施の場合4,989円/件 集団検診 1,296円/件	
	自己負担	個別検診：900円 集団検診：700円 （70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除）	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74147		乳がん検診事業	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要			
乳がんの早期発見、早期治療により、市民の乳がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。マンモグラフィ検査は平成16年度から開始（視触診は昭和61年度から）。		乳がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の乳がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。マンモグラフィ検査は平成16年度から開始（視触診は昭和41年度から）。	
実施方法等			
【実施方法】 視触診のみ：当該年度奇数歳の者は、市内25医療機関で受診。（一社）小田原医師会に委託。 マンモグラフィ併用：当該年度偶数歳の者は、集団検診若しくは市内6医療機関のどちらか一方を選択し受診。集団は（財）神奈川県予防医学協会に委託。 【検査内容】 奇数歳は、問診・視触診（ただしクーポン券対象者はマンモ併用） 偶数歳は、問診・視触診・触診・マンモグラフィ 結果は、集団検診は郵送。施設検診は実施医療機関による説明及び読影会後、結果郵送。		【実施方法】 マンモグラフィ併用：個別検診は足柄上病院に委託。直接医療機関へ受診。 集団検診はH28年度は宗教法法人寒川神社寒川病院に委託。健康づくり課窓口もしくは電話で申し込み制。 視触診のみは、集団でのみ実施。 【検査内容】 30～39歳：問診、視触診 40歳以上：問診、視診・触診・マンモグラフィ 結果については、個別検診の場合は足柄上病院から結果を受け取り、健康づくり課から受診者へ郵送。集団検診の場合は寒川病院から後日郵送。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の女性	市内に住所を有する当該年度30～39歳の女性：問診・視触診検査 市内に住所を有する当該年度40歳以上の女性：問診・視診・触診・マンモグラフィ検査
	実施期間	6月1日～3月31日 このうち集団は指定された日、14回（土日含む）	6月1日～3月31日 このうち集団は指定された日、20回（土日含む）
	委託料・自己負担	【委託料】施設検診 視触診のみ3,045円/件 マンモ併用9,115円/件 集団検診 マンモ併用のみ8,607円/件 【自己負担】視触診のみ900円 マンモ併用 施設2,600円、集団2,500円 （70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】施設検診8,860円/件 集団検診 視触診のみ2,160円/件 マンモ併用7,344円/件 【自己負担】視触診のみ900円 マンモ併用2,500円 （身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。集団検診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
	精度管理	施設実施分のマンモグラフィ併用検診全件と視触診からの精密検査を市内二次医療機関で実施した場合、乳がん読影会（小田原医師会運営）に提出され二重読影する。 精度管理委託料 視触診二次 規定数40人まで560,000円、超過分7,097円/件 マンモ一次2,263円/件 精密検査連絡票返送時には、210円/件の手数料を支払う	個別検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次医療機関を紹介する場合、健康づくり課で「乳がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「乳がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う。
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方		対象者、利用者の多い小田原市の実施方法を適用する。	
水準	対象者	40歳以上の女性	
	実施方法（集団・個別）	集団検診：業者委託 施設検診：小田原医師会に委託	
	検査内容	偶数歳：問診、マンモ、視触診 奇数歳：問診、視触診	
	委託料	施設検診 視触診のみ3,045円 マンモ併用9,115円/件 集団検診 マンモ併用のみ8,607円/件	
	自己負担	視触診のみ900円 マンモ併用 施設2,600円、集団2,500円 （70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除）	
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74148		子宮がん検診事業	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要			
子宮がんの早期発見、早期治療により、市民の子宮がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。昭和58年度から開始。(体部は昭和62年度から)		子宮がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の子宮がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。昭和41年度から開始。(体部は平成26年度より廃止)	
実施方法等			
【実施方法】 集団検診((財) 神奈川県予防医学協会に委託) 若しくは医療機関((一社) 小田原医師会に委託) のどちらか一方を選択して受診する。市内取扱医療機関10医療機関 【検査内容】 集団検診は問診、視診、頸部細胞診を行う。医療機関は問診・視診・内診、頸部細胞診を行い、必要に応じて体部細胞診を行う。		【実施方法】 個別検診は足柄上医師会に委託。取扱医療機関 5 医療機関 集団検診はH28年度は宗教法人寒川神社寒川病院に委託。健康づくり課窓口もしくは電話で申し込み制。 【検査内容】 問診・内診、頸部細胞診 結果については、個別検診の場合は医療機関から結果を受け取り、健康づくり課から受診者へ郵送。 集団検診の場合は寒川病院から後日郵送。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度20歳以上の女性	市内に住所を有する当該年度20歳以上の女性
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日 このうち集団は指定された日、20回(土日含む)
	委託料・自己負担	【委託料】施設検診 頸部のみ7,495円/件 頸部+体部13,111円/件 集団検診 頸部のみ4,006円/件 【自己負担】頸部のみ 施設検診1,600円 集団1,100円 体部追加 施設検診のみ +1,200円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除) 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】個別検診9,417円/件 集団検診3,240円/件 【自己負担】1,800円 (身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料) 当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団検診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
	精度管理	一次検診の結果、要精密検査となった者について、一次検診の結果を精密検査実施医療機関にて判定し、精度管理を行う。 精度管理委託料7,097円/件 精密検査連絡票返送時には、210円/件の手数料を支払う	個別検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次医療機関を紹介する場合、健康づくり課で「子宮がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「子宮がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う。
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施方法を適用するが、体部細胞診は廃止する。免除対象者は小田原市の水準とする。	
調整内容決定の考え方		南足柄市は体部細胞診は実施しておらず、小田原市の水準を下げることで、国の指針に合わせる。	
水準	対象者	20歳以上の女性	
	実施方法(集団・個別)	集団検診: 業者委託 施設検診: 小田原医師会に委託	
	検査内容	集団検診: 問診、視診、頸部細胞診 医療機関: 問診・視診・内診、頸部細胞診	
	委託料	施設検診 頸部のみ7,495円/件 集団検診 頸部のみ4,006円/件	
	自己負担	頸部のみ 施設検診1,600円、集団1,100円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)	
調整方針の区分		南足柄市の例により統合 a: 合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74149		前立腺がん検診事業	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要		前立腺がんの早期発見、早期治療により、市民の前立腺がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。平成14年度から開始。	
実施方法等		前立腺がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の前立腺がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。平成26年度から開始。	
実施方法等		（一社）小田原医師会に委託。市内73医療機関で実施。検査内容は、問診・前立腺特異抗原測定（PSA検査）結果は、実施医療機関で説明。	
実施方法等		個別検診は足柄上医師会に委託。市内12医療機関で実施。直接医療機関へ申し込み制。集団検診はH28年度は寒川病院に委託。健康づくり課窓口もしくは電話で申し込み制。検査内容は、問診、前立腺特異抗原測定（PSA検査）結果については、個別検診の場合は実施医療機関から直接説明、集団検診の場合は後日郵送。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度50歳以上の男性	市内に住所を有する当該年度40歳以上の男性
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日 集団検診はそのうち市が指定した日（H28年度23回）
	委託料・自己負担	【委託料】健康診査と同時実施の場合3,002円/件 単独実施の場合7,095円/件 要精密検査となった者に「前立腺がん精密検査依頼状（診療情報提供書）」を発行した場合2,700円/件 【自己負担】1,200円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】個別3,294円/件 集団1,512円/件 【自己負担】1,000円 （身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団検診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
	精度管理	一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「前立腺がん精密検査依頼状（診療情報提供書）」を発行し、精密検査の結果が戻ってきた際には、市に報告する。 同一施設で、一次・二次検診（保険診療）を実施する場合は、精密検査の結果を精密検査連絡票により市に報告し、それに対して手数料210円/件支払う。	集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「前立腺がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う。
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	
調整内容決定の考え方		一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	
水準	対象者	50歳以上の男性	
	実施方法（集団・個別）	集団検診：業者委託 個別検診：小田原医師会及び足柄上医師会に委託	
	検査内容	問診・前立腺特異抗原測定（PSA検査）	
	委託料	個別検診 同時実施：3,002円 単独実施：7,095円 前立腺がん精密検査依頼状（診療情報提供書）発行2,700円	
	自己負担	1,200円 （70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除）	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74150		がん検診等無料クーポン事業	
市名			
小田原市		南足柄市	
事務事業概要		<p>特定の年齢に達した者に対して、子宮頸がん・乳がん検診及び肝炎ウイルス検査の検診費用が無料となるクーポン券及びがん検診手帳を送付することにより、がんについての正しい知識の普及啓発を行い、検診の受診促進、健康の保持増進を図る。</p>	
実施方法等		<p>厚生労働省の補助対象事業である「平成28年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要項」に基づき、市の予算の範囲内で、特定の生年月日及び未受診等の条件が該当となる市民に、自己負担金が無料となるクーポン券を送付し、併せて該当となるがん検診についての普及啓発を実施する。</p>	
水準	対象者	子宮頸がん検診...当該年度21歳及び26・31・36・41歳になる者のうち、過去5年度未受診の者 乳がん検診...当該年度41歳及び46・51・56・61歳になる者のうち、過去5年度未受診の者 肝炎ウイルス検査...当該年度41歳になる者のうち、前年度未受診の者	子宮頸がん検診...当該年度21歳の者 乳がん検診...当該年度41歳の者 肝炎ウイルス検査...当該年度41歳の者
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	委託料は、各がん検診と同額 自己負担金 なし	委託料は、各がん検診と同額 自己負担金 なし
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券、案内文とともに無料クーポン券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券、案内文とともに無料クーポン券送付。
	精度管理	各がん検診に準ずる	各がん検診に準ずる
調整方針（案）			
調整（案）内容		南足柄市の実施方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		対象年齢を南足柄市に合わせる。	
水準	対象者	子宮がん検診...21歳 乳がん検診...41歳 肝炎ウイルス検査...41歳（前年度未受診者）	
	委託料	委託料は、各がん検診と同額 自己負担金 なし	
	周知方法	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券、案内文とともに無料クーポン券送付。	
調整方針の区分		南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74151		肝炎ウイルス検査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		肝炎ウイルス感染の早期発見、早期治療により、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減又は進行の遅延を図る。	肝炎ウイルス感染の早期発見に努め、適切な治療に結びつける
実施方法等		(一社)小田原医師会に委託。市内74医療機関で実施。 検査内容は、問診・HCV抗体検査(必要な者のみHCV核酸増幅検査)、HBs抗原精密測定 結果は、実施医療機関で説明。	個別検診は足柄上医師会に委託。市内14医療機関で実施。直接医療機関へ申し込み。 集団健診は寒川病院に委託。健康づくり課窓口もしくは電話で申し込み。 検査内容は、問診・HCV抗体検査(必要な者のみHCV核酸増幅検査)・HBs抗原検査。 結果については、個別検診の場合は実施医療機関から直接説明、集団検診の場合は後日郵送。
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳の者及び41歳以上で市の肝炎ウイルス検査の受診機会を逃した者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者で、これまでに同検査を受けたことがない者
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】健康診査と同時実施の場合3,148円/件 単独実施の場合7,241円/件 【自己負担】1,200円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除) 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】 (個別健診)健康診査を同時実施の場合3,596円/件 単独実施の場合3,866円/件 (集団健診)2,376円/件 【自己負担】1,200円 (身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料)当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。
	精度管理	検査の結果、要精密検査(陽性)となった者には、適切な医療指導あるいは専門機関を紹介する 県のフォローアップ事業は、現在実施していないが、今後実施に向けて検討中。	
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	
調整内容決定の考え方		受診環境を確保するため、南足柄市の実施方法を一部適用する。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳の者及び41歳以上で市の肝炎ウイルス検査の受診機会を逃した者	
	実施方法(集団・個別)	集団検診:業者委託 個別検診:小田原医師会に委託	
	検査内容	問診・HCV抗体検査(必要な者のみHCV核酸増幅検査)、HBs抗原精密測定	
	委託料	健康診査と同時実施の場合3,148円/件 単独実施の場合7,241円/件 集団検診 2,376円/件	
	自己負担	1,200円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74154		口腔がん予防啓発事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		口腔がんの早期発見、口腔がんの正しい知識の普及啓発を図るため、口腔がん専門医による問診、視診、触診等を行い、必要に応じて医療機関への受診を促す。	該当なし
実施方法等		歯科医師会に委託して年1～2回、小田原市休日歯科診療所において検診を実施する。	
水準	対象者	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町に住所を有する者	
	1回当たりの人数	32名	
	実施回数	2回	
調整方針（案）			
調整（案）内容		現行の小田原市の事務処理方法を適用するが、対象者に南足柄市民を加える。	
調整内容決定の考え方		南足柄市民が受診できることになる	
水準	対象者	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市に住所を有する者	
	1回当たりの人数	32名	
	実施回数	2回	
	歳出決算額 （平成27年度）	200千円	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74155	特定健康診査事業

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	糖尿病等生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、メタボリックシンドロームに着目し、早期に適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより健康の保持増進を図る。	生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を行う。
実施方法等	(一社)小田原医師会に委託。市内73医療機関で実施。支払は神奈川県国民健康保険連合会に委託 健診項目は、特定健診開始以前の基本健康診査の水準を担保するため、国の基準項目に市独自で11検査項目を追加して実施。結果は、実施医療機関で説明。 追加項目：尿潜血・総コレステロール・血清尿酸・総蛋白・ALP・ヘモグロビンA1c・白血球数・血小板数・血清クレアチニン・BUN・LDH	集団健診は寒川病院に委託。個別健診は足柄上医師会(1市5町36医療機関)に委託。支払は、神奈川県国民健康保険連合会に委託。 健診項目は、国の基準項目に、市独自で7項目を追加して実施。結果は、集団健診は寒川病院から直接郵送、個別健診は実施医療機関で説明。 追加項目：尿潜血・血色素量・赤血球数・ヘマトクリット値・血清尿酸・血清クレアチニン・心電図
対象者	市内に住所を有する当該年度40歳から74歳までの小田原市国民健康保険被保険者	市内に住所を有する当該年度40~74歳までの南足柄市国民健康保険被保険者
実施期間	6月1日~3月31日	6月1日~3月31日
委託料・自己負担	【委託料】基本的健診 9,369円/件 追加健診 1,788円/件 詳細項目 貧血1,576円/件 心電図1,404円/件 眼底検査626円/件 直接国保連へオンライン請求する医療機関へは、オンライン加算 300円/件支払う 事務手数料 500円/件(医師会へ支払) 【自己負担】2,000円 (70歳以上、65歳~69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者は免除) 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】基本的健診 3,564円/件 追加健診 1,944円/件 詳細項目 貧血432円/件 心電図1,188円/件 眼底検査972円/件 (個別健診)基本的健診 11,610円/件 追加健診 1,868円/件 詳細項目 貧血226円/件 心電図1,404円/件 眼底検査583円/件 事務手数料 2,700円/件(基本的健診を含む) 【自己負担】1,500円(市民税非課税世帯の者は免除) 市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行
周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員にがん検診と一体化させた受診券、受診書類を送付。	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券と案内を送付。 12月に未受診者の勧奨はがき送付。広報特集記事掲載。健診勧奨チラシを全世帯配布2回、自治会回覧1回行う。
請求の流れ等	各医療機関から医師会事務局へ請求(紙ベース) 医師会が打鍵業者にデータ化の依頼後、打鍵業者から国保連に請求 打鍵費用は、市から直接医師会に支払い 300円/件 健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う	(集団健診) 寒川病院から国保連へ直接データを送る 健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う (個別健診) 各医療機関から健康づくり課へ診査票が届き、打鍵業者へ依頼 打鍵業者にデータ化の依頼後、打鍵業者から国保連に請求 健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う

調整方針(案)

調整(案)内容	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	
調整内容決定の考え方	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	
水準	実施方法	集団健診：業者委託 個別健診：小田原医師会に委託
	実施期間	6月1日~翌年3月31日
	委託料	個別健診：小田原市の委託料を適用 集団健診：南足柄市の委託料を適用
	自己負担額	2,000円 (70歳以上、65歳~69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者は免除)
	健診追加項目	小田原市が実施の11項目
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74157		後期高齢者健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		神奈川県後期高齢者医療の被保険者等に対し、本市の特定健康診査に準じた健康診査を行うことで、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防及び健康の保持増進を図る。	神奈川県後期高齢者医療の被保険者に対し、特定健康診査に準じた健康診査を行う。
実施方法等		(一社)小田原医師会に委託。市内74医療機関で実施。支払は神奈川県国民健康保険連合会に委託 健診項目は、特定健診に準ずる。結果は、実施医療機関で説明。 本来、75歳の誕生日を迎えないと後期高齢者医療被保険者にならないが、生年月日や受診時期により資格が変わっては、健診の流れが煩雑になるため、当該年度75歳になる者については、特定健診や後期高齢者健診とは制度上切り離して実施。支払いは医療機関が市に直接請求する。	集団健診は寒川病院に委託。個別健診は足柄上医師会(1市5町36医療機関)に委託。支払は、神奈川県国民健康保険連合会に委託。 結果は、集団健診は寒川病院から直接郵送、個別健診は実施医療機関で説明。 当該年度75歳を迎える者については、誕生日を迎えてから受診券を郵送し受診する。誕生日前に受診希望があった場合には、特定健診として受診する(自己負担あり)。
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に75歳以上となる者及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり、寝たきり等の認定を受けた神奈川県後期高齢者医療被保険者	市内に住所を有する神奈川県後期高齢者医療に加入している者
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】基本的健診 9,869円/件 追加健診 1,788円/件 詳細項目 貧血1,576円/件 心電図1,404円/件 眼底検査626円/件 直接国保連へオンライン請求する医療機関へは、オンライン加算300円/件を支払う 事務手数料はなし(特定健診のみ500円医師会に支払う) 【自己負担】なし	【委託料】基本的健診 3,564円/件 追加健診 1,944円/件 (集団健診) 詳細項目 貧血432円/件 心電図1,188円/件 眼底検査972円/件 (個別健診) 基本的健診 11,610円/件 追加健診 1,868円/件 詳細項目 貧血226円/件 心電図1,404円/件 眼底検査583円/件 事務手数料 2,700円/件(基本的健診に含む) 【自己負担】なし
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員にがん検診と一体化させた受診券、受診書類を送付。	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券と案内を送付。 当該年度75歳になる者については、誕生日を迎えた翌月末に受診券を順次発行。
	請求の流れ等	【当該年度75歳】医療機関から市へ直接請求 【当該年度76歳以上】特定健診と同様	(集団健診) 寒川病院から国保連へ直接データを送る 健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う (個別健診) 各医療機関から健康づくり課へ診査票が届き、打鍵業者へ依頼 打鍵業者にデータ化の依頼後、打鍵業者から国保連に請求 健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	
調整内容決定の考え方		小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に75歳以上となる者及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり、寝たきり等の認定を受けた神奈川県後期高齢者医療被保険者	
	実施方法	集団健診：業者委託 個別健診：小田原医師会に委託	
	実施期間	6月1日～翌年3月31日	
	委託料	個別健診：小田原市の委託料を適用 集団健診：南足柄市の委託料を適用	
	自己負担	なし	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
74158		年度途中転入者健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		年度途中転入者等に対し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより、健康の保持増進を図る。	年度途中転入者等に対し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより、健康の保持増進を図る。
実施方法等		(一社)小田原医師会に委託。市内取り扱い医療機関で実施。健診項目は、特定健診に準ずる。結果は、実施医療機関で説明。対象者からの、電話申し込みにより、資格を確認し、受診書類を送付する。	集団健診及び(一社)足柄上医師会に委託。取り扱い医療機関で実施。健診項目は、特定健診対象者と同様に受診。結果は、郵送(集団)又は実施医療機関(施設)で説明。対象者からの、電話申し込みにより、資格を確認し、受診書類を送付する。
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる次の者で、他市町村等が実施する特定健康診査等を受けていない者 年度中途に他市区町村から小田原市に転入し、国民健康保険に加入した被保険者 年度中途に他市区町村から小田原市に転入した神奈川県後期高齢者医療の被保険者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる次の者で、他市町村等が実施する特定健康診査等を受けていない者 年度中途に他市区町村から南足柄市に転入し、国民健康保険に加入した被保険者 年度中途に他市区町村から南足柄市に転入した神奈川県後期高齢者医療の被保険者
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】基本項目+追加項目 8,457円/件 事務費 3,200円/件 詳細項目 貧血1,576円/件 心電図1,404円/件 眼底検査626円/件 【自己負担】2,000円(当該年度中に70歳以上となる者、市民税非課税世帯の者は免除) 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】 (集団健診)基本的健診 3,564円/件 追加健診 1,944円/件 詳細項目 貧血432円/件 心電図1,188円/件 眼底検査972円/件 (個別健診)基本的健診 11,610円/件 追加健診 1,868円/件 詳細項目 貧血226円/件 心電図1,404円/件 眼底検査583円/件 事務手数料 2,700円/件(基本的健診に含む) 【自己負担】1,500円(当該年度中に75歳以上となる者、市民税非課税世帯の者は免除) 当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法について周知。	健康カレンダー、ホームページで受診方法について周知。
	請求の流れ等	翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う	集団は月締めで随時処理、施設は翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	
調整内容決定の考え方		小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる次の者で、他市町村等が実施する特定健康診査等を受けていない者 年度中途に他市区町村から小田原市に転入し、国民健康保険に加入した被保険者 年度中途に他市区町村から小田原市に転入した神奈川県後期高齢者医療の被保険者	
	実施方法	集団健診：業者委託 個別健診：小田原医師会に委託	
	実施期間	6月1日～翌年3月31日	
	委託料	個別健診：小田原市の委託料を適用 集団健診：南足柄市の委託料を適用	
	自己負担	2,000円 (当該年度中に70歳以上となる者、市民税非課税世帯の者は免除)	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74159	生活保護受給者健康診査事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	生活保護受給世帯の者に対し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、早期に適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより、健康の保持増進を図る。	生活保護世帯の者に対し、特定健康診査に準じた健康診査を行う。
実施方法等	(一社)小田原医師会に委託。市内取り扱い医療機関で実施。健診項目は、特定健診に準ずる。結果は、実施医療機関で説明。対象者からの申し込みにより、生活保護担当課が資格を確認し、受診書類を渡す。	集団健診は寒川病院に委託。個別健診は足柄上医師会(1市5町36医療機関)に委託。健診項目は、後期高齢者健診に準ずる。結果は、集団健診は寒川病院から直接郵送、個別健診は実施医療機関で説明。健診希望者が直接生活保護担当課で生活保護受給者証を発行してもらい、資格を確認して受診する。
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる者のうち、生活保護受給中の医療保険未加入者
	実施期間	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】基本項目+追加項目 8,457円/件 事務費 3,200円/件 詳細項目 貧血1,576円/件 心電図1,404円/件 眼底検査626円/件 【自己負担】なし 生活保護担当課が負担金免除確認書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法について周知。
	請求の流れ等	翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う
調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	
調整内容決定の考え方	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる者のうち、生活保護受給中の医療保険未加入者
	実施方法	集団健診：業者委託 個別健診：小田原医師会に委託
	実施期間	6月1日～翌年3月31日
	委託料	個別健診：小田原市の委託料を適用 集団健診：南足柄市の委託料を適用
	自己負担	なし
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74160	被用者保険加入者健康診査事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		被用者保険が実施する特定健康診査の健診項目にない項目を追加で実施することにより、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、早期に適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより、健康の保持増進を図る。	該当なし
実施方法等		(一社)小田原医師会に委託。市内取り扱い医療機関で実施。 健診項目は、市が実施する特定健康診査項目のうち、追加項目と詳細項目で、被用者保険が実施する特定健康診査において実施されない項目(特定健診が優先) 結果は、実施医療機関で説明。 対象者からの申し込みは不要。医療機関が説明し、社保等被用者保険の特定健診と同時に実施する。	
水準	対象者	市内に住所を有し、被用者保険被保険者である当該年度40歳以上74歳の者のうち、被用者保険が実施する特定健康診査を(一社)小田原医師会員の医療機関で受診する者	
	実施期間	5月1日～3月31日	
	委託料・自己負担	【委託料】基本項目 総コレステロール188円 血清尿酸118円 総蛋白118円 LDH118円 ALP118円 ヘモグロビンA1c529円 血清クレアチニン118円 BUN118円 詳細項目 貧血1,576円/件 心電図1,404円/件 眼底検査626円/件 事務費 1,600円 【自己負担】なし	
	周知、受診勧奨等	医師会取扱医療機関に取扱要領を送付し周知。	
	請求の流れ等	翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う	

調整方針(案)

調整(案)内容		廃止
調整内容決定の考え方		南足柄市は実施していないので、合わせて廃止する。
水準	対象者	
	実施方法	
	実施期間	
	委託料	
	自己負担	
調整方針の区分		廃止 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
74161	訪問健康診査事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	在宅で療養している者に対し訪問による健康診査を実施し、糖尿病等の生活習慣病の早期発見、健康の保持増進を図る。	該当なし
実施方法等	（一社）小田原医師会に委託。取扱医療機関が往診により実施。 健診項目は、特定健康診査に準ずるが、在宅療養に差し支えない範囲で実施。 結果は、実施医療機関で説明。 対象者から直接医療機関に申し込む。特定健診または、後期高齢者健診との重複は不可。	
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる者で、在宅療養中の寝たきりの者及びそれに準ずる者で、来所による健康診査の受診が困難な者
	実施期間	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】13,057円/件 【自己負担】なし
	周知、受診勧奨等	医師会取扱医療機関に取扱要領を送付し周知。
	請求の流れ等	翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方	市民の健診水準を合わせる	
水準	対象者	当該年度中に40歳以上となる者で、在宅療養中の寝たきりの者及びそれに準ずる者で、来所による健康診査の受診が困難な者
	実施方法	訪問による健康診査
	実施期間	6月1日～3月31日
	委託料	13,057円/件
	自己負担	なし
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74162	成人歯科健康診査事業

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	生活習慣病予防の一環として健診を実施することにより、早期に適切な医療や生活習慣行動に結びつけ、疾病の悪化及び発症を予防し、健康の保持増進を図る。	該当なし
実施方法等	(一社)小田原歯科医師会に健診及び分析業務を委託し実施。施設健診のみ。 対象者が、直接市内取り扱い医療機関に申し込む。 健診項目は、問診、診察、歯肉の検査、保健指導 健診期間終了後、年度末までに歯科医師会が健診結果の集計、分析を行い市に報告する。	
水準	対象者	市内に住所を有する、当該年度40歳から80歳までの5歳刻みの者
	実施期間	6月1日～2月28日
	委託料・自己負担	【委託料】健診 4,931円/件 分析業務 200,000円/年 【自己負担】1,300円(70歳以上、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。
	請求の流れ等	翌月10日までに、医療機関から歯科医師会へ請求。 歯科医師会は毎月20日までに医療機関からの請求を取りまとめ市に請求。 市から歯科医師会に委託料を支払う

調整方針(案)

調整(案)内容	小田原市の実施方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	健康増進計画の2大プロジェクトの一つとして位置づけられているため実施する。	
水準	対象者	市内に住所を有する、当該年度40歳から80歳までの5歳刻みの者
	実施方法	小田原歯科医師会に委託し、個別健康診査を行う。
	実施期間	6月1日～翌年2月28日
	委託料	健診4,931円/件 分析業務 200,000円/年
	自己負担	1,300円(70歳以上、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74168		4か月児健康診査事業 / 3か月児健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。
実施方法等		小田原市保健センターにて集団健診方式にて実施。生後2か月前に対象者をリストアップし、対象者にアンケート等送付。新生児訪問の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し込み書の作成。対象月初めに職員間にて情報の共有を行う。 【健診内容】 受付(第1子と希望者には子育て応援講座として離乳食講習会、父親用の講座受講、約30分間) 計測(身長・体重・頭囲・カウプ指数) 内科診察(小田原医師会3名及び小田原市立病院より1名の医師の協力) 胃エコー検査(小田原医師会医師1名の協力) 結果説明及び育児指導 必要な方や希望者に栄養相談 【健診終了後】事後カンファレンスを行い、診察・育児相談・栄養相談での指導内容等の共有、健診後乳幼児健康カードの整理、結果入力し、結果については翌月初めに他の母子保健事業の報告と共に課内供覧。精密健診受診券発行や、事後検診対象者については結果確認を行う。未受診者には電話連絡し、連絡がつかない場合には地区担当保健師が家庭訪問を行う。紙ベース(乳幼児健康カード)及び電算管理。	【場所】南足柄市保健医療福祉センター 集団健診方式にて実施。事前に対象者のリストアップ、新生児訪問の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し込み書の作成。未受診者には健診担当保健師が電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。当日職員間にて情報の共有を行う。 【健診内容】受付(事前配布した問診票・アンケート母子健康手帳などの回収)、受付後保健師による問診確認、集団指導(健診の流れ、予防接種について、お誕生前健康診査について、離乳食について、ブクスタート事業給本の読み聞かせ)、計測(身長・体重・頭囲・カウプ指数の計測)、内科診察(足柄上医師会及び小田原市立病院より1名ずつ医師の協力有)、育児指導、栄養相談 事後カンファレンスを行い、育児相談・栄養相談での指導内容の共有、健診後カルテの整理、結果入力、保健師間での結果回覧を行う。精密健診受診券発行や、定額再求確認について結果確認を行う。紙カルテ(乳幼児健康相談カード)及び電算管理
水準	対象者	対象月に4か月になる児	対象月に4か月になる児
	実施回数	月2回	月1回
	対象者数 (平成27年度)	1,354人	268人
	受診者数 (平成27年度)	1,338人	268人
	受診率 (平成27年度)	98.8%	100%
調整方針(案)			
調整(案)内容		胃エコー検査を実施している小田原市の実施方法を適用する。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。ブクスタート事業の実施について検討する。	
調整内容決定の考え方		腎疾患については早期発見、早期治療が大切であるため、胃エコー検査を健診に合わせて実施する。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	対象月に4か月になる児	
	実施回数	(小田原市)月2回 (南足柄市)月1回	
	対象者数 (平成27年度)	1,622人	
	受診者数 (平成27年度)	1,606人	
	受診率 (平成27年度)	99.0%	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74169	8～9か月児健康診査事業／お誕生日前健康診査事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	発育・発達節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	発育・発達節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	
実施方法等	(一社)小田原医師会又は個別委託医療機関での個別健診 【実施内容】問診、身体計測(身長・体重)、診察、育児指導 【データ管理】紙ベース(乳幼児健康カード)及び電算管理	(一社)足柄上医師会及び小田原医師会、個別委託医療機関での個別健診 【健診内容】問診、身体計測(身長・体重)、診察、育児指導 【電算管理】紙カルテ(乳幼児健康相談カード)及び電算管理	
水準	対象者	8～9か月児(10か月になる前日まで)	10～11か月児。お誕生日の前日まで
	実施方法	個別方式で実施	個別方式で実施
	対象者数(平成27年度)	1,377人	306人
	受診者数(平成27年度)	1,354人	286人
	受診率(平成27年度)	98.3%	93.5%

調整方針(案)		
調整(案)内容	現行のまま継続するが、対象者の月齢を両市の水準に合わせる。	
調整内容決定の考え方	月齢期間が長いほうが未受診者も少なくなる可能性があるため、対象月齢を拡大する。	
水準	対象者	8～11か月児(1歳のお誕生日の前日まで)
	実施方法	個別方式で実施
	対象者数(平成27年度)	1,683人
	受診者数(平成27年度)	1,640人
	受診率(平成27年度)	97.4%
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74171	1歳6か月児健康診査事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	
実施方法等	小田原市保健センターにて集団健診方式にて実施。事前に対象者をリストアップし、対象月の1か月前にアンケート送付。4か月児健康診査及び8～9か月児健康診査の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成し、対象月初めに職員間にて情報の共有を行う。 【実施内容】 受付 問診確認 計測(身長・体重・カウプ指数) 内科診察(小田原医師会より2名小田原市立病院より1名の医師の協力) 歯科診察(小田原歯科医師会より2名の歯科医師の協力) 歯科指導(歯科衛生士2名) 結果説明・育児指導、必要な方に希望者に栄養相談(栄養士1名)、心理相談(心理士1名) 【健診終了後】カンファレンスを行い、診察・歯科指導・育児相談・栄養相談・心理相談での指導内容等の共有。児に発達の遅れの認められる場合や保護者の支援が必要な場合については個別心理相談及び親子フォロー教室等を勧奨し継続支援へとつなげる。健診後乳幼児健康カードの整理、結果入力後、翌月初めに他の母子保健事業とともに実施報告書を課内供覧を行う。精密健診受診券発行及び事後検診対象者については結果確認を行う。未受診者には電話連絡し、連絡がつかない場合には地区担当保健師が訪問を行う。	保健医療福祉センターでの集団健診方式にて実施。対象月1月前に対象児と保護者に対し、問診表・アンケート等を自宅へ郵送する。また、対象児をリストアップし、3か月児健康診査及びお誕生日健康診査の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成。未受診者には健診担当保健師が電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。当日職員間にて情報の共有を行う。 【健診内容】 受付にて問診表・アンケート及び母子健康手帳の回収。受付後保健師による問診確認。集団指導、計測(肥満度の計測)、内科診察(足柄上医師会より2名の医師の協力有)、歯科診察(足柄歯科医師会より2名の歯科医師の協力有)、歯科相談(歯科衛生士2名) 育児指導、栄養相談、心理相談(臨床心理士2名) 事後カンファレンスを行い、育児相談・栄養相談での指導内容の共有。 健診後カルテの整理、結果入力、保健師間での結果回覧を行う。精密健診受診券発行については結果確認を行う。発達の遅れの認められる児については必要時個別心理相談やフォロー教室を勧奨し継続支援へとつなげる	
水準	対象者	対象月に1歳6か月になる児	健診月に1歳6か月になる児
	実施回数	月3回	月1回
	対象者数 (平成27年度)	1,352人	322人
	受診者数 (平成27年度)	1,310人	314人
	受診率 (平成27年度)	96.9%	97.5%

調整方針(案)		
調整(案)内容	健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、小田原市の健診回数を減らし、南足柄市の健診回数を増やす。	
調整内容決定の考案方	保護者の利便性を考慮して両市で実施する	
水準	対象者	対象月に1歳6か月になる児
	実施回数	(小田原市)月2回 (南足柄市)月2回
	対象者数 (平成27年度)	1,674人
	受診者数 (平成27年度)	1,624人
	受診率 (平成27年度)	97.0%
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74172		2歳児歯科健康診査事業 / 2歳児歯科相談事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		幼児期のう蝕の早期発見と予防のために、歯科健康診査及び保健指導を実施する。また、育児不安の軽減を図るため、育児・栄養相談を実施する。	幼児期のう蝕の早期発見と予防のために、歯科健康診査及び保健指導を実施する。また、育児不安の軽減を図るため、育児・栄養相談を実施する。
実施方法等		小田原市保健センターにて集団方式にて実施。事前に対象者のリストアップし、対象月の1か月前にアンケート送付。1歳6か月児健康診査の結果の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成し、健診にでるスタッフ（歯科医師及び事務員以外）と情報の共有を行う。 【実施内容】 集団指導（保健師・栄養士） 保健師によるアンケート内容確認 診察（小田原歯科医師会の歯科医師2名の協力） 歯科衛生士による歯科指導 必要な方や希望者に育児・栄養相談。 1歳6か月児健康診査時に言葉など事後検診対象外だが2歳で確認となっている児に関しては保健師より現況確認、必要時個別心理相談や事後検診を案内。 【健診終了後】終了後カンファレンスを実施。歯科指導、育児相談、栄養相談等について情報の共有をはかる。要フォロー者については情報共有を図る。結果入力を行い、翌月初めに他の母子保健事業と共に実施報告書を県内供覧。 【従事者】歯科医師2人、保健師3人、歯科衛生士2人、管理栄養士1人、事務員3人、健康づくりサポーター1人	保健医療福祉センターでの集団方式にて実施。事前に対象者のリストアップ、1歳6か月児健康診査の結果の確認、観察点の整理を行い、申し送り簿の作成。未受診者には事業担当保健師より電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。当日職員間にて情報の共有を行う。受付後保健師による問診確認。 集団指導（歯の石灰化の仕組み、カルシウムの摂取について、生活リズムについて等。管理栄養士が行う）歯科衛生士による口腔内チェックと歯科相談。育児・栄養・心理相談を行う。1歳6か月児健康診査時に言葉など2歳で確認となっている児に関しては保健師面談を行う。発達等で必要と判断された児や、保護者の希望により心理相談員による面談を行う。終了後カンファレンスを実施し結果の共有と要フォロー児の確認を行う。結果入力を行い、要フォロー者については回覧し情報共有を図る。 【従事者】保健師4人、歯科衛生士2人、管理栄養士1人、（心理相談員1人）
水準	対象者	対象月に2歳1か月となる児	実施月に2歳1か月となる児
	実施回数	月2回	月1回
	対象者数 （平成27年度）	1,373人	310人
	受診者数 （平成27年度）	999人	256人
	受診率 （平成27年度）	72.8%	82.6%
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方式である歯科健診及び歯科指導を実施する。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、南足柄市の健診回数を増やす。	
調整内容決定の考え方		1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査のはざまになり、う蝕が増加しやすい時期になるため、予防の観点からも健診として実施する。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	対象月に2歳1か月となる児	
	実施回数	（小田原市）月2回 （南足柄市）月2回	
	対象者数 （平成27年度）	1,683人	
	受診者数 （平成27年度）	1,255人	
	受診率 （平成27年度）	74.5%	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74174	3歳児健康診査事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	発育・発達の節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	
実施方法等	小田原市保健センター集団健診方式にて実施。事前に対象者をリストアップし、対象月前にアンケートや原検査容器、視聴覚検査用紙等を送付。これまでの健診等の受診歴及び結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成、対象月初めに職員間にて情報の共有を行う。 【実施内容】 受付 原検査 問診確認 計測(身長・体重・肥満度計算) 内科診察(小田原医師会より2名、小田原市立病院より1名、計3名の医師の協力) 歯科診察(小田原歯科医師会より2名の歯科医師の協力) 歯科指導(歯科衛生士1名) 結果説明・育児指導 必要な方や希望者に栄養相談(栄養士1名)、心理相談(心理士1名) 発達の遅れの認められる児や支援が必要な保護者については個別心理相談やフォロー教室を勧奨し継続支援へとつなげる。 【健診終了後】事後カンファレンスを行い、診察、歯科指導、結果説明・育児相談、栄養相談、心理相談での指導内容等の共有。健診後乳幼児健康カードの整理、結果入力、翌月初めに他の母子保健事業と共に実施報告書を課内供覧。精密健診受診券発行や事後検診対象者については結果確認を行う。未受診者には電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。	保健医療福祉センターでの集団健診方式にて実施。事前に対象者のリストアップ、これまでの健診等の受診歴及び結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成。未受診者には電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。当日職員間にて情報の共有を行う。受付後保健師による問診確認【健診内容】受付(事前に郵送してある問診表、アンケート、視聴覚検査票、検尿、母子健康手帳の回収)集団指導、計測(身長、体重、頭囲の計測及び、肥満度の計算)、内科診察(足柄上医師会より2名の医師の協力有)、歯科診察(足柄歯科医師会より2名の歯科医師の協力有)、歯科相談(う蝕のある児や希望者のみ実施。歯科衛生士1名)育児指導、栄養相談(管理栄養士1名)、心理相談(心理士2名)【健診終了後】事後カンファレンスを行い、育児相談・栄養相談・歯科相談での指導内容の共有。健診後カルテの整理、結果入力、保健師間での結果回覧を行う。精密健診受診券発行については結果確認を行う。発達の遅れの認められる児についてはフォロー教室や個別心理相談等を勧奨し継続支援へとつなげる	
水準	対象者	対象月に3歳6か月になる児	健診月に3歳1か月になる児
	実施回数	月3回	月1回
	対象者数 (平成27年度)	1,504人	338人
	受診者数 (平成27年度)	1,437人	332人
	受診率 (平成27年度)	95.5%	98.2%

調整方針(案)

調整(案)内容	対象月に3歳6か月になる児を対象とする。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、小田原市の健診回数を減らし、南足柄市の健診回数を増やす。	
調整内容決定の考え方	視聴覚検査の内容をほぼ正確に理解できる3歳6か月児に実施することが、妥当と考える。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	対象月に3歳6か月になる児
	実施回数	(小田原市)月2回 (南足柄市)月2回
	対象者数 (平成27年度)	1,842人
	受診者数 (平成27年度)	1,769人
	受診率 (平成27年度)	96.0%
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74175	乳幼児事後検診事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	各健診の結果、発育発達や育児等で経過観察が必要な児に対して、小児科医師やその他専門スタッフにより検診を実施し、早期に問題を発見し、生活習慣の自立、栄養、その他の育児に関する指導を行い、乳幼児の健康保持増進を図る。	発育・発達の節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	
実施方法等	小田原市保健センターにて集団健診方式にて実施。事前に対象者のリストアップし、対象月の1か月前に各月齢にあったアンケート送付。今までの健康診査の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し込みの作成し、検診実施前に職員間にて情報の共有を行う。 【実施内容】 受付 問診確認(1歳児以降) 計測(1歳未満は受付後すぐに計測) 内科診察(小田原医師会より2名小田原市立病院より1名の医師の協力) 結果説明・育児指導 必要な方や希望者に栄養相談(栄養士1名)、心理相談(心理士1名) 児に発達の遅れの認められる場合や保護者の支援が必要な場合については個別心理相談及び親子フォロー教室等を助成し継続支援へとつなげる。 【健診終了後】カンファレンスを行い、診察・歯科指導・育児相談・栄養相談・心理相談での指導内容等の共有。 健診後乳幼児健康カードの整理、結果入力後、翌月初めに他の母子保健事業とともに実施報告書を課内供覧を行う。 精密健診受診券発行者及び再度事後検診対象となった者については結果確認を行う。 未受診者には電話連絡にて現況確認を行う。	3か月児健康診査の定期確認や、体重確認に関して、3歳児健康診査の尿検査の再検査に関しては次月の同健康診査時に事後検診として再確認や再検査を行っている。	
水準	対象者	各健診・相談等で発育発達上経過観察が必要な児	各健診にて再受診が必要と医師が判断したもの
	実施回数	月1回(月末)	必要時実施(不定期)
	来所者数(延べ人数) (平成27年度)	244人	26人
	有所見者数 (平成27年度)	79人	7人
	有所見率 (平成27年度)	32.4%	26.9%

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方	小児科専門医がいる小田原市で実施する	
水準	対象者	各健診・相談等で発育発達上経過観察が必要な児
	実施回数	月1回(月末)
	来所者数(延べ人数) (平成27年度)	270人
	有所見者数 (平成27年度)	86人
	有所見率 (平成27年度)	31.9%
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74177	4・5歳尿検査事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		腎疾患の慢性化は日常生活の制約や経済的負担が大きく、乳幼児期からの早期発見、早期治療が必要であるため実施する。	該当なし
実施方法等		毎年9月に、神奈川県予防医学協会に委託し、私立の保育所や幼稚園、その他保育施設等、また未就園の9月末までに4・5歳になる児に対して、尿検査を実施する。 就園児は園に直接委託業者が検査容器を回収し検査を実施し、未就園児は健康づくり課職員が支所・連絡所等で検査容器を回収し、委託業者へ引き渡し検査を実施する。 市は、未就園児についてのみ、検査結果の郵送と二次検査の検査容器の送付、二次検査結果の通知を行う。	
水準	対象者	10月1日までに、4・5歳になる児	
	検査内容	尿中の蛋白、潜血、糖検査	
	受診者数 (平成27年度)	2,246人	
	単価	230円	

調整方針(案)

調整(案)内容		南足柄市の対象者を加えて実施する
調整内容決定の考え方		小田原市の実施水準に合わせる
水準	対象者	10月1日までに、4・5歳になる児
	検査内容	尿中の蛋白、潜血、糖検査
	受診者数 (平成27年度)	2,700人
	単価	230円
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
74178		妊婦健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		妊婦の保健管理の向上を図るために実施し、妊娠中の疾病の予防及び異常の早期発見に努める。	妊娠中の疾病予防や異常の早期発見に努め、妊婦の健康の保持増進を図る。
実施方法等		<p>医療機関における個別健診。</p> <p>(1) 妊娠初期～妊娠23週(4回) 問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖) 血液検査(1回): 血液型(ABO型、Rh血液型、抗Rh因子検査、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体価検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査 子宮頸がん検診(細胞診)(1回) 超音波検査(2回)</p> <p>(2) 妊娠24週～35週(6回) 問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖) 血液検査(1回): 血算、血糖、B群溶血性レンサ球菌 超音波検査(1回)</p> <p>(3) 妊娠30週までに(1回) HTLV-1抗体検査及び性器クラミジア検査</p> <p>(4) 妊娠36週以降 血算、超音波検査 問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖) 血液検査(1回): 血算 超音波検査(1回)</p> <p>【償還払い】指定医療機関以外で受診した際には償還払いにて対応。(未使用の妊婦健診受診券と、領収書、母子健康手帳、通帳の写し、印鑑)</p>	<p>医療機関における個別健診。</p> <p>(1) 妊娠初期～妊娠23週(4回) 問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖) 血液検査(1回): 血液型(ABO型、Rh血液型、抗Rh因子検査、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体価検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査 子宮頸がん検診(細胞診)(1回) 超音波検査(2回)</p> <p>(2) 妊娠24週～35週(6回) 問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖) 血液検査(1回): 血算、血糖、B群溶血性レンサ球菌 超音波検査(1回)</p> <p>(3) 妊娠30週までに(1回) HTLV-1抗体検査及び性器クラミジア検査</p> <p>(4) 妊娠36週以降 血算、超音波検査 問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖) 血液検査(1回): 血算 超音波検査(1回)</p> <p>指定医療機関以外で受診した際には償還払いにて対応。(未使用の妊婦健診受診券と、領収書、母子健康手帳、通帳の写し、印鑑)</p>
水率	対象者	市内に住所を有する妊婦	市内に住所を有する妊婦
	補助回数	14回	14回
	補助額(委託料)	1回目: 13,000円、2～5回目: 4,000円、6～10回目: 6,000円、11～14回目: 4,000円	1回目: 10,000円、2回目～14回目: 5,000円
	交付件数(平成27年度)	1,416件	290件
	延べ受診件数(平成27年度)	15,716件	2,782件
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方		小田原市の補助額のほうが1回当たりの健診料に無駄が少ない	
水率	対象者	市内に住所を有する妊婦	
	補助回数	14回	
	補助額(委託料)	1回目: 13,000円、2～5回目: 4,000円、6～10回目: 6,000円、11～14回目: 4,000円	
	交付件数(平成27年度)	1,706件	
	延べ受診件数(平成27年度)	18,498件	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
74181	妊婦歯科健康診査事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	妊娠中は、むし歯や歯周病に罹患しやすく、歯周病に罹患した妊婦は早産や低出生体重児出産の危険性が増すため、疾病の予防や異常の早期発見に努める。	該当なし
実施方法等	市内の妊婦歯科健康診査医療機関に、対象者が直接申し込み受診する。	
水準	対象者	市内に住所を有する妊婦
	実施内容	問診、診察（現在歯及び喪失歯の状況、歯肉の状況と歯石の有無）、検査（RDテスト：口腔内のむし歯菌の数を検査）、保健指導、ブラッシング指導
	自己負担	1回のみ500円（生活保護受給世帯は免除）
	委託料	2,126円

調整方針（案）		
調整（案）内容	現行のまま継続	
調整内容決定の考え方	妊娠中からの口腔衛生の管理は歯周病やう蝕予防が必要であるため、小田原市の水準に合わせて実施する。	
水準	対象者	市内に住所を有する妊婦
	実施内容	問診、診察（現在歯及び喪失歯の状況、歯肉の状況と歯石の有無）、検査（RDテスト：口腔内のむし歯菌の数を検査）、保健指導、ブラッシング指導
	自己負担	1回のみ500円（生活保護受給世帯は免除）
	委託料	2,126円
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74182	ママパパ学級/ママパパクラス

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	妊娠・出産・育児の知識や技術の習得を通して、健やかな妊娠期間を過ごし、産後の育児不安を軽減し、児の発育発達を考え育児ができるよう支援し、併せて虐待を予防する。	妊婦とその家族が調養やグループワーク、実習を通して母親・父親になる準備をする。また仲間作りの場として開催。	
実施方法等	小田原市保健センターにて実施。3コースに分けて調養と実習を行う。 【プログラム内容】 (1) 妊娠中の過ごし方 妊娠期の過ごし方、起きやすい病気(保健師) 食事のバランス(栄養士) 分娩の流れ(助産師) (2) 赤ちゃんとの生活 その1 生まれてからのこと(小児科医師) 新生児の生活・育児(保健師) 授乳について(保健師) 先輩家族の話と質問応答(先輩家族) (3) 赤ちゃんとの生活 その2 (3)については日曜日午前・午後で開催あり 沐浴実習等(保健師) 産後のこころの変化(保健師) SBS予防について・DVD使用(保健師)	保健医療福祉センターにて実施。調養と妊婦体操、調理実習と育児手技の実習などを行う。 4日間1コースとして、年間4コース実施 【プログラム内容】 A: 自己紹介(グループワーク)、お産の準備(妊婦体操など) B: お産の準備(お乳の手入れなど)、妊娠中の首の手入れ(必要時小田原保健福祉事務所足柄上センター実施の産後の産後へ紹介)、10分間妊婦体操 C: ビデオ『このすばらしき生命』、赤ちゃんのお風呂・おむつ交換体験、市の子育てサービスについて、10分間妊婦体操 D: 妊娠中の栄養(調理実習など)午前中から開催し参加者でランチを作り食べる	
水準	対象者	市内に住所を有する妊婦とそのパートナー(その他の希望者についてはその都度要検討) (2)(3)については、おおむね20週以降の妊婦とそのパートナー	概ね妊婦20週以降の妊婦とその家族
	自己負担	なし	あり(受講料740円/組、テキスト料420円/組、食費450円/人)
	実施回数 (平成27・28年度)	年間19回	1コース4回 年間4コース実施(合計16回)
	参加者数 (平成27年度)	556人	82人

調整方針(案)		
調整(案)内容	両市の実施方法を合わせる。 調理実習は継続する。	
調整内容決定の考え方	両市の良い面を合わせて実施する。 調理実習を行うことで妊娠中からの食育が可能となる。	
水準	対象者	市内に住所を有するおおむね20週以降の妊婦とその家族
	自己負担	あり(受講料740円/組、テキスト料420円/組、食費450円/人)
	実施回数 (平成27・28年度)	1コース4回 年間4コース実施(合計16回)
	参加者数 (平成27年度)	638人
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74183	子育て応援講座事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		育児に関して必要な指導・助言を行い、母子保健に関する知識を普及することで、乳児の心身の健康の保持・増進や育児不安の軽減、虐待予防を図る。	該当なし
実施方法等		4か月健康診査当日に小田原市保健センターにて集団教育として実施。 対象者には、4か月児健康診査の案内にて事前に周知。 4か月健康診査受付後、健診前に父は兄とともにたまご組（父親用の講座）、母はひよこ組（離乳食講座）を受講。時間は約30分。父が来られない児については、保育士が別室にて託児。	
水準	対象者	4か月児健康診査を受診する第1子の父母（保護者）とその他の受講希望者	
	自己負担	4か月児健康診査と同時実施で月2回	
	実施回数 （平成27・28年度）	24回	
	参加者数 （平成27年度）	968人	

調整方針（案）

調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用する
調整内容決定の考え方		母親に対しては、No074205南足柄市の離乳食講習会事業に替えて実施する。
水準	対象者	4か月児健康診査を受診する対象児の父母（保護者）及びその他希望する者
	自己負担	なし
	実施回数 （平成27・28年度）	4か月児健康診査と同時実施で月3回 （小田原市2回、南足柄市1回）
	参加者数 （平成27年度）	1,236人
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
74184	1歳6か月児健診フォロー教室

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳6か月以下の児及びその保護者に対して、集団指導を実施する。	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められた1歳6か月から3未満の児に対して、月1回、集団指導を実施する。
実施方法等		小田原市保健センターにて実施。 利用開始前に受け入れ面接を行い、保護者と問題点や教室終了後の姿について共有する。 月齢や季節にあわせた課題を設定し、児の課題に取り組む姿勢や保護者の対応の仕方などを観察し、必要時アドバイスしたりモデルを示したりする。また、今後の方針について検討し保護者と共有していく。 【教室の流れ】 自由遊び 親子体操・お名前呼び・親子遊び 体を動かす遊び 当日の課題 紙芝居やペープサート、パネルシアター 体操・唄りの歌 教室終了後は、カンファレンスを開催し、教室内での児や保護者の言動の共有、今後の方針についてスタッフ間でも共有する。 卒業の目安は、利用開始から6か月。	1回/月保健医療福祉センターにて実施。開催前に登録者の確認をし、観察表を作成する。月ごとに季節にあわせた課題を設定し、取り組む姿勢や、保護者の対応の仕方などを観察し、必要時その場でアドバイスしたりモデルを示したりしていく。また、今後の方針を検討し保護者と共有していく。 【教室の流れ】 自由遊び 親子体操・お名前呼び・親子遊び 体を動かす遊び 当日の課題 紙芝居やペープサート、パネルシアター 体操・唄りの歌 教室終了後は、カンファレンスを開催し、教室内での児や保護者の言動の共有、今後の方針についてスタッフ間でも共有する。
水準	対象者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳6か月以下の児及びその保護者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められた1歳6か月から3未満の児及びその保護者
	自己負担	なし	なし
	従事者	保健師4～5人(常勤2～3人、非常勤2～3人) 保育士2人 心理判定員1人	保健師3人 保育士2人 臨床心理士1人
	実施回数 (平成27・28年度)	月2回(3月のみ月1回)	月1回
	参加者数 (平成27年度)	266人	207人

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の水準に合わせて、両市の既存施設で実施する。 参加者は居住地により割り振る。	
調整内容決定の考え方	対象者の月齢については、1歳6か月児健康診査の次の健診である3歳児健康診査の対象月齢を考慮し、小田原市の対象者に準ずる。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳6か月以下の児及びその保護者
	自己負担	なし
	従事者	(小田原市)保健師4～5人(常勤2～3人、非常勤2～3人)、 保育士2人、心理判定員1人 (南足柄市)保健師3人、保育士2人、臨床心理士1人
	実施回数 (平成27・28年度)	(小田原市)月2回 (南足柄市)月1回
	参加者数 (平成27年度)	473人
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74185	3歳児健診フォロー教室

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳7か月以上から就学前の児及びその保護者に対して、集団指導を実施する。	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められた3歳以上から就学前の児に対して、月1回、集団指導を実施する。	
実施方法等	小田原市保健センターにて実施。 利用開始前に受け入れ面接を行い、保護者と問題点や教室終了後の姿について共有する。 月齢や季節にあわせた課題を設定し、児の課題に取り組み姿勢や保護者の対応の仕方などを観察し、必要時アドバイスしたりモデルを示したりする。また、今後の方針について検討し保護者と共有していく。 【教室の流れ】自由遊び 親子体操・お名前呼び・親子遊び 体を動かす遊び 当日の課題 紙芝居やペープサート、パネルシアター 体操・唄りの歌 教室終了後は、カンファレンスを開催し、教室内での児や保護者の言動の共有、今後の方針についてスタッフ間でも共有する。 卒業の目安は、利用開始から6か月。	保健医療福祉センターにて月1回実施。(げんき教室) 開催前に登録者の確認をし、観察表を作成する。月ごとに季節にあわせた課題を設定し、取り組む姿勢や、保護者の対応の仕方などを観察し、必要時その場でアドバイスしたりモデルを示したりしていく。また、今後の方針を検討し保護者と共有していく。 【教室の流れ】自由遊び 親子体操・お名前呼び・親子遊び 体を動かす遊び 当日の課題 紙芝居やペープサート、パネルシアター 体操・唄りの歌 教室終了後は、カンファレンスを開催し、教室内での児や保護者の言動の共有、今後の方針についてスタッフ間でも共有する。	
水準	対象者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳7か月以上から就学前の児及びその保護者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められた3歳以上から就学前の児及びその保護者
	自己負担	なし	なし
	従事者	保健師4～5人(常勤2～3人、非常勤2～3人)、保育士2人、心理判定員1人	保健師3人、保育士2人、臨床心理士1人
	実施回数 (平成27・28年度)	月2回	月1回
	参加者数 (平成27年度)	237人	258人

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の水準に合わせて、両市の既存施設で実施する。 参加者は居住地により割り振る。	
調整内容決定の考え方	対象者の月齢については、3歳児健康診査の対象月齢と就園月齢を考慮し、小田原市の対象者に準ずる。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳7か月以上から就学前の児及びその保護者
	自己負担	なし
	従事者	(小田原市) 保健師4～5人(常勤2～3人、非常勤2～3人)、 保育士2人、心理判定員1人 (南足柄市) 保健師3人、保育士2人、臨床心理士1人
	実施回数 (平成27・28年度)	(小田原市) 月2回 (南足柄市) 月1回
	参加者数 (平成27年度)	495人
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74190	母子訪問指導事業 / 妊産婦・新生児訪問事業

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	妊産婦・新生児・乳幼児の世帯を訪問し保健指導を行うことで、妊娠・出産及び子育てを支援し、訪問対象世帯の健康の保持増進を図る。	妊産婦・新生児・乳幼児のいる世帯を訪問し保健指導を行うことで、妊娠・出産及び子育てを支援し、訪問対象世帯の健康の保持増進を図る。	
実施方法等	妊娠届出書、妊婦健康診査、出生連絡票、人口動態で把握された者及び関係機関から依頼のあった者について訪問指導を行う（すべての対象についてエシジバラを使用、点数が高いものについては常勤の地区担当保健師が訪問し、再度エシジバラを使用し判断する）。 継続ケースについては、地区担当保健師が継続支援を行う。 紙ベース（訪問記録及び乳幼児健康カード）及び電算管理	出生連絡票を提出された方に対し、訪問専任助産師または非常勤助産師、保健師が連絡を取り希望された方に対し訪問指導を行う。基本的には全出生が対象となり、訪問を拒否される場合や連絡がつかない場合には子ども課に依頼し、子育てアドバイザーによる訪問を行っている。 継続支援が必要なケースに関しては業務担当保健師または助産師にて継続支援を行う。 紙カルテ（乳幼児健康相談カード）及び電算管理	
水準	対象者	【妊婦】妊娠届出のハイリスク者で訪問指導を要する者及び妊婦健康診査の要訪問指導とされた者 【産婦・乳幼児】出生連絡票の第1子全数及び第2子以降で保健師・助産師が対応すべき相談のある者、妊娠中やそれ以前から継続支援している者 【その他】各種保健事業から把握された就学前の母子で訪問指導が必要な者、関係機関からの依頼・連絡で把握された就学前の母子で訪問指導が必要な者	妊婦に関してはハイリスク妊婦や特定妊婦のみ訪問実施 産婦及び新生児に関しては出生連絡票を提出したすべての市民に対し助産師または保健師が訪問を行う。
	訪問者	保健師、助産師	保健師、助産師
	訪問件数 （平成27年度）	2,775件（妊婦30件、産婦1,185件、新生児及び乳児1,017件、その他543件）	321件（妊婦12件、産婦33件、新生児及び乳幼児276件）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方	対象者を小田原市の水準に合わせる	
水準	対象者	【妊婦】妊娠届出のハイリスク者で訪問指導を要する者及び妊婦健康診査の要訪問指導とされた者 【産婦・乳幼児】出生連絡票の第1子全数及び第2子以降で保健師、助産師が対応すべき相談のある者、妊娠中やそれ以前から継続
	訪問者	保健師、助産師
	訪問件数 （平成27年度）	3,096件
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74194	不育症治療費助成事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療費の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図る。	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療費の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図る。	
実施方法等	夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療費用及びその治療に係る検査費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。	夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療費用及びその治療にかかる検査費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。	
水準	対象者	法律上の婚姻関係にある夫婦 医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録がある 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること 夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年度の所得）の合計が730万円未満であること 夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に登録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く	法律上の婚姻関係にある夫婦 医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録がある 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること 夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年度の所得）の合計が730万円未満であること 夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に登録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く
	対象となる検査治療	厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査	厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査
	助成金額	1治療期間（診断を受け治療を開始後、1回の妊娠成立から妊娠終了までの期間）につき、助成対象費用の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）を、30万円を上限に助成する。	1治療期間（1治療期間とは不育症治療や不育症に関する検査を開始した日からその妊娠に関する出産（流産・死産を含む）までの期間を指す）につき、助成対象費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。
	助成期間	初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで	初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで
	申請期限	治療が終了した（出産あるいは流産、死産の判定日）翌日を含む月の末日から6か月の月の末日まで。不育症の治療途中の申請は不可	治療が終了した日から1年以内。不育症の治療期間中の申請は不可

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方	申請期限の長い南足柄市の水準とすることで、小田原市民のサービス向上となる。	
水準	対象者	法律上の婚姻関係にある夫婦 医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録がある 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること 夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年度の所得）の合計が730万円未満であること 夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に登録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く
	対象となる検査治療	厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査
	助成金額	1治療期間（1治療期間とは不育症治療や不育症に関する検査を開始した日からその妊娠に関する出産（流産・死産を含む）までの期間を指す）につき、助成対象費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。
	助成期間	初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで
	申請期限	治療が終了した日から1年以内。不育症の治療期間中の申請は不可
調整方針の区分	南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74205	離乳食講習会事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	該当なし	乳児と保護者の健康の維持とともに、安心してゆとりのある子育てをしていけるよう、離乳食についての講座を実施
実施方法等		保健医療福祉センターにて年6回実施。離乳食の進め方の講話、取り分け離乳食のデモンストレーション、試食を行う(母子共に試食可) 出席した乳児については民生委員に依頼し保健医療福祉センター内別室にて託児を行う。その際に可能な場合には居住地付近の民生委員が預かるようにし、困ったときに相談に乗る存在として顔合わせを行う。 出席者は、紙カルテ(乳幼児健康相談カード)及び母子健康手帳に記載。
水準	対象者	市民で乳児を持つ保護者
	実施場所	保健医療福祉センター
	実施回数	年6回
	協力者	食生活改善推進団体(調理補助)、民生委員・児童委員(託児)
	自己負担	有 200円(講師料50円、食料費150円)

調整方針(案)		
調整(案)内容	廃止	
調整内容決定の考え方	No074183 小田原市の子育て応援講座事業事業に合わせて実施するため	
水準	対象者	
	実施場所	
	実施回数	
	協力者	
	自己負担	
調整方針の区分	廃止 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75110	国民健康保険任意給付（出産育児一時金・葬祭費）事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	任意給付である出産育児一時金及び葬祭費に係る事務を行う。	任意給付である出産育児一時金及び葬祭費に係る事務を行う。	
実施方法等	出産育児一時金：直接支払制度の場合、国保連から郵送される払込票に基づき代理請求額及び手数料を支払う。出産費用が条例に規定した額に満たない場合、該当者からの申請に基づき差額を支給する。直接支払制度を利用しない人については、申請に基づき条例に規定した額を支給する。受取代理制度、受領委任払い制度の場合、申請に基づき医療機関等へ直接支給する。 葬祭費：被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った人（喪主、施主等）からの申請に基づき支給する。（月2回処理）	出産育児一時金：直接支払制度の場合、国保連から郵送される払込票に基づき代理請求額及び手数料を支払う。出産費用が条例に規定した額に満たない場合、該当者からの申請に基づき差額を支給する。直接支払制度を利用しない人については、申請に基づき条例に規定した額を支給する。受取代理制度、受領委任払い制度の場合、申請に基づき医療機関等へ直接支給する。 葬祭費：被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った人（喪主、施主等）からの申請に基づき支給する。（月1回処理）	
水準	出産育児一時金件数（月平均）	約14件	約3件
	出産育児一時金支給事務処理	月1回（20日頃）	月1回（20日頃）
	葬祭費件数（月平均）	約30件	約6件
	葬祭費支給事務処理	月2回（中旬、月末）	月1回（前月申請分を翌月支給）

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	葬祭費について、支給事務処理回数の少ない南足柄市の事務処理方式に合わせ、事務量の削減を図る。	
水準	出産育児一時金件数（月平均）	約17件
	出産育児一時金支給事務処理	月1回（20日頃）
	葬祭費件数（月平均）	約36件
	葬祭費支給事務処理	月1回（前月申請分を翌月支給）
調整方針の区分	南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75125	人間ドック助成事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険被保険者が特定健診の代わりに人間ドックを受診した場合にその一部を助成する。	国民健康保険被保険者と後期高齢者の疾病予防及び健康増進を図るため、人間ドックを受検した被保険者に対して補助金を交付する。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づき、申請書を記載の上、(1)人間ドック健診結果表、(2)人間ドックの健診費用が支払済みであることを証するもの、(3)小田原市国民健康保険被保険者証、(4)特定健診の受診券を提出してもらう。 ・内容を審査後、指定された世帯主の口座へ助成額を振り込む。 ・助成は年度中1回。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づき、申請書と請求書を記入の上、(1)人間ドック受診結果表の写し(後期高齢者の場合は日付の確認のみ)、(2)領収書、(3)特定健康診査受診券を提出してもらう。 ・内容を審査後、指定された口座へ助成額を振り込む。 ・助成は年度内に1度、人間ドック受診から1年以内。 ・特定健診を受けたものは申請できない。助成を受けたものは特定健診を受診できない。 ・毎月健康づくり課へ申請者を連絡する。
水準	対象者	年度中に40歳～74歳の誕生日を迎える国民健康保険被保険者(特定健診対象者)	受診日時点で35歳～74歳の南足柄市国民健康保険加入者 受診日時点で南足柄市在住の後期高齢者医療制度加入者
	1件あたりの助成金額	人間ドック費用の1/2(上限1万円)	人間ドック費用の1/2(上限1万円)
	助成件数	322件(平成27年度実績) 平成28年度当初予算額5,000千円	国保:325件(平成27年度実績) 平成28年度当初予算3,500千円 後期:151件(平成27年度実績) 平成28年度当初予算1,800千円
	受付期間	6月1日～翌年3月31日(ただし、3月受診の場合は4月末まで受付)	通年
	支払処理頻度	月1回	月1回(1日～31日受付、翌月末頃支給)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	受付期間を6月1日～翌年3月31日とすることで、事務量の削減を図る。	
水準	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者で特定健診の代わりに人間ドックを受けた人 ・保険料に未納が無いこと ・人間ドック受診日と同年度内の申請が必要
	1件あたりの助成金額	人間ドック費用の1/2(上限10,000円)
	助成件数	約650件
	受付期間	6月1日～翌年3月31日(ただし、3月受診の場合は4月末まで受付)
	支払処理頻度	月1回
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75135	国民健康保険料（税）の賦課に関する事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	国民健康保険料の賦課に関する事務を行う。	国民健康保険税の賦課に関する事務を行う。	
実施方法等	国民健康保険料の納入通知書を納付義務者に送付する。 資格異動や所得申告などに基づき、変更となった国民健康保険料について会計に反映させるため伝票処理を行う。 年金保険者との通知の授受など、国民健康保険料の特別徴収を行うために必要な事務処理を行う。 1月2日以降に市外から転入された方の所得を、前住所地の市町村に照会する。 市民等からの求めにより、国民健康保険料の試算を行う。	国民健康保険税の納入通知書を納付義務者に送付する。 資格異動や申告などに基づき、変更となった国民健康保険税について会計に反映させるため伝票処理を行う。 年金保険者との通知の授受など、国民健康保険料の特別徴収を行うために必要な事務処理を行う。 1月2日以降に市外から転入された方の所得を、前住所地の市町村に照会する。 市民等からの求めにより、国民健康保険税の試算を行う。	
水準	対象	納入通知書発送...本算定：国民健康保険加入全世帯、例月：資格異動等により料金に変更があった世帯 所得照会...国民健康保険加入者のうち、1月2日以降に転入された方	納入通知書発送...本算定：国民健康保険加入全世帯、例月：保険税に変更があった世帯 所得照会...国民健康保険加入者のうち、1月2日以降に転入された方
	回数	納入通知書発送・所得照会...本算定：年1回、例月：月1回 伝票処理...月1回（当該年度4月～出納閉鎖） 年金保険者との通知授受...月2回	納入通知書発送・所得照会...本算定：年1回、例月：月1回 伝票処理...月1回（当該年度4月～出納閉鎖） 年金保険者との通知授受...月2回
	時期	納入通知書発送・所得照会...本算定：毎年6月中旬、例月：毎月中旬 伝票起票日...毎月1日 年金保険者との通知授受...毎月10日及び月末	納入通知書発送・所得照会...本算定：毎年6月中旬、例月：毎月中旬 伝票起票日...毎月1日 年金保険者との通知授受...毎月10日及び月末
	処理件数	納入通知書発送...本算定：約30,000通、例月：約1,200通 所得照会...本算定：約600通、例月：約100通	納入通知書発送...本算定：約7,000通、例月：約200通 所得照会...本算定：約100通、例月：約30通
	即時更正	対象...転出により世帯にいる全員が国保資格を喪失した場合 支所での対応...有（本庁で更正入力し、支所で変更後の額の納付書を手交） 件数...約30件/月	対象...世帯にいる全員が国保資格を喪失した場合 支所での対応...無（国保業務を支所で行っていない） 件数...約100件/月

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	即時更正対象者の範囲を限定することで事務量の増加を抑制する。	
水準	対象	納入通知書発送...本算定：国民健康保険加入全世帯、例月：資格異動等により料金に変更があった世帯 所得照会...国民健康保険加入者のうち、1月2日以降に転入された方
	回数	納入通知書発送・所得照会...本算定：年1回、例月：月1回 伝票処理...月1回（当該年度4月～出納閉鎖） 年金保険者との通知授受...月2回
	時期	納入通知書発送・所得照会...本算定：毎年6月中旬、例月：毎月中旬 伝票起票日...毎月1日 年金保険者との通知授受...毎月10日及び月末
	処理件数	納入通知書発送...本算定：約37,000通、例月：約1,400通 所得照会...本算定：約700通、例月：約130通
	即時更正	対象...転出により世帯にいる全員が国保資格を喪失した場合 支所での対応...有（本庁で更正入力し、支所で変更後の額の納付書を手交） 件数...約50件/月
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75138	保険料（税）口座振替事務

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の普通徴収の対象者の口座振替登録の希望に応じ、各システムに口座登録を行うとともに、口座振替依頼、結果取込処理を行う。また、口座登録が完了した旨を納付義務者へ通知し、口座振替不能対象者には不能通知と納付書を送付する。	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の普通徴収の対象者の口座振替登録の希望に応じ、各システムに口座登録を行うとともに、口座振替依頼、結果取込処理を行う。また、口座不能対象者には不能通知と納付書を送付する。
実施方法等	申請方法：口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出 又は 専用の口座振替依頼書を市へ郵送 金融機関から送付された口座振替依頼書を基に、依頼のあった科目について各システムに口座情報を登録する。 口座振替開始対象者に対し、口座振替開始通知を送付する。口座振替が不能となった場合は、対象者に対し、口座振替不能通知と納付書を送付する。	申請方法：口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出 金融機関から送付された口座振替依頼書を基に、口座情報を依頼のあった科目について、各システムに口座登録を行う。 口座振替が不能となった場合は、対象者に対し、口座振替不能通知と納付書を送付する。
水準	件数(平成27年度)	口座振替件数 国保：150,034件 介護：15,463件 後期高齢：28,851件 口座振替開始通知発送件数 国保：791件 介護：887件 後期高齢：954件 口座振替不能通知発送件数 国保：3,947件 介護：324件 後期高齢：422件
	時期	口座振替時期 国保・介護：6月～3月、後期高齢：7月～3月の月末（末日が土曜、日曜、祝日等特別な事情がある場合には翌営業日。12月分については金融機関の最終営業日に振替） 口座振替開始通知発送時期 国保・介護：7月～3月の15日前後、後期高齢：8月～3月の10日前後 口座振替不能通知発送時期 国保・介護：7月～4月の5日前後、後期高齢：8月～4月の10日前後

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	口座振替開始通知の送付を行うことで、納付義務者が二重納付することを防ぐ。	
水準	件数(平成27年度)	口座振替件数 国保：178,338件 介護：17,267件 後期高齢：44,358件 口座振替開始通知発送件数 国保：940件 介護：990件 後期高齢：1,467件 口座振替不能通知発送件数 国保：4,344件 介護：399件 後期高齢：513件
	時期	口座振替時期 国保・介護：6月～3月、後期高齢：7月～3月の月末（末日が土曜、日曜、祝日等特別な事情がある場合には翌営業日。12月分については金融機関の最終営業日に振替） 口座振替開始通知発送時期 国保・介護：7月～3月の15日前後、後期高齢：8月～3月の10日前後 口座振替不能通知発送時期 国保・介護：7月～4月の5日前後、後期高齢：8月～4月の10日前後
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75143	国民健康保険料（税）の減免に関する事務

事務事業の現況		
市 名	小田原市 南足柄市	
事務事業概要	国民健康保険料の減免に関する事務を行う。	
実施方法等	1 罹災、事業の休廃止、失業等により国民健康保険料の納付が困難と認められる場合に、申請に基づき保険料を減免する。 2 社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、社会保険等の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の方（旧被扶養者）に対して、申請に基づき保険料を減免する。	
水準	減免基準	1 罹災、事業の休廃止、失業（自己都合を除く）により所得が減少した場合や収容された場合に減免を行う。減免の対象は小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第2条、減免基準は同第3条参照。 2 小田原市国民健康保険条例第25条第1項第2号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）を対象とし、旧被扶養者に該当する期間の月分の保険料について、減免を行う。減免の基準は、高齢者医療確保法施行に伴う小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第3条参照。
	減免決定時期	1 申請から1か月以内 2 申請から1か月以内
	件数（平成27年度）	1 49件（27年度申請分。過年度分の件数を含む。） 2 227件（27年度申請分。過年度分の件数を含む。）
	減免額（平成27年度）	1 2,199,000円（27年度申請分。過年度分の減免額を含む。） 2 5,238,900円（27年度申請分。過年度分の減免額を含む。）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。年度をまたぐ減免適用の場合でも、年度ごとの申請を要する。また決定についても、年度ごとに減免決定通知を送付する。	
調整内容決定の考え方	小田原市国民健康保険料減免取扱要綱に基づき、減免を行う。対象者の管理を確実にを行うため、また、市民にとって減免適用の有無が分かりやすくなるように、年度をまたぐ減免適用の場合でも、年度ごとの申請を要することとし、年度ごとに減免決定通知を送付する。	
水準	減免基準	1 罹災、事業の休廃止、失業（自己都合を除く）により所得が減少した場合や収容された場合に減免を行う。減免の対象は小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第2条、減免の基準は同第3条参照。 2 小田原市国民健康保険条例第25条第1項第2号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）を対象とし、旧被扶養者に該当する期間の月分の保険料について、減免を行う。減免の基準は、高齢者医療確保法施行に伴う小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第3条参照。
	減免決定時期	1 申請から1か月以内 2 申請から1か月以内
	件数（平成27年度）	1 54件（小田原市と南足柄市の件数の合計） 2 397件（小田原市と南足柄市の件数の合計）
	減免額（平成27年度）	1 2,538,530円（小田原市と南足柄市の減免額の合計） 2 10,293,700円（小田原市と南足柄市の減免額の合計）
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75145	保険料（税）関係書類の返戻調査事務

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料関係書類の郵便送達を行ったが、宛所不明で返戻になった場合に、住所・居所を調査する。	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納入通知書、督促状の郵便送達を行ったが、宛所不明で返戻になった場合に、住所・居所を調査する。
実施方法等	庁内各課に照会、対象者に架電や囑託員による現地調査等を行っている。	市内においては、市民課（住民基本台帳担当）と連携し、実態調査（居住の有無）の確認を行う。市外転出滞納者については、地税法第20条の11による調査等。
水準	返戻数	国民健康保険料 納入通知書：約400通 督促状：約2,500通 介護保険料 納入通知書：約200通 督促状：約100通 後期高齢者医療保険料 納入通知書：約30通 督促状：約300通
	調査項目	登録電話番号への架電、直近の住所変更の有無の確認、勤務先への架電、税情報の確認、現地調査、関係課への照会
	調査に要する期間	通常10日、最長1カ月

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市で行っている事務処理方式に他市の事例を追加して行う。	
調整内容決定の考え方	より詳細な調査を行う体制を整える。	
水準	返戻数	国保 納入通知書：約410通 督促状：約2,600通 介護 納入通知書：約240通 督促状：約200通 後期 納入通知書：約30通 督促状：約300通
	調査項目	登録電話番号への架電、直近の住所変更の有無の確認、勤務先への架電、税情報の確認、現地調査、関係課への照会、戸籍謄本の確認、出入国照会
	調査に要する期間	最長4カ月
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75150	保険料（税）過誤納金還付充当事務

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の還付・充当に関する事務を行う。	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の還付・充当に関する事務を行う。	
実施方法等	過誤納が発生した保険料について、納付義務者・被保険者に還付する。 滞納がある場合には充当する。	過誤納が発生した保険税（料）について、納付義務者・被保険者に還付する。 滞納がある場合には充当する。	
水準	還付通知送付件数 （国保・介護・後期）	国民健康保険料 3,200件 介護保険料 3,000件 後期高齢者医療保険料 2,800件	国民健康保険税 1,500件 介護保険料 412件 後期高齢者医療保険料 550件
	還付支払額 （国保・介護・後期の 各現年・過年）	国民健康保険料 現年：47,000,000円 過年：35,000,000円 介護保険料 現年：20,000,000円 過年：3,500,000円 後期高齢者医療保険料 現年：30,000,000円 過年：4,000,000円	国民健康保険税 現年：11,000,000円 過年：5,700,000円 介護保険料 現年：3,423,520円 過年：406,240円 後期高齢者医療保険料 現年：4,760,000円 過年：1,195,000円
	還付支払件数 （国保・介護・後期の 各現年・過年）	国民健康保険料 現年：2,800件 過年：1,100件 介護保険料 現年：2,000件 過年：300件 後期高齢者医療保険料 現年：2,500件 過年：200件	国民健康保険税 現年：1,300件 過年：150件 介護保険料 現年：412件 過年：72件 後期高齢者医療保険料 現年：500件 過年：35件
	充当件数 （国保・介護・後期の 各現年・過年）	国民健康保険料 現年：500件 過年：50件 介護保険料 現年：20件 過年：50件 後期高齢者医療保険料 現年：20件 過年：10件	国民健康保険税 現年：230件 過年：10件 介護保険料 現年：14件 過年：2件 後期高齢者医療保険料 現年：0件 過年：1件
	方法・時期	通知方法・時期：郵送で毎月末。 還付方法・時期：口座振込又は窓口現金還付。口座の場合は月2回（中旬と月末）。窓口は随時。	通知方法・時期：郵送で月1～2回送付。振込先については脱退手続き時にもらう。 還付方法・時期：脱退した者については月1～2回振込、保険料変更分については窓口で随時。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式とし、月に1度還付通知を送り、還付請求書兼口座依頼書を返送してもらい口座振込で、又は還付請求書を窓口を持参してもらい現金で支払う。	
調整内容決定の考え方	窓口業務の効率化のため。	
水準	還付通知送付件数 （国保・介護・後期）	国民健康保険料 4,700件 介護保険料 3,412件 後期高齢者医療保険料 3,350件
	還付支払額 （国保・介護・後期の 各現年・過年）	国保現年：58,000,000円 過年：40,700,000円 介護現年：23,423,520円 過年：3,906,240円 後期現年：34,760,000円 過年：5,195,000円
	還付支払件数 （国保・介護・後期の 各現年・過年）	国民健康保険料 現年：4,100件 過年：1,250件 介護保険料 現年：2,412件 過年：372件 後期高齢者医療保険料 現年：3,000件 過年：235件
	充当件数 （国保・介護・後期の 各現年・過年）	国民健康保険料 現年：730件 過年：60件 介護保険料 現年：34件 過年：52件 後期高齢者医療保険料 現年：20件 過年：11件
方法・時期	通知方法・時期：郵送で毎月末。 還付方法・時期：口座振込又は窓口現金還付。口座の場合は月2回（中旬と月末）。窓口は随時。	
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
75154	保険料（税）滞納整理事務

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	保険給付の財源確保のため、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況等を管理し、滞納者に対して各種徴収対策に取り組み、滞納の早期解消及び滞納の再発防止を目指す。	1年間の滞納整理方針を策定し、目標達成に向けた具体的な行動計画を立案する。	
実施方法等	賦課決定通知された保険料の納付状況等を管理する。 納期限までに納付しない者に対し、督促状を送付する。 督促状を送付してもなお滞納が解消されない者には、納付指導、文書催告、財産の調査、滞納処分等を実施する。また、納付が困難な事情を抱える者に対しては、その者の状況に応じた徴収猶予措置を適用する。	当該年度の目標とする収納率を定め、毎月の保険料の納付状況等を管理する。 納期限までに納付しない者に対し、督促状を送付する。 督促状を送付してもなお滞納が解消されない者には、納付指導、文書催告、財産の調査、滞納処分等を実施する。また、納付が困難な事情を抱える者に対しては、その者の状況に応じた徴収猶予措置を適用する。	
水準	督促状に関する規定	【国保】小田原市国民健康保険条例 第21条(納期限後20日以内に督促状送付) 【介護】小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例 第2条(納期限後20日以内に督促状送付) 【後期】小田原市後期高齢者医療に関する条例 第5条(納期限後20日以内に督促状送付)	南足柄市予算決算会計規則第41条 補足) 送付日数の比較 南足柄市市税条例第9条(30日以内)
	徴収猶予に関する規定	【国保】小田原市国民健康保険条例 第24条(換価の猶予、徴収の猶予の要件等) 【介護】小田原市介護保険条例 第12条(換価の猶予、徴収の猶予の要件等)	地税法第15条の規定による
	延滞金の減免に関する規定	【国保】小田原市国民健康保険条例施行規則 第13条(延滞金減免項目：10項目) 【介護】小田原市介護保険条例施行規則 第15条(延滞金減免項目：10項目)	すべての税、料において、国税通則法第63条第5項の規定による
	滞納状況(収納率、収入未済額、滞納者数) H28.5月末時点	【国保】収納率：現92.10%/滞22.24% 未済額：現421,544千円/滞729,221千円 滞納：4,833世帯 【介護】収納率：現98.69%/滞12.55% 未済額：現 50,167千円/滞 34,814千円 滞納：1,716人 【後期】収納率：現99.53%/滞30.08% 未済額：現 13,879千円/滞 11,501千円 滞納：417人	【国保】現年：91.4%/789世帯/102,199,035円 滞繰：20.7%/777世帯/145,127,213円 【介護】現年：98.9%/215人/7,331,660円 滞繰：17.2%/177人/6,865,440円 【後期】現年：99.2%/74人/2,747,680円 滞繰：33.7%/58人/1,179,463円

調整方針(案)		
調整(案)内容	督促状及び延滞金の減免に関する取扱いについては、小田原市の事務処理方法を適用する。 徴収猶予の取扱いは、両市に差異がないため、現行を引き継ぐ。	
調整内容決定の考え方	督促状については、滞納発生から早期に着手するため、また、延滞金の減免については、滞納者個々の実情を汲み取るため、独自の適用要件を定めている小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	督促状に関する取扱い	納期限後20日以内に督促状を送付する。
	徴収猶予に関する取扱い	市税条例の定めに準ずる。 (両市いずれも市税条例を準用するよう規定しているため)
	延滞金の減免に関する規定	小田原市の規定に準ずる。
	滞納状況(収入未済額、滞納者数)	【国保】現年：523,743千円 滞繰：874,348千円 6,399世帯 【介護】現年：57,499千円 滞繰：41,679千円 2,108人 【後期】現年：16,627千円 滞繰：12,680千円 549人
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
75186		保険料（税）電話催告事業	
事務事業の現況			
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険料の軽度滞納者に対して、早期着手による電話で納付勧奨を行う。形態は市税の徴収課との連携による委託方式であり、仕様に基づき業務を履行し結果報告を受けている。	
実施方法等		管理者1人、オペレーター3人で編成している。稼働日は平日5日、土・日曜日は月2日で、通常13時～20時、金曜日及び土・日曜日は9時～17時に実施している。業務内容としては、電話勧奨のほか、滞納整理管理システムに結果入力、納付書再発行や催告書送付等も実施する。また、月次の定例会において、結果報告を受けるとともに、懸案事項等の共有・解決等意見交換を実施している。	
水準	総依頼件数 (平成27年度)	11,791件	-
	総架電件数(述べ件数) (平成27年度)	17,698件	674件
	総接触対象件数と総接触件数及びその割合 (平成27年度)	総接触対象件数: 6,985件 総接触件数 : 3,429件 割合: 49.1%	107件
	滞納圧縮件数及び総依頼件数との割合 (平成27年度)	滞納圧縮件数: 6,449件 総依頼件数との割合: 54.7%	未統計
	総接触対象未納額と滞納圧縮額及びその割合 (平成27年度)	総接触対象未納額: 136,333,396円 滞納圧縮額 : 56,094,170円 割合: 41.1%	未統計
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方式を適用する。 ただし、未納者の増加に伴い、小田原市市税等納付促進センターの運営仕様にオペレーターを1名追加し、電話納付勧奨を行う。	
調整内容決定の考え方		滞納整理の一環である早期納付勧奨として、小田原市の処理方式が最適であるとする。	
水準	総依頼件数	約14,200件(実績ベースの人口比)	
	総架電件数(述べ件数)	約21,300件(実績ベースの人口比)	
	総接触対象件数と総接触件数及びその割合	総接触対象件数: 8,400件(実績ベースの人口比) 総接触件数 : 4,200件 割合: 50%	
	滞納圧縮件数及び総依頼件数との割合	滞納圧縮件数: 7,800件(実績ベースの人口比) 総依頼件数との割合: 55%	
	総接触対象未納額と滞納圧縮額及びその割合	総接触対象未納額: 163,600,000円 (実績ベースの人口比) 滞納圧縮額 : 65,440,000円 割合: 40%	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
75193	保険料（税）の納付に関する事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、特別徴収、普通徴収（納付書払い、口座振替、郵便振替）を行っている。更に、国民健康保険料についてはコンビニでの収納も行っている。	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、特別徴収、普通徴収（納付書払い、口座振替、郵便振替）を行っている。また、すべての保険料（税）についてコンビニ収納も行っている。	
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付管理については、それぞれ異なるシステムを用いて実施している。 ・各納付方法について、口座振替は1件あたり10円、郵便振替は1件あたり30円の手数料がかかる。コンビニ収納は、1件あたり57円に加えて1カ月1,000円の基本料金を手数料として委託先に支払っている。（郵便局以外の手数料支払いについては、別途消費税が加算される。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付管理については、同一のシステムを用いて実施している。 ・各納付方法について、口座振替は1件あたり10円、郵便振替は1件あたり30円の手数料がかかる。コンビニ収納は、1件あたり57円に加えて1カ月9,000円の基本料金を手数料として委託先に支払っている。（郵便局以外の手数料支払いについては、別途消費税が加算される。） 	
水準	普通徴収における口座振替件数（平成27年度）	国保：146,096期 介護：15,111期 後期：28,432期	国保：27,901期 介護：1,735期 後期：15,395期
	普通徴収における口座振替率（平成27年度3月末時点）	国保：50.92%（普通徴収 28,339世帯 口座 14,431世帯） 介護：22.17%（普通徴収 7,775人 口座 1,724人） 後期：55.34%（普通徴収 5,959人 口座 3,298人）	国保：42.6% 介護：14.7% 後期：28.9%
	郵便振替件数（平成27年度）	国保：6,050件 介護：431件 後期：312件	国保：2,106件 介護：209件 後期：1,440件
	コンビニ収納件数（平成27年度）	国保：58,465件 介護：0件 後期：0件	国保：13,748件 介護：3,614件 後期：1,500件

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。合併後の基幹システムの整備においてコストが低く抑えられるとともに、システム運用上の変更が最小に抑えられる。介護保険料は約9割、後期高齢者医療保険料は約7割が特別徴収対象者であり、費用対効果が低いためコンビニ収納は実施しない。	
調整内容決定の考え方	コスト削減が見込まれる。	
水準	普通徴収における口座振替件数	国保：173,997期 介護：16,846期 後期高齢：43,827期
	普通徴収における口座振替率	国保：49.38% 介護：20.61% 後期高齢：48.04%
	郵便振替件数	国保：8,156件 介護：640件 後期高齢：1,752件
	コンビニ収納件数	国保：72,213件
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
075194	後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務を行う。	後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務を行う。	
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料の納入通知書を納付義務者に送付する。 資格異動や申告などに基づき、変更となった後期高齢者医療保険料について会計に反映させるため伝票処理を行う。 国保連合会との特別徴収に関する情報交換や納付方法変更申出書（本庁・支所受付）の入力など、後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うために必要な事務処理を行う。 市民等からの求めにより、後期高齢者医療保険料の試算を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料の納入通知書を納付義務者に送付する。 資格異動や申告などに基づき、変更となった後期高齢者医療保険料について会計に反映させるため伝票処理を行う。 国保連合会との特別徴収に関する情報交換や納付方法変更申出書（本庁受付のみ）の入力など、後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うために必要な事務処理を行う。 市民等からの求めにより、後期高齢者医療保険料の試算を行う。 	
水準	対象	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定（確定賦課）：後期高齢者医療保険料納付義務者、例月（決定・変更）：年齢到達等により新たに後期高齢者医療保険に加入した者や保険料や納付方法に変更があった者、特別徴収開始通知書：4月より新たに特別徴収が開始される者 	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定（確定賦課）：後期高齢者医療保険料納付義務者、例月（決定・変更）：年齢到達等により新たに後期高齢者医療保険に加入した者や保険料や納付方法に変更があった者
	処理件数	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：約25,500通、例月：約400通、特別徴収開始：約900通 	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：約6,000通、例月：約100通
	時期	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：毎年7月中旬、例月：毎月中旬、特別徴収開始：4月初め 伝票処理・・・毎月中旬 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・毎月10日及び毎月末 納付方法変更申出書の入力・・・随時 	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：毎年7月中旬、例月：毎月中旬 伝票処理・・・毎月中旬 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・毎月10日及び毎月末 納付方法変更申出書の入力・・・随時
	回数	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：年1回、例月：月1回、特別徴収開始：年1回 伝票処理・・・毎月1回 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・月2回 	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：年1回、例月：月1回 伝票処理・・・毎月1回 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・月2回

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。 介護保険法第135条第3項の準用により、4月より新たに特別徴収が開始される者には伝票処理を行わなければならないので、特別徴収開始通知書の送付が必要となる。	
調整内容決定の考え方	市民サービス向上のため。	
水準	対象	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定（確定賦課）：後期高齢者医療保険料納付義務者、例月（決定・変更）：年齢到達等により新たに後期高齢者医療保険に加入した者や保険料や納付方法に変更があった者、特別徴収開始通知書：4月より新たに特別徴収が開始される者
	処理件数	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：約31,500通、例月：約500通、特別徴収開始：約1,100通
	時期	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：毎年7月中旬、例月：毎月中旬、特別徴収開始通知：4月初め 伝票処理・・・毎月中旬 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・毎月10日及び毎月末 納付方法変更申出書の入力・・・随時
	回数	<ul style="list-style-type: none"> 納入通知書発送・・・本算定：年1回、例月：月1回、特別徴収開始通知：年1回 伝票処理・・・毎月1回 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・月2回
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
075208	後期高齢者医療保険短期被保険者証に関する事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	短期被保険者証対象者（原則6期以上の滞納者）の抽出、納付相談の案内・呼出通知の発送、短期被保険者証の交付・郵送、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。	短期被保険者証対象者（原則3期以上の滞納者）の抽出、納付相談の案内・呼出通知の発送、短期被保険者証の交付・郵送、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。	
実施方法等	年に2回、広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者（原則6期以上の滞納者）を抽出し、納付相談の案内・呼出通知の発送、短期被保険者証の交付・郵送、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。	年に2回、広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者（原則3期以上の滞納者）を抽出し、納付相談の案内・呼出通知の発送、短期被保険者証の交付・郵送、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。	
水準	受付時期	年に2回（5月～7月、11月～翌年1月）	年に2回（5月～7月、11月～翌年1月）
	対象条件	滞納期数が6期以上ある被保険者。 但し、既に短期被保険者証の対象になっている被保険者は滞納が全て解消されるまでは短期被保険者証の対象とする。	滞納期数が3期以上ある被保険者。
	対象者数	短期被保険者証対象者 154名（平成28年8月15日現在）	短期被保険者証対象者 33名（平成28年8月15日現在）
	処理方法	広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者を抽出し、納付がない被保険者へ納付相談の案内・呼出通知の発送を行う（5月、11月頃）。 納付がある被保険者へは短期被保険者証の交付・郵送を行う（7月、翌年1月頃）。 随時、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。	広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者を抽出し、納付がない被保険者へ納付相談の案内・呼出通知の発送を行う（5月、11月頃）。 納付がある被保険者へは短期被保険者証の交付・郵送を行う（7月、翌年1月頃）。 随時、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用するが、滞納期数が3期以上の被保険者を短期証対象者とする。	
調整内容決定の考え方	短期証対象者となる滞納数を3期以上かつ、滞納分を完納するまで短期証扱いとすることで、保険料収納率の向上を図る。	
水準	受付時期	年に2回（5月～7月、11月～翌年1月）
	対象条件	滞納期数が3期以上ある被保険者。 但し、既に短期被保険者証の対象になっている被保険者は滞納が全て解消されるまでは短期被保険者証の対象とする。
	対象者数	短期被保険者証対象者 約210名
	処理方法	広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者を抽出し、納付がない被保険者へ納付相談の案内・呼出通知の発送を行う（5月、11月頃）。 納付がある被保険者へは短期被保険者証の交付・郵送を行う（7月、翌年1月頃）。 随時、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
081102	小児医療費助成事業 (資格管理事務)

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。(うち資格管理に係る事務)	小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。(うち資格管理に係る事務)	
実施方法等	(1)新規申請を受け付け、医療証を発行(所得制限による却下)する。 (2)有効期間が満了する者について、翌月以降の資格を判定し、医療証を発行(申請却下)する(月次更新)。 (3)資格者について市内転居や保険変更があった場合、その旨届け出てもらい資格情報を管理する。また、紛失・汚損による再発行の申請があった場合に再発行する。 (4)市外転出、年齢到達、所得制限などによる資格消滅の処理を行う。	(1)新規申請を受け付け、医療証を発行(所得制限による却下)する。 (2)有効期間が満了する者について、終了前月に更新申請書を送付・受付後、資格を判定し、医療証を発行する。(毎月) (3)資格者について市内転居や保険変更があった場合、その旨届け出てもらい資格情報を管理する。また、紛失・汚損による再発行の申請があった場合に再発行する。 (4)市外転出、年齢到達、所得制限などによる資格消滅の処理を行う。	
水準	申請時期	【新規申請】出生や転入など、新たに小田原市の住民になったとき。または、生保廃止やひとり親医療喪失など、他公費喪失し小児医療の対象者となったとき。 【変更届・再発行申請】変更事由、消滅事由が発生したとき。または再発行が必要となったとき。	【新規申請】出生や転入など、新たに南足柄市の住民になったとき。または、生保廃止やひとり親医療喪失など、他公費喪失し小児医療の対象者となったとき。 【更新申請】1歳から10歳になる前月に更新申請書を送付。このとき、住基上の該当者へ送付する。 【変更届・再発行申請】変更事由、消滅事由が発生したとき。または再発行が必要となったとき。
	申請場所	本庁(子育て政策課の窓口)、住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)及び支所(7箇所)・連絡所(1箇所)	本庁(子ども課)
	医療証有効期間	それぞれの年齢に達した月の属する末日。ただし、満15歳に達した者は、満15歳に達した日以後の最初に到来する3月31日。	それぞれの年齢に達した月の属する末日。ただし、通院の場合は満10歳に達した者は、満10歳に達した日以後の最初に到来する3月31日。入院の場合は、満15歳に達した者は、満15歳に達した日以後の最初に到来する3月31日。
	処理人数	新規発行件数 180件/月(平成28年度平均) 月次更新件数 1,200件/月(平成28年度平均)	新規発行件数 約30件/月(平成28年度平均) 月次更新件数 約260件/月(平成28年度平均)
	医療証発行状況	年間新規発行枚数 2,179枚(平成27年度実績) 医療証助成対象者 16,237人(平成28年3月31日時点 小学校4年生修了まで13,745人、小学校5・6年生2,492人)	年間新規発行枚数 371枚(平成27年度実績) 医療証助成対象者 3,212人(平成28年3月31日時点)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により統合。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	
調整内容決定の考え方	事務の流れ自体は基本的に両市とも同じ。申請場所については、受給者の利便性を考慮し、現在小田原市で行っているように、タウンセンター等でも受付を行う。	
水準	申請時期	【新規申請】出生や転入など、新たに小田原市の住民になったとき。または、生保廃止やひとり親医療喪失など、他公費喪失し小児医療の対象者となったとき。 【変更届・再発行申請】変更事由、消滅事由が発生したとき。または再発行が必要となったとき。
	申請場所	申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。
	医療証有効期間	それぞれの年齢に達した月の属する末日。ただし、満15歳に達した者は、満15歳に達した日以後の最初に到来する3月31日。
	処理人数	新規発行件数 280件/月(発行状況から予測) 月次更新件数 2,000件/月(発行状況から予測)
	医療証発行状況	年間新規発行枚数 3,340枚(H27の発行状況の割合で予測) 医療証助成対象者 24,940人(平成28年9月30日時点で算出 小田原市 中学卒業まで21,069人、南足柄 中学校卒業まで3,871人)
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
081106		ファミリー・サポート・センター管理運営事業	
事務事業の現況			
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		子育てと仕事を両立するため、小学校卒業までの児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と当該援助を行うことを希望する支援会員の登録や相互援助活動に関する連絡、調整を行う。 (産前産後家事支援を含む)	小さな子どもを持つ人が安心して子育てができるよう地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助を行いたい援助会員が会員組織を構成し会員相互による育児援助活動を行う。
実施方法等		入会申し込みは、ファミリー・サポート・センター事務局(運営は、プロボータルで選定した小田原市社会福祉協議会に委託(平成32年度まで))が受け付けている。 事務局は、依頼会員と支援会員の調整を行い、事前打ち合わせを行う。 依頼会員と支援会員の合意の後、援助活動が開始される。 支援会員から援助活動の報告を受け、事務局は、活動件数を取りまとめ、定期的に市へ報告する。 その他、産前産後家事支援や、支援会員の入会前研修、会員の交流事業、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携、広報誌の発行などを行っている。	ファミリーサポートセンターの運営は(社)青い鳥に委託しているため、事務局は(社)青い鳥で行っている。 会員の募集、登録や依頼会員への活動内容等の説明、援助会員研修、事前打合せの調整等を事務局が行う。入会申込は、ファミリーサポートセンター事務局で受付。 事務局は、依頼会員と援助会員の調整や事前打合せ等を行う。その後、援助活動が行われる。事務局は、援助会員から受けた活動報告を取りまとめ、活動件数等を月に1度、市へ報告する。 その他、支援会員の入会前研修、会員の交流事業、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携等を行っている。
水準	入会基準	(依頼会員) ・市内に在住、在勤、在学中で依頼会員と同居の3ヵ月から小6年までの児童を有する者。 ・本人または同居親族が出産予定日の4週間から出産後12週まで。 (支援会員) ・市内に在住・在勤・在学中で、援助活動に理解と熱意を有し、心身とも健康な者。 ・事前研修の受講が必要。(年2回開催) <平成27年度会員数:1,697人>	(依頼会員) ・市内に在住又は在勤で依頼会員と同居の小学校6年生までの児童を有する者。 (支援会員) ・市内及び近隣に在住で、小さな子どもの育児や保育に理解と熱意を有し、心身とも健康な者。 センターで行う研修の受講が必要。 <平成27年度会員数:919人>
	援助活動の時間	午前8時から午後10時まで	午前8時から午後10時まで
	利用料金	・月曜日から金曜日(7時~19時):350円(30分) ・土、日、祝日、年末年始の上記以外の時間:450円(30分) 2人目は半額	・月曜日から金曜日(7時~19時):350円(30分) ・土、日、祝日、年末年始の上記以外の時間:450円(30分) 2人目は半額
	活動件数	【平成27年度】 ・活動回数:4,126回	【平成27年度】 ・活動回数:1,562回
	運営主体及び事業者選定方法	・社会福祉法人小田原市社会福祉協議会(アドバイザー常時2名:<雇用>嘱託1名、臨時職員3名) ・小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会による審査により選定	・社会福祉法人 青い鳥(アドバイザー常時2名:<雇用>常勤1名、臨時職員1名) ・事業者選定方法に決まりはない。(随意契約)
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施水準(産前産後家事支援を含む)により統合し、委託先を1ヵ所にする。	
調整内容決定の考え方		サービスの向上と財政負担の軽減を図る。	
水準	入会基準	(依頼会員) ・市内に在住、在勤、在学中で依頼会員と同居の3ヵ月から小6年までの児童を有する者。 ・本人または同居親族が出産予定日の4週間から出産後12週目までの期間内の者。 (支援会員) ・市内に在住・在勤・在学中で、援助活動に理解と熱意を有し、心身とも健康な者。 ・事前研修の受講が必要。(年2回開催)	
	援助活動の時間	午前8時から午後10時まで	
	利用料金	・月曜日から金曜日(7時~19時):350円(30分) ・土、日、祝日、年末年始の上記以外の時間:450円(30分) 2人目は半額	
	活動件数	【平成27年度】 ・活動回数:5,687回	
	運営主体及び事業者選定方法	・社会福祉法人小田原市社会福祉協議会(アドバイザー常時3名) ・小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会による審査により選定	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
081107	子育て支援フェスティバル開催事業

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるとともに、様々な情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作業を通じて、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ることで、団体の子育て支援活動を活性化し、子育ての地域の環を広げる。	
実施方法等	<p>毎年5月下旬の日曜日に子育て支援フェスティバルを開催している。運営は、子育て支援フェスティバルに参加している団体で組織する実行委員会を設置し、前年秋頃から月1回程度の委員会を開催している。事務局は、子育て政策課が行っている。</p> <p>川東タウンセンターマロニエを全館貸し切り、団体紹介、ゲーム、実演、フリーマーケット、模擬店のほか、ステージ上でのプログラムも行われる。</p>	
水準	主催	小田原市子育て支援フェスティバル実行委員会
	参加団体	48団体
	協賛団体	23団体
	来場者数	約5,000人

調整方針（案）		
調整（案）内容	子育て支援フェスティバルに南足柄市域で活動する子育て支援団体の参加も得て、市域全体の子育て支援イベントとして拡充していく。	
調整内容決定の考え方	子育て支援フェスティバルとなかよしフェスタでは行政の関与の程度に違いがあるため、関与の程度が強い子育て支援フェスティバルについては行政として継続の方針を立てられるが、なかよしフェスタは民生委員児童委員協議会の判断に委ねるしかない。	
水準	主催	子育て支援フェスティバル実行委員会
	参加団体	約50団体
	協賛団体	23団体
	来場者数	約6,000人
調整方針の区分	小田原市の例により統合	b:合併後

事務事業番号	事務事業名
081110	子育て支援拠点管理運営事業

事務事業の現況				
市名	小田原市	南足柄市		
事務事業概要	子育て家庭に対する育児支援を行うために、子育て支援センターを市内4か所に設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等の実施、子育てサークルへの支援等を行っている。	子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導（フリースペースの提供、子育て相談、子育て情報、子育てひろばの開催等）地域育児支援センター事業の支援、子育てサークル等の育成支援等を行う。		
実施方法等	マロニエ子育て支援センターは、学校法人三幸法人（小田原短期大学）、いずみ・こゆるぎ・おだびよ子育て支援センターは、有限会社ぎんがR I V総合研究所に運営を委託しており、常時2～3名の支援員を配置している。4つの支援センターで実施する講座や相談等の予定をまとめた「子育てカレンダー」を毎月発行している。事業運営のほか、他の子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターをはじめとする関係機関との連携、資質向上のための研修会の実施などを行っている。	社会福祉法人青い鳥に事業を委託しており、原則3名のアドバイザー（委託業者）がフリースペースでの親子の様子を見守り、育児相談等を広町子育て支援センター及び岡本子育て支援センターで行っている。月に1回活動内容等の報告を子ども課にしている。		
水準	開設日時	マロニエ：月～金、土（月1回）（9：00～17：00） おだびよ：火～土（9：00～17：00）	いずみ：火～土（9：00～17：00） こゆるぎ：火～土（9：00～17：00）	広町子育て支援センター：月～金、第2土（10：00～16：30）・福沢ひろば：水（10：00～11：30） 岡本子育て支援センター：火・木・金（10：00～16：30）
	運営主体	学校法人 ～ 民間事業者		社会福祉法人 青い鳥
	事業者選定方法	小田原市地域子育て支援拠点事業者選定委員会による審査により選定		特に決まりはない。（随意契約で委託）
	利用者数	【平成27年度】 マロニエ：14,746組 33,748人（61組 139人/日） おだびよ：4,605組 10,012人（19組 41人/日）		【平成27年度】 広町子育て支援センター：4,842組 10,801人（19組 43人/日） 岡本子育て支援センター：1,499組 3,283人（10組 23人/日）
	委託契約金額	【平成27年度】 マロニエ：9,280,111円 いずみ：5,826,857円 おだびよ：6,753,300円（別途賃借料：3,240,000円）（別途機械整備：28,080円） こゆるぎ：3,265,100円		【平成27年度】 14,682千円 （別途需用費：114,506円） （別途役員費：181,851円）

調整方針（案）		
調整（案）内容	岡本支援センターを週2日程度の出張ひろばとし、5施設の運営を継続する。	
調整内容決定の考え方	岡本支援センターは、いずみ支援センターまで3km、利用者数が1日10組20人前後である。いずみやマロニエの新規登録者の中には南足柄市民もいる（H28年度 マロニエ：48人、いずみ：23人）。	
水準	開設日時	マロニエ：月～金、土（月1回）（9：00～17：00） いずみ：火～土（9：00～17：00） おだびよ：火～土（9：00～17：00） こゆるぎ：火・木・金（9：00～17：00） 広町：月～金、第2土（10：00～16：30） ・福沢ひろば：水（10：00～11：30） ・岡本：週2日（月・日）（10：00～16：30）
	運営主体	学校法人 ～ 民間事業者
	事業者選定方法	新選定委員会による審査により選定
	利用者数	約34,000組（33,624） 約77,000人（76,264）
	委託契約金額	マロニエ：9,280,111円 いずみ：5,826,857円 おだびよ：6,753,300円 こゆるぎ：3,265,100円 （別途需用費：200,000円） （別途賃借料：3,240,000円） （別途機械整備：28,080円） 広町・岡本 10,145,000円 （別途需用費ほか：296,000円）
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
081129	寡婦控除みなし適用事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	婚姻歴のないひとり親家庭の父又は母に対して寡婦（夫）控除のみなし適用を行う。保育料、市営住宅家賃、幼稚園就園奨励費等13事業を対象としている。	
実施方法等	申請は随時、子育て政策課の窓口でのみ受け付けている。審査の結果、該当すると判断されたものについて寡婦（夫）控除のみなし適用証明書を発行する。適用証明を受けた者は、適用事業の減免申請等を行う際に、適用証明書を示して申請等を行い、各事業担当課は寡婦控除が適用されるものとみなして料金等を決定する。 その他、ひとり親ではなくなったとき、氏名、住所、所得の変更があったときは変更届を提出させ、内容を審査し、認定変更を決定する。	
水準	申込時期	随時
	対象者	本市の区域内に住所を有し、対象事業を利用する者又は利用しようとする者で、みなし適用の申請時点において、次に掲げる要件を満たすもの。 (1) 未婚の母又は未婚の父であること。 (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給要件を満たす者のうち、合計所得金額が500万円以下であること。
	処理人数（申請人数）	年間：11件（平成27年度実績）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市のみで実施している事業であるが、引き続き実施する。	
調整内容決定の考え方	県及び県内のいくつかの市で実施している事業であり、未婚のひとり親家庭が離別・死別のひとり親家庭と同様の支援を受けることができることは必要である。	
水準	申込時期	随時
	対象者	本市の区域内に住所を有し、対象事業を利用する者又は利用しようとする者で、みなし適用の申請時点において、次に掲げる要件を満たすもの。 (1) 未婚の母又は未婚の父であること。 (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給要件を満たす者のうち、合計所得金額が500万円以下であること。
	処理人数（申請人数）	年間：11件（平成27年度実績）
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
081130	児童手当支給事業 (資格管理事務)

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。	中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。
実施方法等	(1)児童手当の支給に関する各届出(新規、額改定、消滅等)に対し、受付・審査・認定を行う。 (2)児童福祉システム「ADWORLD」(以下、「ADWORLD」という。)を使用し、児童手当受給資格者を管理する。 (3)住民基本台帳に児童手当受給資格者の情報を報告する。 (4)毎年6月に児童手当受給者に現況届の提出を求め、児童手当受給者の受給資格審査を行う。 (5)支給資格や認定区分(児童手当・特例給付・施設入所等)について、住民票異動及び所得修正を随時確認し、その管理を行う。	(1)児童手当の支給に関する各届出(新規、額改定、消滅等)に対し、受付・審査・認定を行う。 (2)児童福祉システム「ADWORLD」(以下、「ADWORLD」という。)を使用し、児童手当受給資格者を管理する。 (3)住民基本台帳に児童手当受給資格者の情報を報告する。 (4)毎年6月に児童手当受給者に現況届の提出を求め、児童手当受給者の受給資格審査を行う。 (5)支給資格や認定区分(児童手当・特例給付・施設入所等)について、住民票異動及び所得修正を随時確認し、その管理を行う。
対象者数	児童手当受給者12,648人 特例給付受給者1,263人 (支給対象児童22,688人) 平成28年2月28日時点	児童手当受給者 2,419人 特例給付受給者 226人 (支給対象児童 4,370人) 平成28年2月末時点
認定処理のサイクル	届出は随時受け付ける。毎月上旬にADWORLDへの入力日を設定し、それまでにADWORLDへの入力・審査を行う。同月中に認定、決定通知を発送する。	届出は随時受付。ADWORLDへの入力・審査を月に1,2回行い、認定、決定通知を発送する。
年齢到達処理	毎月上旬に3歳年齢到達処理を行い、額改定の通知を発送する。4月のみ18、15、12、3歳年齢到達処理を実施する。	毎月上旬に3歳年齢到達処理を行い、額改定の通知を発送する。4月のみ18、15、12、3歳年齢到達処理を実施する。
異動者の確認	住民基本台帳の異動状況をADWORLDから毎日出力し、受給者および対象児童の異動状況を確認する。	受給者および対象児童の異動状況を住民基本台帳(Ad)で確認する。
不備案内	毎月下旬に不備保留となっている届出書類を確認し、申請者に対し不足書類の提出を求める。 電話および郵送で不足書類の催促を行う。	不備保留となっている申請者に対し不足書類の提出を電話で催促している。随時。
申請場所	小田原市役所(子育て政策課窓口)、住民窓口(いずみ、マロニエ、こゆるぎ)及び支所(7箇所)・連絡所(1箇所)	子ども課窓口
現況届	印刷、封入、発送(受取人私の返信用封筒を同封)、受付、審査、入力、催促、問い合わせ対応は手当・医療係で行う。 提出期間:6月1日~6月30日 受付場所:小田原市役所(子育て政策課窓口)、住民窓口(いずみ、マロニエ、こゆるぎ)及び支所(7箇所)・連絡所(1箇所)並びに電子申請 対象者数:約14,000件	印刷、封入、発送は児童手当担当職員及び臨時職員等で行う。受付、審査、入力、催促、問い合わせ対応は、児童手当担当職員で行う。 提出期間:6月1日~6月30日 受付場所:子ども課窓口 対象者数:約3,000件

調整方針(案)

調整(案)内容	小田原市の例により統合する。
調整内容決定の考え方	実施方法は小田原市の例で実施。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。
対象者数	児童手当受給者15,067人 特例給付受給者1,489人 (支給対象児童27,058人) 平成28年2月28日時点
認定処理のサイクル	届出は随時受け付ける。毎月上旬にADWORLDへの入力日を設定し、それまでにADWORLDへの入力・審査を行う。同月中に認定、決定通知を発送する。
年齢到達処理	毎月上旬に3歳年齢到達処理を行い、額改定の通知を発送する。4月のみ18、15、12、3歳年齢到達処理を実施する。
異動者の確認	住民基本台帳の異動状況をADWORLDから毎日出力し、受給者および対象児童の異動状況を確認する。
不備案内	毎月下旬に不備保留となっている届出書類を確認し、申請者に対し不足書類の提出を求める。 電話および郵送で不足書類の催促を行う。
申請場所	所管課窓口のほかタウンセンター等の住民窓口
現況届	印刷、封入、発送(受取人私の返信用封筒を同封)、受付、審査、入力、催促、問い合わせ対応は担当係で行う。 提出期間:6月1日~6月30日 受付場所:それぞれの旧市域に1箇所ずつ及び住民窓口(いずみ、マロニエ)並びに電子申請 対象者数:約17,000件
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
81141		入退所管理事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業の利用を希望する保護者の申込みを受け付け、利用要件の確認、選考指数の算出、認定証の発行、利用調整及び入園後の管理等を行う。	保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業の利用を希望する保護者の申込みを受け付け、利用要件の確認、選考指数の算出、認定証の発行、利用調整及び入園後の管理等を行う。
実施方法等		入所の手引き、申込書の様式等を作成し、4月入所及び毎月の随時入所の申込受付を行う。申込みは本課の窓口及び各保育所等で受け付けている。受付終了後、各保育所等に受入可能児童人数を確認し、入所の判定を行う。結果は、各保育所等で最終的に確認後、確定させ、保護者に通知する。その他、住所、勤務状況の変更等について必要書類を提出させ、在園児童の情報管理等を行う。市外の保育所等に対する利用申込や市外からの利用申込みについては、各市町村との協議・調整を行う。	利用のご案内、申込書の様式等を作成し、4月入所及び毎月の随時入所の申込受付を行う。申込みは本課の窓口で受け付けている。受付終了後、各保育所等に受入可能児童人数を確認し、入所の判定を行う。結果は、本課で最終的に確認後、確定させ、保護者に通知する。その他、住所、勤務状況の変更等について必要書類を提出させ、在園児童の情報管理等を行う。市外の保育所等に対する利用申込や市外からの利用申込みについては、各市町村との協議・調整を行う。
水準	申込時期	4月入所：1次：10月初旬～11月中旬 / 2次：11月中旬～1月末日 随時入所：利用希望月の前月10日まで	4月入所：1次：10月中旬～11月中旬 / 2次：11月中旬～2月上旬 随時入所：利用希望月の前月10日まで
	利用要件（認定事由）	子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める事由に基づく 就労：1日4時間以上かつ1月15日以上（小田原市保育の必要性の認定事由に関する要綱） その他：妊娠・出産、疾病、介護、求職活動、就学、DV等	子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める事由に基づく 就労：1日4時間以上かつ1月16日以上 その他：妊娠・出産、疾病、介護、求職活動、就学、DV等
	入所判定の方法	保育課職員による判定会を実施。利用判定基準による点数の上位から、希望保育所等に割り振る。	各保育所等の意向を考慮しつつ、利用判定基準による点数の上位から、希望保育所等に割り振る。
	処理人数	（入所申込）4月新規入所：約1,000件 / 継続利用：2,300件 / 随時入所：月平均50件	（入所申込）4月新規入所：約200件 / 継続利用：約600件 / 随時入所：月平均10件
	その他	民間保育所、小規模保育事業所を月1回中旬に周回し、申込者に関する情報提供リスト、児童名簿、保育料納入通知書、給食の献立、国や県からの通知や庁内他課からのお知らせ等を配布	民間保育所、地域型保育事業所を月1回程度（中旬）に周回し、保育料納入通知書、国や県からの通知や庁内他課からのお知らせ等を配布
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方		<ul style="list-style-type: none"> 基本的に児童福祉法に基づく事務事業 就労による保育所等利用に係る最低基準は事業者・利用者の多い小田原市の水準で実施 利用者申込みの規模から入所判定会の実施が必要 	
水準	申込時期	4月入所：1次：10月初旬～11月中旬 / 2次：11月中旬～1月末日 随時入所：利用希望月の前月10日まで	
	利用要件（認定事由）	就労：1日4時間以上かつ1月15日以上 その他：妊娠・出産、疾病、介護、求職活動、就学、DV等	
	入所判定の方法	職員による判定会を実施。利用判定基準による点数の上位から、希望保育所等に割り振る。	
	処理人数	（入所申込）4月新規入所：約1,200件 / 継続利用：2,900件 / 随時入所：月平均60件	
	その他	民間保育所、小規模保育事業所を月1回中旬に周回し、申込者に関する情報提供リスト、児童名簿、保育料納入通知書、給食の献立、国や県からの通知や庁内他課からのお知らせ等を配布	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a: 合併時

事務事業番号		事務事業名	
81209		入所児童健康診断の実施	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条に基づく入所児童の健康診断を実施するとともに、嘱託医報酬の予算執行を行う。	神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条に基づく入所児童の健康診断を実施するとともに、嘱託医報酬の予算執行を行う。
実施方法等		神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条により、学校安全保健法に準じて実施する。	神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条により、学校安全保健法に準じて実施する。
水準	嘱託医	10人(公立5園:各園に内科医1、歯科医1) 小田原医師会及び小田原歯科医師会へ依頼し、各会の会員から推薦された者に対し委嘱	2人(内科医1人、歯科医1人) 足柄上医師会及び足柄上歯科医師会へ依頼し、各会の会員から推薦されたものに対し委嘱
	実施時期	年2回実施(内科:4月・11月頃、歯科:6月・11月頃)のほか、年度途中入所児童について随時(入所後1か月以内)実施	内科(0~2歳児は毎月、3~5歳児は年2回) 歯科(2~5歳児年1回)実施
	平成28年度予算額	報酬1,645千円(1人:159,400円×人頭割額55円×入所児童数)	報酬470千円 内科医:28,000円×12ヶ月 歯科医:117,500円+(人頭割額160円×2歳以上児童数)
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の水準を適用する	
調整内容決定の考え方		<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所数の多い小田原市の水準で年2回実施 類似団体事例においても児童福祉法の基準どおり実施している 	
水準	嘱託医	12人(公立6園:各園に内科医1、歯科医1) 医師会及び歯科医師会へ依頼し、各会の会員から推薦された者に対し委嘱	
	実施時期	年2回実施(内科:4月・11月頃、歯科:6月・11月頃)のほか、年度途中入所児童について随時(入所後1か月以内)実施	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
081233	利用者支援事業（特定型）

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要		児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整を行います。
実施方法等		利用者支援専門員1名を窓口配置。情報提供や相談に応じています。 (8:30~17:15)
水準	H27実績	利用者支援員（非常勤職員）日額7,400円（毎年度予算において定める。） 予算：977,000円（7,400円×11日×12月=976,800円/年） 実績：962,000円
	その他	保育園保育士、幼稚園教諭等児童関係有資格者を雇用

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の水準を適用する	
調整内容決定の考え方	南足柄市のみで実施のため、同市の水準を継承の上、実施する。	
水準	職名及び報酬	利用者支援員（非常勤職員）日額7,400円 （毎年度予算において定める。） 予算：977,000円 （7,400円×11日×12月=976,800円/年） 実績：962,000円
	その他	保育園保育士、幼稚園教諭等児童関係有資格者を雇用
調整方針の区分	南足柄市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
081235	ひとり親家庭等医療費助成事業（経理事務）

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額を助成する。	ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額を助成する。	
実施方法等	<p>(1) 医療機関で自己負担を支払った資格者からの申請に基づき医療助成費を支給する（償還払い）。</p> <p>(2) 医療機関への支払いを国保連及び支払基金（以下、「国保連等」という。）に委託し、毎月、国保連等に医療費を支出する。</p> <p>(3) 高額療養費分を保険者に請求する。</p> <p>(4) 医療助成費について県補助対象者分とそれ以外について管理するとともに、県補助金の申請、請求、実績報告を行う。</p>	<p>(1) 医療機関で自己負担を支払った資格者からの申請に基づき医療助成費を支給する（償還払い）。</p> <p>(2) 医療機関への支払いを国保連及び支払基金（以下、「国保連等」という。）に委託し、毎月、国保連等に医療費を支出する。</p> <p>(3) 高額療養費分を保険者に請求する。</p> <p>(4) 医療助成費について県補助対象者分とそれ以外について管理するとともに、県補助金の申請、請求、実績報告を行う。</p>	
水準	償還払いの申請時期	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内。	医療を受けた日の属する月から起算して1年以内。
	償還払いの支給サイクル	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。
	申請場所（償還払い）	本庁（子育て政策課の窓口）、住民窓口（マロニエ、いずみ、こゆるぎ）及び支所・連絡所（支所7箇所、連絡所1箇所）	本庁（子ども課）のみ
	処理件数（償還払い）	約25件/月	約5件/月

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の例により統合	
調整内容決定の考え方	償還払いの申請時期以外に両市に違いはない。申請時期については現在の南足柄市の1年以内は類似市の状況を勘案すると短い。	
水準	償還払いの申請時期	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内。
	償還払いの支給サイクル	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。
	申請場所（償還払い）	所管課の窓口及び新市において設置されるタウンセンター等の住民窓口
	処理件数（償還払い）	約30件/月
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
081236	小児医療費助成事業 (経理事務)

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。(うち経理に係る事務)	小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。(うち経理に係る事務)	
実施方法等	(1) 医療機関で自己負担を支払った資格者からの申請に基づき医療助成費を支給する(償還払い)。 (2) 医療機関への支払いを国保連及び支払基金(以下、「国保連等」という。)に委託し、毎月、国保連等に医療費を支出する。 (3) 高額療養費分を保険者に請求する。 (4) 医療助成費について県補助対象者分とそれ以外について管理するとともに、県補助金の申請、請求、実績報告を行う。	(1) 医療機関で自己負担を支払った資格者からの申請に基づき医療助成費を支給する(償還払い)。 (2) 医療機関への支払いを国保連及び支払基金(以下、「国保連等」という。)に委託し、毎月、国保連等に医療費を支出する。 (3) 高額療養費分を保険者に請求する。 (4) 医療助成費について県補助対象者分とそれ以外について管理するとともに、県補助金の申請、請求、実績報告を行う。	
水準	償還払いの申請時期	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内。	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内。
	償還払いの支給サイクル	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。
	申請場所	本庁(子育て政策課の窓口)、住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)及び支所(支所7箇所)・連絡所(1箇所)	本庁(子ども課)
	処理件数	償還払い 74件/月 高額療養費 48件(平成27年度から引き継いだ件数)	約20件/月(償還払い)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により統合。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	
調整内容決定の考え方	経理事務の流れは基本的に両市とも同じ。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	
水準	償還払いの申請時期	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内。
	償還払いの支給サイクル	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。
	申請場所	申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口。
	処理件数	償還払い 100件/月 高額療養費 48件(平成27年度から引き継いだ件数)
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
081237	児童手当支給事業 (経理事務)

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。	中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。	
実施方法等	(1)児童手当の支給対象者に、認定区分に応じた手当額を支給する。 (2)児童手当・特例給付支給に関して、支給資格者からの申出があった場合には、学校給食費等の徴収に応じる。 (3)認定区分(児童手当・特例給付)の管理を行うとともに、国庫及び県費負担金に対し、申請、請求、実績報告を行う。	(1)児童手当の支給対象者に、認定区分に応じた手当額を支給する。 (2)児童手当・特例給付支給に関して、支給資格者からの申出があった場合には、保育料(公立保育園)の徴収に応じる。 (3)認定区分(児童手当・特例給付)の管理を行うとともに、国庫及び県費負担金に対し、申請、請求、実績報告を行う。	
水準	支払日	定時支払:6・10・2月の10日(その日が日曜、土曜、祝日の場合はその日前の平日) 随時支払:定時払月及び5月、9月、1月をのぞく各月末	定時支払:6・10・2月の10日(その日が日曜、土曜、祝日の場合はその日前の平日) 随時支払:11月、12月、1月の各月の中旬
	支払方法	原則口座振込。やむを得ない場合(口座開設不可など)には現金支払	原則口座振込。やむを得ない場合には現金支払
	申し出徴収の取り扱い	支給資格者から学校給食費等(学校給食費等、教材費等、保育料、放課後児童クラブ保護者負担金)申出書が提出された場合には、各支払期毎に徴収を行う。 (平成27年度実績:学校給食費等4件、教材費等5件、保育料23件、放課後児童クラブ保護者負担金26件)	支給資格者から保育料(公立保育園)申出書が提出された場合には、各支払期毎に徴収を行う。 (平成27年度実績:保育料37件)
	未支払	未支払児童手当・特例給付請求書が提出された場合には、申請書を審査し対応する。未支払の支払日は通常の支払日ではなく、随時支払を行う。	未支払児童手当・特例給付請求書が提出された場合には、申請書を審査し対応する。未支払の支払日は通常の支払日ではなく、随時支払を行う。

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により統合する。	
調整内容決定の考え方	実施方法に大差なし。随時払いの日程と申し出徴収の取扱を小田原市の例に合わせる。	
水準	支払日	定時支払:6・10・2月の10日(その日が日曜、土曜、祝日の場合はその日前の平日) 随時支払:定時払月及び5月、9月、1月をのぞく各月末
	支払方法	原則口座振込。やむを得ない場合(口座開設不可など)には現金支払
	申し出徴収の取り扱い	支給資格者から学校給食費等(学校給食費等、教材費等、保育料、放課後児童クラブ保護者負担金)申出書が提出された場合には、各支払期毎に徴収を行う。 (平成27年度実績:学校給食費等4件、教材費等5件、保育料60件、放課後児童クラブ保護者負担金26件)
	未支払	未支払児童手当・特例給付請求書が提出された場合には、申請書を審査し対応する。未支払の支払日は通常の支払日ではなく、随時支払を行う。
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
82105	地域の見守り拠点づくり事業 情報発信支援事業

事務事業の現況		
---------	--	--

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市域の子どもを地域の大人が見守り、子どもたちが安全に安心して過ごすことのできる場（拠点）の設置をすとも、地域の子どもに係る情報を一元化し子どもの活動しやすい環境づくりを行う。	
実施方法等		地域において、子どもをキーとした活動を実施している団体や活動を考えている団体や個人の情報を収集し、定期的な活動実施へ向けた協議を行う。協議が整った地区との委託契約を締結し、子どもたちの異世代交流などを進めた安全で安心な見守り活動のサポートする。 地域の子どものに係る行事を実施している活動団体へ活動の情報を実施団体間において連携し、一元化した情報誌の作成を呼びかけ、情報誌を配布し子どもたちが活動しやすい環境づくりをサポートする。	
水準	小学校数	市内小学校数：25校	
	実施地区数	実施地区数：子どもの見守り拠点づくり事業実施地区数及び情報発信支援事業実施地区数	

調整方針（案）	
---------	--

調整（案）内容		南足柄市は未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。
調整内容決定の考え方		南足柄市は未実施のため小田原市の事業内容にて実施する。
水準	小学校数	31校
	実施地区数	子どもの見守り拠点づくり事業実施地区数・・・8地区 情報発信支援事業実施地区数・・・・・・・8地区
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
082106		放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ・学童保育所)	
事務事業の現況			
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		「小田原市放課後児童クラブ事業運営要綱」に基づき、労働等により、放課後保護者のいない家庭の児童の健全育成を図ることを目的として実施している放課後児童クラブの運営に必要な財源として保護者負担金を賦課・徴収している。	「南足柄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「南足柄市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」に基づき、保護者と密接な連絡をとりながら支援及び補助金の交付を行う。
実施方法等		入所申込書等の様式、入所案内の手引きを作成し、新年度入所、夏休み入所、及び年度途中の入所の申込受付を行う。入所申込書類の受付は、青少年課窓口及び各児童クラブで行っている。入所申込書類を受付後、書類の審査を行い、児童クラブごとに設定された定員の範囲内で入所を決定し、保護者宛に入所決定通知書を送付する。入所時において、住所、勤務状況、送迎を行う者などが変更となった場合、内容変更届を提出させ、入所児童の管理を行う。	実施主体は各学童保育所保護者会で7学童保育所が開設されている。運営の一部をNPOへ委託：5事業所 保護者会が運営：2事業所
水準	申込時期	新年度入所：10月19日～11月27日 夏休み入所：6月19日～7月7日 年度途中入所：随時受付	各学童保育所保護者会利用規約に規定
	入所要件	市内住所を有し、小学校に通学している児童で、家族の全ての大人が（就労 就学 出産 長期疾病 親族の介護）のいずれかに該当すること。	各学童保育所保護者会利用規約に規定
	入所決定の方法	青少年課職員で書類審査を行い、各児童クラブで設定されている定員の範囲内において入所決定する。定員を超えた場合は、学年や入所基準による点数をもとに優先順位を定め入所決定する。	各学童保育所保護者会利用規約に規定
	処理人数（入所申込）	新年度入所：1,415人	新年度入所：276人
調整方針（案）			
調整（案）内容		両市の運営方式を継続する。 ただし、負担金や運営水準は小田原市の水準とし、5年を目途に小田原市方式に統合する。	
調整内容決定の考え方		小田原市は、ほぼ直営方式、南足柄市は保護者会が運営（一部NPOへ委託）しており、運営方式が異なるため、すぐに統一した運営方法にすることは難しい。	
水準	申込時期	（小田原市） 新年度入所：例年10月中旬から11月末頃 夏休み入所：例年6月中旬から7月上旬 年度途中入所：随時受付 （南足柄市） 各事業所により異なる。	
	入所要件	市内住所を有し、小学校に通学している児童で、家族の全ての大人が（就労 就学 出産 長期疾病 親族の介護）のいずれかに該当すること。	
	入所決定の方法	青少年課職員で書類審査を行い、各児童クラブで設定されている定員の範囲内において入所決定する。定員を超えた場合は、学年や入所基準による点数をもとに優先順位を定め入所決定する。	
	処理人数（入所申込）	新年度入所： 1,691 人	
調整方針の区分		現行のまま存続	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
082112	表彰事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	表彰要綱に基づき、青少年の健全な育成を図るため地域や家庭、学校等を通じて世のため人のために勇気をもって黙々と善行をした少年・青年及び優良青少年団体並びに青少年の育成に功労のあった者を表彰し、他の模範とする。	教育の充実振興に顕著な功績をおさめ、又は衆人の模範と認められる事績のあった者を表彰する。	
実施方法等	例年7月下旬頃に市内の青少年団体をはじめとした各関係団体に依頼文を送付し、被表彰者の推薦依頼を行い、各団体からの推薦内容を取りまとめる。その上で、庁内での事前審査を経て、青少年問題協議会において被表彰者の審査を行う。被表彰者、関係団体の関係者、及び来賓等に開催通知を発送し、「青少年と育成者のつどい」の中で被表彰者への表彰を行っている。	関係各課に照会し表彰候補者を推薦してもらい、教育委員会定例会で審査し、決定する。その後表彰式を開催する。	
水準	主催	青少年問題協議会	教育委員会
	開催期日	例年12月第1土曜日 平成28年12月3日(土)予定	例年6月第3土曜日
	選考	青少年問題協議会に依頼	教育委員会3月定例会
	表彰内容	孝養賞 善行少年 善行青年 優良青少年団体 青少年育成推進者 青少年育成成功労者	教育行政に功績のあった者 社会教育に功績のあったもの 学校教育に功績のあったもの 顕著な善行、徳行を行い衆人の模範と認められる者 文化、保健、体育活動において特にすぐれた成績をあげた者 その他表彰に値すると認められる者

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市の教育委員会表彰制度を廃止する。	
水準	主催	青少年問題協議会
	開催期日	例年12月第1土曜日
	選考	青少年問題協議会に依頼
	表彰内容	孝養賞 善行少年 善行青年 優良青少年団体 青少年育成推進者 青少年育成成功労者
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
082114	青少年と育成者のつどい開催事業 中学生の主張発表事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年と育成者に対する市民の理解を深めるため、中学生の主張発表の場及び善行青少年等の表彰式を行う場として青少年と育成者のつどいを開催する。 ・市内の各中学生の今現在感じていること、あるいは未来への思いなどの主張を同世代や大人へ向け発表する機会を設ける。 	
実施方法等	<p>青少年と育成者のつどい開催にあたり計9回にわたり実行委員会を開催し、準備にあたっている。6月中旬に中学生の主張発表にあたり市内中学校12校あてに作文の提出依頼を行い、9月中旬から提出された作文の校正作業を行い、主張発表（作文）の内容を冊子として製本する。主張発表を行う中学生と保護者、及び中学校長、さらに善行青年等の推薦団体等へ案内文を送付する。当日引率をする教諭との打ち合わせ、青少年と育成者のつどいの従事者への説明会、前日準備、リハーサルを経て当日を迎える。</p>	
水準	主催・主管	主催：小田原市青少年問題協議会・小田原市 主管：小田原市青少年育成推進員協議会
	開催期日	平成27年12月5日（土）
	開催内容	中学生の主張発表 善行青少年等表彰

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市にはない事業であるが、本事業は新市においても必要な事業であるため継続する。	
水準	主催・主管	主催：小田原市青少年問題協議会・小田原市 主管：小田原市青少年育成推進員協議会
	開催期日	12月第1土曜日
	開催内容	中学生の主張発表 善行青少年等表彰
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
82116	成人式開催事業

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	「成人の日」に新たに成人となった者を祝福し、社会人としての自覚を高め、責任ある行動を促すため、成人のつどい（成人式）を開催する。	大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます会として成人式を開催する。成人式に対する新成人の主体的な関わりを図り、新成人としての自覚を促すとともに、自分たちの手で思い出に残る成人式を実施する。	
実施方法等	広報やホームページにより募集（7月）した新成人により組織される「成人式運営委員会」に事業を委託し、主に第2部アトラクションの企画を行っている。事務局とともに前日のリハーサルを行い、成人のつどい当日は、第1部式典の司会とともに第2部アトラクションの運営を行う。また、当日の進行・運営に係る役員は青少年育成推進員などの関係団体に依頼している。	広報やホームページにより募集（4月）した新成人により組織される「成人式実行委員会」に事業を委託し、パンフレット及び入場時に放映する映像を作成する。また、式当日は司会・新成人のことは・受付などを担当する。青少年育成推進員に運営補助を依頼している。	
水準	期日	平成28年1月10日（日）	平成28年1月10日（日）
	内容	第1部）式典（お祝いのことば、励ましのことば、新成人の抱負） 第2部）アトラクション（成人式運営委員会企画）	アトラクション（足柄ばやし保存会、足柄高等学校吹奏学部） 式典（式辞、祝辞、祝電披露、新成人のことは） 記念写真撮影（各出身中学校ごとに撮影）
	新成人数	1,881人（平成28年1月現在）	405人（平成27年11月現在）
	会場	小田原市民会館大ホール	南足柄市文化会館（愛称：金太郎みらいホール）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	実施方法が同等である。	
水準	期日	成人の日
	内容	第1部）式典（お祝いのことば、励ましのことば、新成人の抱負） 第2部）アトラクション（成人式運営委員会企画）
	新成人数	2,286人（平成28年1月現在）
	会場	小田原アリーナ
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
82119	指導者養成研修・派遣事業

事務事業の現況		
---------	--	--

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域で活躍できる青少年指導者を養成するための実践的な研修を実施し、指導者の発掘及び資質向上を図り、地域や学校、青少年団体などの活動へ養成された指導者を派遣し、実践経験を積みながら青少年健全育成の担い手の養成をする。	
実施方法等		野外活動や児童福祉などの専門家による研修「おだわら自然楽校」を企画し、受講者をチラシやホームページ等で募集する。受講し養成された指導者により、地域・世代を超えた体験学習の企画・運営をはじめ、小学校で実施する宿泊体験学習への派遣により実践を積みながら、地域で活躍できる指導者の養成をしている。	
水準	研修実施回数	基礎研修（4回） 特別研修（3回）	
	受講者数	延べ受講者数（99名）	
	派遣箇所数	指導者派遣箇所数（13箇所）	
	派遣人数	指導者派遣延べ人数（83名）	

調整方針（案）	
---------	--

調整（案）内容		南足柄市未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。
調整内容決定の考え方		南足柄市にはない事業であるが、本事業は新市においても必要な事業であるため継続する。
水準	研修実施回数	基礎研修（4回） 特別研修（3回）
	受講者数	各回定員を30～40人とする。
	派遣箇所数	新市内の小学校宿泊体験学習会場及び地域イベント会場
	派遣人数	宿泊体験学習や地域イベントの参加者に対し適切な人数
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
82123	地域少年リーダー養成講座開催事業

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	地域で活躍するジュニアリーダーやシニアリーダー、あるいは青少年育成推進員と参加する子どもたちが、学校や世代を超えた交流を図りながら、自主性や自立心、協調性や積極性などが育まれるようなプログラムを経験する共同生活を行い、地域でリーダーとして活躍する人材育成を図る。	
実施方法等	青少年育成推進員協議会による実行委員会にて宿泊体験学習事業の企画を立案する。その企画に添って、小学校5、6年生を対象に参加者を6月に募集し、募集定員を超えた場合は抽選により参加者を確定させる。参加者は学区や学年が異なるので、参加者と指導者は班を編成し実施期間中は班単位で協力しながら、様々なプログラムを経験する年4回の体験活動を行っている。また、参加者がジュニア・リーダーズ・クラブへとつながるよう啓発を行っている。	
水準	研修日程	第1回)7月19日(日)、 第2回)8月22日(土)~24日(月) 第3回)10月18日(日)、 第4回)2月28日(日)
	参加人数	29名、 37名、 23名、 23名
	指導者数	46名(推進員24名・シニア7名・ジュニア15名) 58名(推進員36名・シニア6名・ジュニア16名) 40名(推進員24名・シニア4名・ジュニア12名) 44名(推進員25名・シニア6名・ジュニア13名)

調整方針(案)		
調整(案)内容	南足柄未実施のため 小田原市の実施方法にて行う。	
調整内容決定の考え方	学校や世代を超えた交流を図り、地域リーダーを養成していく本事業は、新市においても重要な体験学習事業と位置づけられるため継続実施していく。	
水準	研修日程	第1回)7月19日(日)、 第2回)8月22日(土)~24日(月) 第3回)10月18日(日)、 第4回)2月28日(日)
	参加人数	各回40名
	指導者数	各回60名程度
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
82124	地域・世代を超えた体験学習開催事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	地域資源を活かし、学校や世代を超えた交流を図りながら、日ごろ経験のできない自然体験や社会体験などの機会を子どもたちに提供し、郷土愛や自立心、創造性などを育むことのできる体験学習の場を提供する。	
実施方法等	指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」を受講した指導者により組織された「地域・世代を超えた体験学習実行委員会」に事業を委託し、実行委員会の中で宿泊体験学習の企画立案や準備作業を行っている。市内在住の小学校5、6年生を対象に参加者を募集し、応募数が定員を超えた場合は抽選により確定している。学区や学年が異なる参加者に研修受講者である指導者がサポートに入り、班単位での団結力を高めながら、2泊3日にわたり、適度に負荷のかかる体験活動を行っている。また、同様に日帰りのプログラムを企画立案し実施している。	
水準	開催日	平成27年7月31日～8月2日(2泊3日) 平成27年8月8日～8月10日(2泊3日) 平成28年3月13日(日帰り)
	開催場所	旧片浦中学校及び片浦地域(テント泊)
	参加人数	参加者)48名、指導者)20名 参加者)48名、指導者)19名 参加者)33名、指導者)11名

調整方針(案)

調整(案)内容	南足柄未実施のため 小田原市の実施方法にて行う。	
調整内容決定の考え方	子どもの成長につながる本事業は必要性が高く、効果的なため南足柄市では実施していないが、新市においても継続する。	
水準	開催日	夏休み期間に2泊3日を2回、3月中に日帰り1回
	開催場所	旧片浦中学校及び片浦地域(テント泊)または他地域での実施
	参加人数	夏休み期間実施については 各回 参加者)48名、指導者)20名 3月実施については 参加者)33名、指導者)11名
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
82125		地域体験学習事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域の企画・運営による、地域の子どもたちを中心とした地域コミュニティの図られる、あるいは、ふるさとへの愛着などを育みながら世代間交流が図られるような体験学習事業を実施する。	
実施方法等		地域の子どもたちに様々な体験活動を通じて自主性や創造力を身に付けてもらうとともに世代間交流が図られることを目的とした事業を地域団体等に委託する。	
水準	委託地区数	2地区（三の丸・富士見）	
	事業内容	避難所生活体験から災害を考えてみよう（三の丸地区） 小田原の自然を学び地元の間伐材を利用し学校の畑を整備する卒業記念制作（富士見地区）	
調整方針（案）			
調整（案）内容		南足柄市は未実施のため 小田原市の事務処理方式にて継続実施する。	
調整内容決定の考え方		新市においても地域のコミュニティの形成や世代間交流が図られる本事業は継続の必要性がある。	
水準	委託地区数	3地区	
	事業内容	具体的な内容は、各地域で検討	
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
82126	青少年交流事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	子ども会や地域で活躍できるリーダーに必要なための楽しみながら学ぶことのできるプログラムによる研修・体験「チャレンジ アンド トライ」を実施する。	
実施方法等	各小学校区の代表児童がレクリエーションなどを通じて地域を越えた交流を深めるとともに、各地域でリーダーとして活躍してもらうことを目的とした事業の実施について、市内各地区の子ども会を総括する小田原市子ども会連絡協議会に委託する。	
水準	委託時期	例年7月上旬
	対象児童	市内各小学校区の子ども会加入の小学6年生 男女1名ずつ
	参加児童数	50人

調整方針（案）

調整（案）内容	南足柄市の新規子ども会リーダー研修会・新規指導者研修会事業のうち、新規子ども会リーダー研修会を小田原市の青少年交流事業と統合する。新規指導者研修会事業を小田原市の前期・後期育成者・指導者研修会と統合する。（別事業として別日に実施する） 事業区分は、子ども会支援事業と統合し実施する。	
調整内容決定の考え方	青少年交流事業(チャレンジアンドトライ)は南足柄市の事業の新規子ども会リーダー研修会と統合する。	
水準	委託時期	7月上旬
	対象児童	市内各小学校区の子ども会加入の小学6年生 男女1名ずつ
	参加児童数	62人
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
82128	地域内子ども交流事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	スポーツ・レクリエーションを通じ市内の小学生相互の親睦・交流を深めるとともに、文化活動の発表を行う「ふれあい子どもフェスティバル」を実施する。	
実施方法等	8月下旬に学区連合子ども会の代表と小田原市子ども会連絡協議会役員により組織される「ふれあい子どもフェスティバル実行委員会」を立ち上げる。フェスティバルの準備、進行、役割分担など円滑な運営を図るため複数回の実行委員会を開催する。参加者は各単位子ども会にて募集し、小田原アリーナにおいて、小学生を対象としたスポーツ・レクリエーションなどを通じ、地域を越えた交流とともに児童の心身の健全な育成を図る事業を実施する。市は、市内各地区の子ども会を総括する小田原市子ども会連絡協議会に委託する。	
水準	委託時期	例年10月下旬実施
	対象者	市内小学生約800人、育成者・指導者約100人

調整方針（案）

調整（案）内容	南足柄市は事業未実施のため、小田原市における子ども会支援事業に位置づけ、小田原市の事務処理方式を適用し継続実施する。	
調整内容決定の考え方	ふれあい子どもフェスティバルは市内の小学生相互の親睦・交流を深めることが主目的である必要な事業であるため、継続実施する。事業としては子ども会支援事業と統合し、市子ども会連絡協議会への委託事業として実施する。	
水準	委託時期	例年10月下旬実施
	対象者	市内小学生約1,000人、育成者・指導者約125人
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
82129	相談及び自立・更生支援事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行等の問題行動、不登校、進学、家族や友人関係など様々な問題で悩む青少年や保護者等からの相談に、青少年相談員が応じ、助言・面接指導や専門機関への橋渡しなど問題の早期解決のための支援を行う。	専任相談員を配置し、来所・メール・訪問（必要に応じ）・電話相談を通年実施。本人・家族等・学校関係者・その他からの、いじめ・不登校・非行・その他青少年に関する相談業務を実施。
実施方法等		心理カウンセラー等の資格を有する青少年相談員2人を設置し、電話や面接による青少年相談を実施するとともに、必要に応じ訪問面接も実施する。また、状況により相談者の同意を得たうえで関係課等と連携し対応する。	青少年相談員を配置し、電話、面接、メールによる青少年相談を実施するとともに、必要に応じ訪問面接も実施する。また、状況により相談者の同意を得たうえで関係課等と連携し対応する。
水準	電話相談	23年度：66件 24年度：175件 25年度：202件 26年度：231件 27年度：285件	平成23年度：15件 平成24年度：6件 平成25年度：10件 平成26年度：29件 平成27年度：17件
	面接相談（訪問含む）	23年度：99件 24年度：67件 25年度：111件 26年度：137件 27年度：176件	平成23年度：5件 平成24年度：5件 平成25年度：24件 平成26年度：165件 平成27年度：75件
	その他	学校訪問：市内11中学校を訪問し（各校年1回）情報交換を行う 毎月の相談内容の集計 相談員研修への参加（年に2～3回程度）	毎月の相談内容の集計 相談員研修への参加（年1～2回程度）

調整方針（案）

調整（案）内容		実施方法等については、小田原市の方式を適用する。 相談対象年齢については、小田原市の年齢要件（0～30歳代まで）を適用する。
調整内容決定の考え方		年齢要件については、子ども・若者育成支援推進法の対象範囲とする。
水準	電話相談	H27年度実績よりも増加見込み
	面接相談（訪問含む）	H27年度実績よりも増加見込み
	その他	学校訪問：合併新市14中学校を訪問し（各校年1回）情報交換を行う。 相談員研修への参加：各相談員年2～3回程度（H27年度同水準）

事務事業番号	事務事業名
82130	青少年相談センター管理運営事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	青少年の健全育成及び非行防止を図るための拠点施設である青少年相談センターの管理運営を行う。	なし	
実施方法等	施設の清掃委託、相談用の自動車管理など、青少年等が安心して相談できる環境を整えるための施設の管理業務を実施する。(市直営)	なし	
水準	建物・敷地面積	軽量鉄骨造鉄葺2階建(昭和33年2月17日築)273.15㎡ 木造2階建【増築】(平成5年3月15日築)46.37㎡ 敷地面積:472.27㎡	南足柄市役所本庁舎1階
	職員構成	正規職員:2人(1人欠員中) 相談員:2人 専任補導員:3人 計7人	正規職員(課長が兼務):1人 嘱託員:1人 相談員:2人 専任補導員:1人 計5人
	開館日、開館時間	開館日:平日(年末・年始除く) 開館時間:8時30分~17時15分 開館日数:約240日	開館日:平日(年末・年始を除く) 開館時間:8時30分~17時 開館日数:約240日
	根拠法令等	小田原市青少年相談センター条例(昭和44年10月1日)	南足柄市青少年育成センター条例(昭和54年12月17日)
	センター業務	相談事業 街頭指導 環境浄化 広報活動 関係機関・関係団体との連携・協働 等	相談事業 街頭補導 環境浄化 広報活動 関係機関・関係団体との連携・協働 等
	施設維持管理費	相談センター警備委託料 467,856円 トイレ及び床清掃委託料 98,280円 消防用設備外観点検委託料(2回)19,440円 樹木消毒・剪定委託料 75,000円 軽貨物自動車リース代(2台)480,420円 等	なし
	その他	青少年相談センター内に教育委員会所管の教育相談指導学級しろやま教室及び人権・男女共同参画課所管の小田原地区保護司会・更生保護サポートセンターを併設	なし

調整方針(案)

調整(案)内容	青少年相談センター機能を一本化する。	
調整内容決定の考え方	健全な財政運営・行政改革の推進	
水準	建物・敷地面積	70~100㎡(事務室1、面接室2、会議スペース1含む) 相談センター機能として必要最低限の面積、執務室等。
	職員構成	正規職員:3人 相談員:3人 専任補導員:3人 計9人
	開館日、開館時間	開館日:平日(年末・年始除く) 開館時間:8時30分~17時15分 開館日数:約240日
	根拠法令等	青少年相談センター条例
	センター業務	相談事業 街頭指導 環境浄化 広報活動 関係機関・関係団体との連携・協働 等
	施設維持管理費	相談センター警備委託料 467,856円 トイレ及び床清掃委託料 98,280円 消防用設備外観点検委託料(2回)19,440円 樹木消毒・剪定委託料 75,000円 軽貨物自動車リース代(2台)480,420円 等
	その他	しろやま教室及び更生保護サポートセンターについては、合併までに別施設に移転するよう依頼する。
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
91105	おだわら起業スクール

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	起業家を他スクールで出した講師陣が経営者の心構え、販路開拓、経営・収支計画、ビジネスプランの作成等、全6回の講義を展開し、新たな創業者の発掘を図る	
実施方法等	税理士、中小企業診断士、マーケットプランナーを講師に向かえ、経営者の心構え、販路開拓、経営・収支計画、ビジネスプランの作成等、全6回の講義を展開し、市内での起業を目指す方を応援する。スクール修了後は、講師によるフォローアップ相談会の開催や、金融機関等の融資紹介等を行い、継続的に創業者を支援していく。	
水準	対象・募集人数	市内で創業予定・創業後原則1年以内で、全ての講義に出席できる方(40人)
	参加者数(実績)	23人
	実施時期、回数	5月末から7月上旬(毎回土曜の午後1時から午後5時)の全6回。
	講義内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の心構え、ビジネスコミュニケーション ・マーケティング戦略、販路拡大、創業の基礎知識 ・先輩創業者体験談、会計の仕組み ・利益計画、収支計画の立て方、ビジネスプランの作成 ・資金調達、創業者向け融資等の紹介 ・ビジネスプランの発表・講評

調整方針(案)		
調整(案)内容	合併後の市域にエリアを拡げて現行の事業を継続実施する。	
調整内容決定の考え方	起業スクール自体の水準を下げることは、創業希望者のニーズに反することである。この事業は、両市において有用な事業であるため、エリアを拡げて実施するのが有益であるため。	
水準	対象・募集人数	新たな市域で創業予定・創業後原則1年以内で、全ての講義に出席できる方
	参加者数(見込み)	40人
	実施時期、回数	5月末から7月上旬(毎回土曜の午後1時から午後5時)の全6回。
	講義内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の心構え、ビジネスコミュニケーション ・マーケティング戦略、販路拡大、創業の基礎知識 ・先輩創業者体験談、会計の仕組み ・利益計画、収支計画の立て方、ビジネスプランの作成 ・資金調達、創業者向け融資等の紹介 ・ビジネスプランの発表・講評
調整方針の区分	現行のまま存続	

事務事業番号	事務事業名
91106	産業勤労者表彰事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市内事業所に永年勤続し、本市産業の発展に寄与した勤労者を対象に産業勤労者として表彰を行う。	
実施方法等	商工業関係勤労者、農業関係勤労者、林業関係勤労者、水産業関係勤労者を、各産業の区分に応じ、各分野の関係団体が、推薦調整団体とし、候補者の内容の調査検討及び候補者が偏向しないように推薦し、市長が選考の上、決定する。	
水準	選考及び表彰の方法	推薦調整団体から市長が選考の上、本人に賞状及び賞品を授与して行う。
	表彰人数	商工業関係勤労者35人、農業関係勤労者10人、林業関係勤労者5人、水産業関係勤労者5人。
	実施時期	毎年11月に実施

調整方針（案）

調整（案）内容	合併後の市民を対象を拡げて、現行の事業を継続実施する。	
調整内容決定の考え方	この表彰制度は、中小零細企業にとっては数少ない制度であり、表彰の水準を下げることによる経済効果はわずかであるため、今後は小田原市、南足柄市の中小零細企業を対象を拡げ、事業を継続実施する。	
水準	選考及び表彰の方法	推薦調整団体から市長が選考の上、本人に賞状及び賞品を授与して行う。
	表彰人数	商工業関係勤労者35人、農業関係勤労者10人、林業関係勤労者5人、水産業関係勤労者5人。
	実施時期	毎年11月に実施
調整方針の区分	現行のまま存続	

事務事業番号	事務事業名
91110	地域経済循環型住宅リフォーム支援事業

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	住宅のリフォームを市内施工業者により実施した市民に対し、助成金分に応じた地場産品等の商品を進呈（カタログギフト方式）することにより、市民の消費を促し、地域経済の活性化の向上を図る。	
実施方法等	事業の周知、申請書、実績報告書などの事務は市が担当し、チラシ、カタログギフト作成、商品の発送などの業務は委託会社に依頼。	
水準	対象要件・住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○対象要件 ・市税等の滞納がない人 ・市内施工業者に住宅のリフォームを発注する人 ・工事費が10万円以上（消費税込み額）のリフォームをする人 ○対象住宅 ・市内に所有し、自ら居住している住宅 ・マンション等については、専有部分
	募集件数	40件（申込み多数の場合は公開抽選）
	応募方法	応募期間内に申請書及び必要書類を添付し、市へ申請。
	支援内容	カタログギフトにより、5万円相当分の商品を進呈（地場産品、食事券、宿泊券等）
	平成28年度予算額	3,500千円

調整方針（案）

調整（案）内容	合併後の市民に対象を拡げて、現行の事業を継続実施する。	
調整内容決定の考え方	地域内で経済を循環させる小田原市独自のシステムが既に確立していることから、地域経済の活性化のため現行の事業を継続実施することとした。	
水準	対象要件・住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○対象要件 ・市税等の滞納がない人 ・市内施工業者に住宅のリフォームを発注する人 ・工事費が10万円以上（消費税込み額）のリフォームをする人 ○対象住宅 ・市内に所有し、自ら居住している住宅 ・マンション等については、専有部分
	募集件数	40件（申込み多数の場合は公開抽選）
	応募方法	応募期間内に申請書及び必要書類を添付し、市へ申請。
	支援内容	カタログギフトにより、5万円相当分の商品を進呈（地場産品、食事券、宿泊券等）
	平成28年度予算額	3,500千円
調整方針の区分	現行のまま存続	

事務事業番号	事務事業名
91139	商店街診断士派遣事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	商店会が、様々な活性化事業に取り組むにあたり、企画立案や効果的な手法研究等について、専門のアドバイザーを派遣し助言・指導を行う。	
実施方法等	商店街団体等からの申請に対し、 ・商店街活性化に関する総合的計画、指針等の策定 ・社会経済環境の変化に合わせた効果的な事業展開に係る指導、助言 ・商店街の事業計画に沿った、既存の助成制度活用の指導、助言等を実施する。	
水準	対象	商店街団体、商店街団体を横断した商業団体等
	アドバイザー謝金	1回あたり25,000円 商店街団体の負担はない。1団体、3～4回の派遣を想定
	実績	・平成25年度 2団体 ・平成26年度 3団体 ・平成27年度 3団体

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用し、対象エリアを新市の市域に広げる。	
調整内容決定の考え方	商店街だけでは課題が解決できない場合もあり、その案内役となるアドバイザーの派遣は必要である。	
水準	対象	商店街団体、商店街団体を横断した商業団体等
	アドバイザー謝金	1回あたり25,000円 商店街団体の負担はない。1団体、3～4回の派遣を想定
	実績	・平成25年度 2団体 ・平成26年度 3団体 ・平成27年度 3団体
調整方針の区分	現行のまま存続	

事務事業番号	事務事業名
91156	ブランド推進事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	城下町・小田原ブランド推進会議を通じ、小田原ブランドの確立を進め、付加価値のある需要の拡大を行う。	南足柄ブランド推進協議会を通じ、南足柄ブランドの確立を進め、付加価値のある需要の拡大を行う。	
実施方法等	地場産業の情報発信の場づくりに努め、小田原ブランドとして伝統と文化を広く伝える。 また、新たな地場産品の創造を図るため異業種間の交流を推進するとともに、観光と交流を軸とした需要の拡大を目指して、全国を視野に入れたイベントの開催を支援する。	南足柄市ブランド認定制度により南足柄ブランド品の認定を行う。 認定事業者の協力をいただき、イベントなど集客力のある場での販売、PRによりブランド推進を行う。	
水準	支援イベント数	2回	未定
	参加業界数	13社	
	ブランドフォーラム実施回数	1回	
	ブランドフォーラム参加者数	100人	

調整方針（案）		
調整（案）内容	新市全体としてのブランド認定の制度自体は導入せずに、イベント開催のみ行う。	
調整内容決定の考え方	市としてのブランド認定業務は行わない。	
水準	支援イベントの実施	年1～2回
	参加業界数	10社以上
	ブランドフォーラム実施回数	年1～2回
	ブランドフォーラム参加者数	100人程度
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
91164	勤労者生活資金貸付事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	市が指定する金融機関に融資資金を無利子で預託し、勤労者に対して一般融資より低い金利で生活資金の融資を行う。	市が指定する金融機関に融資資金を無利子で預託し、勤労者に対して一般融資より低い金利で生活資金の融資を行う。	
実施方法等	年度当初に、指定金融機関に融資資金を預託し、年度末に払い戻しを受ける。融資の受付や審査等の業務は指定金融機関が行い、月末に執行状況を取りまとめて市に報告をする。運用状況や融資実績などについて、必要に応じて、地域労働団体や指定金融機関と、意見交換を行う。	年度当初に、指定金融機関に融資資金を預託し、年度末に払い戻しを受ける。融資の受付や審査等の業務は指定金融機関が行い、毎月末日現在の貸付状況を取りまとめ、翌月の10日までに市に報告をする。運用状況や融資実績などについて、必要に応じて指定金融機関と意見交換を行う。	
水準	貸付対象者	市内に居住または市内の同一事業所に1年以上勤務する方。市内に居住し、同一事業を3年以上行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態としている方。	1 市内に居住または市内の事業所に勤務している勤労者。 2 独立の生計を営み、その生計の主体者であること。 3 年齢が20歳以上であること。 4 この制度の保証人になっていないこと。
	資金使途	増改築費、太陽光発電設備費、教育費、職業能力開発費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、介護費、出産費、資金運欠配費	増改築費、自動車免許取得等、教育費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、耐久消費財購入費、太陽光発電設備費
	限度額	200万円。教育費は500万円（平成28年10月1日改正）	1世帯150万円
	返済期間	7年以内。 教育費は10年以内で、返済期間かつ対象教育機関の在学期間の範囲内で4年以内の元本据置期間の設定が可能（平成28年10月1日改正）	5年以内
	協調倍率 / 預託額	3倍協調 / 150,000千円	3倍協調 / 15,000千円

調整方針（案）		
調整（案）内容	限度額や借入期間、資金使途がより広い小田原市の制度を踏襲する。	
調整内容決定の考え方	小田原市も南足柄市も同様の事業を実施していることから、小田原市の例により実施しても特段の支障はない。	
水準	貸付対象者	市内に居住または市内の同一事業所に1年以上勤務する方。市内に居住し、同一事業を3年以上行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態としている方。
	資金使途	増改築費、太陽光発電設備費、教育費、職業能力開発費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、介護費、出産費、資金運欠配費
	限度額	200万円。教育費は500万円
	返済期間	7年以内。 教育費は10年以内で、返済期間かつ対象教育機関の在学期間の範囲内で4年以内の元本据置期間の設定が可能
	協調倍率 / 預託額	3倍協調 / 150,000千円
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
91169		就職情報提供事業	
事務事業の現況			
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域に密着した求人情報や就職相談会、講座等、就労に関連した情報をインターネットのホームページで提供する。(無料) ハローワークから届く求人情報について、情報提供する。	ハローワークから届く求人情報について、情報提供する。
実施方法等		就職情報提供システムを開発した民間事業者に業務委託し、在宅勤務やハローワークに求人票を提出するには至らない身近な就職情報を提示するサイトを運営させている。企業はよりIDとPWを使って、自由に求人情報を抽出したり取り下げたりできる。求職者は、パソコンやスマートフォンで自由に求人情報を閲覧できるほか、マイページに登録することで、希望に近い求人情報を抽出したり、ハンドルネームを使って企業と簡易なコミュニケーションをすることができる。 月4回、ハローワークから求人情報がメールで届くので、紙ベースで本庁(商工観光課)窓口にあるラックに配架し、情報提供する。	月3回、ハローワークから求人情報がメールで届くので、紙ベースで本庁(商工観光課)窓口にあるラックに配架し、情報提供する。
水準	承継事業者数 (7/31現在)	436社	
	求人数(7/31現在)	38件	
	求人数(7/31現在)	194件	
	ページビュー	21,527件/月平均	
	平成28年度予算額	886千円(委託料)、 0千円	0千円
調整方針(案)			
調整(案)内容		ホームページによる情報提供については、平成29年度に、お仕事ナビを開発し、民間企業が運営する類似システム(成長企業ナビ)に小田原市のカテゴリーを作成することで対応することとなっているため、合併後は新たな市場に対応できるようシステム改修を行い、引き続き実施する。紙媒体による情報提供は引き続き実施する。	
調整内容決定の考え方		市民や企業の利便性を考え、小田原市の事業形態を踏襲する。	
水準	システム名称	成長企業ナビ	
	概要	新たに誕生する市のカテゴリーを作成する。	
	予算額	659千円(システム開発費)	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
91170	就職面接会開催事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	地域雇用対策の一環として関係機関との連携により、求人企業と求職者が一堂に会する就職面接会を開催する。	
実施方法等	小田原公共職業安定所（HW）、小田原市、小田原箱根商工会議所が合同で、小田原アリーナサブアリーナを会場に地域企業の就職面接会を開催する。 企業開拓：HW・会館所 求人票受理：HW 広報：HW・小田原市・会館所 求人票・チラシ・ポスターの印刷：会館所 会場準備：市、設営：会館所 当日の運営：HW・市・会館所	
水準	名称	西湘地区大学等就職面接会・西湘地区就職面接会
	運営	主催：小田原市、ハローワーク小田原、小田原箱根商工会議所 共催：神奈川県
	求人企業	50社

調整方針（案）		
調整（案）内容	新たに誕生する市とハローワーク小田原、ハローワーク松田が共催で、合同就職面接会を開催する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市が類似事業を実施していないため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。厚生労働省神奈川県との協定に基づく事業なので代替案は想定できない。	
水準	名称	市合同就職面接会
	運営	ハローワーク小田原、ハローワーク松田、市、小田原箱根商工会議所、南足柄市商工会
	求人企業	50社
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
93143	定年帰農者農業支援事業奨励金

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	農業の担い手不足及び耕作放棄地の解消を図るとともに、市民が生産にわたり活躍できる社会の実現に資することを目的とする。	
実施方法等	小田原市定年帰農者農業支援事業奨励金交付要綱の規定に基づき、定年帰農者を雇用した農業に対する奨励金を交付する。	
水準	名称	定年帰農者農業支援事業奨励金
	要件 (対象、減免等)	補助対象者は、市内で農業経営を行う者。 補助対象事業は、市内の農地を新たに使用し、かつ、当該農地を耕作するために概ね60歳以上の市民(農業経営を行う者を除く。以下「非農家市民」という。)を新たに雇用して行う農業(交付対象期間中における農地面積又は非農家市民の雇用数の増減は、一の交付対象事業における事業内容の変更として取り扱う。)
	金額	1から4に掲げる額の合計額(ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) 1 交付対象期間中に被雇用者に支払われた賃金の額(ただし、被雇用者1人につき1月あたり5万円を上限とする。) 2 交付対象期間中に被雇用者に営農指導を行う者(申請者を除く)に支払われた謝礼の額(ただし、1月あたり2万円を上限とする。) 3 交付対象事業を実施するために必要な肥料その他資材等の購入額(ただし、交付対象期間中、農地面積10アールあたり5万円を上限とする。) 4 交付対象事業を実施するための被雇用者を募集するための経費(ただし、交付対象期間中10万円を上限とする。)
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	単独10/10
	平成28年度予算額 (千円)	2780

調整方針(案)

調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	県内に実施事例がなく、プロダクティブ・エイジング(生涯現役社会)実現のため先進的な事業であるため、小田原市の事務処理方式を適用して実施する。	
水準	名称	定年帰農者農業支援事業奨励金
	要件 (対象、減免等)	補助対象者は、市内で農業経営を行う者。 補助対象事業は、市内の農地を新たに使用し、かつ、当該農地を耕作するために概ね60歳以上の市民(農業経営を行う者を除く。以下「非農家市民」という。)を新たに雇用して行う農業(交付対象期間中における農地面積又は非農家市民の雇用数の増減は、一の交付対象事業における事業内容の変更として取り扱う。)
	金額	1から4に掲げる額の合計額(ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) 1 交付対象期間中に被雇用者に支払われた賃金の額(ただし、被雇用者1人につき1月あたり5万円を上限とする。) 2 交付対象期間中に被雇用者に営農指導を行う者(申請者を除く)に支払われた謝礼の額(ただし、1月あたり2万円を上限とする。) 3 交付対象事業を実施するために必要な肥料その他資材等の購入額(ただし、交付対象期間中、農地面積10アールあたり5万円を上限とする。) 4 交付対象事業を実施するための被雇用者を募集するための経費(ただし、交付対象期間中10万円を上限とする。)
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	単独10/10
	平成28年度予算額 (千円)	2780
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
93153	高付加価値化対応野菜産地事業費補助金

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	小田原オリーブ研究会に対して補助金を交付する。小田原オリーブ研究会では苗木購入の一部を補助している。		
実施方法等	11月交付申請書收受 12月交付決定通知送付、補助金交付 3月実績報告書收受、額の確定通知書送付		
水準	名称	高付加価値化対応野菜産地事業費補助金	0
	要件 (対象、減免等)	市長が認める団体が行う園芸、畜産、土地改良及び林業に関する研究又はこれらの振興を図るために実施する事業	0
	金額	400,000円	0
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	市単	0
	平成28年度予算額 (千円)	400	0

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市にて該当する事業がないため、既に苗木代補助等のオリーブ振興事業を行っている小田原市の事務処理方式を適用し、南足柄市のオリーブ生産者の支援を行う。	
水準	名称	高付加価値化対応野菜産地事業費補助金
	要件 (対象、減免等)	小田原オリーブ研究会
	金額	400,000円
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	市単
	平成28年度予算額 (千円)	400
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
093177	小田原産木材住宅リフォーム等助成事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	地域産木材の利用促進を図るため、小田原産木材を利用した住宅リフォーム等に対し助成を支出するもの。また、説明会等を通じ当該事業のPRを行うもの。	
実施方法等	地域産木材を使用した住宅リフォーム等に助成金を支出するほか、事業PRのためのチラシ等の作成や工務店等を対象にした説明会を行う。	
水準	名称	小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金
	要件 (対象、減免等)	市内に自ら居住するための住宅を改装、または新築すること。 小田原産木材を3㎡以上使用すること。
	金額	床 7,500円/㎡(上限30㎡)、 腰壁 3,700円/㎡(上限30㎡)、 ウッドデッキ 12,700円/㎡(上限10㎡) 及び を同時に施工する場合は40㎡
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	市単独
	平成28年度予算額 (千円)	2,734

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市で該当する事業がないため。	
水準	名称	小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金
	要件 (対象、減免等)	市内に自ら居住するための住宅を改装、または新築すること。 小田原産木材を3㎡以上使用すること。
	金額	床 7,500円/㎡(上限30㎡)、 腰壁 3,700円/㎡(上限30㎡)、 ウッドデッキ 12,700円/㎡(上限10㎡) 及び を同時に施工する場合は40㎡
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	市単独
調整方針の区分	小田原市の例により統合	

事務事業番号	事務事業名
093196	木育推進事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	地域産木材の利用拡大促進のため、小さな頃から木に触れる機会を創出するとともに、地域の森林を保全することの大切さを学ぶ「木育事業」を展開する。	
実施方法等	小学校において、森林学習を行った後、地域産木材を使用した木製品を実際に使用してもらった「わたしの木づくりパイロット事業」のほか、妊婦や乳児を持つ親に対し、木製おもちゃ製作ワークショップを行う。 また、木育をメインテーマにしたイベント「きまつり」の運営をする。	
水準	イベント開始	きまつり H25～
	森林学習実施小学校数 (H27)	7校 (266名)

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市で該当する事業がないため。	
水準	イベント	きまつり
	森林学習実施	小学校
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
94130	農地有効利用希望者登録制度に係る事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	農地の出し手・受け手の募集・登録内容の変更・削除・・・年1回8月実施	
実施方法等	登録地の現地確認・写真撮影・システム整備入力 年1回更新登録するか否かの確認(8月実施) JAに新規募集の協力依頼(8月～9月) 新規登録分の公表開始(12月)	
水準	農地提供希望者	101人(平成28年8月2日時点 最新)
	登録農地筆数	345筆(平成28年8月2日時点 最新)
	農地借入・購入希望者	57人(平成28年8月2日時点 最新)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市では、農地有効利用希望者登録制度を実施しており、農地の出し手・受け手の募集・登録内容の変更・削除を年1回、8月に実施している。南足柄市では、同様な制度を持たないことから、本制度を実施するが調整内容となる。	
調整内容決定の考え方	小田原市の制度を、継続して実施する。	
水準	農地提供希望者	101人
	登録農地筆数	345筆
	農地借入・購入希望者	57人
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
94131	農業会議農政活動協力金に係る事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	農業会議農政活動協力金は、農業及び農民の公的機関である県農業会議の事業に賛同する農家等の募金であり、県内農業の振興等に係る財源とするもので、金額は1戸当たり300円で、集金は各農業委員会の裁量とされている。小田原市では、集金と納付をJAに依頼し、協力を得ている。	農業会議農政活動協力金に関する事務
実施方法等	農協依頼 各支店に必要書類を届ける 残書類の回収	市の一般財源で対応
水準	金額	683,000円(平成27年度実績)
	予算措置の有無	無し
		神奈川県農業会議賛助会員費270,250円(250円×1081世帯) 足柄上農業委員会連合会員担金75,670円(70円×1081世帯)
		有り

調整方針(案)		
調整(案)内容	農業会議農政活動協力金は、集金は各農業委員会の裁量とされている。小田原市と南足柄市の対応が異なるため、その方法が調整内容となる。	
調整内容決定の考え方	小田原市の方式を採用する。	
水準	金額	1,028,920円
	予算措置の有無	無
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
102124	耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		別紙のとおり	別紙のとおり
実施方法等		会場周辺における昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準木造住宅の所有者に対し、耐震セミナー及び耐震相談会の開催通知を送付し、参加を募る。 耐震化促進アドバイザーについては、建築物の管理組合等からの派遣申請を受け、派遣するアドバイザーについて調整した後、申請者に対し派遣決定通知書を送付する。 派遣終了後は、その結果について報告書を提出してもらう。	年3回市役所の会議室において、(一財)神奈川県建築士事務所協会東西支部から相談員を派遣していただき、相談会を実施している。自治会回覧・ポスター・市ホームページなどで開催を周知し、市民からの申込みを募る。 耐震相談会終了後は、その結果について報告書を提出してもらう。
水準	名称	耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業	木造住宅無料耐震相談事業
	要件 (対象、減免等)	別紙のとおり	別紙のとおり
	金額	別紙のとおり	別紙のとおり
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	別紙のとおり	別紙のとおり
	平成28年度予算額 (千円)	360千円	150千円

調整方針(案)

調整(案)内容		小田原市の実施方法を適用する
調整内容決定の考え方		南足柄市は木造住宅のみを対象に事業を実施していることから、木造住宅をはじめ緊急輸送道路沿道建築物など対象の広い小田原市の実施方法を適用する
水準	名称	耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業
	要件 (対象、減免等)	別紙のとおり
	金額	別紙のとおり
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	別紙のとおり
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
102159	狭あい道路整備等促進事業

事務事業の現況		
---------	--	--

市名	小田原市		南足柄市
事務事業概要	敷地前面の建築基準法第42条第2項の道路であり、市が定める狭あい道路要綱に該当する路線沿線の道路後退において、市道路管理者と連携して後退用地の確保、処理、整備を行う。		該当なし
実施方法等	狭あい要綱に該当する案件について、事前に道路相談を受けて後退方針を定め、その方針に合致した内容の後退協議書を建築指導課で受け、道路管理者がこれに基づき協議して用地を処理、整備する。		
水準	受付時期	原則として建築に伴う確認申請時	
	受付基準	元道となる官地と敷地との境界が確定し、建築指導課で後退方針が整理され示されていること。	
	相談手数料	手数料なし	
	後退方針の判断基準	建築基準法第42条第2項の規定によるが、原則として官地の中心後退。	
	処理件数	約100件/年	

調整方針（案）	
---------	--

調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方	道路後退の実効性を確保するため。	
水準	受付時期	原則として建築に伴う確認申請時
	受付基準	元道となる官地と敷地との境界が確定し、建築指導課で後退方針が整理され示されていること。
	相談手数料	手数料なし
	後退方針の判断基準	建築基準法第42条第2項の規定によるが、原則として官地の中心後退を基本とする。
	処理件数	約100件/年（南足柄市分含まず）
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
102181	違反是正に関する事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	開発許可等に係る違反物件の調査、指導及び監督処分を行う。	開発許可等に係る違反物件の調査、指導及び監督処分を行う。	
実施方法等	・小田原市違反開発行為等事務処理要綱に基づき、開発許可等に係る違反物件の調査、違反指導等を行う。	・神奈川県違反開発行為等正要綱及び神奈川県違反開発行為等正事務処理要領に基づき、開発許可等に係る違反物件の調査、違反指導等を行う。	
水準	違反指導対応件数（H27年度）	58件	1件

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の実施方式を主として適用し、運用が異なる部分を調整する	
調整内容決定の考え方	件数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため	
水準	違反指導対応件数（H27年度）	59件
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
102190	木造住宅耐震化推奨訪問事業

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		耐震診断に精通する建築士で構成された市民団体から選任された建築士が、住宅の耐震化に関心があり、戸別訪問を希望する市民の自宅に伺い、簡易診断を行うとともに耐震改修工事の重要性や補助制度の説明を行い、耐震化を促す。	該当なし
実施方法等		別紙のとおり	
水準	名称	木造住宅耐震化推奨訪問事業	
	要件 (対象、減免等)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	
	金額	別紙のとおり	
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	別紙のとおり	
	平成28年度予算額 (千円)	940千円	

調整方針（案）

調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用する
調整内容決定の考え方		小田原市でこれまで実施しているため
水準	名称	木造住宅耐震化推奨訪問事業
	要件 (対象、減免等)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
	金額	別紙のとおり
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	別紙のとおり
調整方針の区分		小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
111129	狭あい道路用地等取得事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	家屋の建替え時等にあわせて、建築基準法第42条第2項及びこれに準じる道路用地を確保するため、要綱に基づき社会資本整備総合交付金を活用して、用地取得等及び物件除却補償の事務を行う。	該当なし
実施方法等	小田原市建築行為等に関する後退用地の確保及び整備に関する要綱に基づき、建築行為等にあわせて後退用地を確保するため、土地の分筆、買収、物件除却補償を行った上で、道路整備を実施する。	
水準	申請件数	108件 平成27年度実績
	対象	建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路及びこれと同等の道路に接した敷地の建築行為等

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市も含めて建築主事を置く特定行政庁となるため、道路行政と建築行政が連携した対応が必要となる	
水準	申請件数	108件（平成27年度実績小田原市分）×1.5倍 = 162件
	対象	建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路及びこれと同等の道路に接した敷地の建築行為等
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
113118		緑化推進事務	
事務事業の現況			
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		住宅街や公共空間などまちなかの花や緑を充実するため各種支援を行う。	
実施方法等		小田原駅東口周辺の花壇やプランターに植え付ける花苗の育成と、植付・管理を行う。 緑化の推進に関するイベントを開催する。 地域の公共空間（沿道や公民館等）に草花の植付・管理を行う緑化推進団体に、花苗を支給する。 民有地（道路から見える範囲に限る）の緑化に対して、工事費の一部を助成する。 市民の緑化に対する知識及び技術向上のために花苗育成等講習会を開催する。	
水準	拠点駅周辺植付用花苗の植付数（ ）	約2,600株	
	緑化イベントの開催数（ ）	年間1回程度	
	公共空間植付用花苗の緑化推進団体への支給数（ ）	約16,000株	
	民有地緑化の支援件数（ ）	年間1団体（平成29年以降は40戸程度を予定）	
	花苗育成等講習会の開催数（ ）	年間16回程度	
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原駅東口周辺への花苗の植付（ ）と緑化イベント（ ）は現状の事業量を継続。 公共空間植付用花苗支給（ ）、民有地緑化支援件数（ ）、花苗育成講習会開催数（ ）は、南足柄市分を考慮した事業量（拡大）として継続。	
調整内容決定の考え方		小田原市民のサービス低下を行わないことを基本とする。 は、小田原駅東口周辺が新たな拠点駅となることが明らか、参加者が増えなくても差支えないため事業量を継続する。 ～ は、小田原市民のサービス低下を招くため、事業量を拡大する。	
水準	拠点駅周辺植付用花苗の植付数（ ）	約2,600株	
	緑化イベントの開催数（ ）	1回程度	
	公共空間植付用花苗の緑化推進団体への支給数（ ）	$16,000株 \times (24万人/20万人) = 19,200株$	
	民有地緑化の支援件数（ ）	$40戸 \times (24万人/20万人) = 48戸$	
	花苗育成等講習会の開催数（ ）	$16回 \times (24万人/20万人) = 19.2回$	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
114104		市営住宅入居者募集事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市営住宅の年2回（6月及び11月）に合わせて、募集住宅を選定し、市営住宅への入居者を公募により募集する。	市営住宅の年1～2回（時期は不定期）に合わせて、募集住宅を選定し、市営住宅への入居者を公募により募集する。
実施方法等		各募集時期の2カ月前までに募集にかける住宅を選定し、空き家修繕を行う。選定に際しては、一つの住宅に偏ることなく、人気のある低層階の住宅を中心に、世帯向けと単身向けの住戸のバランスを考慮して選定する。選定した募集住宅については、抽選用住宅と審査用住宅に分けて募集する。募集に際しては、広報及びホームページに掲載するとともに、募集のしおりを作成し、各配布場所で希望者に配布してもらう。	各募集時期の2カ月前までに募集にかける住宅を選定し、空き家修繕を行う。選定に際しては、一つの住宅に偏ることなく、人気のある低層階の住宅を中心に、世帯向けと単身向けの住戸のバランスを考慮して選定する。選定した募集住宅については、抽選用住宅と審査用住宅に分けて募集する。募集に際しては、広報及びホームページに掲載するとともに、募集のしおりを作成し、各配布場所で希望者に配布してもらう。
水準	募集戸数	1回の募集につき約20戸〔内訳：抽選用住宅約12戸（世帯向け約6戸、単身可約6戸）、審査用住宅約8戸（世帯向け約4戸、単身可約4戸）〕	原則5戸以上の空家が発生した場合に空き家募集を実施。募集は、年2回を上回らない回数とする。
	募集住宅の決定及び空き家修繕	6月募集：4月末までに決定、5～6月に空き家修繕 11月募集：9月末までに決定、10～11月に空き家修繕	募集の月の2カ月前までに決定、入居時期に合わせて空き家修繕
	広報、ホームページ掲載時期	6月募集：5月15日号広報に掲載、同時にホームページに掲載 11月募集：10月15日号広報に掲載、同時にホームページに掲載	募集の月の広報に掲載、同時にホームページに掲載
	募集のしおり作成・配布時期	募集のしおり配布開始日の約5日前までに職員が作成し、募集月の募集受付開始日の約10日前から募集受付最終日までの期間に配布場所において希望者に配布	募集のしおり配布開始日の約5日前までに職員が作成し、募集月の初めの日（1日）から募集受付最終日までの期間に配布場所において希望者に配布
	募集のしおり配布場所	市役所5階建築課・2階総合案内、各支所・連絡所、マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口、アークロード市民窓口、国府津駅前窓口コーナー、酒匂窓口コーナー、桜井窓口コーナー	市役所2階都市計画課
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方式を適用するが、募集のしおりの配布期間を延長する。	
調整内容決定の考え方		市営住宅の管理戸数、募集戸数の多い小田原市の方式を適用して定期募集を実施するが、しおりの配布期間を延ばすことで、申込者の増加が見込める。	
水準	募集戸数	1回の募集につき約20～25戸	
	募集住宅の決定及び空き家修繕	6月募集：4月上旬に決定、5～6月に空き家修繕 11月募集：9月上旬に決定、10～11月に空き家修繕	
	広報、ホームページ掲載時期	6月募集：5月号の広報に掲載、同時にホームページに掲載 11月募集：10月号広報に掲載、同時にホームページに掲載	
	募集のしおり作成・配布時期	募集月の前々月中に募集のしおりを作成し、前月上旬から募集受付期間最終日まで配布場所において、希望者に配布。	
	募集のしおり配布場所	市役所所管課、総合案内、各支所・連絡所、各タウンセンター・窓口コーナー等	
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
121163	排水設備及び下水道接続関係事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	排水設備計画等の審査及び施工検査を行うとともに、工事完了排水設備工事台帳をデータ管理する。また、公費で公共樹の設置等を行う。	排水設備新設等確認申請書の審査及び施工検査を行うとともに、工事完了排水設備工事台帳をデータ管理する。また、公費で公共樹の設置等を行う。	
実施方法等	審査及び検査については、排水設備工事時、申請された排水設備工事台帳の排水計画、ますの深さ、管路勾配等の審査を行う。工事完了後の出来高図面を基に、ます間距離、ます深等の現地検査を行い、検査合格のものに対し標章を貼る。 公共樹の設置については、申請受付確認後、設計積算し、工事発注及び施工管理を行う。	審査及び検査については、排水設備工事前に申請された排水設備新設等確認申請書の排水計画、ますの深さ、管路勾配等の審査を行う。工事完了後の出来高図面を基に、ます間距離、ます深等の現地検査を行い、検査合格のものに対し標章を貼る。 公共樹の設置については、申請受付確認後、設計積算し、工事発注及び施工管理を行う。	
水準	排水設備工事数(年間)	平成27年度排水設備工事申請件数 946件	平成27年度排水設備工事申請件数 154件
	公共樹公費設置要件	以下のすべて要件を備えた私有地であること (1) 公道又は私道に接していること。 (2) 公共下水道に接続する計画が具体的かつ明確であること。 (3) 既存の公共ます等が設置されていないこと。 (4) 道路との境界が明確であること。 (5) 当該私有地の土地所有に係る訴訟などの紛争がないこと。	以下のすべて要件を備えた私有地であること (1) 公道又は私道に接していること。 (2) 公共下水道に接続する計画が具体的かつ明確であること。 (3) 既存の公共ます等が設置されていないこと。 (4) 道路との境界が明確であること。 (5) 当該私有地の土地所有に係る訴訟などの紛争がないこと。
	公共樹私費設置要件	以下の公共樹等の設置は、自らが施行する (1) 開発行為等に伴う設置 (2) 区域外流入に伴う設置	以下の公共樹等の設置は、自らが施行する (1) 開発行為等に伴う設置 (2) 区域外流入に伴う設置
	公共樹設置工事数	100件(平成27年度)公費	3件(平成27年度)公費

調整方針(案)		
調整(案)内容	両市の事務処理方式は同様であり、これを適用するが、公共樹設置要件を見直して実施する。	
調整内容決定の考え方	新たに「分筆等による新規公共ます設置」を公共樹私費設置要件として追加し、経費削減を図る。ただし、周知期間等が必要なため、新たな設置要件の実施は合併後1年以内とする。	
水準	排水設備工事数(年間)	平成27年度排水設備工事申請件数 1,100件
	公共樹公費設置要件	以下のすべて要件を備えた私有地であること (1) 公道又は私道に接していること。 (2) 公共下水道に接続する計画が具体的かつ明確であること。 (3) 既存の公共ます等が設置されていないこと。 (4) 道路との境界が明確であること。 (5) 当該私有地の土地所有に係る訴訟などの紛争がないこと。
	公共樹私費設置要件	以下の公共樹等の設置は、自らが施行する (1) 開発行為等に伴う設置 (2) 区域外流入に伴う設置 (3) 分筆等による新規公共ます設置
	公共樹設置工事数	21件
調整方針の区分	新たな事務事業・実施水準に再編 b:合併後	

事務事業番号		事務事業名	
131147		公金	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		金融機関との連絡調整、預金の移動を行う。	金融機関との連絡調整、預金の移動事務
実施方法等		出納・収納取扱金融機関との随時の連絡調整、出納取扱金融機関の交代に係る告示等の事務、水道料金等の口座振替に係る事務、各金融機関にある水道事業の口座の預金組替を行う。	出納・収納取扱金融機関との随時の連絡調整、水道料金等の口座振替に係る事務、各金融機関にある水道事業の口座の預金組替を行う。
水準	出納・収納取扱金融機関	別紙のとおり	別紙のとおり
	口座振替可能な金融機関	別紙のとおり	別紙のとおり
	コンビニ収納	対応あり	対応あり
	預金組替状況	毎日	隔月（奇数月）
	他課との関連事務	金融機関検査・連絡調整（出納室）	金融機関検査・連絡調整（会計課）
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		出納・収納取扱金融機関や口座振替の利用が可能な金融機関数が多い小田原市の実施方法に統一する。 【複数案提示できない理由】 南足柄市の方法では利用可能な金融機関が減りサービス低下を招く。	
水準	出納・収納取扱金融機関	別紙（小田原市）のとおり	
	口座振替可能な金融機関	別紙（小田原市）のとおり	
	コンビニ収納	対応あり	
	預金組替状況	毎日	
	他課との関連事務	金融機関検査・連絡調整（一般会計の出納担当課）	
調整方針の区分		小田原市の例により統合	a: 合併時

金融機関について

	小田原市	南足柄市
出納取扱金融機関	スルガ銀行、横浜銀行、さがみ信用金庫 (輪番制)	スルガ銀行、横浜銀行(輪番制)
収納取扱金融機関	上記のほか、みずほ銀行、りそな銀行、静岡銀行、三井住友銀行、静岡中央銀行、中央労働金庫、小田原第一信用組合、かながわ西湘農業協同組合、三井住友信託銀行、中南信用金庫、中栄信用金庫、ゆうちょ銀行(12行)	上記のほか、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、中央労働金庫、さがみ信用金庫、小田原第一信用組合、かながわ西湘農業協同組合、ゆうちょ銀行(8行)
口座振替可能な金融機関	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関(中栄信用金庫を除く)	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関(みずほ、りそなを除く)

事務事業番号	事務事業名
131158	料金徴収

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	水道料金及び下水道使用料に係る窓口、徴収、更正、債権管理や分水等他事業体との水の融通に係る事務処理を行う。	水道料金及び下水道使用料に係る窓口、徴収、更正、債権管理や分水等他事業体との水の融通に係る事務処理	
実施方法等	水道メーターを検針し、水道料金等を算出、請求する。 滞納者に対する徴収事務（給水停止を含む、窓口営業時間外の開栓対応は株式会社小田原水道サービスセンターに委託）を行う。 水道使用の開始及び中止を窓口又は電話にて手続き等を行う。 水量認定に係る申請の受理、審査及び決定通知の送付を行う。 分水等に係る協定の締結、費用の支払、請求を行う。	水道メーターを検針し、水道料金等を算出、請求する。 滞納者に対する徴収事務（給水停止を含む、窓口営業時間外の開栓対応なし）を行う。 水道使用の開始及び中止を窓口又は電話にて手続き等を行う。 水量認定に係る申請の受理、審査及び決定通知の送付を行う。 分水等に係る協定の締結、費用の支払、請求を行う。	
水準	委託状況	平成19年度から一括委託、平成29年9月まで（第一環境株）	平成23年度から一括委託、平成29年9月まで（第一環境株）
	検針・請求サイクル	2地区に分割、隔月検針隔月請求（納付書現地投函あり）	隔月（奇数月）検針、翌月請求（納付書現地投函なし）
	給水停止サイクル	当初の納期限から2ヵ月半後	当初の納期限から2ヵ月後
	水量認定基準	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	窓口営業時間	平日8:30~19:00（給停時は20時まで待機）、休日8:30~17:00、祝日は営業しない	平日8:30~17:00（給停時は20時まで）、休日・祝日は営業しない

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	合併後の水道料金センターを小田原市水道局庁舎内に設置する。	
水準	委託状況	新市給水区域全体を対象に1つの業務委託契約とする。水道料金センターは、小田原市水道局内に設置する。
	検針・請求サイクル	2地区に分割、隔月検針隔月請求（納付書現地投函あり）
	給水停止サイクル	当初の納期限から2ヵ月半後
	水量認定基準	小田原市の例による。
	窓口営業時間	平日8:30~19:00（給停時は20時まで待機）、休日8:30~17:00、祝日は営業しない
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

水量認定基準について

	小田原市	南足柄市	会津若松市
認定の要件	使用者及び所有者の責めに帰すことができない理由による水道メーター以下の給水管の地中破裂等による地中漏水	使用者又は所有者の善良な管理等を前提とした、地下等の埋設部分の漏水	水道メーターの異常
	・漏水修理が完了しており、かつ受水槽がある場合は、漏水箇所が受水槽より手前である場合	・漏水修理が完了している	使用水量が不明 ア) 盛土・水没・積雪等により検針ができない場合 イ) 市の指定給水装置工事事業者が調査しても漏水箇所が確定できないもの ウ) 上記及びア)、イ)の場合以外で使用水量が確定できない場合について、管理者が必要と認めた場合
	・使用者の過失による漏水、露出管からの漏水、トイレのボールタップ不良、蛇口などのパッキンのゆるみ、給湯器などの故障による漏水は対象外	・給水栓以下の装置不良や破損によるものは対象外	
	・市の指定給水装置工事事業者が漏水修理を行った場合	・市の指定給水装置工事事業者が漏水修理を行った場合	漏水による料金の減免適用範囲 ア) 地下漏水、不凍水抜栓の不良による漏水、特殊器具及び高架タンクの給水装置の器具不良による漏水、凍結に伴う給水管破裂による漏水 イ) 不凍水抜栓の操作不良による漏水
	・漏水の原因が腐食などの劣化によるものである場合		
	・過去1年以内に2回以上漏水認定されていない場合		
水道メーターの異常	水道メーターの異常	ただし、下記の場合は減免対象外 ・蛇口など、直ぐに発見できるところでの漏水 ・市指定給水装置工事事業者以外で漏水修理した場合	
検針不能	検針不能		
認定の適用期間	・原則1期(2ヶ月)分とするが、特別な理由があるときは最大2期(4ヶ月)分とする。	・原則1期(2ヶ月)分	・は2期(4ヶ月)までを目安 ・漏水による料金の減免は、原則1期(2ヶ月)分
認定の方法	使用実績による方法 今回の使用状況を家族構成、営業状態等から調査し、前回又は前年同期を勘案した使用水量による。	使用実績による方法 前回又は前年同期分をもとに使用水量を推定し、水道料金を算出(算出料金を超えた分を減額)	及びの場合は、 ・前4月間の使用水量 ・前年度同期の使用水量 ・世帯人員 ・類似する使用形態における使用水量のいずれかを考慮して水量を認定する。
	使用水量の日割計算による方法 水道メーターの取替え又は修繕後の1日平均使用水量に料金算出の基礎となる期間の日数を乗じた水量による。	使用水量の日割り計算による方法 取替えや修繕後の1日平均使用水量に、料金算出の基礎となる期間の日数を乗じた水量で水道料金を算出(算出料金を超えた分を減額)	漏水による料金の減免適用範囲 ア)の場合 検針水量から前年同期使用水量又は前4カ月間の平均水量の2カ月分の使用水量(実績使用水量)を差し引いた水量の2分の1を減免する。実績使用水量の3倍を超える場合は3倍を限度とし、超える水量を軽減。
	過去の使用実績に漏水負担量を加算した水量で水道料金を算出(算出料金を超えた分を減額)	過去の使用実績に漏水負担量を加算した水量で水道料金を算出(算出料金を超えた分を減額)	漏水による料金の減免適用範囲 イ)の場合 検針水量から前年同期使用水量又は前4カ月間の平均水量の2カ月分の使用水量(実績使用水量)を差し引いた水量の3分の1を減免する。実績使用水量の3.5倍を超える場合は3.5倍を限度とし、超える水量を軽減。

事務事業番号	事務事業名
131232	閉庁時市民等対応業務

事務事業の現況		
市 名	小田原市 南足柄市	
事務事業概要	閉庁時における漏水の通報、給水装置の故障や苦情など、市民等からの各種問合せに対応する。	
実施方法等	閉庁時における市民等からの漏水や給水装置の故障など、各種問合せの対応を行う。	
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・閉庁時の市民等からによる閉庁時の問い合わせに対して、漏水修繕等待機業務委託をしている㈱小田原水道サービスセンターが受付し、必要場合は現場確認を行うなどの対応を行う。 ・道路漏水など緊急性のあるものについては、水道局の当番職員に連絡をし、現場対応を要請する。 	
水準	問合せ件数	701件（うち緊急性があり同職員が対応した件数26件）(H27)
	初期対応（受付）	市民等からの問合せについては、漏水修繕等待機業務の受託者が受け付ける。夜間休日待機者1名
	初期対応（現場確認）	状況に応じて漏水修繕等待機業務受託者が現場確認を行い、緊急性が高い案件については同職員（当番職員）に連絡し現場対応を要請する。
	職員の対応	技術職員7名が1週間交替で当番を行う。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	閉庁時における市民等からの漏水の通報や給水装置の故障などの各種問合せに対する対応については、受付から現場確認、状況に応じた応急処置を行うことのできる業者に委託することにより、迅速かつ適正な対応が図れることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 両市の業務量を合わせた業務を職員で対応することが困難であり、業者に委託することが望ましいため。	
水準	問合せ件数	751件（うち緊急性があり同職員が対応した件数76件）
	初期対応（受付）	市民等からの問合せについては、漏水修繕等待機業務の受託者が受け付ける。夜間休日待機者 1名
	初期対応（現場確認）	状況に応じて漏水修繕等待機業務受託者が現場確認を行い、緊急性が高い案件については、同職員（当番職員）に連絡し、現場対応を要請する。
	職員の対応	受託者からの要請に対応するため、職員が交替で当番を行う。
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141148	特別支援教育相談事業事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	特別支援教育相談室「あおぞら」の運営業務（スタッフは教育相談員及び臨床心理士の資格を持つ心理相談員）。様々な課題を持つ子どもや保護者及び教員を対象に相談を受けるほか、支援方法の助言や発達検査等を行う。	(該当なし)
実施方法等	保護者および教職員の相談に対応。電話相談、面談、発達検査、学校訪問等をおこなっている。必要に応じて、関係諸機関との連携をはかる。	
水準	配置職員	教育相談員 2 名（市費非常勤特別職員）、心理相談員 1 名（謝礼）
	予算（謝礼）	16,600円 × 130回 = 2,158,000円

調整方針（案）		
調整（案）内容	現状のまま両市の児童生徒を対象として実施する。	
調整内容決定の考え方	可能な範囲で事業を継続する。	
水準	配置職員	特別支援教育相談員：2 名（市費非常勤職員）
	予算（謝礼）	16,600円 × 122回 = 2,025,200円
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a: 合併時

事務事業番号	事務事業名
141177	校内支援室指導員・学校支援員配置事務

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	学校には行けるが教室には行けない児童生徒の居場所であり、教室復帰のステップの場である校内支援室に支援員（臨時職員）を配置する。教室に行くことが難しい生徒に対して、寄り添いながらきめ細やかな支援を行う。	個別の支援を要する生徒に対して別室における学習指導や個別支援を行うことにより、不登校等の未然防止を図る。	
実施方法等	中学校の校内支援室に校内支援室指導員を配置する。指導主事や教育相談員等による不登校に係る学校訪問を実施する中で、校内支援室の運営について助言をしたり、他校のよい取組を紹介したりする。	中学校3校に1名ずつ学校支援員を配置 学校支援員は、別室で不登校生徒や個別の支援を要する生徒に対して学習指導を行う。別室での指導が必要な生徒がいない場合は、教室において生徒を支援する。	
水準	配置校	市内中学校のうち6校（5名分の予算で6校に配置）	各中学校区（中学校1校、小学校2校）に1名
	予算（賃金）	@910円×5.5h×196日×5人=4,904,900円	@960円×6h×202日×3人

調整方針（案）		
調整（案）内容	両市の予算を併せた範囲内で、小田原市校内支援室指導員の時給、勤務時間に合わせて配置する。	
調整内容決定の考え方	可能な範囲での事業の継続を図る。	
水準	配置校	中学校9校
	予算（賃金）	@930円×5.5h×190日×9人=8,570,880円
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141181	体力・運動能力向上推進事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	小学校の新体力テスト実施時に、指導主事や大学生等を派遣し、運動能力が最大限に発揮できるようアドバイスする。体育系大学と連携し、学校の体力向上の取組を支援する。著名なアスリートを市内の中学校に派遣し、実技指導等を行う。	市独自事業としては該当なし 県事業（体力テストキャラバン隊）を活用。小学校の新体力テスト実施時に講師を招聘して小学校教員を対象とした研修を行う。	
実施方法等	指導員（大学生）や講師（大学教授）、指導主事を派遣する小学校を指定し、大学等との日程の調整や訪問内容の調整を行う。 各校を訪問し体力テスト実施種目のポイント指導や計測の補助等を行う。 著名なアスリートを小中学校へ派遣し、経験に基づいた実技指導やデモンストレーション、講話を実施する。	小学校体育指導者研修会の実施（県保健体育課体力テストキャラバン隊を招聘） ・小学校5年生担当教員、各校1名が参加	
水準	派遣回数	指導員：1校あたり4回 指導主事：1校あたり2回 アスリート：全部で10回	年1回
	派遣校数	指導員：5校 市教育指導課（指導主事）：2校 県保健体育課：1校	1校（南足柄小学校）
	予算	指導員：@5,000円×4回×5校=300,000円 講師（大学教授等）：@30,000円×8回=240,000円 アスリート：@30,000円×10回=300,000円	0円

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の例により実施する。	
調整内容決定の考え方	可能な範囲で事業を継続する。	
水準	派遣回数	指導員：1校あたり4回 指導主事：1校あたり2回 アスリート：全部で10回
	派遣校数	指導員：5校 市教育指導課（指導主事）：2校 県保健体育課：1校
	予算	指導員：@5,000円×4回×5校=300,000円 講師（大学教授等）：@30,000円×8回=240,000円 アスリート：@30,000円×10回=300,000円
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141187	日本語指導等協力者派遣事業

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	外国につながるのある児童生徒に対する日本語指導等において、教員の支援を行う協力者(謝礼)を派遣する。	日本語指導を必要とする外国につながるのある児童生徒に対して必要な支援を行う支援員を派遣する。	
実施方法等	市の広報誌・HPで日本語指導等協力者を募集。 年度末に各学校に日本語指導等が必要な児童生徒についての調査を実施。 協力者の勤務可能条件と児童生徒の状況をもとに派遣について決定する。 対象児童生徒への日本語指導の実施状況について、対象児童生徒在籍校からの報告をもとに把握する。	該当の児童生徒の母語が堪能な支援員を雇用し、その学校に派遣する。	
水準	予算(謝礼)	1回につき2,000円×940回=1,880,000円(1回1時間程度)	@980円×5h×33日×1人=161,700円
	時期・回数	年間20回(平成28年5月開始の場合)	1名のみ、期間は3ヶ月程度
	協力者実働者数	13名(平成28年6月現在)	1名
	派遣対象児童・生徒数	37名(平成28年6月現在)	1名
	対象	日本語指導が必要な児童生徒	日本語指導が必要な児童生徒の在籍校

調整方針(案)		
調整(案)内容	両市の予算を併せた範囲内で、小田原市の条件等で実施する。	
調整内容決定の考え方	可能な範囲で事業を継続する。	
水準	予算(謝礼)	1回につき2,000円×761回=1,522,000円(1回1時間程度)
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
141194	学校防災アドバイザーの派遣事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	幼稚園、小・中学校に学校防災アドバイザーを派遣する。(1/3県補助あり)	該当なし
実施方法等	希望する園、小中学校の中から実施対象校(5校)を決定し、実施が決定した園、小中学校とアドバイザー間の連絡調整を行う。アドバイザーには避難訓練や研修会等で、防災や安全についての指導・助言等をしていただく。国の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」の委託を受けている。	
水準	対象校	5校
	回数及び時間	各校1回、1回あたり2時間程度
	講師	矢崎良明氏(学校安全教育研究所長、鎌倉女子大講師)
	講師謝礼	@30,000円

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により実施するが、対象校が増えるため、事業規模を拡大する。	
調整内容決定の考え方	学校の防災管理、防災教育については、各校、地域の実態に応じて取り組んでいく必要があるため。	
水準	対象校	6校
	予算	@30,000円×6校
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141195	防災教育用パンフレット作成事務

事務事業の現況		
---------	--	--

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		防災教育用パンフレットを作成し、各校の対象学年に配布する。	該当なし
実施方法等		小田原市の防災教育用パンフレット「地震だ！そのときどうする!？」を対象学年に配付する。平成24年度に内容の見直しを図り改訂した。平成26年5月に効果的な活用のための指導資料を各校に配付した。	
水準	配付対象	小学校1年生、3年生、5年生、中学校1年生	

調整方針（案）	
---------	--

調整（案）内容	小田原市の例により実施するが、対象児童生徒数が増加するため、事業を拡大する。	
調整内容決定の考え方	地域性を考慮しても防災教育の充実は今後も必要であることから、現在の配付状況を南足柄市にも拡大する。	
水準	配付対象	小学校1年生、3年生、5年生、中学校1年生
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141221	少人数指導スタッフ配置事務

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	小学校1～6年生について、少人数指導やチームティーチング指導をする際に必要なスタッフ(臨時職員)を配置する。	該当なし
実施方法等	少人数指導スタッフの募集と採用、雇用に関する事務を行う。配置基準に基づいて配置校を決定し、スタッフを配置する。 配置スタッフの資質の向上に向けた研修を実施する。	
水準	配置基準	小学校3～6年生で、35人以上の学級数が多い学校から順次配置する。
	平成28年度配置人数	4校に4名
	資格	有効な小学校教諭専修、1種または2種免許を有するもので児童の教育に熟意のあるもの
	予算(資金)	@1,600円×6時間×193日×5人=9,264,000円

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により実施するが、対象児童数が増加することから、事業を拡大して実施する。	
調整内容決定の考え方	よりきめ細やかな学習指導を実施していくために、合併後も少人数指導の充実を図る。	
水準	配置基準	小学校3～6年生で、36人以上の学級数が多い学校から順次配置する。
	予算(資金)	@1,600円×6時間×190日×5人=9,120,000円
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
141222	スタディ・サポート・スタッフ配置事務

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	小学校1・2年生において、1クラスの児童数が30人を超え、35人以下の学級のある学校に、学級担任の補助をし、児童の学習面や生活面をサポートするスタディ・サポート・スタッフ(臨時職員)を配置する。	(該当なし)
実施方法等	スタディ・サポート・スタッフの募集と採用、雇用に関する事務を行う。配置基準に基づいて配置校を決定し、スタッフを配置する。 配置スタッフの資質の向上に向けた研修を実施する。	
水準	配置基準	・小学校1・2年生で、30人を超え35人以下の学級がある学年に1人 ・それに加え1つの学年に3学級以上が2学年ある場合は1人
	平成28年度配置人数	1年生...8校に9名 2年生...12校に12名
	資格	有効な小学校教諭専修、1種または2種免許を有するもので児童の教育に熟意のあるもの
	予算(資金)	1年生: @910円×4時間×193日×12人=8,430,240円 2年生: @910円×4時間×193日×11人=7,727,720円

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の予算の範囲内で実施する。	
調整内容決定の考え方	可能な範囲で事業の継続を図る。	
水準	配置基準	小学校1・2年生で、30人を超え35人以下の学級がある学年に1人
	予算(資金)	@910円×4時間×190日×21人
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
141223	おだわらっ子ドリームシアター開催事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	劇団四季・こころの劇場（寄付）によるミュージカルを市内小学校4年生全員が鑑賞する、おだわらっ子ドリームシアターの開催事業を実施する。児童の輸送業務と、舞台設営業務は委託により実施。	該当なし
実施方法等	劇団四季より次年度の時期等について連絡がきたら、小学校校長会長に相談し、実施の決定をする。各校へ連絡し、参加人数等の確認をする。児童の輸送業務と、舞台設営業務については委託とし、競争入札により委託業者を決定する。小田原市民会館大ホールにて実施するため、市民会館との連絡調整に係る事務及び次年度の予約等に関する事務を行う。当日の児童の昼食会場の手配。	
水準	対象	市立小学校4年生（約1800名）
	開催回数及び時期	回数：年1回 1日2回公演 時期：劇団四季のこころの劇場の実施時期等により決定

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の例により実施する。	
調整内容決定の考え方	可能な範囲で事業を実施する。	
水準	対象	市立小学校4年生（約2000名）
	開催回数及び時期	回数：年1回 1日2回公演 時期：劇団四季のこころの劇場の実施時期等により決定
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141228	尊徳学習推進事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市立小学校全25校に対して、尊徳学習推進費を配当し、各校における尊徳学習を支援する。また、学習の成果の展示会を開催する。	該当なし
実施方法等	小学校校長会の担当校長との連絡調整を行う。各校で実施計画書を作成し、校長会がとりまとめて、教育指導課に報告がある。その報告に基づき、尊徳記念館の担当者との連絡調整により、講師の派遣や尊徳記念館訪問日の調整をする。 尊徳学習の成果については1月下旬に市役所の市民ロビーに展示する。展示に係る会場の手配や各校への依頼を行う。市民ロビーで展示した作品は、次年度尊徳記念館で展示するので、それまで作品を保管する。(市民ロビーの展示のみで返却を希望する学校もあり) 尊徳学習研修会の企画と運営。講師は尊徳記念館職員へ依頼する。	
水準	対象	小学校25校(主に小学校4年生で実施)
	尊徳学習展	期間：年1回。25校を2グループに分け、各2週間展示する。
	予算	講師謝礼：@1,000円×14校 消耗品費：@4,000円×25校

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例によるが、対象校数が増加することから事業規模を拡大して実施する。	
調整内容決定の考え方	郷土の偉人について学習することは、学習指導要領でも規定されていることから、市の事業として取り組むことは、児童の学習の機会を保障する意味で必要なことと考える。	
水準	対象	小学校31校(主に小学校4年生で実施)
	尊徳学習展	期間：年1回。31校を3グループに分け、各3週間展示する。
	予算	講師謝礼：@1,000円×18校 消耗品費：@4,000円×31校
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
141229	「小田原の自然」活用講座開催事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	理科副読本『小田原の自然』を活用した自然観察会を実施する。	該当なし
実施方法等	年間8回の自然観察会の企画・運営。学校をとおして児童生徒に参加申込書の配付及び参加受付をする。	
水準	対象	市内小学校4年生から中学校3年生、及びその保護者。 市内小中学校教職員。
	定員	50名。(募集定員に満たない場合は、小学校1～3年生の参加も受け付ける)
	講師	8名程度(講師1人あたりの平均参加回数約5回) 「小田原の自然」の編集に携わっていただいた方、小中学校教職員、退職した教職員

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により実施する。開催場所等については、新市全体の自然環境を鑑みて決定する。	
調整内容決定の考え方	可能な範囲で事業の継続を図る。	
水準	対象	市内小学校4年生から中学校3年生、及びその保護者。 市内小中学校教職員。
	定員	50名。(募集定員に満たない場合は、小学校1～3年生の参加も受け付ける)
	講師	8名程度(講師1人あたりの平均参加回数約5回) 「小田原の自然」の編集に携わっていただいた方、小中学校教職員、退職した教職員
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
141232	新学習指導要領対応非常勤講師・武道指導非常勤講師配置事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	平成24年度からの中学校新学習指導要領の完全実施に伴い、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができる非常勤講師（臨時職員）を配置する。	該当なし
実施方法等	年度末（1月～3月）に行う各中学校への調査をもとに調整・決定を行い、中学校で学習指導ができる非常勤講師を配置する。	
水準	配置人数	9人（5、6校を配置対象校に想定。技術・家庭科、美術科、音楽科、英語科等教員の配置を想定）
	配置日数等	教科：年間81日×5.5h 武道：年間14日×5h
	予算	教科：@1,600円×5.5h×81日×9人=6,415,200円 武道：@910円×5h×14日×4人=254,800円

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の例により実施する。小田原市の予算の範囲内で実施する。	
調整内容決定の考え方	生徒の学力向上に向け、可能な範囲で配置する。	
水準	配置日数等	教科：578日（1日5.5h） 武道：39日（1日5h）
	予算	教科：@1,600円×5.5h×578日=5,086,400円 武道：@910円×5h×39日=177,450円
調整方針の区分	小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
142101	就学時健康診断・精密検査等

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・就学を予定している幼児の心身の状態を的確に把握し、義務教育諸学校への就学に当たって、保健上必要な勧告、助言を行い適正な就学を図る。 ・児童生徒の健康診断の結果、経過観察を行う上で、専門医及び学校医による判定会を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学を予定している幼児の心身の状態を的確に把握し、義務教育諸学校への就学に当たって、保健上必要な勧告、助言を行い適正な就学を図る。 ・児童生徒の健康診断の結果、経過観察を行う上で、専門医及び学校医による判定会を実施していない。 	
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健康診断を公共施設で14校学校で、11校で実施している。学校医による内科・耳鼻科・眼科検診と歯科検診を行う。 ・児童生徒の健康診断の結果、専門医及び学校医による判定会を行い経過観察を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健康診断を公共施設において実施している。学校医による内科検診・歯科検診、また、各小学校教職員による面談を行う ・児童生徒の健康診断の結果、専門医及び学校医による判定会を行っていない。 	
水準	就学時健康診断 時期	就学時健康診断：10月から12月まで	就学時健康診断：10月から12月
	事務処理	教育委員会主体のため計画・実施・該当校への結果の送付など内科、耳鼻科、眼科、歯科学校医及び臨時職員の支払いを行っている。	教育委員会主体のため計画・実施・該当校への結果の送付など内科、歯科学校医及び臨時職員の支払いを行っている。
	謝礼内容	医師1人に対して一律21,762円	医師1人に対しておおむね19,583円
	検診内容	検査項目について、法に定められている内科・耳鼻科・眼科・歯科の4科目実施している。	内科・歯科の2科目実施している。
	精密検査（判定会）	専門医による判定会を実施する	実施しない

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の水準に合わせ実施する。	
調整内容決定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健康診断を学校及び公共施設で行う。学校医による内科・耳鼻科・眼科検診と歯科検診を行う。 ・精密検査は同委託業者により実施し、更に、専門医による判定会を実施する。 	
水準	就学時健康診断 時期	就学時健康診断：10月1日から12月まで
	事務処理	教育委員会主体のため実施計画・実施・実施会場での結果の配布等
	検診内容	内科・耳鼻科・眼科・歯科の4科目検診を実施する
	精密検査（判定会）	専門医による判定会を実施する
調整方針の区分	小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
142132 142143 142146 142148	児童生徒等の健康診断事業等

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		学校保健安全法に基づいた児童生徒に関する健康診断	・学校保健安全法に基づいた児童の健康診断等を行う。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> ・学校医による内科健診・耳鼻科健診・眼科健診・歯科検診を実施する ・委託業者による尿検査を実施する。 ・委託業者による心臓検診（12誘導心電図検査/心エコー）を実施する。精密検査が必要となった場合は、胸部直接撮影、12誘導心電図検査、診察、身長、体重、血圧検査、医師の指示により負荷心電図検査を行う。 ・心臓検診の対象は小学校1年生と4年生、中学校1年生 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校医による内科健診・耳鼻科健診・眼科健診・歯科検診を実施する ・委託業者による尿検査を実施する。 ・委託業者による心臓検診（12誘導心電図検査）を実施する。精密検査が必要となった場合は、胸部直接撮影、12誘導心電図検査、診察、身長、体重、血圧検査、医師の指示により負荷心電図検査を行う。 ・心臓検診の対象は小学校1年生と中学校1年生
水準	時期	学校保健安全法に基づいて6月30日までに行う	学校保健安全法に基づいて6月30日までに行う
	対象	全児童生徒・幼児に対して実施する。	全児童生徒に対して実施する。
	健康診断の項目	学校保健安全法定内：内科・歯科検診等・尿検査・心臓検診小学校1年生・中学校1年生 法定外：心臓検診小学校4年生	学校保健安全法定内：内科・歯科検診等・尿検査・心臓検診小学校1年生・中学校1年生 法定外は実施していない。
	検査器具の消毒	内科、耳鼻科、歯科検診の検査器具（舌圧子・鼻鏡・耳鏡・ミラー）の消毒を行う。	内科、耳鼻科、歯科検診の検査器具（舌圧子・鼻鏡・耳鏡・ミラー）の消毒を行う。
	学校環境衛生	学校保健安全法に基づく、教室の空気・照度及び水道水の検査等の実施	学校保健安全法に基づく、教室の空気・照度及び水道水の検査等の実施

調整方針（案）

調整（案）内容		南足柄市の水準に合わせる。
調整内容決定の考え方		両市ともに法的に進めているので自治体間の差異は少ない。新市に引き継ぐ時に学校保健安全法に基づいて実施することとし、法定外で行っている4年生の心臓検診のみ廃止で調整。
水準	時期	学校保健安全法に基づいて6月30日までに行う
	対象	全児童生徒・幼児に対して実施
調整方針の区分		新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時